



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本の学問の自由とアメリカのアカデミック・フリーダム : 高柳信一『学問の自由』再訪
Author(s)	盛永, 悠太
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第15097号
Issue Date	2022-06-30
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k15097
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/86663
Type	doctoral thesis
File Information	Morinaga_Yuta.pdf



日本の学問の自由とアメリカのアカデミック・フリーダム
——高柳信一『学問の自由』再訪——

北海道大学大学院法学研究科
法学政治学専攻

盛永悠太

序論 問題の所在と本稿の問題関心	1
はじめに	1
第1節 先行研究の概観と問題の所在	1
第2節 アメリカ：本論文の目的と検討対象	15
第1章 学問への憧憬と公法学者への道程	19
第1節 研究者としてのキャリア形成	20
第2節 「近代国家における基本的人権」	28
第3節 小括と検討	36
第2章 『学問の自由』	39
第1節 「大学の自治——比較行政法的考察」	40
第2節 「学問の自由——歴史的序論」	46
第3節 「学問の自由——原理」	53
第4節 小括に代えて	67
第3章 Richard Hofstadter & Walter Metzger	71
第1節 本書を取り上げる理由	71
第2節 カレッジの時代	74
第3節 「ユニバーシティの時代」	94
第4節 本章のまとめ	126
第4章 Robert MacIver	129
第1節 アカデミック・フリーダムとは何か	134
第2節 世論の動向とアカデミック・フリーダムへの攻撃経路	146
第3節 大学の政体と学生	157
第4節 大学と社会秩序	164
第5節 小括	166
第5章 高柳説の周辺	168
第1節 先行世代：田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義	168
第2節 高柳説の周辺(1)	173
第3節 高柳説の周辺(2)	182
第4節 高柳の戦略：生き残りの理由？	201
結論 高柳説とは何であったのか	209
第1節 本稿の議論のまとめ	209
第2節 高柳の限界？	211
第3節 高柳の可能性？	212

序論 問題の所在と本稿の問題関心

はじめに

近年、日本国憲法 23 条を巡っては、ある特定の学説を軸に議論が戦わされる傾向がある。それが、高柳信一『学問の自由』¹(以下、高柳説)である。本稿は、同説を再読し、高柳説が依拠したアメリカのアカデミック・フリーダム(academic freedom)²の議論から内在的分析を試みる。

本序論は、大きく分けて、前述の目的を掲げる理由とその説明も兼ねた先行研究の概観(第 1 節)と、具体的な研究手法および構成を示すものである(第 2 節)。

結論から先に述べれば、次のごとくである。

すなわち、①近年の日本の憲法学では、23 条解釈論としての高柳説に対する有力な批判が登場、憲法学説史研究の登場も含め、同説に対する見直しと再読の機運が高まっている。

次に、②関連して大学史や高等教育論における研究の著しい進展と、高柳の生きた時代も含む通史的著作の相次ぐ刊行が挙げられる。

③それにも拘らず、(法学にせよ高等教育史にせよ)高柳説そのものを日本およびアメリカの学説や議論から内在的に再読・分析し、同時代における意義や文脈までを視野に入れた本格的な研究は未だ存在していないこと。

第 1 節 先行研究の概観と問題の所在

第 1 款 学説上の焦点

憲法学において、日本国憲法 23 条(学問の自由)を議論の対象とする研究は、学問の自由を論じているにせよ、大学の自治を論じているにせよ、枚挙にいとまがない。

とりわけ、2004 年の国立大学法人法の制定、2015 年の同法ならびに学校教育法の改正に象徴される、いわゆる「大学改革」を巡っては、広く学界全体において活発な議論がなされている。憲法学もこの例に漏れず、ここ数十年の論稿においては、多かれ少なかれ「大学改

¹ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983 年)。

² 本稿は、日本で言うところの「学問の自由」とアメリカで言うところのアカデミック・フリーダムを別個・異質な概念として捉える方が適切ではないかと判断している。従って本文でも原則この表記で統一する。

最も後者に関しては、これは決して筆者独自の発想ではない。本稿で引用するものも含め、日本の先行研究においては、しばしばアメリカの“academic freedom”を指して、括弧付きの「学問の自由」やアカデミック・フリーダムと表記する 경우가少なくない。他ならぬ高柳本人もそのような訳出をする場合がある(同じく、単に学問の自由と表記する場合も多い)。日本の学問の自由と海外でいう所のそれが異質なものである、という可能性が広く知られていたことの証左であろう。

また先行研究からの引用に際しては、当然オリジナルの表記・訳語のままである。訳語選択について先行研究や既訳から裨益するところは大きいにあったが、訳出は全て筆者の手による。

革」を念頭に置いた議論がなされている、と言っても過言ではない³⁴。

それでは、23条に関する通説とはなんだろうか⁵。現在の憲法学で「通説」と言った場合、念頭に置かれるのはやはり芦部信喜か佐藤幸治の見解であるが、ここでは芦部のそれを確認しよう。

芦部によれば、日本国憲法が独自の条項として学問の自由を保障したのは、明治憲法時代の滝川事件や天皇機関説事件の歴史を踏まえてのことである。そして、「学問の自由の保障は、個人の人権としての学問の自由のみならず、とくに大学における学問の自由を保障することを趣旨としたものであり、それを担保するための『大学の自治』の保障をも含んでいる」とされる⁶。「大学の自治」とは、「学問の自由の保障の中に当然のコロラリーとして含まれており、いわゆる『制度的保障』の一つと言うこともできる」⁷。

日本国憲法23条が設けられた理由に、戦前の経験を挙げ、23条は個人の自由のみならず大学の自治をも保障する趣旨とする。このうち「大学の自治」＝「制度的保障」説に対しては、既に重要な研究がいくつか存在する^{8,9,10}。その意味で、通説ないしは通説的見解も検討

³ 学問の自由・大学の自治、近時では「大学改革」に関する(憲法学以外も含めた)邦語文献は極めて多い。本稿で挙げるのはあくまでその一部であり、憲法学の内外も含め数多くの文献から示唆を受けていることは言うまでもない。

ここでは、現状の憲法学の23条に関する到達点を的確に描くものとして、「大学改革」の時期に著された中村睦男「学問の自由と大学改革の新たな課題」憲法理論研究会『憲法と自治』(成文堂, 2003年)85頁以下、同「国立大学の法人化と大学の自治」北海学園大学法学研究43巻3・4号(2008年)523頁の参照を乞う。なお念の為述べておけば、以下では「通説的見解」(これ自体一つの論点となり得るが)に対する多種多様な批判を概観するが、それら批判において念頭に置かれている「通説的見解」とは中村説ではない。

⁴ もちろん、「大学改革」以外を対象にした論稿も決して少なくない。例えば、先端科学技術規制に関するものがある。ここでは代表例として、戸波江二「科学技術研究の憲法問題」ジュリスト1022号(1993年)82頁以下、同「学問・科学技術と憲法」樋口陽一編『講座憲法学4 権利の保障(2)』(日本評論社, 1994年)79頁以下を挙げることにする。

あるいは近年では、研究倫理や同僚性審査に関する著作も多い。例として、中山茂樹「研究倫理審査を誰がおこなうのか(1)~(2)統治論としての学問の自由」産大法学50巻1・2号111頁以下(2017年)、同52巻1号29頁以下(2018年)。

⁵ 芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 第7版』(岩波書店, 2019年)、佐藤幸治『日本国憲法論 第2版』(成文堂, 2020年)。

⁶ 芦部・前掲注(5)173頁。

⁷ 芦部・前掲注(5)176頁。

⁸ 石川健治『自由と特権の距離：カール・シュミット「制度体保障」論・再考 [増補版]』(日本評論社, 2007年)。

⁹ 栗島智明「ドイツにおける近年の大学改革と学問の自由——『学問マネジメント』の憲法適合性をめぐって——」法学政治学論究103号(2014年)233頁以下、同「大学の自治の制度的保障に関する一考察——ドイツにおける学問の自由の制度的理解の誕生と変容——」法学政治学論究106号(2015年)101頁以下。

¹⁰ 他には、守矢健一『学問の自由』の制度的考察を始めるために」UP2005年3月号20頁以下、同『学問の自由』に係る日本の憲法解釈論の性格を巡って」大阪市立大学法学雑誌54巻1号(2007年)376頁以下などがある。

の俎上に載せられていることは確かである。

しかしながら、いわゆる「大学改革」以降、それも近年の23条を巡る議論を概観すると、そこで批判・再検討の対象となっているのは、芦部説ではないことが明らかとなる。

その筆頭が、堀口悟郎の指摘である。フランスの議論を素材として形成されたその主張を端的に述べると、我が国では高柳説の強い影響の下、「学問の自由のコロラリー」としての「大学の自治」の担い手は教授会であり、その自治の核心は教員人事の自治である、とする「教授会自治論」が説かれてきたが、これには法律上の根拠も判例上の根拠もなく、憲法23条(学問の自由)からの論理的導出も十分ではない、というものであり、同説が直接の批判対象としていたのが先の高柳信一『学問の自由』である¹¹。

あるいは、石川健治は、「市民的自由としての表現の自由(憲法21条)の平面から、大学論を組み立て直そう」とした高柳説を、「この考え方は、あくまで身分的特権の論理を一切介さずに、しかし、大学ないし大学人の特権を弁証しようとするもの」と評する¹²。また制度体保障論に立脚する石川からすれば、高柳説は「憲法23条を、初発の段階で無化してしまう企てであり、その後の大学論議において、大学の立場を著しく弱くする効果をもったことは、否定できない」とする¹³。

堀口や石川の議論も含めて、日本国憲法23条を巡る議論のほとんどは、高柳説を検討対象とすることが多い¹⁴。

その高柳説であるが、本来ならば主著である『学問の自由』の内容に触れるべきであろう。しかし、同書の検討・分析は本稿の目的そのものに関わるものであり、本序論では敢えて詳しくは扱わない。その代わり、高柳のコンメンタールでの記述である、『基本法コンメンタール 新版 憲法』の記述を参照することとしよう¹⁵。

高柳は、憲法23条の趣旨を次のように解する。すなわち、同条が保障する学問研究(の自由)とは、自然・社会法則の認識やそれらに伴う人間の福祉等の向上にという点で「役に立つ」側面と、現在の認識や既存の体制・基本的価値観を疑い、絶えず変革を求める真理探求行為であるという点で「危険な」側面を有する。こうした危険な側面を抑圧し制約しようと

¹¹ 詳細については、堀口悟郎「『教授会自治』と『教授の独立』」法学政治学論究103号(2014年)35頁以下、同「学問の自由と『中央集権』」憲法理論研究会編『対話と憲法理論』(敬文堂, 2015年)61頁以下参照。

¹² 石川健治「制度的保障論批判」現代思想2015年11月号(特集 大学の終焉：人文学の消失)119頁。

¹³ 石川・前掲注(12)120頁。

¹⁴ いくつかの例として、中富公一「学問の自由と大学の自治の原点と現点」全国憲法問題研究会『憲法問題30号』(三省堂, 2019年)23頁以下、堀口悟郎「学問と統治」片桐直人・岡田順太・松尾陽編『憲法のこれから』(日本評論社, 2017年)126頁以下。守矢・前掲注(10)。それらを見ると、肯定的であれ、否定的であれ、高柳説が議論における一つの焦点と言っても過言ではない。

¹⁵ 高柳信一「第23条」有倉遼吉(編)『基本法コンメンタール 新版 憲法』(日本評論社, 1977年)102-108頁。

する国家・社会に対し、学問研究を保障するのが23条の趣旨である、と¹⁶。

その保障内容は、①個人(市民)の学問研究の自由、②研究教育機関における教員研究者の教育研究の自由、③大学の自治である。このうち、①は市民として一般に保障される(19条や21条の「学問研究面における特殊的現象形態」)ため、23条の保障の主眼は②と③にある¹⁷。

まず①の問題、すなわち何故思想・良心の自由や表現の自由といった市民的自由とは別個に、学問の自由を保障したかは問題となり得る。この点については、宮沢俊義¹⁸や『註解日本国憲法』¹⁹、ドイツにおける議論を踏まえた上で、英米においては元来「学問の自由」の保障という発想はなかったものの、19世紀後半(四半期以降)は産業家・実業家理事による大学管理体制の下で、被傭者としての大学教員が理事機関からの干渉を受けずに研究・教育を遂行するために「学問の自由」が提唱されていった流れが確認される²⁰。これを承けて、「学問の自由の保障は、一般の市民的自由以上の高度の自由の保障を内容とする考え方は問題」とされる——「研究者だからといって、より高度の特別の自由を要求・享受しうるものではない」²¹。

結局の所、23条の必要性は、研究手段から分離された研究者が、使用者にあたる機関設置者・管理者の諸権能(業務命令権、懲戒・解雇権)から、研究・教育業務の遂行を守ることと求められる。研究者の持つ市民的自由(思想の自由、思想の表現・交換の自由)を研究教育機関内部に貫徹させ、回復させることに同条の意義がある²²。

こうした23条の内容として、個人の学問研究の自由、大学教員の教育研究の自由(指揮監督からの自由、懲戒権からの自由、身分保障)、大学の自治(教員人事の自主決定権、研究教育内容・方法・対象の自主決定権、財政自治権、大学の自治・学生の自治)が挙げられている²³。

これらの内容から、注目すべき箇所を拾い上げるならば、次の各点が指摘できよう。

第一に、個人の学問研究の自由においては、特定の学説の権力による禁圧(天皇機関説事件)・学説の表現に対する刑罰(森戸事件)は許されないこと、ただしこれらの結果は23条の保障をまたず、思想の自由(19条)や表現の自由(21条)の保障によって当然もたらされるといふ²⁴。

第二に、教員の身分保障と関連して、一般市民は市民的自由を行使して不人気な見解を述べれば、(例えば顧客を失うという経済的な)しっぺ返しを受けるのに、大学教員はそれを何

¹⁶ 高柳・前掲注(1)102頁参照。

¹⁷ 高柳・前掲注(1)102頁。

¹⁸ 宮沢俊義『憲法学Ⅱ 新版』(有斐閣, 1971年)395頁以下。

¹⁹ 法学協会編『註解日本国憲法』(有斐閣, 1953年)445頁以下。

²⁰ 高柳・前掲注(1)102-103頁参照。

²¹ 高柳・前掲注(1)103頁(傍点、原文ママ)。

²² 高柳・前掲注(1)103頁。

²³ 高柳・前掲注(1)103-105頁。

²⁴ 高柳・前掲注(1)102頁。

ら受けないことが「過度の特権」と見做されることが取り上げられる。

この点について、「教員研究者は、思想を表明することを専門職能上の業務としており、職責上思想を表明しない自由をもたない」こと、真理と信ずることの表明により研究手段を奪われるというしっぺ返しを受けるのを容認するならば、上記業務の遂行を不可能とする、とされる²⁵。

以上、高柳説について瞥見した。次に第2款では、こうした高柳説の今日における評価について見ていこう。

第2款 学説における高柳説の扱い(1)：先行研究としての受容

高柳説に対する憲法学界の評価は、(実質的な修正や変容を伴う部分、再解釈や読み替えはあるものの)概ね肯定、踏襲されているとは言える。以下、代表的な見解を順次取り上げよう。

まず最初に、常本照樹による2005年の日本公法学会の総会報告を取り上げる²⁶。

同報告は、大学組織のモデルには同僚制・官僚制・法人制・企業制の4つが存在することを指摘し、世界的な「大学改革」の潮流の中で大学固有の役割を果たすためには、同僚制の組織文化の維持が重要であり、他方で社会の要求に柔軟に対応しうる法人制やステークホルダーを重視する企業制の文化が制度的な平衡器として機能することが必要である、との指摘を行った²⁷。

それを承けて、同報告は従来想定されてきた①個人としての教員一國、②大学一國の二面的関係では大学内部の権力関係が問題とされていないことから、今後の憲法23条の適用対象は③教員一大学管理機関(学長・教授会)、④教授会一学長も加えた四面的関係を前提とすべき、と主張する²⁸。

こうした文脈で常本は、高柳説を「通説的見解によっては必ずしも適切に把握することができない雇用者としての大学法人と教員との関係をカバーしうるものであり、法人化後の国公立大学および私立大学にも、ともに適用しうる学問の自由の基本的分析枠組を提供している」、と評価する²⁹。

高柳説を高く評価する論者の筆頭は、「高柳テーゼを引き継いで現在の状況に生かそうと」試みる松田浩であろう³⁰。

松田によると、「学問の自由は内外の歴史において、大学の教員研究者と大学という組織体そのものに特別な保護を与えることが当然の前提とされてきたが、その趣旨と根拠につ

²⁵ 高柳・前掲注(1)104頁。

²⁶ 常本照樹「大学の自治と学問の自由の現代的課題」公法研究68号(2006年)1頁以下。

²⁷ 常本・前掲注(26)1-7頁。

²⁸ 常本・前掲注(26)8頁。

²⁹ 常本・前掲注(26)9-10頁、引用は10頁。

³⁰ 加藤一彦・阪口正二郎・只野雅人編著『フォーカス憲法』(北樹出版, 2020年)147頁(松田浩執筆)。

いて学説・判例では代表的な二つの立場が存在する」という³¹。

まず憲法 23 条に関する初期の通説・判例は、ドイツ型の *akademische Freiheit* 概念をモデルとし、「学問の高尚性と学者・研究者のエリート性に根拠を求める特権説」であり、宮沢俊義、『註解日本国憲法』、東大ポポロ事件最高裁判決³²が代表例とされる³³。その特質は、①教授の自由の狭隘性、②学問と政治の峻別論、③国公立・私立区分論、④学生=管理客体論にまとめられる³⁴。

こうした特権説に対する最も包括的な批判こそ、「市民的自由説(高柳信一)」であり³⁵、「ア・プリオリな学者・研究者のエリート性の承認を拒絶するこの説は、19 世紀末以降のアメリカにおける *academic freedom* 概念をモデルとする歴史理論とともに構築されが、解釈論上も特権説を批判する重大な帰結を導いている」³⁶。その特質は、①教育の自由の拡大、②学問と政治の峻別否定、③国公立・私立一元論、④全構成員自治論である³⁷。

ドイツモデルとアメリカモデルとを対置させ、前者の代表を『註解日本国憲法』に、後者の代表を高柳説とした上で、アメリカモデル(=高柳説)を採用する松田の基本的立場は現在も変わることがない³⁸。

³¹ 杉原泰雄編『新版体系憲法辞典』(青林書院, 2008 年)544 頁(松田浩執筆)

³² 最大判昭和 38 年 5 月 22 日刑集 17 卷 4 号 370 頁。

³³ 杉原・前掲注(31)544 頁(松田浩執筆)。

³⁴ それぞれ、「①教授(教育)の自由……は大学(高等教育機関)においてのみ認められ、教育の本質上、下級学校に至るにつれて、制限されること(教授の自由の狭隘性)、②学問の自由は学問的見解にのみ認められるのであって、実際政策的見解には必ずしも及ばないこと(学問と政治の峻別論)、③憲法 23 条の名宛人は公権力であり、国公立の研究機関の教師研究者に保護を与えるものであって、私立機関においてはその設立目的に照らして内部における研究教育に一定の制約を加えることがありうること(国公立・私立区分論)、④大学の自治は、人事の自治の他に施設・学生管理の自治を認めるが、ここで学生は管理客体としてのみ扱われていること(学生=管理客体論)」と説明される(杉原・前掲注(31)544 頁(松田浩執筆))。

³⁵ 杉原・前掲注(31)544 頁(松田浩執筆)

³⁶ 杉原・前掲注(31)545 頁(松田浩執筆)

³⁷ それぞれ、「①教員研究者の専門職能(*profession*)として必要な自由として学問の自由が捉え直されるため、本質上専門職能であることに差異のないすべての教育機関の教員に、教授=教育の自由が保障されるべきこと(教育の自由の拡大)、②体制批判の自由を含む市民的自由の一環として学問の自由が位置づけられるため、教師研究者の政治的表現の自由と学問の自由の垣根が相対化されること(学問と政治の峻別否定)、③大学を射程とする憲法 23 条の名宛人は、一般権力主体としての政府ではなく、大学設置者・管理権者とされるため、国公立大学のみならず私立大学の設置者も直接憲法上の名宛人となること(国公立・私立一元論)、④教師と学生との間の無形の精神的交渉というプロセスの自由(=機能的自由)を大学の自治の本質要素として捉え、学生は単なる管理客体ではなく一定の自由と自治の主体性が認められるべきこと(全構成員自治論)」とされる(杉原・前掲注(31)545 頁(松田浩執筆))。

³⁸ ただし、只野雅人・松田浩編『現代憲法入門』(法律文化社, 2019 年)256-257 頁(松田浩執筆)における記述を見ると、見解の変遷も窺える。

高柳説に対する松田の評価は、「この市民的自由説は、細部に疑問の余地はあるものの、

松田は、『現代憲法入門』の「大学の自由と自治」の項目において、まず始めに東大ポポロ事件最高裁判決を持ち出す。すなわち、「憲法 23 条は学問の自由を保障しているが、最高裁はこれを 2 種に分け、一方で広くすべての国民の①学問的研究の自由と②研究結果発表の自由を保障するとともに、他方で『大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とする』ことから、特に大学におけるこれらの自由を保障しており、これは『一般の場合よりもある程度で広く認められる』とする。後者は、憲法論としての大学の本質規定から、23 条に基づいて大学に『特権』を認めていると解される。そして、……③研究結果の教授(教育)の自由が保障され、また、これらの自由を保障するため『伝統的』に④大学の自治が認められる」(同 256 頁)。

そして、「この『特権』論を基礎づける学説には 2 つの系統がある」。「第 1 は、大学人が『選ばれた人』であることを根拠に教授団(=制度体)の身分的特権として把握するドイツ型の説……で、ポポロ事件判決もこれを下敷きにしていると解される」(同 256 頁)。「第 2 は、学者でない素人(理事会)が設置管理する大学において、被傭者にすぎない学者＝専門職能(profession)がもつべき職務遂行の自律権として把握するアメリカ型の説」、すなわち高柳説である(同 256－257 頁)。

後者の説によれば、「大学は(公立私立を問わず)専門的学問のために捧げられた公共信託的財産であり、研究教育の内容・方法等についての判断権を専門職能に留保することによって、初めてその真理探求機能を十全に発揮できる。大学はパブリック・フォーラムのように一般私人の公共討議に開かれた『場』ではないが、政府(および私有)財産の管理権行使が学問コミュニケーションのために掣肘されるという点で、ここにも公共的な『場』の論理を見出すことができる(第 2 説が、第 1 節やポポロ事件判決のいう大学の自治の内容……に加えて、教員団を主体とする『研究教育の内容・方法等の自主決定権(個々の学問ディシプリンの内部では、内容上の主題・見解規制や固有の手続を遵守させることが必要不可欠になる)』と『財政自主権(ひものつかない研究費を請求する権利)』を特に認めるのは、以上の論理の帰結である)。2004 年以降の国公立大学法人化によってアメリカ型を模した大学管理方式が一般化したことからすれば、ポポロ事件判決の趣旨を第 2 説によって読み替えていくのが妥当だろう」と松田は論じる(同 257 頁、傍点原文ママ)。

ドイツモデル(『註解日本国憲法』とポポロ事件判決)とアメリカモデル(高柳説)を対置させつつ、後者を採用する基本姿勢は変わらないものの、その内容が変遷しているのもまた確かである。

第一に、まずポポロ事件判決を高柳説によって「読み替え」る選択肢を提示する点で、両者の垣根が相対化され、記述の上でも学問の自由の概念の考察の上でも、ポポロ事件の判示から出発している。

第二に、カッコつきではあるものの憲法 23 条が大学に特権を認める規定であるときれ、ドイツモデル(『註解日本国憲法』と制度体保障説)にせよ、アメリカモデル(高柳説)にせよ、大学の特権を基礎づける議論であると把握されている。

第三に、従来の松田の研究との関連もあってのことと考えられるが、高柳説の説明において「大学……公共信託的財産」という表現がなされ、「個々の学問ディシプリン内部では、内容上の主題・見解規制や固有の手続を遵守させることが必要不可欠となる」と述べている。

これらの点、特に第三点に鑑みると、上記見解は後述する長谷部恭男の見解に限りなく接近している、と評価すべきであろう。なお、第一点と第二点からは、かつての特権説と市民的自由説の違いを相対的なものと位置づけられていることが窺える。この点についても、かつて守矢・前掲注(10)が指摘したように『註解日本国憲法』と高柳説がともにプロフェッショナルリズムの地平に立つという点で共通するものがあると見做すべきだろう。

基本的には日本国憲法の普遍的な人権観念に適合した卓抜な理論構成と評すべきだろう」、という言明の通り、極めて高い³⁹。高柳説に対する肯定的な評価の、好例である。

松田ほどではないにせよ、高柳説に好意的な論者は少なくない。例えば、今日においても高柳が大学の自治の中に財政自治権を含めていたことの先駆性を評価する見解は少なくない⁴⁰。あるいは、高柳が、英米においては大学の学生入学決定権がアカデミック・フリーダムの構成要素とされていることに早くから着目していたこと⁴¹、主として教員研究者の専門職能的自由の独善と頹廢を防止するため、学問研究共同体・大学内部における学生の参与を求めていたことが注目される⁴²。

また近年の議論に目を向けると、高柳説をジャーナリストの職責としての「放送の自由」の領域において援用する西土彰一郎の議論も存在することは、同説のポテンシャルが「学問の自由」論を越える可能性も示唆される⁴³。もっとも西土がジャーナリストの職責としての「放送の自由」を語る文脈で、高柳説を引き合いに出していることから明らかな通り、そこでは高柳説は一種の職責論として位置づけられている。

このような見方は、高柳自身「学問研究が、研究手段から切り離された研究者によって、一の専門職能(profession)として行われる」⁴⁴ことを前提に、語っていることからすれば決して不当な見方ではない。それどころか高柳はしばしば「職責」⁴⁵や「専門職能」⁴⁶、「専門職能的自由」⁴⁷という表現を用いており、先に挙げたようにコンメンタールにおいては「教員研究者は、思想を表明することを専門職能上の業務としており、職責上思想を表明しない自由をもたない」⁴⁸とまで言い切る。

こうした高柳理解を突き詰めたのが、長谷部恭男である。長谷部は早くから「『学問の自由』は大学を典型とする高等研究教育機関のメンバーに認められる憲法上の特権であり、人が生まれながらにして持つ人権ではない」⁴⁹と主張し、こうした特権を認める根拠を「学問の自由の象徴的意義」、「研究者には……自律的個人のモデルを示すことが期待されて」いることに求める論者であった⁵⁰。近年の長谷部は、高柳説もこの種の議論に位置

³⁹ 杉原・前掲注(31)545頁(松田浩執筆)。

⁴⁰ 一例として、永山茂樹「大学の自治論の形成と課題」浦田一郎古稀祈念『憲法思想と発展』(信山社, 2017年)405頁以下。

⁴¹ 高柳・前掲注(1)81頁注5。

⁴² 高柳・前掲注(1)130頁以下、高柳・前掲注(15)106-107頁。

⁴³ 西土彰一郎「言論の自由と情報統制——放送制度のゆくえ——」全国憲法問題研究会『憲法問題30号』56-57頁参照。

⁴⁴ 高柳・前掲注(1)61頁。

⁴⁵ 例えば、高柳・前掲注(1)128頁。

⁴⁶ 例えば、高柳・前掲注(1)130頁。

⁴⁷ 例えば、高柳・前掲注(1)131頁以下。

⁴⁸ 高柳・前掲注(15)104頁。

⁴⁹ 長谷部恭男『憲法の理性 増補新装版』(東京大学出版会, 2016年)158頁(初出2004年)。

⁵⁰ 長谷部恭男『Interactive 憲法』(有斐閣, 2006年)206頁。

づけている⁵¹。

本郷隆の議論も挙げるべきだろう。本郷は、学校教育法にいう大学(形式的意味の大学)と、学問的コミュニケーションの保障の要請の強さから憲法上自治が認められる大学(実質的意味の大学)を対置させ、後者への接近度を「大学性」と表現し、その高低に応じて大学の自治の強弱を考えるべきと主張する⁵²。

その本郷は、大学の自治の根拠として最終的には高柳説を採用する⁵³。すなわち、大学の自治の根拠論を検討する中で、制度的保障論(芦部信喜・種谷春洋)、功利主義(長谷部恭男)、職責論(蟻川恒正)、機能的自由論(高柳信一)を挙げた上で⁵⁴、高柳の機能的自由論を基礎に、「大学の自治」を「大学における学問的コミュニケーションの保障」と捉えたのである⁵⁵。

制度的保障論はともかく、それ以外の論者(長谷部・蟻川・高柳)の議論を其々別々の根拠論とまで理解できるかについては、筆者も疑問なしとはしないものの、説得力に富む議論である。

以上の本郷の議論で注目すべきなのは、「大学性」への接近度合いに応じて大学の自治の強弱が変化するという議論と、大学の自治の根拠として高柳説を採用することが、矛盾なく結びついているという点である。

第3款 学説における高柳説の扱い(2)：多様な「読み」あるいは「散在」？

ここまで見たように、高柳説に対する憲法学界の評価は、現在でも先行研究として頻繁に引用される点で、肯定的な傾向にあると言える。しかし、そこにおいて既に示唆されていたように、各論者によって高柳説をどのような観点で理解し、評価しているかが相当程度異なっていたことは、見過ごしてはならない。

例えば、一方で松田浩のように、高柳説を特権説と対置される市民的自由説として理解する論者がいれば、他方で、長谷部のように高柳説を「学問の自由＝憲法上の特権」の流れに位置づける論者もいる。

あるいは、本郷のように基本的には高柳説(機能的自由論)に立脚しつつも、従来からするとラディカル(に見える)議論を展開する論者もいる。本稿では取り上げなかったが、市民的自由や特権とは異なる、職責としての「学問の自由」を主張する蟻川恒正のような論者も存在する⁵⁶。

⁵¹ 長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2) 国民の権利義務(1) § § 10~24』(有斐閣, 2017年)482頁(長谷部恭男執筆)

⁵² 本郷隆「大学の自治に関する試論——社会・正当性・構造——」東大ローレビュー第7号(2012年)85-87頁参照。

⁵³ 本郷・前掲注(52)80頁。

⁵⁴ 本郷・前掲注(52)75頁以下参照。

⁵⁵ 本郷・前掲注(52)80頁参照

⁵⁶ 蟻川恒正「国家と文化」岩村正彦ほか(編)『岩波講座 現代の法 1 現代国家と法』(岩波書店, 1991年)191頁以下、同「国立大学法人論」ジュリスト 1222号(2002年)60頁。

ともすると、これらは各論者の関心や注目する点の違いに過ぎないだけにも見える。しかし、筆者は必ずしもそれに尽きないとする。本論文の結論とも関わる点であるが、高柳説はその研究動機や参照資料も含む多様な要素や背景・文脈から成り立つこと、記述それ自体が解釈の分かれるものであること、それでいて高柳本人はいくつかの前提に立っていたこと、これらが相まって高柳説は多種多様な読みにかかれている。逆に言えば、高柳説に対する理解が散在してしまっている、と考えられる。

具体的に言えば、第一に、戦前の帝国大学や帝大教授像を否定する意味での特権否定。第二に、高柳が論文を執筆していた「戦後」とりわけ1960~70年代の時代状況。第三に、高柳が研究を行う上で参照した当時の英米、特にアメリカのアカデミック・フリーダム(academic freedom)の議論。第四に、市民的自由と「学問の自由」という二つの自由論。高柳説は、こうした法学・非法学的な要素が渾然一体となった認識や前提から成り立つ議論である。

それ故、一方では学生の自治に象徴されるような反特権の性格を持ちつつ、他方ではプロフェッショナルリズムの観点も有するため、議論全体は専門職論(プロフェッション論⁵⁷)の色彩が濃くなる⁵⁸。

法学的な観点から見ると、財政自治権のような今日においても先進的な議論が展開される。その一方、「学問の自由保障の主たる狙い」を教員研究者の市民的自由を、「研究教育機関の内部において貫徹させ、……これを回復させるところにある」⁵⁹とする点からは、少なくとも個人の自由に関しては憲法23条独自の意義をほとんど認めていないように読める。そうでなくとも、23条の射程、他の条文(19条や21条)との機能の違いについては意図的に曖昧にされているのではないかと、この思いすら抱く。

第4款 学説における高柳説の扱い(3)：批判対象として

冒頭で堀口、石川の見解を引き合いに出したが、いわゆる「大学改革」の進展と軌を一にする形で、高柳説とその理論的帰結に対して根本的な批判も投げかけられるようになった。

⁵⁷ 松田浩「プロフェッション論の自律—中間団体の居場所—」全国憲法問題研究会編『憲法問題 第24号』(三省堂, 2013年)43頁以下。

⁵⁸ その意味で、高柳説を「この考え方は、あくまで身分的特権の論理を一切介さずに、しかし、大学ないし大学人の特権を弁証しようとするもの」と評する石川・前掲注(12)119頁の指摘は正鵠を射る。

また関連して、かつて守矢『学問の自由』に係る日本の憲法解釈論の性格を巡って「前掲注(10)が、一方で『註解日本国憲法』の記述の背景には「大学教授が一種の精神的特権階級であるという認識が」(同396頁)あり、他方で高柳説が「ロマンティックに」市民に対する「学者の精神的優位性」を語るものである(同401頁)と見做していたことは、両者にはプロフェッショナルリズムという共通点があったという指摘として注目される。

⁵⁹ 高柳・前掲注(15)104-105頁。

例えば、先述したように常本照樹は、高柳説に好意的な評価を下す論者であるが、同時に高柳説それ自体の限界も率直に指摘する。すなわち、合衆国憲法と異なり日本国憲法が23条において学問の自由を明文で保障していることに鑑みて、高柳説の「学問の自由の保障内容を、雇用関係に基づく拘束からの自由の限り、それ以外の研究の自由や発表の自由を思想の自由や表現の自由などの市民的自由に解消し、研究者といえども同僚市民と異なった手厚い自由を保障されるべきではないとする考え方については、なお検討の余地がある」、と⁶⁰。

21条と23条が適用される状況の違いとして、常本は次のような例を挙げる。「例えば、直截的な性的表現物であって21条の保障から外れるようなものであっても、医学研究に用いられる場合には許容されうるとしたら、それは23条の保障があるからと考えるのが自然ではないであろうか」⁶¹。言い換えれば、高柳説が憲法19条や21条に対する23条固有の意義をほとんど認めていないことに対する批判である。

先に述べたように、高柳は個人の学問研究の自由自体は19条や21条の領分とする。それ故、高柳の議論の方向性は、財政自治権にしる、学生の自治にしる、学問研究共同体や大学の自治といった制度へと向けられる。裏返せば、高柳説が度々強調する「教員研究者の専門職能的自由」⁶²を法学的に見れば、思想の自由や表現の自由に回収される自由である⁶³。

あるいは次のような問題もある。高柳は、「教員研究者の真理探求の自由」と「思想の自由市場」論を結びつけ⁶⁴、研究者の真理探求の自由は、大学という法的環境の中に入り込んだ思想の自由とする⁶⁵。

しかしながら、学問の自由と思想の自由市場論を結びつけることに対しては、他ならぬ長谷部説による批判が知られている⁶⁶。

その眼目は、表現の自由は内容に基づく規制が許されないのに対し、学問の自由(学術活動)はむしろ内容に関する規制があつて成立する、という認識である。すなわち、教員への評価は、内容や見解に基づいてなされ、研究活動も「当該学問分野の伝統に基づく実験・観察・論証等の規律に即した研究であり、公表であつてはじめて、研究活動として認められ」、「科学的な真理は、自由市場での競争の結果として得られる多数決では発見され得ない」た

⁶⁰ 常本・前掲注(26)10頁。

⁶¹ 常本・前掲注(26)10頁。

⁶² 高柳・前掲注注(26)131頁。

⁶³ なお守矢『『学問の自由』の制度的考察を始めるために』前掲注(10)25頁以下、同『『学問の自由』に係る日本の憲法解釈論の性格を巡って』前掲(10)390頁以下は、『註解日本国憲法』も同じ立場であると見做す。

⁶⁴ 高柳・前掲注(1)118-121頁。

⁶⁵ 高柳・前掲注(1)121頁参照。

⁶⁶ 長谷部・前掲注(51)484頁。別の文献では、次のような説明がなされている：「罪刑法定主義の廃棄を主張する研究者が刑法の教授職を得られなかったからといって、見解に基づく不当な差別であるとは通常考えられないであろう」(長谷部恭男『憲法 第8版』(新世社, 2022年)240頁)。

めである⁶⁷68。

以上は、高柳説に対して比較的肯定的な論者からの批判であった。しかし、近年の高柳説に対する代表的な批判としては、先に見た石川健治と堀口悟郎の批判が挙げられる。特に、堀口の見解は、我が国の憲法学においてある種自明のものとされてきた「大学の自治＝教授会自治」論を相対化するだけでなく、教授会自治論の負の側面についても指摘する点で重要である⁶⁹。堀口が、高柳説における大学の自治論を、「各大学の自治」の枠内で認められているに過ぎない「専門職自治」⁷⁰と評していることは、高柳説が依拠する前提を考える上で見過ごせない。

あるいは、栗島智明が示唆するように、そもそも高柳説を(特権説に対置されるという意味での)市民的自由説と位置づけられることが自明のものか再検討する必要があるだろう⁷¹。

先に筆者は高柳説において、個人の学問の自由は 19 条や 21 条との間に独自の意義を持たないのではないか、との疑問を呈した。

これに対し、栗島は 23 条が市民的自由を教育研究機関内部に貫徹させる時点で、それは「単なる」市民的自由ではなく、結局は 23 条によって研究者に認められる特殊な権利ということになる。それを「高度な自由」とか「特権」と呼ぶかは言葉の定義の問題であるが、高柳も一般市民と研究者を同列に扱っていないと指摘する⁷²。

栗島の指摘に従えば、やはり今日「市民的自由説」対「特権説」という図式には慎重な見方を取る必要があろう。むしろ本稿の関心からすれば、特権説と見做される『註解日本国憲法』や宮沢俊義の学説と高柳説との連続性に注目したい。

ただその上で、高柳説は個人の学問研究の自由に限って言えば、日本国憲法 23 条に 19 条や 21 条以上の内容を認めていないのではないか(あるいは極力それを排除しようとした)との疑いは晴れない。先端科学技術の発展に関する記述を見れば、結局の所、高柳も現実の次元では一般市民と専門研究者の間の差異を認めていた面はあると思われる⁷³。現実の次元ではそうであっても、理念の次元ではそれを放棄しない点に高柳説の解釈多様性と難しさがあるように思える。

⁶⁷ 長谷部・前掲注(51)484頁。

⁶⁸ なおこの議論に関連して、井上嘉仁「専門職言論(プロフェッショナル・スピーチ)と学問の自由：民主的能力の価値理論と自由論」広島法学 44 巻 4 号(2021 年)126-84 頁参照。

⁶⁹ この点については、堀口『教授会自治』と『教授の独立』前掲注(11)58 頁参照。

⁷⁰ 堀口「学問の自由と『中央集権』」前掲注(11)71 頁。

⁷¹ 栗島智明「大学の自治・学問の自由」山本龍彦・横大道聡『憲法学の現在地』(日本評論社, 2020 年)220 頁注 2。

⁷² 以上について、栗島・前掲注(71)220 頁注 2。

⁷³ 高柳・前掲注(15)104 頁参照。しかし、その場合でも今日における「学問研究」の中には、19 条の保障内容と重複するかは疑問に思えるものも多い(この点、栗島・前掲注(71)221 頁参照)。

第5款 問題の所在

話を戻そう。ここまで、日本国憲法23条の解釈においてある種の原点とされる高柳説を紹介した上で、近年の憲法学における受容、そこにおける多様な解釈(あるいは散在する解釈)、近年の種々の批判を見た。

それらを総括すれば、近年高柳説は様々な形で批判の対象となっているものの、同説を内在的に分析・再読した上での研究や批判を本格的に試みるものは未だ存在しない、と言えよう。

この点、確かに近年の高柳説に対する種々の扱いあるいは批判からは、同説が見直しを求められている段階にあることが認められる⁷⁴。先に見た石川健治、堀口悟郎、栗島智明の指摘などは重要であろう。ただし、それらは高柳が依拠していた英米法ではなく、主としてドイツやフランスといった他国の議論や日本における議論(と再解釈)に依拠した批判である。

また英米法という点では、常本照樹、松田浩、長谷部恭男らの議論が挙げられるが、彼らも高柳説に対する批判や再解釈・再検討はするものの、同説が依拠していた英米の議論まで踏まえた根本的批判ではない。

今後高柳説を継承するのであれ、批判するのであれ、まずは同説を内在的に分析・再読することが不可欠であるが、管見の限りそれは見当たらない。以上を理由に、本稿はそれを試みる。

それでは、ここでいう内在的分析・再読とは何か。主に次の三つの観点を意味する。

第一に、主著『学問の自由』を読み解く作業。

そして第二に、高柳説が依拠する英米とりわけアメリカのアカデミック・フリーダムの議論の探求。

第三に、先行世代・同世代・後続世代の議論や言説との相違である。

ところで、筆者はかつて『学外言論(extramural speech)』と学問の自由』という論稿を著したことがある⁷⁵。そこでは、アメリカではアカデミック・フリーダム(academic freedom)の中に伝統的に「大学教員の一般市民としての発言や行為」が含まれていること、その肯定・

⁷⁴ また直近では、「戦後憲法学」そのものが検討の対象となり始めていることが注目される。参照、出口雄一、鈴木敦『戦後憲法学の群像』(弘文堂, 2021年)。この他、大学・高等教育関係でも、寺崎昌男『日本大学史』(東京大学出版会, 2020年)などが刊行されている。

⁷⁵ 盛永悠太『学外言論(extramural speech)』と学問の自由：専門と無関係な市民としての大学教員の言論は、学問の自由の行使といえるか』北大法政ジャーナル25号(2018年)61頁以下。

否定を巡る英米の論者の議論を明らかにした⁷⁶⁷⁷。

同論稿の末尾では、我が国においても、学問の自由に「大学教員の専門外かつ一般市民としての発言や活動」を含める解釈をすることは、学問の自由を考える上では有害となる可能性があるとの問題提起を行うと共に、Van Alstyne や Barendt が学問の自由と「学外言論」の関係に神経質になるのは、民主主義や市民的自由に対してアカデミック・フリーダムを正当化するという問題意識が色濃いためである、との指摘を行った。

この点、高柳説は前者・後者いずれの面にも親和的であるという点で、アンビバレントな

⁷⁶ 「学外言論(extramural speech)」という言葉は、Robert C. Post による概念化である。アメリカのアカデミック・フリーダムにおいて現在でも影響力を持つ学者団体の全米大学教授協会(American Association of University Professors: AAUP)の声明文では、「学外での発言や行動の自由(extramural utterance and action)」や「彼らが市民として発言する又は執筆する際」、という表現がなされている。これは、大学の外での講演会中の発言や政治活動を指すものであり、そこでの“extramural”とは辞書的な意味での「学外」すなわち言論や行為が行われた場所を指していた。

しかし年月が経つにつれ、“extramural”とは場所を意味した言葉ではなく、大学教員の専門か否かを区分する言葉へと変わっていき、教員の専門とはそれ自体関係はない一般市民としての発言や活動に“extramural”という形容詞が用いられていく。実際に、発言された場所は学生新聞の投書欄(すなわち大学の中)だが、発言内容は教員の専門とは関わりがないという事案が、「市民としての発言」と捉えられた。

Post の言う“extramural speech”も、「学者としての専門的知識や所属機関のいずれにも無関係な市民としての立場で教員団(faculty)によりなされた言論であり、典型的には公的関心事についての言論」を意味する(Matthew Finkin & Robert C. Post, *For the Common Good : Principles of American Academic Freedom* (Yale University Press, New Haven&London, 2009), at 127)。

このため、訳語としては教員の専門外の領域にある発言という意味を強調するため、「領域外言論」や「適性外言論」などとする方が分かりやすさに資するかもしれない。ただ、筆者は、長年の AAUP の活動を踏まえて形成された独自の概念を Post が引き継いだこと、おそらく Post も意図的に辞書的な意味から外れた形で“extramural”という言葉を用いたであろうことを考慮し、少なくとも本稿においてもカッコつきで「学外言論」と訳すことを踏襲している。

⁷⁷ 旧稿に関して、補足すべきと思われる点がある。旧稿では、「学外言論」を巡る肯定派(Post)と否定派(William Van Alstyne および Eric Barendt)の間の対立を、主として「学問の自由」ないしはアカデミック・フリーダムの理解やモデルを巡る対立に引きつける形で描いた(なお後述するが、旧稿では“academic freedom”を全て学問の自由と訳していたが、本稿ではこの方針を改めた)。

この点 William Van Alstyne はともかく、2000～2010 年代の Post と Barendt の議論には正面から取り沙汰されない問題が伏在しているようにも見える。Barendt が「学外言論」を否定的に見る背景に、ホロコースト否定等が問題視され法的に規制されるヨーロッパの現状に対し、そのような対応を採らないアメリカという違いがあることは否定できない。もっとも、Barendt は「学外言論」の例としてホロコースト否定論に言及するものの扱いとしては一例にとどまる。Barendt と Post 間の対立をいわゆる「ヨーロッパ的な表現の自由」モデルと「アメリカ的な表現の自由」モデル、そして後者の特殊性に解消してしまうことに筆者は危うさを感じる。ヨーロッパとアメリカの法的環境や背景事情の違いは否定できないが、あくまで問題を読み解く補助線の一つと理解すべきであろう。

立場にある。

一方で、高柳は英米とくにアメリカのアカデミック・フリーダムの議論に依拠して、自らの「学問の自由」論を築き上げた。その点からすれば、彼の議論にはある程度「学外言論」も範疇に含まれているとの推定が働く。

他方で、長谷部説に典型なように高柳説を 23 条の独自性を強調するものとして読み解くならば、「学外言論」は排除されることとなる。民主主義と「学問の自由」との関係にこの上なく気を遣っていた高柳説からすれば、「学問の自由」への信頼を毀損しかねない概念の持ち込みは、許されないように見える。

ここにおいて高柳説はどちらの立場にあるのか、一見明白とは言えなくなる。こうした観点からも、高柳説を再読すべきではないだろうか。すなわち、同説はアメリカのアカデミック・フリーダムを継受したとされるが、どのような学説や議論をどの程度継受したのか(逆に継受しなかったのか)も明らかにされるべきである。。

第 2 節 アメリカ：本論文の目的と検討対象

そこで本論文では、高柳説を内在的に分析し、同説が依拠していたアメリカの学説が彼の地のアカデミック・フリーダムの言説上どのように位置づけられるのかを検討する。それは同時に、アメリカのアカデミック・フリーダムがどのような概念なのかを分析することも意味する。本稿は、可能な限りそれを掘み取ろうとする試みでもある。

第 1 款 導きの糸

本論文の直接の検討の対象は、いうまでもなく高柳信一『学問の自由』と、同書が依拠するアメリカの学説である。後者については、説明が必要であろう。

同書は英米のアカデミック・フリーダムに関する多くの書籍や論文から成り立っているが、その中でしばしば引用されているのが、Richard Hofstadter & Walter P. Metzger の“The Development of Academic Freedom in the United States”⁷⁸と、Robert M. MacIver による“Academic Freedom in Our Time”⁷⁹である。

この二冊は、アメリカがマッカーシズムの渦中にあった中、当時の Columbia 大学内に設けられた「アメリカにおけるアカデミック・フリーダム研究委員会(American Academic

⁷⁸ RICHARD HOFSTADTER & WALTER P. METZGER, THE DEVELOPMENT OF ACADEMIC FREEDOM IN THE UNITED STATES (Columbia University Press, 1955). 邦訳として、R. ホフスタッター (著) 井門富二夫・藤田文子(訳)『学問の自由の歴史 I カレッジの時代』(東京大学出版会, 1980 年)、W. P. メツガー(著) 新川健三郎・岩野一郎(訳)『学問の自由の歴史 II ユニバーシティの時代』(東京大学出版会, 1980 年)がある。

⁷⁹ ROBERT M. MACIVER, ACADEMIC FREEDOM IN OUR TIME (Columbia University Press, 1955)

Freedom Project)」の成果である。その企画メンバーの中には、かの公法学者 Walter Gellhorn も加わっていた⁸⁰。

高柳がこの本を頻繁に引用する理由は、明言されていないものの、推測はできる。『学問の自由』巻末のあとがきによれば、高柳は 1957 年から Columbia 大学ロースクールでの在外研究に赴き、そこで前述の Walter Gellhorn の指導を受けている。高柳は、在外研究中、Gellhorn から「文献・判例・資料等について適切な助言」だけでなく、「これに関する研究者、アメリカ大学教授協会(AAUP)の指導的理論家、教育行政官僚等との面接に関し積極的に紹介の労をとる」等の助力を受けた、という⁸¹。

時期的にマッカーシズムの傷跡が未だ色濃く残る 1950 年代後半、アカデミック・フリーダムに関する研究委員会が設けられていた Columbia 大学に在外研究に赴いた高柳が、当の委員会のメンバーであった Gellhorn を通じ委員会の研究成果に目を通したことは想像に難くない。

それでは、この二冊の本は高柳説にどれほどの影響を与えているのだろうか。

まず極めて形式的な面では、この二冊の高柳説における引用頻度が最も多く、筆者が数えた限りで合計 74 回に昇る。しかしながら、それだけでは検討する理由にはならない。ここでは取っ掛かりとなるものとして、次の三点を指摘したい。

一点目。高柳説は、学問の自由は「学者の身分的特権ではなくて、学問研究共同体における真理探求のプロセスの自由を保障する『機能的自由』」⁸²、という言い回しもあって、しばしば機能的自由論(説)と呼称されることがある。この機能的自由という言葉こそ、前述の MacIver 著の“Academic Freedom in Our Time”からの借用である⁸³。

第二点。“The Development of Academic Freedom in the United State”の二人の著者の一方の Richard Hofstadter は、かの『アメリカの反知性主義』の著者である⁸⁴。高柳が、その著作の中で『アメリカの反知性主義』に言及する所が、一箇所だけある。それはアメリカにおいてアカデミック・フリーダムなる概念に対する懐疑・反感というものが、他ならぬ民主主義と市民的自由の擁護者から提起されているという問題がある中での、次のような言明である。

「……このような懐疑や反感は、主として特殊アメリカ的精神風土の下で明瞭な形をとらしめられることが多いことは、注意されなければならない。……この問題がアメリカ社会に根強く存在している反知性主義(anti-intellectualism)と関係があることは否定で

⁸⁰ 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲(78)693 頁以下の井門富二夫による解説を参照。

⁸¹ 高柳・前掲注(1)372 頁。

⁸² 高柳・前掲注(1)41 頁。

⁸³ 高柳・前掲注(1)42 頁注 11 参照 : See, MacIver, *supra* note 79, p.10.

⁸⁴ Richard Hofstadter, ANTI-INTELLECTUALISM IN AMERICA LIFE (Vintage Books, 1962) : 邦訳リチャード・ホーフスタッター、田村哲夫(訳)『アメリカの反知性主義』(みすず書房, 2003 年)

きない。…しかし、そのような背景の下にうちだされてくる命題自身には、アメリカの特殊性を超える『学問の自由』一般にかかわる問題性が含まれていると筆者は考えている」⁸⁵。

高柳は、「学問の自由を広汎な国民一般の市民的自由の基盤の上に正しく構成しなおす」⁸⁶ことを目的としていた。裏を返せば、それは日本においても、アメリカにおいても、学問の自由が民主主義や市民的自由と敵対的なものと捉えられがちな傾向がある故、学問の自由の正当性を弁証する必要があることであった。それは、「アメリカの特殊性を超える」。その極限の形態が、アメリカではマッカーシズムであり、日本では「俗流化せしめられた民主主義の理論」であった。

三点目。上記二冊のうち Hofstadter & Metzger の方は、刊行から間もなく本国で評判となっており⁸⁷、日本においても寺崎昌男が、博士論文の執筆と審査を体験した 1960 年代末を振り返って、様々な点で「大きな影響を受けた」と回想している⁸⁸。既に 1960 年代末において日本でも高い評価を受けていた同書を、高柳はいち早く議論に取り入れて「学問の自由」を論じていたのである。この Hofstadter & Metzger は、歴史を題材にしている点で、同書の高柳説への影響関係や、叙述の一致・相違点についての詳細な検討を必要とする。

以上の理由から、前述の目的を達成するために、本論文はこの二冊の書籍が、アメリカのアカデミック・フリーダムをめぐる議論の中でどのように位置づけられるのかを検討する⁸⁹。

しかしながら、その際にはこの二冊の本の性格が問題となる。なぜなら、この二冊の本はまさしく書名から明らかな通り、1950 年代当時のアメリカの学者たちの手による『アメリカにおけるアカデミック・フリーダムの展開』と、『現代におけるアカデミック・フリーダム』を論じたものであり、それぞれ過去と現在を論じる点で相互参照的文献であった。そのため、二冊同時の検討を必要とする。

第 2 款 本論文の検討対象と構成

以上を踏まえ、本稿は次のような構成をとる。

まず、第 1 章では高柳の研究者人生としての初期のキャリアを確認し、論文「近代国家に

⁸⁵ 高柳・前掲注(1)57 頁注 4

⁸⁶ 高柳・前掲注(1)47 頁。

⁸⁷ 「解説」『学問の自由の歴史 II ユニバーシティの時代』前掲・注(78)694 頁[井門富二夫]。

⁸⁸ 寺崎昌男『大学研究の 60 年』(評論社, 2021 年)75 頁。

⁸⁹ 無論、高柳は英米の多くの文献を引用しており、もっぱら上記二冊から議論を組み立てているというわけでは決してない。そのため、後の章での本格的な検討の際は高柳が引用する他の重要な文献との種々の照らし合わせと突き合わせを行い、高柳の各主張がどのような典拠から成り立っているのかを明らかにする。

における基本的人権」を取り扱う⁹⁰。当該論文は、『学問の自由』と内容上関連している部分があり、高柳説を内面的に見る上では不可欠である。

次に第2章では、『学問の自由』の内容を検討し、高柳説がどのような主張をし、どういったものを念頭に置いて議論されていたかを確認する。ここまでの議論を踏まえ、高柳説の主張について一度まとめることとなる。

その上で、第3章では先の Hofstadter & Metzger の検討に入る。同書がどのような観点と事実の元で、アメリカのアカデミック・フリーダムを発展を描いたのか、そして高柳説においてはその点が継承され、逆にどの点が継承されていないのかを中心に検討を行う。

第4章では、同じく MacIver の著作を扱う。マッカーシズム期のアメリカ社会を念頭に置いて書かれた同書と高柳説の内容を突き合わせることで、第3章での作業と併せて、高柳が日本国憲法 23 条の解釈論として提示したアメリカの議論と、Hofstadter & Metzger および MacIver の描いたものと同じものと言えるか、あるいは高柳の独自性が見受けられるのかについて検討する。

以上の作業を終えた後、第5章では再び日本に戻る。1960年代から70年代にかけての大学管理法案や大学紛争・学生叛乱期に書かれた「学問の自由」に関する言説と高柳説を比較参照することで、同説が当時の日本において有していた学説上の位置を検討すると共に、異なる立場から高柳説の特徴、そして現実の政治的出来事に対する距離、そして高柳説がなぜ有力な学説となって生き残ったのか試論を提示する。

最後に、結論では本稿の成果をまとめた上で、今日高柳説をいかなる学説として扱うべきか、そしてその際はどのような点に留意すべきか述べる。最後に、今後知識人の役割が多様化し、「学問の自由」と政治的行為の限界が益々問題となり得る中で、1960年代の高柳の実践をどう評価すべきかについて若干ではあるが、検討を試みる、

⁹⁰ 高柳信一「近代国家における人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』（東京大学出版会, 1968年）。

第1章 学問への憧憬と公法学者への道程

本章では、『学問の自由』¹(高柳説)の分析を行う準備作業として、重要と思われる研究の検討を行う。

奥平康弘によれば、憲法学者としての高柳の研究主題には“academic freedom”、「大学の自治」、「学問の自由」を筆頭に、信教の自由・政教分離、行政手続きにおける適正手続要件、司法審査論があり、「先生思想・信条・信教の自由にかんする関心は、先に言及した学問・教育の自由のそれと通底するものがある」という²。

高柳の中で、こうした「いわゆる精神活動の自由は『基本的人権』の核心をなすものであったから、教授のこの方面の関心は、『基本的人権』にかんする原理論、あるいはその思想的な総括へと向」い、その成果こそ東京大学社会科学研究所編『基本権人権』第1巻所収の論文「近代国家における基本的人権」³であった⁴。

本稿は上記の奥平の指摘を受け止め、高柳説を理解するにあたっては、まず彼の人権論・自由論を取り上げる必要と考える。現在高柳説として引用されることも多い『学問の自由』所収の「II 学問の自由——原理——」も、元は上記『基本的人権』の第4巻所収の論文であった⁵。両者の関係から、高柳説を分析することも有益であろう。

以上から、この第1章では、最初に公法学者・高柳信一の学問的背景と方法論を確認する。ここでは、特に研究者としての初期の活動から留学・帰国に至るまでの時期と、本人による晩年の回顧を参照する(第1節)。次いで論文「近代国家における基本的人権」を扱う(第2節)⁶。

¹ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983年)。

² 奥平康弘編『現代憲法の諸相』(専修大学出版局, 1992年)同 ii -iii 頁。

³ 高柳信一「近代国家における基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』(東京大学出版会, 1968年)。古稀記念論文集において、同論文に対し「基本的人権研究のための基本文献」(『現代憲法の諸相』・前掲注(2) iv 頁)、同じく「基本的人権論の古典」(兼子仁・宮崎良夫編『行政法学の現状分析』(勁草書房, 1991年)ii 頁)という評価がなされていたことは、見過ごせない。

⁴ 『現代憲法の諸相』・前掲注(2) iii 頁(奥平康弘執筆)。

⁵ 高柳信一「学問の自由と大学の自治」東京大学社会科学研究所編『基本的人権4 各論 I』(東京大学出版会, 1968年)。

⁶ 先の奥平康弘の指摘に従うならば、ここでいう各論には信教の自由・政教分離を筆頭とした諸領域も含めねばならない。しかし、本稿が俎上に載せる高柳説とは、あくまでも「学問の自由」論であることから、筆者が特に言及すべきと見做した場合を除いて、それらについては原則取り上げない方針を採った。そのため、高柳の議論のうちドイツ公法学、行政法研究に関して本稿では十分論じることができなかった。

第1節 研究者としてのキャリア形成

第1款 キャリア初期

はじめに高柳の経歴・業績について通覧することとしよう⁷。

高柳信一は、1921年5月5日に生まれた。同じ1921年生まれに小林直樹や星野安三郎が、前後数年を見ると和田英夫(1918年生)、清水英夫(1922年生)、芦部信喜(1923年生)、長谷川正安(同上)など錚々たる面々が並ぶ。

高柳の生まれは東京であるが、これは三井物産社員であった父親が、当時ボンベイにいたところ、帰国の命令が出て東京に帰ってきたタイミングでの出生であった。生後1年も経たないうちに、父親が大連へ転任。5年間そこで過ごした後、日本へ帰国するもまた1年も過ぎないうちに、現在インドネシアのジャワ島スラバヤ(当時オランダ領)へ移り、スラバヤの日本人小学校へ入学する。2年のスラバヤ生活の後、日本へ帰国する。本人は、この一連の経験を「偶然的な要素」と振り返っている⁸。

青少年期については、ドイツ文化に憧れていたという東京高等学校高等科(文科)時代に関連して次のような証言がある。自分は「マルクスはもちろんヘーゲルも禁じられていた時代」にいたが、そうした洗礼を受けるなり、戦後に近い程度に社会科学が開放されている状況下で、「旧制高等学校の学生としての生活を送る立場」に置かれていれば、全く異なる思想生活を送っていただろう、と。この時期を回顧して、「学問・思想の自由が保障されないということが、いかに国民の精神生活の形成にとって致命的な影響があるかということを感じ痛感する」と述べていることは、見過ごせない⁹。

1941年4月、高柳は東京帝国大学法学部政治学科に入学する。弁護士・裁判官には向いていなさそうだから、一番つぶしのきく行政官の道を進もうと考えた、とは本人の弁である¹⁰。1941年から43年の頃は戦時体制の時期にあたる。法学部生の高柳は、河合事件や蠟山政道の辞任のほかは「暗い時代の負の衝撃」を受けることはなかった、という。むしろ、末弘巖太郎の民法講義や川島武宜の所有権法講義、田中二郎の行政法講義に強い印象を得たこと、安井郁の国際法の演習でカール・シュミットの著作に接し惹かれるものがあり、戦後シュミットに再三回帰するきっかけとなった、と語る¹¹。

1941年12月のアジア・太平洋戦争開始後の法学部生間の空気については、戦争への批判

⁷ 詳細については、高柳信一ほか「座談会 変革期と公法学研究30年」社会科学研究第33巻3号(1981年)319頁以下)、『現代憲法の諸相』・前掲注(2)と、『行政法学の現状分析』・前掲注(3)中の「略歴・著作目録」の参照を乞う。本章の以降の記述は、上記諸文献の記述を参照したものの、煩雑さを避けるため出典表記は最小限とした。

⁸ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)319頁(高柳発言)。

⁹ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)322頁(高柳発言)。

¹⁰ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)323頁(高柳発言)。

¹¹ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)323-324頁(高柳発言)、引用は323頁。末弘・川島の講義を経た後、田中の行政法講義を聴き「そういう近代市民法に対して行政法というものはどういう関係にあるのか」に強く関心を抱いた、という(同328頁[高柳発言])。

的な感情が呈されることはほとんどなく、公の場での戦争への疑問の表明は例外中の例外であったとする一方で、「これはたいへんなことになった」、「いったいわれわれはどうなるのだろうか」という受け身であったと総括している¹²。

この間、戦争の影響で学年短縮がなされ、第2学年は半年となる。高柳の場合、1943年9月に卒業することとなる。高等試験の行政科を受けるつもりであった高柳にとっては、43年3月の高等試験が唯一の機会となってしまった。さらに試験後、体調不良となり半年近くの入院を余儀なくされる。筆記試験には合格したものの、口述試験は受けられず、大学3年の試験も見送る羽目に陥った。休学も検討していた中、文科系の学生の徴収猶予が停止されるとの発表に接する。

これに伴い、最高学年在学中の者で一定単位を取得している者は、入営の時点で仮卒業、1年後に学位授与という措置が採られる。1943年12月、高柳は、いわゆる学徒出陣により仮卒業となり現役兵として入隊することとなった。もし第3学年時に病気に罹らず、43年9月に正規の卒業をしていれば、どこかの戦地で戦死していたかもしれない。あるいは無理をして高等試験の口述試験を受けて就職していれば、後に研究者の道に転身し得ただろうか。そのようなことを考えると、「偶然によって運命が大きく左右されたという感じ」を抱いたという¹³。

軍隊生活においても偶然が働いたと言える。金沢師団の砲兵連隊に所属した高柳は、数ヶ月後に経理部幹部候補生となり、今度は東京の陸軍経理学校の幹部候補生隊に入り5ヶ月間教育を受ける。入営から1年、経理部見習士官の高柳は、経理学校付き教育部所属となり、後輩の幹部候補生や特別甲種幹部候補生を教育する立場となる。統帥権の独立や兵役法、動員や戒厳といった軍制を講義する傍ら、軍の書庫で当時発禁となっていた美濃部達吉『憲法撮要』、『マルクス・エンゲルス全集』や『資本論』、『日本資本主義発達史講座』、果てはプロレタリア文学などを見つけて、「軍隊の中ではじめてこれを読むことになった」¹⁴。

1944年9月に東京帝大を正式に卒業する。翌1945年6月には予備役編入され、引続き臨時召集となる(敗戦直前は、特別甲種幹部候補生区隊長)。この頃は、戦前の国家体制の矛盾というものを体感し、今やそれが崩壊しようとしている歴史的時点に立っている自覚と見

¹² 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7) 325頁(高柳発言)。こうした発言の背景として、本人は次のように語る。曰く、ある学生が戦争への疑問を述べたことに対し、別の学生が「中国大陸における戦闘行動については、泥沼にはまってしまったような重苦しさを感じているが、今や米英の帝国主義と戦うということになったことについては心の迷いはない。こういう大戦争に当面したことの歴史的使命といったものを感じる」と応じて話が終わってしまった、またある時には横田喜三郎の国際法講義の中で「戦争の防止」という表題が読み上げられた途端、学生の中から「非常に冷やかな嘲笑のざわめき」が生じた。「われわれ世代は、……戦争の中で育った……戦争はわれわれの生育環境そのものの切り離しがたい一環」であった、と(同上)。

¹³ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7) 326頁(高柳発言)。

¹⁴ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7) 326-327頁(高柳発言)、引用は327頁。

通しを持っていたという¹⁵。

1945年9月に召集が解除され、10月に東京大学大学院特別研究生として高柳は大学に戻る事となる¹⁶。当時は、田中二郎の指導を受けたとされる(田中の助言を踏まえ、マイヤーやイエリネックなどドイツ公法学の基礎的文献を読んだという)¹⁷。

1950年9月の修了の後、10月から12月まで北海道大学法経学部(当時)の非常勤講師を勤め、1951年4月に東京大学社会科学研究所研究員、翌1952年9月に社研の助教授となる。

1954年には最初の単著として、先に挙げた『近代プロイセン国家成立史序説』¹⁸(以下、『成立史序説』)を刊行する。その後、1957年から60年までアメリカ・イギリスへ留学(こちらについては後述)。帰国後は、1965年に教授に昇進する。1982年3月の定年退官後、同年4月からは専修大学法学部教授となる(帰国後の業績については後述する)¹⁹。

公法学者としての高柳信一の業績については、先に挙げた奥平康弘の言葉が簡にして要を得ているだろう。「先生の研究分野および活動領域は行政法学に止まるのではなく、憲法学、教育法学その他広きに跨る」と²⁰。

そのような高柳の初期の研究歴において、真っ先に挙げられるべきは、日本国憲法制定直後に法学協会から刊行された『註解日本国憲法』の執筆者の一人である、という事実だろう²¹。

¹⁵ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)328頁(高柳発言)。

¹⁶ この間の経緯について、本人は大要次のように語る：学生時代に末弘厳太郎の民法や川島武宜の所有権法、そして田中二郎の行政法講義を聴き、近代市民法に対する行政法の関係に興味を抱いたこと。実現可能性のない理想や憧れとして研究者の道を思い浮かべたこともあったが、当時は「学問が好きで、自分が希望すれば自由に選べるものでは必ずしもなかった」ため現実的可能性のある選択肢としては考えたことはなく、敗戦後は将来の身の振り方で悩んでいたこと。そのような最中、新聞で南原繁が仮卒業で軍隊に入った層へ補習教育を大学で行うべしと述べたことを知り、その詳細について聞くため、田中二郎を訪問した際、「勉強したいなら研究室に残ったらどうか」と言われたことがきっかけであった、と(学生時代の講義だけでなく、経理学校時代に田中の出張講義がありそこで何度か会っていたこと、上官から論文を書くよう言われた際に文献等について田中に相談していたことが、訪問の理由であったという)。以上については、「変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)328-329頁参照。

¹⁷ 「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)332頁(高柳発言)。

¹⁸ 高柳信一『近代プロイセン国家成立史序説』(有斐閣, 1954年)

¹⁹ 東京大学社会科学研究所での高柳の活動は、1977年3月発刊の「社会科学研究所の30年」からある程度知ることができる。同資料について、東京大学社会科学研究所 Web サイト「社会科学研究所のあゆみ」(<https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/overview/30year.html>)から閲覧等が可能である(2022年5月20日最終閲覧)。

専修大学での退職記念号における略歴によれば、1978年5月から85年7月まで日本学術会議の学問思想の自由委員も務めている(「高柳信一教授履歴・業績」専修法学論集第55・56合併号(1992年)669-670頁)。

²⁰ 『現代憲法の諸相』・前掲注(7) i 頁(奥平康弘執筆)。

²¹ 法学協会編『註解日本国憲法』(有斐閣, 1948年)。

²² 『現代憲法の諸相』・前掲注(7)の「刊行にあたって」(奥平康弘執筆)によれば、高柳はそのうち「12カ条」を担当したという(ii 頁参照。同書および『行政法学の現状分析』・前

次に最初の単著である『成立史序説』である。同書の内容については、本稿では直接取り上げることはしない。しかし、『成立史序説』を巡る回想には注目すべきものが多い。

一つ目に、研究者として駆け出しの頃の高柳は、丸山眞男主宰の読書会でLaskiの『政治学大綱』を読み、「定義などなしにいきなり具体的問題には行って行く柔軟なその思考態度」に衝撃を受けると共に惹きつけられたという²³。Laskiは高柳も度々引用していることから、影響を窺える。

二つ目に、『成立史序説』での問題意識の形成に際し、川島武宜から、日本はプロイセン型と言われているが「プロイセン型とは何であり、日本がどの程度プロイセン型であって、どの程度そうではないかについてはまだ問題が残っている」ため、法(とりわけ公法)の世界におけるプロイセン型を根本的に研究する必要がある、といった趣旨の指摘を受けたこと²⁴。

三つ目に、座談会に参加した渡辺治は、当時の高柳は川島武宜『所有権法の理論』²⁵の公法版すなわち「近代市民公法の原理」を研究していく上で、「一方でプロイセンというモデルがネガのようなものとしてありながら、他方それと対蹠的な英米公法の体系に関する関心」の強さを抱えていたのではないかと問うた²⁶。

それに対し、高柳はマッカーサー草案と英米法のインパクトは肯定しつつも、当時の関心は国制史にあり、近代市民公法への関心は『成立史序説』執筆時より後に芽生えたと答える。しかし、プロイセン型国制史の追究は、社会経済史で言えばイギリス型を前提にした「二つの道」論であるため、その意味でイギリス型との対比が念頭にあった、と遠回しに肯定している²⁷。この点は、座談会でも指摘されているように、『成立史序説』の「問題の所在」において、日本国憲法の制定に伴い「ドイツ法系とイギリス・アメリカ法系との間の政治組織乃至公法制度に関する相違」に興味を抱いていたことから裏付けられる²⁸。このネガとしてのドイツの延長線上にある日本は後年に至るまで続いていた、と思われる。

四つ目に、『成立史序説』の「あとがき」における、次のような態度表明である。すなわち、「私は、法学が真に社会科学たりうるためには、歴史研究——歴史的発展法則の究明—

掲注(7)所収の「略歴・著作目録」にも同様の記述がある)。もっとも具体的に、どの条文を担当したのかまでは不明である(「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7) 332 頁参照。同箇所では、司法権を三ヶ月章、基本権の経済条項は矢澤淳、家族条項は加藤一郎の担当、とある)。

なお 23 条の担当者は、東京大学附属近代日本法政史料センター所蔵の「田中二郎関係文書」によると、三ヶ月章であるとのことであるが、現時点で筆者は当該資料を未見である。

²³ 「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7)333 頁(高柳発言)。

²⁴ 「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7)334—335 頁(高柳発言)。

²⁵ 川島武宜『所有権法の理論』(岩波書店, 1949 年)。

²⁶ 「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7)336 頁(渡辺治発言)。

²⁷ 「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7) 336 頁(高柳発言)。

²⁸ 高柳前掲注(18)『成立史序説』1 頁。

一が必要であると思つているのである」²⁹。

こうした認識を抱くに至った経緯について、当時 33 歳の高柳本人は以下のように語る。曰く、「私は、学者としての生涯に多大の憧憬をいだきながら、大学における研究生生活は選ばれた少数の秀才の特権だと思ひこんであきらめていたので、もし、順調に戦争中に卒業していれば、おそらく、学問に対する郷愁を絶ちがたいままに、他の道を歩んでいたことであろう。「ところが、大学の最後の学年において病をえたという偶然的事情のために」仮卒業組として就職しないままに入営する。そこで「天皇制軍隊と帝国主義戦争の矛盾」を体験し、敗戦により「世界史の必然の流れ」を感じ、「歴史的発展法則に対する自らの無知と認識の欲求とをきわめて現実的なものとしてもつた」、という³⁰。

自らを省みて、高柳は「私の研究生生活への出発が、8・15より始る日本社会の大転換のそれと時期を同じくしていたこと、……戦争・敗戦における強烈な体験が学問に対する情熱をかきたてる動因であつたということは、私の学問的興味の方角を決定した」という認識を有するに至り、禁圧されていた社会科学の復活を迎えて「わが国公法原理乃至はそれがよつて範としたドイツ公法原理の後進性を分析してみたい」という欲求が湧き上がるようになった³¹。それと同時に、現代的課題を感じながらも、一見現在とは関わりのない数世紀前の問題を研究することへの焦燥、公法学を専攻としながら歴史に首をつっこむことへの気兼ねを抱いていた。ここで、彼は別の機会に渡辺洋三から投げかけられた「学問を私有財産視する意識」という言葉を反芻する³²。

以上の四点は、研究者としてのキャリア初期段階にあつた高柳による率直な表明である。主著『学問の自由』を始めとする専門家としての彼の著述ではないものを敢えて取り上げたのは、第2節以降で展開するテキスト読解に資すると考えられるためだ。

その特徴は、次の三つにまとめられる。

- (1)若い頃から一貫して有していた歴史への関心。
- (2)後年の座談会での渡辺治の発言に倣えば、英米法への関心とネガとしてのドイツ(プロイセン)、そしてネガとしてのドイツの延長線上にある日本である。
- (3)学問への憧憬およびその裏返しとしての学問を私有財産視・特権視する意識に対する忌避感である

²⁹ 高柳・前掲注(18)(巻末)5頁。この後には、必ずしも一人の人間が歴史的研究と実定法研究を同時に行うべきということにはならず、「正しい意味での学問の分業と協同が必要」とであると述べる(同上)。

³⁰ 高柳・前掲注(18)(巻末)5-6頁。

³¹ 高柳・前掲注(18)(巻末)6頁。

³² 高柳・前掲注(18)(巻末)8頁。

第2款 転機としての留学

先に触れたように高柳は、1957年から60年にかけてアメリカ・イギリスへ留学する³³。この留学の経緯や当時の所感については、『学問の自由』の「あとがき」部分に記されている。

高柳によると、1945年に研究者の道を歩み始めて間もなく、学問の自由および大学の自治をめぐる重大な問題ないし事件が相次いで生じていた³⁴。

これらの問題への関心を有してはいたものの、この時点ではまだ当時の日本国内の複雑な環境や体制変革から生じる現象や課題のうちの一つに留まっていた。しかし、同時に次のような思いを抱えていたともいう。すなわち、当時の大学理事会案・大学商議会案或いはイールズ声明などのように、占領軍当局がその教師たるをもって任じていたところのアメリカ型民主主義論をふりかざして迫ってくる挑戦に対して、特殊ドイツ的な「学問の自由」で対抗するだけでは有効ではないのであって、むしろ、かれらの土俵そのものの上に立ち、これらの一見民主的な論旨を、その立論の基礎において掘り崩して行くような新しい理論的対応の局面を切り開いて行かなければならないのではないかと考えていたという³⁵。

『学問の自由』の「あとがき」が書かれたのは1983年初春。既に高柳は東大を退官して1年近く経過している。若かりし頃の回顧という性質上、過去の事象や自身の記憶に対して再構成が働いている可能性はあるという点で、一定の注意は必要ではある。

しかしながら、研究者として駆け出しの頃(1954年)の『成立史序説』の記述と、定年間際の座談会での回顧(1981年)とを突き合わせてみると、基本的に叙述の内容は一貫しているため、信頼性は高いだろう。

特に、第1款で指摘した『成立史序説』の「あとがき」に現れている三つの特徴——歴史への関心、ドイツモデルと英米モデルの対比、学問への憧憬とその裏返しとしての特権意識の忌避感、後年の回想含めて高柳の文章に一貫して現れている。留学前の高柳も、後年のような明確さを伴っていたかはともかく、似たような問題意識を抱いていたと考えられる。

ここまで留学前までの高柳の心境や問題意識を見てきた。次に留学に至るまでの経緯に話を移そう³⁶。

高柳は早くから英米法への関心を有していたものの、それまで研究していたドイツ法に比べて下地がほとんどなく、英米法を初歩から根本的集中的に身につける機会を求めていた。

³³ 1957年6月にStanford大学、同年秋から2年間Columbia Law School、その後は英国での在外研究を経て1960年7月帰国(前掲注(7)「座談会 変革期と公法学研究30年」342頁[高柳発言]と365頁参照)。

³⁴ 高柳・前掲注(1)371頁。そこでは、国立大学地方移譲問題(1947年)、大学理事会案・大学商議会案問題(1948年)、共産主義教授追放を説いて回ったイールズ演説事件(1949年)、国家公務員の政治活動を厳しく制限する人事院規則の国立大学教員への適用問題(1949年)、ポポロ事件(1952年)が挙げられている。

³⁵ 高柳・前掲注(1)371-372頁。

³⁶ 詳細は、「座談会 変革期と公法学研究30年」前掲注(7)341-342頁(高柳発言)。

そのような折、社研の鶴飼信成(1956年当時 Standard 大学客員教授でもあった)に相談したところ、同年夏に東大でアメリカ研究セミナーが開催されること、法学関係では「コロンビアの J・N・ハザード教授」³⁷がアメリカ憲法を担当すること、セミナー参加者の中からアメリカへの留学生を選抜することを聞かされ、セミナーへの参加と留学生への応募を勧められたという。高柳は、この勧めに従い当該セミナーに参加し、アメリカへの留学生へ選抜され翌 57 年からアメリカへ留学することとなる。

このとき高柳は受け入れ先の教員について、「アメリカ行政法の第一人者であり、また鶴飼先生も親しくしておられたコロンビアのウォルター・ゲルホン教授の名を聞き及んでおりましたので、コロンビアに行くことにしました」という³⁸。

ゲルホン教授こと Columbia Law School の行政法学者 Walter Gellhorn は、当時鶴飼信成や田中二郎らと親しく交流をしていた。この人物は、著書の邦訳³⁹、日本の法律雑誌への度重なる寄稿⁴⁰を始めとした日本の法学界との交流という点でも然ることながら⁴¹、日本国憲法 23 条との関係でも重要な存在であった。というのも、1958 年の来日時に Gellhorn は、当時の日本における深刻な法的問題として、人事院規則にある「政治的行為」が国立大学職員に適用されることを挙げている⁴²。これは、公務員の政治的行為の問題であり、大学教員の政治的行為の問題でもあった。Gellhorn にとって、この問題は、行政法のみならず市民的自由(とりわけ公務員のそれ)とアカデミック・フリーダム観点から、看過し得なかったのでは

³⁷ Columbia 大学に在籍し、ソ連法・ロシア関係を講じ研究していた John Newbold Hazard (1909-1995 年)と思われる。

³⁸ 「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7) 342 頁(高柳発言)

³⁹ ウォルター・ゲルホン、早川武夫・山田幸男(訳)『基本的人権：日米憲法の比較法的研究のために』(有斐閣, 1959 年)、ウォルター・ゲルホン、早川武夫・山田幸男(訳)『日本国憲法についての論評』(憲法調査会事務局, 1959 年)、W.ゲルホーン、猪俣幸一(訳)『言論の自由と権力の抑圧』(岩波書店, 1959 年)。

⁴⁰ 主に二つの時期に大別される。一つは初来日時に近い 1958-59 年のもの、もう一つは 1965-67 年にかけてのものである。前者として、W.ゲルホン、早川武夫(訳)「議院の国政調査権」国家学会雑誌 72 巻 5 号(1958 年)、W.ゲルホン、早川武夫(訳)「日米における労働組合のピケッティング」法律時報 30 巻 7 号(1958 年)、W.ゲルホン、早川武夫(訳)「言論の公的規制」ジュリスト 158 号(1958 年)等が、後者として W.ゲルホン、田中英夫(訳)「合衆国における人種問題;1964 年」アメリカ法 1965 年 1 号(1965 年)1-11 頁、W.ゲルホン、早川武夫(訳)「日本における公務員との紛争の解決 1~5」ジュリスト 338~342 号(1966 年)および早川武夫による解説(ジュリスト 344 号 93 頁以下)、岩佐忠哉による補充説明(ジュリスト 346 号 69 頁以下)などがある。

⁴¹ 和田英夫「ゲルホン先生の逝去とコロンビア・ロースクール」判例時報 1551 号(1996 年)3-8 頁、橋本公旦「ウォルター・ゲルホーン教授を偲ぶ」ジュリスト 1085 号(1996 年)47-51 頁、アメリカ法 1996 年 1 号(1996 年)1-18 頁は「ゲルホーン先生」と題して、伊藤正己、早川武夫、園部逸夫、塩野宏、西村利郎、藤倉皓一郎ら 6 人による追悼文を載せている。

⁴² W.ゲルホーン「日本の法学と法学教育——日本の印象」ジュリスト 176 号(1958 年)36-46 頁。邦語文献では、法学協会編『註解日本国憲法 上』(有斐閣, 1953 年)465-466 頁注 17 参照。

る。高柳の証言によれば、Gellhorn はアメリカからの「帰国後、しきりに、日本の公法学者がこのことに問題を感じないのは、アカデミック・フリーダム擁護の観点からいって理解しがたい」と自分に対して述べていたという⁴³。

高柳は留学先で Gellhorn と上記問題について何度か意見を交わすうち、「かねてから胸中にわだかまっていたところの、『学問の自由』法理の再構成の必要という問題意識」がより具体化すると共に、この課題を検討する意欲を強く感じるようになった、という⁴⁴。Gellhorn はこれに応え、文献・判例・資料等についての助言のみならず、「これに関する研究者、アメリカ大学教授協会(AAUP)の指導的理論家、教育行政官僚等との面接に積極的に紹介の労をとる」など多大な助力を与えたという⁴⁵。

上記にいう文献・判例・資料等とは、おそらく『学問の自由』において挙げられている諸文献との推定が働く。これに対し、Gellhorn が紹介したという理論家や教育行政官僚らについては不明である。

Walter Gellhorn という人物および Columbia 大学という環境も最適であったと言える。高柳の留学に先立つこと 2 年前、Columbia 大学とその関係者(他ならぬ Gellhorn もその一人)を中心に担われた“American Academic Freedom Project”とその成果としての二冊のモノグラフが刊行されている。Richard Hofstadter & Walter P. Metzger, “The Development of Academic Freedom in the United States”⁴⁶、Robert M. MacIver, “Academic Freedom in Our Time”⁴⁷の二冊は高柳も頻繁に引用している。高柳が留学をした 1957 年は、マッカーシズムの悪夢が未だ覚めやらぬ時期であり、Gellhorn も含めその渦中に身を置いていた人物には事欠かず、関連する話や事例にも数多く接したことであろう。Gellhorn が“American Academic Freedom Project”や、刊行したばかりの二冊のモノグラフを話題に出し、高柳に教示した蓋然性は高い。

この当時、アメリカに滞在し、マッカーシズムの影響を直接見聞していた人物は少なくない⁴⁸。しかし、上記二冊に象徴されるように当時アカデミック・フリーダム研究において

⁴³ 高柳・前掲注(1)372 頁。

⁴⁴ 高柳・前掲注(1)372 頁。

⁴⁵ 高柳・前掲注(1)372 頁。併せて、英国における「学問の自由」法理の研究と英国行政法研究に関する在外研究の希望に関して、ロックフェラー財団による研究助成への推薦をした、という。

⁴⁶ Richard Hofstadter & Walter P. Metzger, *The Development of Academic Freedom in the United States* (Columbia University Press, 1955). 邦訳として、R. ホフスタッター(著) 井門富二夫・藤田文子(訳)『学問の自由の歴史 I カレッジの時代』(東京大学出版会, 1980 年)、W. P. メツガー(著) 新川健三郎・岩野一郎(訳)『学問の自由の歴史 II ユニバーシティの時代』(東京大学出版会, 1980 年)がある。

⁴⁷ Robert M. MacIver, *Academic Freedom in Our Time* (Columbia University Press, 1955).

⁴⁸ 例えば、高柳と同じ 1921 年生まれの斎藤眞は、1950 年代初期の渡米時を振り返り、「マッカーシズムのキャンパスへの影響」と、以来「反主知主義(Anti-intellectualism)」へ深い関心を抱くようになったとの回想する(斎藤眞『アメリカとは何か』(平凡社, 1995 年)306 頁)。なお、“Anti-intellectualism”の訳語については第 3 章参照。

Columbia 大学というのは(Gellhorn の人脈も含め)最適な環境であったと思われる。例えば、寺崎昌男(1932年生)は1967年頃を回想して、この当時大きな影響を受けた著作に、Hofstadter & Metzger を挙げている⁴⁹。また同書を訳した井門富二夫(1924年生)は、自身がアメリカ留学した1955年当時、「新刊のこの原著が学生の間でもすでに評判になっていた」と語る⁵⁰。

年齢の近い井門だけでなく、後続世代の寺崎も当時影響を受けたことを認める同書に、アメリカ本国での出版から2年も経過していない時点で、少なくとも接する機会があったというのは、確かである。

以上、本節では主に高柳のキャリア初期の研究と留学について、晩年の回顧も交えながら論じた。続く第2節では、高柳の人権論・自由論検討の対象を移すこととする。

第2節 「近代国家における基本的人権」

第1款 問題意識と方法論

前述の通り同論文は、東大社研刊行の『基本的人権』シリーズの第1巻に収録されたものである。高橋幸八郎による「序」によれば、同シリーズは1964年から3年間に渡った課題研究、『基本的人権の研究』の成果である⁵¹。そうした性格を持つ同シリーズの巻頭論文を高柳が、それを承けて小林直樹が「現代国家と人権」という論文を寄稿していることが注目される⁵²。本稿の関心は、同論文と同時期の高柳による「学問の自由」論との関連性の探究にあるが、同論文については、当時ないしはそれ以降の公法学への影響という点でも興味深い所である⁵³。

論文「近代国家における基本的人権」は、まず何よりも注も含めて130頁を超える分量が目目を引く。同論文は「序」(一)において、問題意識と研究方法、人権や自由という用語の問題について論じた後、「中世封建社会における自由と権力」(二)、「近代的公権力の形成」(三)を概観し、「基本的人権の成立」と「展開」(四、五)、「意義づけ」と「機能」(六、七)、

⁴⁹ 寺崎昌男『大学研究の60年』(評論社, 2021年)75頁参照。

⁵⁰ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(46)694頁[井門富二夫]。

⁵¹ 高橋幸八郎「序」『基本的人権1』・前掲注(3)1頁。研究会の様相については、同箇所詳しく記されている。

⁵² 小林直樹「現代国家と人権——立憲制の人権保障機能の検討——」『基本的人権1』・前掲注(3)133頁以下。「現代においては、一方、基本的人権にたいする懐疑と挑戦は増大し強化され、他方、その擁護の要求は[基本的人権の：筆者注]宣言の当初には予想されなかったような広い諸階層によって、多様な意義づけをもってうちだされてきている。この『現代国家と人権』という問題の全貌とその本格的考察は次章において扱われる」(高柳・前掲注(3)10頁)。

ただし、長谷川正安は、小林論文は「高柳論文との内的つながりがほとんどみられ」ずむしろ第3章の渡辺洋三「現代資本主義と基本的人権」『基本的人権1』・前掲注(3)207頁以下こそが、高柳の議論に対応しているとする(長谷川正安「基本的人権研究のために：『基本的人権の研究』1総論の書評として」社会科学研究第23巻1号(1971年)167頁および168頁)。

⁵³ この点について、本稿注(3)参照。

そして「基本的人権と人間開放」(八)に議論を展開する。その全てを詳細に取り扱うことは困難なため、本稿の関心から見て重要と思われる箇所を瞥見することとする。

高柳は、「一」で基本的人権の定義として、まず宮沢俊義『憲法Ⅱ』、次にユネスコ編・平和問題談話会訳の『人間の権利』所収のA.J. ライエンの論文を引用する。すなわち、基本的人権とは「人間がただ人間であるということにのみもとづいて、当然に、もっていると考えられる権利」であり(宮沢)⁵⁴、人権は人間をして人間的存在・人類の一員たらしめる本質であり、人間の尊厳を支える基石である(ライエン)⁵⁵。この定義を内容的に掘り下げ、「歴史社会の基本構造と関係づけて再理解すること」が論文の課題であった⁵⁶。

関連して、「基本的人権」という用語の問題があるが、高柳は名称上の相違に応じて異なるものが意味されているとは考えず、「すべて基本的人権論である」とする⁵⁷。当然、高柳も論者や時代による違いを無視しているわけではない。しかし、それこそまさに「同一主題についての見方の相違」、「その内容の時代的変遷」であり、共通の主題に関するものであるからこそ、見解の対立・時代的変遷を問題にすることが意味を持つという趣旨である。

例として、アメリカの「市民的自由」、ドイツ憲法の「基本権」、イギリス思想家の「イギリス人の古来の権利」という言葉の意味するもの、そして考え方の違いを具体的に検討する前に、まずは諸々の異なる考え方の背後に存在する「近代国家の基礎的構造的特質によって規定された(国家)の権力と(個人)の自由の関係にかんする基本的原則をみつけだすこと」、次にそれとの関係で「基本的人権一般論」と称されるものを構成し、これに照らして個々の人権観念の違いを検討する——以上が、本論文の目的であり検討手法である⁵⁸。

もう一点、歴史ないし過去の解釈に際し、高柳が醒めた目を向けていることも指摘すべきだろう。高柳は、人間が不可侵不可譲の権利を持つという命題の論証を通常の意味の実証科学の問題とは見做さず、そのような自由論に立った歴史理解に対しても距離を置く。彼によれば、邪悪な意思が原始時代以来数万年にわたって人類の種々の自由を収奪してきたと考えるのは、現実離れの感を禁じ得ないし、そのような歴史理解はもはや科学ではない。すなわち、「18世紀の近代市民革命によって、人権を侵し奪う邪悪な石をもつ権力が打倒され、人権が全き姿において実現した」と言えるほど事態は単純明快なのか、と⁵⁹。

高柳にとっては、当為性を有する人権の理念が人権宣言や権利章典に定められている(いた)ことが、それらが現実での保障されている(いた)ことを意味しないことこそ、問題であった。ここでその例の一つとして、マッカーシズム下での「赤狩り」が挙げられ、「自由の宣

⁵⁴ 宮沢俊義『憲法Ⅱ』(有斐閣, 1959年)75頁。

⁵⁵ A・J・ライエン「人権の本質とその実現に関する断想」ユネスコ編、平和問題談話会(訳)『人間の権利』(岩波書店, 1951年)6頁参照。

⁵⁶ 高柳・前掲注(3)3頁。

⁵⁷ 高柳・前掲注(3)5頁。

⁵⁸ 高柳・前掲注(3)5頁。

⁵⁹ 高柳・前掲注(3)7-8頁参照(引用は、8頁)

言は自由の存在とは別物」との評が付されている⁶⁰。

あるいは、近代市民革命による1000年の暗黒時代の終焉、幽囚の理性の開放と自由の王国が実現されたというが、近代以前における不自由と近代における自由の間には程度の違い、量的多少の問題しかないのではないか⁶²。このような疑問を抱く高柳は、市民的自由を決して自明のものとは捉えない。

その一方で、彼は超歴史的な欲求として、人間開放の要求を前提とする。権利は要求を前提とし、人間開放の要求なくして基本的人権という理念は生じない。「近代国家における基本的人権」とは、人間開放の要求と市民的自由との同視・混同を戒め、前者の超歴史的な要求の中で後者がいかなる構造と機能を持って登場し、いかなる歴史的役割を果たしたかを考察せんと試みるものであった⁶³。

同論文は以上のような前提に立脚している。本稿の関心ならびに筆者の限られた能力故、同論文の「序」以降の全ての内容について余す所なく紹介し、検討に付すことはできない。しかし、次の点は指摘すべきだろう。

第一に、歴史に対する慎重な姿勢である。例えば、同論文の「中世封建社会における自由と権力」(二)において、高柳は歴史の進行や人智の発達と共に邪悪の意思が後退し自由が増大したという理解を表面的と一蹴した上で、「諸歴史社会における自由は、それぞれ特有の構造をなして存在していたのであり、そのような自由の質を立体的動的に把握することが必要である」と論じる⁶⁴。

第二に、主題はあくまで法・人権・自由であるものの、叙述全般(とりわけ「二」～「四」)において歴史・経済への言及が目立つ。自身の研究である『成立史序説』やドイツ法学からの引用もされているが⁶⁵、それ以上に高橋幸八郎(1912年生)、世良晃志郎(1917年生)、石母田正(1912年生)、堀米庸三(1913年生)、川島武宜(1909年生)、大塚久雄(1907年生)、岡田与

⁶⁰ 高柳・前掲注(3)8頁。ここでは、Ralph S. Brown, *Loyalty and Security*, pp. 183 et seq (Yale University Press, 1958)と、Alan Barth, *The Loyalty of Free Men*, pp. 75, 76(pocket Books Inc., 1952)(Viking Adult, 1951)が引かれている。

⁶¹ 高柳・前掲注(3)8-9頁。関連して、(自由を事実として見た場合)精神的自由が容認されていなかったとされがちな中世に対して、高柳は宗教改革運動以前と以後の違いに注意を促す(ミルトン、石田憲次ほか(訳)『言論の自由——アレオパヂティカー』(岩波書店, 1953年)15頁以下)。その上で、中世の大学においては正統の教義を疑い否定する研究の自由がなかった一方で、教義によって積極的に定められた極一部の領域以外の間隙においては、高度な研究が可能であったと論じている(高柳・前掲注(3)9頁。ここで引かれているのは Hofstadter & Metzger, *supra* note. 46である)。

⁶² 高柳・前掲注(3)9頁。

⁶³ 高柳・前掲注(3)10-11頁。

⁶⁴ 高柳・前掲注(3)14頁。

⁶⁵ Otto von Gierke, *Das deutsche Genossenschaftsrecht*, Bd. 3(Akademische Druck- u. Verlagsanstalt, Graz, 1954)、Fritz Kern, *Recht und Verfassung in Mittelalter*(Benno Schwabe, Basel, 1953)辺りが目を引く。

好(1925年生)、戒能通孝(1908年生)、丸山眞男(1914年生)といった面々からの引用⁶⁶が頻繁になされていることが目を引く。高柳の法学にとって、彼らに象徴されるところの社会科学が前提・基盤にあったことを窺わせる⁶⁷。

これらの傾向とりわけ第二の点は、論及の対象が基本的人権(「四」以降)に移行しても変わらない。例えば、「基本的人権の成立」(「四」)内の表題は、「1 商品交換関係の進展」、「2 所有権の自由」、「3 宗教的自由」、「4 思想およびその交換の自由」であるところ、前半二つ(経済・所有権)の内容が後半二つ(宗教・思想の自由)に先立つ形となっている。叙述内容を見ても、歴史・経済であれ政治・社会であれ、法や自由を取り巻く構造に焦点を当てていることが特徴である。

第2款 理性・進歩・精神的自由権

高柳の「学問の自由」論との関連では、「基本的人権の展開」(「五」)以降が興味深い。高柳は、市民革命の果たした役割として、第一に所有権の絶対性の確立、第二にそれが現実機能するように国家権力を編成運用することを挙げる一方、その他の市民革命が権利として謳う自由(精神的自由、居住移転・職業選択の自由等)の現実での扱われ方に注意を促す⁶⁸。

高柳の見るところ、市民革命後の英仏では信教の自由にしる、言論・出版の自由にしる、労働関係(居住移転・職業選択の自由)にしる、実態は「宣言」とは程遠く、市民革命間もない頃の国家で実現された「人権」とは、あくまでも自由絶対の所有権とその保障機構であった⁶⁹。

⁶⁶ 言及された順に、高橋幸八郎『近代社会成立史論』(日本評論社, 1947年)、同『市民革命の構造』(御茶の水書房, 1966年)、世良晃志郎「西洋中世法の性格(1)~(3)」法学 16 卷 1~3号(1952年)、後に同『西洋中世法の理念と現実』(創文社, 1991年)所収、石母田正「封建国家に関する理論的諸問題」歴史学研究会編『国家権力の諸段階』(岩波書店, 1950年)、堀米庸三『中世国家の構造』(日本評論社, 1950年)、川島武宜『所有権法の理論』前掲注(25)、大塚久雄『近代欧州経済史序説 上巻』(日本評論社, 1944年)、岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』(御茶の水書房, 1961年)、戒能通孝『市民の自由』(日本評論社, 1951年)、丸山眞男「ジョン・ロックと近代政治原理」法哲学四季報 3号(1949年)、後に同『戦中と戦後の間 1936-1957(新装版)』(みすず書房, 2018年)所収。

外国語文献では、ホップズ、ロック、ルソーといった古典を除くと、トレルチ、ラスキヤ、クリストファー・ヒルの著作からの引用が圧倒的に多い。比較的頻度は少ないものの、マルクス・エンゲルスからの引用もされている。

⁶⁷ 長谷川正安は、「近代国家における基本的人権」の優れている点として、「人権の思想と規範と制度が、経済史の知識を土台にして、統一的かつ総合的に展開されているところにある」と指摘する(長谷川・前掲注(52)166頁)。

⁶⁸ 高柳・前掲注(3)84頁。

⁶⁹ 高柳・前掲注(3)84-87頁参照。例えば、市民革命の過程において求められ勝ち取られたのは「議会の特権としての・ないし議会における市民における言論の自由」であり「市民個人のそれでは必ずしもなかった」。「ミルトンの検閲制廃止論も主としては偉大な知者の自由の擁護であり、一般市民の権力批判の自由、多数者の憎む異端的思想の表現の自由の

もっとも、眼目が所有権の保障にあったとはいえ、市民革命により人間理性の開放と科学の発達をもたらされたのも確かである。市民革命の前提でもあった産業技術・科学技術は、革命後により一層の発展を遂げ、その成果は、人々に権威や信仰ではなく理性による自然の神秘の解明を確信させる。あくまでも、科学者というごく限られた範囲に限定されていたものの、自由に物を考える権利の自覚とそのために闘う精神が涵養された⁷⁰。

技術の進歩による観察用具の改善は、自然の法則の洞察を一層進め、科学は益々発展していく。その一方で、富の追求の衝動は、自然をより多く支配し富をより多く獲得するために、科学的成果を求めるという欲求をもたらした。所有権の行使による富の獲得が強いほど、生産技術の進歩・改善への欲求は強く、それは科学のより一層の発展と生産力の上昇を促す。高柳は 18 世紀半ばからの英国産業革命への経緯をこのように理解する⁷¹。

その果てに到来するのが、自由放任主義である。高柳は、自由放任主義による基本的人権の理念とその具体的実現への影響に着目する⁷²。第一に、(労働者の)居住移転・職業選択の自由。第二に、精神的自由権である。ここでは後者に焦点を当てる。

産業革命は、「自由に物を考える権利」の行使の結果である科学の発達・技術の進歩と不可分であり、国家から独立する(自由放任)経済・投資を求める資本の増大(資本主義的進歩)の観念を生んだ。「科学的進歩の観念と資本主義的進歩の観念」、言い換えれば「自由に物を考える権利」と産業上の「自由放任主義」が、二本の縄のごとく相互作用し螺旋状に上昇する社会の発達をもたらした⁷³。

その帰結の一つが、「人間の過去に対する優越の確信」、もう一つは「人間の自然に対する優越の観念」である。急速な知識の進歩と莫大な知識の獲得によって、「古い時代は黄金時代ではなく暗黒時代」と考えられるようになり、現在に比べて未来のより一層の進歩、その帰結として人類の絶えざる進歩が確信されるようになる⁷⁴。そして自然に対する優越の観念は、人間が自然を支配・征服し、これを人間に奉仕させる権利を持つとの考えを醸成し、動植物は人間の幸福に役立つ限りにおいて価値があるとされ、人間と動植物の決定的相違は、人間が理性を持つからである、とされた。「ここに、理性をもった人間人格の生得の尊厳性の自覚がうまれる」⁷⁵。

このような自然の支配者としての人間像を成立させるのは、人間が理性を用いて自然の法則を認識し得たというところにあり、そのような認識は権力や権威から開放された理性の自由で合理的な活動の所産である——というストーリーである。このようにして、人間精

承認では必ずしもなかったのである」(同 85 頁)。高柳にとって「重要なことは当時『表現の自由』とされたことの中身」であった(同 93 頁注 19)

⁷⁰ 高柳・前掲注(3)87-88 頁：なおここで引用されているのは、ハロルド・ラスキ、石上 良平(訳)『ヨーロッパ自由主義の発達』(みすず書房、1951 年)である。

⁷¹ 高柳・前掲注(3)88 頁。

⁷² 高柳・前掲注(3)89 頁。

⁷³ 高柳・前掲注(3)90 頁。

⁷⁴ 高柳・前掲注(3)90 頁。

⁷⁵ 高柳・前掲注(3)90 頁。

神の自由の価値が具体的(ある意味功利的に)自覚されていく⁷⁶。

以上のような人類の永遠の進歩、理性の生得の尊厳性、精神の自由の観念は、1世紀以上前に宣言された基本的人権(精神的自由)に内実を与え、それを高めるものとして作用していく。それ故、人を獣(自然)から分かつ精神(理性)の営み、すなわち思想・言論を多数者の意思で制限し奪うことは許されないであろう、という論理が登場する。人間の自然の法則に対する認識が絶えず進歩し、永遠絶対の真理が存在しないならば、たとえ少数者のそれであっても、新しい真理の登場を多数決で抑えつけ、国家権力で葬ることは許されるべきではない、――。その一方で、産業は投資の拡大と利潤のため、国家権力に拘束されない資本と労働の自由な取引・労働生産性の向上を求める。その要件こそ、科学技術の進歩と人間理性の自由である。この論理の帰結が、国家は経済に対しても人間精神に対しても干渉・侵害を慎むべき、という要求である⁷⁷。

ただし、表裏一体をなしているかの如く映る二つの自由の要求の間には、潜在的な対立可能性がある。産業上の自由の要求は、あくまでも利潤を求める。そこで求められる技術の進歩とは、ただ営利に必要な限りのそれであって、必ずしも(先の観念のように)高尚な理念を懐くとは限らない。さらに、反対者を含む全ての人の理性活動を普遍的・無条件的に保障することは、進歩の果てには現存の体制を含む一切のものを有限のものとして葬り去る可能性を内包する。

ここにブルジョアジーが、進歩・自由を営利に直接必要な限りのものとして制限しようとする動機が生じる。「短見の見地から許容される限られた自由と真の普遍的自由とは矛盾緊張をふくんで対立せざるをえない」。しかし、知識や真理を都合よく分割し用いることは長期的には不可能であり、ブルジョアジーも進歩そのものを放棄することはできない⁷⁸。

第3款 市民的自由の原理

こうした内容を踏まえ、高柳は「基本的人権の意義づけ」(「六」)を論じる。ここで問題とされるのは、「公法次元の自由」と「私法次元の自由」である。

この二つの自由は次のように説明される。いわゆるリヴァイアサンの国家的誕生とそれに伴い前国家的自由(特定身分に基づいた特定具体的自由)の否定がなされる。その際、一方で人民の国家に対する関係での一般的不自由が生じる側面と、他方で人の人に対する関係における自由な諸関係の創出がなされる側面が存在する。このうち前者が公法次元の自由、後者が私法次元の自由である⁷⁹。

公法次元の自由は、人の権利・義務は国家の何が公益であるかの判断(法により表現される)によってその内容が規定され、個人の権利は国家権力(司法権)に依拠してのみ実現しう

⁷⁶ 高柳・前掲注(3)90頁。

⁷⁷ 高柳・前掲注(3)90-91頁。

⁷⁸ 以上、高柳・前掲注(3)91-92頁、引用は91頁。

⁷⁹ 高柳・前掲注(3)前掲注(3)95-97頁参照。

る他者依存的・受動的であるという点で不自由である。

私法次元の自由はより複雑である。まず、封建領主の土地に対する支配権が否定され、土地に対する純粋な所有権が成立し、(時間的経過を捨象して結果的に言えば、土地を私的に独占・排他的に支配する階層と、そうでない農民との並存を生み出した。

ここには、前者において領主制や共同体的所有から解放されているという意味での自由が、後者は個々の領主に対する身分制的隷属から解放されたという意味での自由と、自らの労働力を売ることしか生計を立てられず、自らの意思に基づいて他人に雇われて賃金を得るという意味での自由がある。ただし、私法次元の自由は、賃金労働関係という社会的経済的に不自由・従属的な関係を内包している⁸⁰。

結論から言えば、高柳は賃金労働関係・労働力という物差しを用いることで、国家権力に媒介されない自律的・自己完結的に営まれる法則、すなわち商品の等価的交換(価値法則)によって規定される社会を観念する。このようにして、社会から切り離され孤立した個人が、自由意思による合意を形成することで社会関係に入るように見え、社会は国家から独立・独自の存在であり、国家以前に自然的に存在しているように観念されることとなる⁸¹。

その眼目は、国家の機能と権力の限定にある。すなわち、社会が前国家的存在であり、国家とは無関係の自律的・自足的な規範体系を有した存在であるならば、社会の自己保存・存立、公共利益の実現に対する侵害が生じた際、他律的・強制的機能を持たない社会に代わり、これを果たすためつくられ、機能を託されたのが国家と理解される⁸²。

さて、そのような(近代)国家の権力と自由の関係について、である。近代国家の権力は、中世国家のそれと比べると、全ての社会的諸関係を改変しうる力を抽象的可能性として有するという点で強力である。その意味で、近代国家はあらゆる権利の源泉としての主権性を持つが、ブルジョアジーは市民革命によって国家権力がブルジョア社会の論理に従って発動するよう後国家的制度で枠付けをした。この場合、国家権力は市民社会の基礎法の貫徹を担保する救済・制裁権力として、または事後的・受動的な紛争解決能力として発動すべきこととなる⁸³。

ここで、国家権力が及ぶ現実的可能性のない領域(人民の公法次元における自由の領域)が観念されることとなる。それでは、市民的自由すなわち基本的人権の不可侵性の原理とは何か。高柳によれば、それは、基本的人権はその行使の結果として市民法を侵害(自然犯、民事上の不法行為や債務不履行等)しない限り、いかなる国家権力による制裁・鎮圧を受けないというものである⁸⁴。「近代における基本的人権とは、この特有の構造と性格をもった人民の自由のことにほかならない」のである⁸⁵。

⁸⁰ 高柳・前掲注(3)前掲注(3)96-96 頁参照。

⁸¹ 高柳・前掲注(3)99 頁。

⁸² 高柳・前掲注(3)101 頁。この立論は、ロックとトマス・ペインに基づく。

⁸³ 高柳・前掲注(3)105 頁。

⁸⁴ 高柳・前掲注(3)107 頁注 13。

⁸⁵ 高柳・前掲注(3)105 頁。

しかし、その次に基本的人権の現実における機能という問題が生じる(「七」)。信教の自由や、職業・身分・人種等の平等や経済・財産上の平等に加え、労働力の売買(契約の自由)における不平等や貧困の問題、ひいては事実上の(富の)不平等(例えば国家の警察権との関わり)等、多くの問題が挙げられているが、本稿との関わりでは、「自由に物を考え、いいたいことを自由にいう機会、つねに経済的独立性の函数」であるとして、貧困と政治的自由(参政権)・思想の自由および言論の自由の問題に言及されている⁸⁶。

なお「公法次元の自由」と「私法次元の自由」に関連する内容として、高柳が行政法研究において、「公法は、近代市民社会における自己完結的な裁判規範の体系たる市民法を前提にして、……市民法を補完又は修正する必要がある場合に、そのようなものとして、その限度で存在を認められるものとして、理解されるべき」と論じていた⁸⁷。こうした発想を採用する理由は複数挙げられているが、「公法規範は、その補完と修正の必要性と程度に関し、たえざる吟味を受けなければならない」⁸⁸というのが一番の理由と考えられる。

そして「市民法」については、川島武宜の理論の見解を引いた上で、「商品交換によって媒介された市民社会の内部法として、『意思自由の原則』を基本原理とする自己完結的な規範体系として」、市民法(bürgerliches Recht)があるという⁸⁹⁹⁰。

第4款 使命としての真理探求

最後の「八」であるが、ここで高柳は次のような問いを立てる。すなわち、基本的人権の尊重と擁護がブルジョアジーの支配の是認と一層の強化を意味するのか、基本的人権の思想は階級的イデオロギーに他ならないのか、と。これに対し高柳は、否と応える。

なぜならば、人格的に自由な生産者が存在し、賃金労働関係が展開し、技術の進歩による労働生産性の向上があつてはじめて独占ではなく競争の要求が生じ、何よりもまずプロレタリアートの形成と自由への要求があつたからこそ、ブルジョアジーは独占・特権の体制の廃棄(市民社会)を志向したからである⁹¹。

高柳は、近代工業の求める技術的変革は、それ自体は営利に直結した狭い範囲での技術的改善の域を出ないとしつつ、どんなに小さい技術的改善も、自然の法則の認識に基づかねばなし得ず、実用的な知識に対する実利的な要求が知識一般(真理)の探求に対する積極的な態度を醸成する可能性に目を向ける。

言うまでもなく、資本家が科学者を生み出すわけではなく、知的探究それ自体を喜びとし

⁸⁶ 高柳・前掲注(3)108-114頁参照、引用は114頁。

⁸⁷ 高柳信一『行政法理論の再構成』(岩波書店、1985年)93頁。

⁸⁸ 高柳・前掲注(87)97-101頁参照、引用は101頁。

⁸⁹ 引用は、高柳・前掲注(87)85頁。川島武宜の著作は、川島・前掲注(25)、同『民法講義第1巻序説』(岩波書店、1951年)、同『民法総則』(有斐閣、1965年)が挙げられている。

⁹⁰ この主張は、「国家と市民社会の二元的対立」関係を、「人間の自由の観点」すなわち「解放」「自由意志」「意思自由の原則」から再構成しようと試みたものである。「座談会 変革期と公法学研究30年」・前掲注(7)357頁(高柳発言)参照。

⁹¹ 以上、高柳・前掲注(3)116-117頁参照。

献身する科学者がまず存在するのであり、「かれらはいつの時代にも存在したし、資本制社会においても、誰にたのまれなくても右の機能を使命と感ずる真理探求者がかれら自身として存在する」。ブルジョアジーは、直接的にまたは国家財政を通して間接的に、「研究に投資し、研究手段からきりはなされている学問研究者の学問研究の現実的条件を充足して、かれらの職能を社会的規模で成り立たしめる基礎をあたえる」⁹²。

そこにおいて、真理は権力・金・何人にも命令されず、ただ理性にしたがって自然と社会の法則を追究することによってのみ獲得される。こうした人間理性に対する確信は、理性の活動の結果、従来の既成観念が改められることを許容する謙虚さと表裏一体である。そして、理性に対する確信から、国家権力は精神内容的価値(真・善・美)およびその基準から切り離され、価値の選択・判断は個人および社会集団に委ねられる。永遠絶対の真理は認められず、社会の中で多元的な価値が競争し、新たな考え方が多数者の支持する既成観念に挑戦すべく思想の競争場に登場する。国家の役割とは、社会における思想の競争が自由かつ公正に行われる条件の確保への専念である⁹³。

以上、「近代国家における基本的人権」を瞥見した。続く第2款では、高柳の行政法研究を取り上げる。

第3節 小括と検討

本章では、まず高柳の研究者としてのキャリア形成期と留学時について扱い、論文「近代国家における基本的人権」を通して、高柳の基本的人権論・自由論およびその思考法を明らかにした。

論文「近代国家における基本的人権」は、歴史学、経済学、政治学などの社会科学の議論に立脚した叙述を行いつつ、「歴史の中における人間開放の要求と市民的自由の相関」と評すべき視点から構成・叙述されている。

初期の研究で示されていた彼の問題意識から見ると、(1)歴史への関心は「近代国家における基本的人権」でも継続している。(2)ネガとしてのドイツ(および日本)については、論文の「二」まではドイツを対象としていたのが、途中から話の主題(モデル)が英仏へと移行していることが指摘できる。(3)学問の憧憬と裏返しとしての特権意識への忌避感としては、論文の「八」において、真理探究行為について詳細に論じていることが連続性の表れと言えよう。

論文それ自体について見てみると、次の①から⑥がより具体的な特徴として挙げられる。

①「近代国家の基礎的構造的特質」によって規定された国家の権力と個人の自由の関係を明らかにすることを目的とし、歴史の発展に伴う自由の拡大といったような単線的な理解を峻拒する。

②直接の検討対象は法や人権・自由であるが、叙述を支えるのは歴史学、経済学政治学とい

⁹² 高柳・前掲注(3)125頁。

⁹³ 高柳「近代国家における基本的人権」前掲注(3)125-127頁参照。

った社会科学全般である。

③人権宣言制定当初の眼目は、精神的自由ではなく、所有権とその保障にあったこと、その後の精神的自由権の確立過程では、理性と進歩に対する確信が大きな役割を果たしたと指摘する一方、その裏面にある「人間の過去に対する優越の確信」を看取している点。

④リヴァイアサンの国家的誕生は、人民の公法次元での一般的不自由と、私法次元での自由をもたらしたと捉える。そこから私法次元の賃金労働関係・労働力という物差しを用いて、商品の等価的交換という法則を導き、自律した個人から成る社会を基本とし、国家はあくまで限定された役割と機能を果たすのみとした。

⑤近代国家における自由とは、市民法を侵害しない限り、国家からの干渉を受けないと定式化した。

⑥真理探求を使命とする研究手段から切り離された研究者による学問研究を念頭に置きつつ、真理探求プロセスをいわゆる思想の自由市場論として位置づけ、国家権力は真・善・美の価値基準から切り離され、あくまでも思想の自由競争の場の条件維持を役割とする、としたこと。

高柳によれば、「近代国家における自由」とは、市民法への侵害を除いては国家からの干渉を受けないこと、を指す(⑤)。これは社会を基本単位とし、国家の役割を限定することを試みるもので、彼はそのために私法次元の自由から商法の等価的交換という法則を導くが、ここでは経済という視点が用いられている(②、④)。まず所有権があり、次いで精神的自由権が確立されたとする見方もこの流れに位置づけられるだろう(③)。全般的に見ると、高柳のいう「近代国家の基礎的構造的特質」の分析においては、経済や歴史といった要素が色濃い(①)。これらは、高柳の議論の明白な特徴と言ってよい⁹⁴。

⁹⁴ その上で、国家と社会の関係で、社会を基本とし国家の役割を極限まで狭く解そうとする高柳の議論(または国家像)を、公法学として受け入れるか、解釈として採用するかは問題になり得る。また高柳が歴史学・経済学の知見を積極的に活用したことは、究極的には実証・理論研究の進展や変化、見直しに対してどう整合性をつけるか、という問題を避けては通れないように思われる。

この点、既に退官時の座談会において、兼子仁から、高柳の議論は法学独自のものなのか社会科学理論一般と共通するののかという問いが投げかけられていた(「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7)360 頁参照(兼子発言))。

あるいは、次のような指摘もなされている：「高柳先生は、『近代社会の公法原理論』を構成されていますが、これは歴史的に抽象された理論だと考えられます。といたしますと、この理論が、同時に、価値的にも国民あるいは社会の甲陽を最大にするような理論であるというためには、別にもう一つ説明が必要ではないでしょうか。つまり認識論上の原理論にはなっても解釈論の指針となるような原理論にはならないのではないのでしょうか。近代的な原理論だから、これに現実の法制度を近づけるのが望ましいとは思いません(「座談会 変革期と公法学研究 30 年」・前掲注(7) 359 頁[古城発言])。

「歴史的な原理論として構成されている場合、これは認識の分析の枠組みとして有効ですから、たとえばドイツの制度・理論が近代公法原理とはこうずれているということは明らかにできるでしょう。しかし、ただずれがあるということから、これはおかしいというこ

また③と⑥については、『学問の自由』の内容とも関連するものである。詳細は、第2章に譲るが、単純な進歩の発想や理性の優位を掲げる思想に対して距離を置きつつ、歴史や経済の視点から分析を進める手法は、『学問の自由』にも受け継がれている。真理探究プロセス＝思想の自由市場論としている点は『学問の自由』と共通であるが、⑥の内容と併せて考えれば高柳は基本的に国家と社会のうち、社会の優位を前提として「学問の自由」を考えていたことは指摘できよう。

なお、同論文の終わりの部分に当たる「八」では、「歴史の発展法則」の語が多用されているが⁹⁵、この点については、後に Hofstadter & Metzger を扱う第3章で取り上げることとしたい。

以上で第1章での検討を終え、次の第2章では主著『学問の自由』の検討に入る。

とにはなりません。このずれの意味はなんなのかということ問うていく作業が別に必要です。したがって、近代公法原理論は、むしろ認識の道具概念として機能するのであって、解釈をはじめとする価値判断のための道具概念としてまだ機能しないと考えるべきではないでしょうか」(同 359-360 頁[古城発言])。

⁹⁵ 高柳「近代国家における基本的人権」前掲注(3)127 頁等。

第2章 『学問の自由』

第2章では、高柳説の内容を検討対象とする。言うまでもなく、その中心は高柳信一『学問の自由』である¹。同書は全7章構成で、1963~1972年にかけて執筆された論文から成る²。各章の題はそれぞれ「Ⅰ 学問の自由——歴史的序論」、「Ⅱ 学問の自由——原理」、「Ⅲ ドイツ『学問の自由』法理念の法理論史的背景」、「Ⅳ 大学の自治——比較行政法的考察」、「Ⅴ 学生懲戒処分の法理」、「Ⅵ 学問の自由と警察権——ポポロ事件最高裁判決をめぐる」、「Ⅶ 続学問の自由と警察権——ポポロ事件差戻後の第一審判決について」である。

さて通常、高柳説として引用・言及されるのは専ら「Ⅰ」と「Ⅱ」である。本章もこの例に漏れず、「Ⅰ」と「Ⅱ」、それに加えて「Ⅳ」を中心に検討する³。

その理由として、第一に、本稿がアメリカの学説から高柳説を検討するものであるため、ドイツの議論が主軸の「Ⅲ」は検討の対象から外れる。第二に、判例を扱う「Ⅵ」と「Ⅶ」も重要であるものの、本稿はあくまでも憲法学説とそれが参照した英米の議論との対応関係を考察するものであるため、扱わない。第三に、その観点からは歴史的考察をする「Ⅰ」と原理的考察をする「Ⅱ」が中心となる。第四に、「Ⅴ」は学生について論じている点、から重要ではあるものの、本論にあたる「Ⅰ」と「Ⅱ」の内容を踏まえた上で、関連する場合にのみ言及するという手法を取るのが適切と考えられるためである。第五に、「Ⅳ」は下記に見るように最も早い時期に書かれたものであり、「Ⅰ」と「Ⅱ」より先に見ることで高柳の叙述や問題意識等に変化があるのか又はないのかを検討できることから、最初に扱う。

各章の元となった論文について見ると、最も早い時期に当たるのが「Ⅳ」(1963~1964年)、次いで「Ⅵ」(1964年)と「Ⅶ」(1965年)、「Ⅰ」(日本公法学会での報告としては1966年、刊行は1967年)、「Ⅱ」(1968年)、「Ⅴ」(1970年)、「Ⅲ」(1972年)と続く。この中では、「Ⅰ」と「Ⅱ」が書かれた時期が注目される。「Ⅱ」の刊行は1968年12月であるため、この時既にいわゆる東大紛争の渦中であり、「Ⅴ」はその収束から間もない頃、「Ⅲ」にしてもその記憶が未だ如実に残っていることは想像に難くない時期に書かれている。逆に「Ⅳ」は大学紛争・学生叛乱ではなく、1960年代前半の大学管理法案が問題となっていた時期である。

以上を踏まえて、本章では『学問の自由』のうち、最初に執筆時期が最も早い「Ⅳ」を取り上げ(第Ⅰ節)、次いで理論面で最も重要な「Ⅰ」(第Ⅱ節)、次いで「Ⅱ」(第Ⅲ節)を取り上げる⁴こととする。

¹ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店、1983年)。

² 原題および掲載誌については、前掲(1)『学問の自由』379頁の参照を乞う。本論文では、特別な理由がない限り、『学問の自由』から引用を行う。

³ 便宜上、本文・注で言及する際は、例えば「Ⅰ」や「Ⅳ」といった表記をしている。

⁴ 方法論としては、原理論を扱う「Ⅱ」を主軸として、適宜「Ⅰ」や「Ⅳ」に言及していくという手法も考えられる。この点、本稿では高柳説を内在的に理解する上では煩雑さや

第1節 「大学の自治——比較行政法的考察」

第1款 問題の所在

既に述べた通り「IV」は、もっとも早い時期に書かれた論文である。それだけでなく、『学問の自由』所収の論文の中では、他が法学系の論文集や紀要、あるいは学会誌の『公法研究』や法学系雑誌『法律時報』に寄稿されたものであるのに対し、雑誌『思想』掲載の論文であった。

件の論稿は、「わが国における学問の自由及び大学の自治は、戦前において悲惨な受難の歴史をもっている」との一文から始まる⁵。戦前の歴史においては、国家権力が「国体」や「朝憲紊乱」といった実体的価値を占有し、学問はその始めから内容を限界づけられていた。国体に矛盾・抵触する学説は存在を許されなかったという点で、学問の自由が認められる余地がないことが、森戸事件・天皇機関説事件などを通じて、他ならぬ国家権力により公言されていた⁶。

そして、戦後の問題である。それは、1962年5月25日、首相(当時池田勇人の自由民主党演説会での発言から始まる大学管理制度問題である⁷。しかし、高柳の見るところ、事の本質は、新制度の提唱者がしばしば用いていた「学問の自由や大学の自治を侵害する意図はない」、「主権者は国民であり、大学が責任を果たす必要がある」、「管理制度はむしろ学問の自由や大学の自治を守るために必要だ」といった論法であった⁸。

彼の目からすると、事の様相は戦前とは異なる装いを見せていた。すなわち、大学管理問題において主唱者らは、「主権者たる国民の責任に対する大学の責任」を論じ、「大学の独善を廃し、それを国民のための大学たらしめ」るため、「大学が国民により多く奉仕し、社会に対する責任をよりよく果たせるような民主的な管理制度」が必要であると訴え、むしろかつての国体・皇室の尊厳に抵触する学説を権力で抑圧するようなやり方を採るつもりはないことを強調する⁹。

上記の主張をより細かく見ると、次の三種に分けられる¹⁰。

第一に、「大学は社会制度である」または「大学は社会制度となった」から、社会の養成と期待に応じる責任がある。

第二に、大学が国民に対する責任を果たさないならば、国民に対する責任を負う存在としての国会や文部行政の責任者である文部大臣が対処する必要がある。こと国立大学の場合、

迂遠さを厭わず、敢えて「IV」を入り口とすることで、原理論での叙述では捨象されがちな要素を浮き彫りにすることを狙いとするため、こうした手法を採用した。

⁵ 高柳・前掲注(1)163頁。

⁶ 高柳・前掲注(1)163頁。

⁷ 発言の内容は、国立国会図書館調査立法考査局編『大学管理問題に関する資料集』(国立国会図書館調査立法考査局, 1963年)247頁参照。

⁸ 高柳・前掲注(1)163-166頁および同166-168頁注2-9を参照

⁹ 高柳・前掲注(1)163-164頁(傍点、原文ママ)。

¹⁰ 高柳・前掲注(1)164-165頁参照。

文部大臣が責任者として大学の管理運営について監督権を持つべきである(という形で文部大臣の権限・責任が強調される)。

第三に、大学内部での責任管理体制や各主体(例として教授会や学部長、学長)間の権限関係が十分・明確ではないため、大学が国民に対する責任を果たす、又は文部大臣が大学への監督権を行使する際は、これを受け止める体制が確立されていなければ、国民への責任が果たされない。

こうした一連の主張を概観した上で、高柳は次のように言う。「大学自治の理念と制度を擁護しようとするのは、それが民主的憲法体制の不可欠の一環をなすと信ずるから」であると述べている¹¹。民主主義・民主的な体制と「大学の自治」は矛盾しないはずであるという発想は、この段階から高柳において確固たる信念として存在していた。

ところで、先に見たような「国民のための大学」を主張していたのは、具体的にはどのような人々であったのか。高柳の文章を見ると、そこにはまず首相(当時)の池田勇人、文相(当時)の荒木万寿夫といった政治家、内藤誉三郎文部次官(当時)といった官僚の名前が挙げられている。

しかし、高柳の中で政治家や官僚らよりも大きく扱われていた人々がいる。具体的には、中央教育審議会(当時の会長は天野貞祐[1884年生])の1962年10月15日答申「大学の管理運営について」¹²、そして森戸辰男(1888年生)、木下一雄(1890年生)、小泉信三(1888年生)、高坂正顕(1900年生)といった面々である。

この当時の森戸や木下は中教審メンバーであるが、そうでなくとも当時の彼らは、現役・元現役を含め各大学の学長経験者である。また天野や森戸は戦後教育の出発時を語る際、欠くことのできない人物である。

そのような彼らが、1960年代当時は大学の改革を訴えていた。例えば、森戸は新聞紙上で次のように語っている。すなわち、「大学はもはや『国家内の国家』でも『象牙の塔』でもなく、国家・社会と緊密な関係をもち、それに対応する責任を負う社会的制度となった」。今や戦前・戦中の軍部や国体観念、果ては占領軍のような学問の自由・大学の自治に圧力かける存在は「民主化された独立日本」から姿を消しており、「過ぎ去った時代の悪夢をことさらクローズアップして大学自治を論議する態度は、時代錯誤と言われても仕方があるまい」、と¹³。「IV」論文冒頭においては、戦前の受難の歴史として、天皇機関説事件と並んで森戸事件が挙げられていた。その当事者の「現在」の発言に触れていることは、高柳の明確な意図を感じさせる。

¹¹ 高柳・前掲注(1)166頁。

¹² 国立国会図書館による文部科学省 Web サイトのアーカイブスから閲覧可能(https://warpan.dl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/toushin.htm)である。

参照「大学教育の改善について(答申) 第19回答申[昭和38年1月28日]」(https://warpan.dl.go.jp/info:ndljp/pid/11293659/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309479.htm) 2022年5月20日最終閲覧。

¹³ 森戸辰男「大学自治のあり方と文部大臣の権限」朝日新聞1962年10月16日参照。

話を戻す。高柳は、民主的な大学・国民に開かれた大学という観点から投げかけられた三つ批判(社会制度としての大学、大学の内部管理、大学の外部管理)に対する応答を試みる。以下、順に見ていこう。

第2款 社会制度としての大学

最初に、「社会制度としての大学」である。結論から言えば、「大学は社会制度」であるというだけでは、内容的には無意味である¹⁴。つまり、家族・産業・教会・政府と同じく大学も社会制度であるところ、ここで重要なのはそれぞれの社会制度の機能なり、他の社会制度との相違なり特質である¹⁵。

そのため社会制度である「から」国家や国民代表がその管理・発言権を持つというわけではないし、大学が社会的制度であることから直ちに大学への社会的統制が導かれるわけではない。要するに、「我々の問うべきことは、大学はいかなる社会制度であるか」、「大学の本質と使命」ということでなくてはならないが、中教審答申にせよ森戸発言にせよそれに欠けている、というのが高柳の批判である¹⁶。

その上で、Theodore M. Greene、John D. Millett、そして Robert M. MacIver の見解が引かれている¹⁷。「大学は、すぐれて、そこにおいて知識が探求され育てられ及び授けられる制度である」(MacIver)¹⁸。

こうした大学の特質は、社会との関係で何をもたらすか。Millet は、大学の有する知識の保存・伝達・増進といった目的は、一方で新世代の登場による旧世代の地位や影響力を脅かす可能性があること、他方で広く一般に受け入れられている社会通念への疑い・挑戦をもたらすと見做し、大学を社会の側から必然的に生じる反発と切り離すべき、とする¹⁹。

こうした見解を踏まえ、高柳は、たとえ出発点を「大学の社会奉仕的使命」に置いたとしても、大学という社会制度の特質を正確に把握すれば、「大学の社会に対する独立を要請せざるをえない」と結論を出す。中教審や森戸の理解には、概念の誤用と社会制度としての大学の特質を把握できていないという点で難がある²⁰。

¹⁴ 高柳・前掲注(1)170頁。

¹⁵ 高柳・前掲注(1)169頁; Theodore M. Greene, *The Function of the School in a Modern Democratic Society*, in 2 POLITICAL AND CIVIL RIGHTS IN THE UNITED STATES pp. 973. et seq. (Thomas Emerson & David Haber eds., 2d ed. Buffalo, N.Y.: Dennis, 1958). JOHN J. CORSO N, GOVERNANCE OF COLLEGES AND UNIVERSITIES 8(McGraw-Hill, 1960).

¹⁶ 高柳・前掲注(1)170頁(傍点、原文ママ)

¹⁷ 高柳・前掲注(1)171頁; Greene, *supra* note 15; JOHN D. MILLETT, THE ACADEMIC COMMUNITY; AN ESSAY ON ORGANIZATION(McGraw-Hill, 1962).

¹⁸ ROBERT M. MACIVER, ACADEMIC FREEDOM IN OUR TIMES 4 (Columbia University Press, 1955)

¹⁹ See Millet, *supra* note 17, pp. 54-58.

²⁰ 高柳・前掲注(1)172頁。

第3款 大学の内部管理

次に大学の内部管理の問題である。ここで高柳は、戦前期の日本の大学が国家目的のための権力機構の一環として誕生しつつも、やがてヨーロッパ由来の教授会の自治を慣行として一応の確立をみたことを確認する²¹。

そして現在の日本国憲法体制においても教授会自治が問題視されているところ、そこには社会の変化を前提に、古い大学＝特権階級のもの＝象牙の塔＝ヨーロッパの古典的の大学像＝教授会自治と、新しい大学(戦後新制大学)＝国民一般への開放＝社会奉仕の機関＝アメリカの現代的大学＝学外者から構成される理事会管理体制、という二項対立的図式があることを指摘する²²。

これは、社会の変化が大学の使命と管理制度の変化を、象牙の塔的の大学像の否定が教授会自治の廃棄を、大学が広く国民一般に奉仕するものとなったことが理事会的な管理機構への転換を、不可避とする、という論理である。そして高柳は、一連の立論のそれぞれ前段は正しいとする。しかし、前段の正しさが後段を導くのがここでの問題であり、「一定の理論的立場から先験的結論することなく、歴史に学ぶ実証的立場」での検討を宣言する²³。

理事会は大学の全権的機関であり²⁴、法的には理事会が大学そのものである²⁵。しかし、そうした理事会管理体制が、現代的な大学に最もふさわしい民主的な管理の原則であるかどうか、問われる。

ここで参照されるのがアメリカの大学史、他ならぬ Hofstadter & Metzger である²⁶。端的に言えば、アメリカの理事会管理制度の誕生は、種々の理由からヨーロッパ伝統方式の管理制度を構築する社会的基盤を欠いたが故の産物であり、やがて社会の進化に伴う大学の発達は産業界からなる理事会対教員団という構図を生むように至る。この対立は大学および大学教育に対する認識の違いでもあり、大学を私的企業体と見るか、公共的使命を持つ存在と見るかの違いも意味した。そして、大学が後者であるとすれば、教育との方針と内容に関しては教育研究の専門家として大学教員が発言権を有すこと、「学問研究共同体(academic

²¹ 高柳・前掲注(1)173-174 頁。ここで高柳は、GEORGE Z. F. BEREDAY & JOSEPH A. LAUWERYS, *Editors Introduction, in HIGHER EDUCATION: THE YEAR BOOK OF EDUCATION* (Bereday & Lauwerys eds., London: Evans, 1959), p.6 を引用し、同書が戦前の日本における大学に対する国家の支配を、西欧に対抗するための国民国家形成を目的として作り上げられたとする見方を紹介している(高柳・前掲注(1)185 頁注 1 および同 172-173 頁注 4 参照)。同箇所には当時の日本の指導者層はナポレオン時代の大学制度を模範とし、中央集権的な管理統制のシステムを作り上げようと志向したとの記述がある。

²² 高柳・前掲注(1)175 頁参照。

²³ 高柳・前掲注(1)176 頁。

²⁴ THOMAS E. BLACKWELL, *COLLEGE LAW: A GUIDE FOR ADMINISTRATORS* 40(American Council on Education, Washington, 1961).

²⁵ MacIver, *supra* note 18, p.40. :

²⁶ RICHARD HOFSTADTER & WALTER METZGER, *THE DEVELOPMENT OF ACADEMIC FREEDOM IN THE UNITED STATES*(Columbia University Press, 1955).

community)の管理運営に積極的に参与すべきである」とされたのである²⁷。

ここから高柳は、「法形式上理事会のもつ権限……を教授団の影響力によって制約する慣行の形成」を読み取る²⁸。アメリカの大学管理の実態は、こうした慣行を前提にしてこそ正しい理解が可能となる、というのが高柳の主張である。

例えば、MacIverは教員団の自律(autonomy of the faculty)として、(1)理事会は学長人選にあたって教授団の意見を徴し、教授層の一般的賛同を得ない人物を学長としない、(2)理事会は学長の助言に基づかずには、教職ポストへの採用・昇任、転任・解任等を行ってはならない、また学長は事前に人事の性質に応じて関係範囲の教授層または教員団全体の意見を徴すべし、(3)理事会は、教科科目・過程の内容、教育研究方法に関係する全ての事項について、教員団に完全な自律を保障すべき、の三点を挙げる²⁹。

上記のような慣行・原則が存在する(そう理解する論者が決して少なくない)ことから、アメリカの大学管理制度は、その実態において、巷間言われるような理事会を頂点とした明確なヒエラルキーとは言い難い。特殊アメリカ的な事情から生まれた理事会管理体制は、他ならぬ社会の発展と大学教育の使命の変化によって、修正・制約を受けているのである³⁰。

高柳の意図は、改革論側が打ち出したアメリカモデルを、歴史の側面から分析することで改革論の立論は成り立たず、実際の慣行ともそぐわないとすることにあつた。研究者自身の自由・自治の要求とこれの確立に至るといふ「歴史の過程そのもの」に目を向けるべきである³¹という言明からも、それは明らかである。

さて、ここまで見たのはアメリカの大学制度を巡る記述である。論文ではこの後、英国の近代大学史に記述が移る³²。この部分は、いわゆるオックスブリッジ(Oxbridge)ではなく、地方(provincial)大学、市民(civic)大学、赤煉瓦(redbrick)大学と呼ばれるそれを対象としているのが特徴である。こうした大学群(および前身の市民カレッジ)は、産業革命の発展に伴い、一方で産業界の高等教育に対する熱意と関心、他方で地方都市における高等教育への需要の高まりを背景として成立した³³。

²⁷ 高柳・前掲注(1)177-179頁。括弧書きにした最後の一文は R. Freeman Butts, *Formulation of Policy in American Colleges and Universities*, in *Higher Education*, *supra* note 21, at 249 参照。

²⁸ 高柳・前掲注(1)179頁。

²⁹ MacIver, *supra* note 18, pp.74-77.

³⁰ 高柳・前掲注(1)181頁。

³¹ 高柳・前掲注(1)181頁。

³² 高柳・前掲注(1)181-185頁参照。BRUCE TRUSCOT, RED BRICK UNIVERSITY (Faber and Faber, 1943); W.H. G Armytage, *The Rise of Civic Universities in England* in *supra* note 21; Charles Morris, *Organization and Control of Universities in the U.K.* in *supra* note 21; JOHN VAIZEY, *The Finance of Higher Education in the United Kingdom* in *supra* note 21; ROBERT O. BERDAHL, *BRITISH UNIVERSITIES AND THE STATE* (Universities of California Press, 1959); Lord Chorley, *Academic Freedom in the United Kingdom*, 28 *Law and Contemporary Problems* (1963)647.

³³ 詳しくは、安原義仁『イギリス大学史——中世から現代まで——』(昭和堂, 2021年)第11章参照。

英国については、地域社会のイニシアティブにより成立した地方都市大学が、財政的基礎を得ると共に、管理機構面で研究教育要素の比重を強め、慣行としての自治を確立していったこと、それを可能にした財政的基盤が「援助すれども統制せず」の中央政府の補助金であったと指摘している³⁴。

英米の歴史から高柳が導き出したのは、教授会の自治を基底とする大学の自治の伝統は、社会や大学の変化によって修正・廃棄されるのではなく、むしろ研究・教育機関としての大学の本質への理解が深まり、大学の公共に対する責任が正しく理解された瞬間に、はじめて確立されたという、中教審や森戸らとは真逆の答えであった³⁶。

第4款 大学の外部管理

最後に、大学の外部管理である。これは国民を代表するものとしての文部大臣は、国民の意思によって設置された大学に対していかなる権限と責任を持つか、という問題である。

ここでまず問われるのは国家の高等教育・学問研究に対する責任とは何か、である。高柳によれば、それは少なくとも、国立大学の設置という方法には帰着せず、どのような制度を採用するか否かでもなく、「国家が教育研究についての財政的責任を積極的に引き受けること」に求められる³⁷。

そして現状の(=当時の)国立大学制には、中央政府の国立大学に対する組織的・財政的な権限が強大なこと、通常政治過程・行政過程の論理をそのまま国家と教育研究、政府と大学との関係に当てはめる、という二つの問題が存在していた³⁸。

そもそも本邦の大学の自治が劣弱でその拡充が急務であるのに対し、しばしば19世紀半ばのオックスブリッジの停滞に擬えて大学が攻撃されること³⁹、そして「一部の文化人の擬似民主的大学論」、これらへの憤りを高柳は率直に表明する⁴⁰。

直接の名前は挙げられていないが、念頭に置かれている対象は明白である。森戸や高坂(

³⁴ 高柳・前掲注(1)183-184 頁参照。

³⁵ ここで高柳が念頭に置いているのは高坂正顕と蠟山政道(1895年生)の言説である。具体的には、当時の日本の大学に対しては教授会という合議体の無責任さを批判し「地域の要求」に応え、「貴族的な教養ではなく、庶民としての教養を身につけさせることをねらい」とする英国の地方都市大学を称揚するのが、高坂正顕「大学論議の再検討」自由4巻11号(1962年)3-6頁、引用は6頁である。高坂に対しては、歴史における実態と展開・帰結から批判を行っている。なお関連して、高柳・前掲注(1)190頁注56には、ラスキ(Laski)のアメリカ大学評価を巡る高坂-高柳間の解釈のズレがある。

「新制大学と地域社会との接触結合」を説く蠟山政道「新制大学に何が問題か」朝日新聞社会部編『あすへの教育、大学篇』(朝日新聞社, 1963年)212頁以下に対しては、大学自身の自主的な地域貢献ならともかく、大学管理に対する地域社会の関与という趣旨ならばそれは英国の大学の実態とはかけ離れていると反論する(高柳・前掲注(1)182-184頁参照)。

³⁶ 高柳・前掲注(1)185頁。

³⁷ 高柳・前掲注(1)194頁。

³⁸ 高柳・前掲注(1)201-202頁。

³⁹ 高柳・前掲注(1)206頁注32参照。

⁴⁰ 高柳・前掲注(1)204頁。

あるいは他の人物)にしろ、彼らは大学人であり研究者であり学長経験者でもあった。それにも拘らず、「彼の国々の大学制度の皮相な外見」や「制度を動かす原動力や慣行についての無理解」でもって大学制度を、そして民主主義のことばでもって俗論を語っている⁴¹。『学問の自由』に収められた他の論稿と異なり、「IV」での高柳は先達にあたる大学人たちへの憤りを隠さない。

もっともそれは日本だけの問題ではなく、先に引いた Millett や MacIver を通してアメリカにおいてもそうした言説が横行しているという事実が語られる⁴²。興味深いのは、MacIver の言葉を通して語られた高柳の思想である。曰く、「人民はかれらの正当に選挙された代表者を通じて」、憲法の枠内で「かれらが財政的に維持する教育機関の方針を決定する権利を持つ」という民主(民衆)主義的な命題⁴³に対して、MacIver は「それを偽の民主主義論である」と断じている⁴⁴。

以上、論文「IV」の内容を確認した。次に、論文「I」の内容に入る。

第2節 「学問の自由——歴史的序論」

当該論文は、中世から近代にかけての「大学の自由(自治)」、近代ドイツにおける哲学の自由と(近代的)大学の自治の創出過程、革命期フランスにおける教育の自由、そしてアメリカにおける「学問の自由」を概観した上で、市民的自由と学問の自由の関係を論じたものである。

第1款 中世から近代まで

ごく簡単に「I」の前半部分を確認しよう。高柳は、学問の自由は大学の自治を重要な要素とすること、大学の自治は中世の大学の自治に淵源を發することを踏まえ、中世大学の自治についての「結論的なまとめ」を以て議論の出発点とする⁴⁵。

それによれば、中世大学の淵源が12世紀に求められること、中世大学は前身である修道院学校・司教座学校の流れを汲みつつも、初期ルネサンスを動因とするという⁴⁶。

その詳しい内容はここでは割愛する。しかし、「中世大学の自治を中性的自治一般に解消することも「近代大学の自治と同次元のものとして連続的にとらえる」こと(反対に断絶として捉えること)を「正確ではない」と論じ⁴⁷、国家内の国家と呼ばれた中世の大学において、「学者の研究の自由ないし学問の自由があったかというならば、原則的に否定されなけ

⁴¹ 高柳・前掲注(1)207頁。

⁴² 高柳・前掲注(1)207-208頁。

⁴³ MacIver, *supra* note 18, p.110.

⁴⁴ MacIver, *supra* note 18, p.111.

⁴⁵ 高柳・前掲注(1)1頁。

⁴⁶ 高柳・前掲注(1)1頁。

⁴⁷ 高柳・前掲注(1)2頁。

ればならない」とされていること⁴⁸には注意を要する。

後者について、高柳は宗教による「一元的な真理の体系」の支配の下では、枠付けられた範囲でしか人間の理性は活動できなかつた(宗教的不寛容による人間理性への抑圧)。正統教義への挑戦が異端とされ、大学における諸活動も制約を受けていた⁴⁹。

だが、それと同時に19世紀の合理主義的史観がルネサンス・宗教改革による人間理性の目覚めや知的自由の開花の意義を強調するあまり、中世を暗黒時代と決めつけ「幽囚の理性」を一面的に強調する傾向にあったことに注意を促し⁵⁰、当時の大学内における知的自由は意図されたものでなく、事実上のものであったと結論づけている⁵¹。

事実上とはいえ、中世大学において存在していた知的自由は、ルネサンス・宗教改革により変動を被る。それは一方においては(大局的見地からは)、幽囚の理性の解放・真理探求の自由の確立、「真理探求の府としての大学」の原点となるものの、他方においては(現実の歴史過程においては)、個人の解放・市民的自由の確立とは正反対の方向へと向かう⁵²。

こと大学においても、主権国家の世俗権力者への財政的従属や学内での紛争の頻発から、「近代の黎明において、大学の自由と大学における自由とは、むしろ決定的な頹廢に陥った」との評価が下される⁵³。当時の大学がこのような状態にあった一方、大学の外では合理主義と科学・文化が栄える。形骸化した自治の特権に隠れて独善に陥らないよう、「その意思に反して『自由』をおしつけることが、近代的な『学問の自由』成立の第一の重要な課題となった」⁵⁴。すなわち、17-18世紀の啓蒙専制君主による「哲学の自由(libertas philosophandi)」の保障である。それは学者の研究及び理論は各研究者の良心・責任以外の一切から自由たる

⁴⁸ 高柳・前掲注(1)3頁。

⁴⁹ 高柳・前掲注(1)3頁参照。なおこの部分で高柳がいかなる文献に依拠しているかについては、高柳・前掲注(1)4-6頁の注1~11を参照。特に目を引くのは、Hofstadter & Metzger, *supra* note 26 が既にここで何度か引用されていることだが、その他に下記の Haskins, *infra* note 50 や Friedrich Paulsen, *Die akademische Lehrfreiheit und ihre Grenze*(Preußische Jahrbücher, Bd. 91, 1898)、法学者では Friedrich Carl von Savigny, *Geschichte des Römischen Rechts im Mittelalter*, Bd. 3 (J.C. B. Mohr, 1822)、邦語文献では J.B.ビュアリ、森島恒雄(訳)『思想の自由の歴史』(岩波書店, 1951年)、勝田守一「大学の自由の理念とその条件」思想427号(1960年)、島田雄次郎『ヨーロッパの大学』(至文堂, 1964年)といった文献に依拠していることも特徴である。

⁵⁰ CHARLES HOMER HASKINS, *THE RENAISSANCE OF THE TWELFTH CENTURY* 361(Meridan Books, 1957). 邦訳として、チャールズ・H・ハスキンス、別宮貞徳・朝倉文市(訳)『十二世紀のルネサンス ヨーロッパの目覚め』(講談社, 2017年)。なお Haskins は、CHARLES HOMER, *THE RISE OF UNIVERSITIES*(Ithaca: Great Seal Books, a division of Cornell University Press, 1957; Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1965)の著者でもある。同書の邦訳として、C.H.ハスキンス、青木靖三・三浦常司(訳)『大学の起源』(八坂書房, 2009年)がある。

⁵¹ 高柳・前掲注(1)4頁：

⁵² 例えば、宗教改革は直接には個人の宗教的自由を実現するものではなく、むしろそれを抑圧する宗教的不寛容を生み出したとする(高柳・前掲注(1)6頁参照)。

⁵³ 高柳・前掲注(1)9頁。

⁵⁴ 高柳・前掲注高柳・前掲注(1)9頁(傍点、原文ママ)

べきと要請すると共に⁵⁵、研究と教授の統一という思想を誕生させ、新しい大学(像)の指導原理となった⁵⁶。

ここに大学教授は同時に研究者たるべきとされ、既知の真理の墨守伝達ではなく、新しい真理を認識・獲得する存在となる(ドイツ的な *akademische Freiheit* 理念の礎石)⁵⁷。

上記の経緯は「近代的な学問の自由の成立過程」である一方、一般民衆の知的自由が展開し始めた段階において、大学はむしろそれを阻む存在であったこと、その打破には啓蒙専制君主の権力と上から与えられた「自由」が必要であったという点で「大きな内在的な限界」を伴っていた⁵⁸。

第2款 近代的大学——ドイツ・フランス・アメリカ

先に見た「哲学の自由」から近代的大学の自治との橋渡しとなったのが、ベルリン大学の創設である。同大学は、「教授の自由(*Lehrfreiheit*)」と「学習の自由(*Lernfreiheit*)」の理念と、カント、フィヒテ、そしてフンボルトの思想を基盤とする点に特徴があった⁵⁹。この教員の「教授の自由」と学生の「学習の自由」とする新しい大学(像)が、近代ドイツ大学自治の原型、いわゆる「ベルリン(大学)の自由」となる。講義義務・市民としての一般的遵法義務という点に必然的な限界があったものの、「哲学の自由」と比べて、大学は外的権力に対する自治、国家権力の大学内部事項(研究と教育)への不介入が獲得されたという点では一層の発展を遂げた⁶⁰。メッテルニヒ時代の反動政策(1819年カールスバート決議やゲッティンゲン七教授事件)の経験が、後のフランクフルト憲法 152 条、プロイセン憲法 20 条における「学問の自由」条項へと繋がり、ワイマール憲法 142 条、ドイツ基本法 5 条 3 項におけるそれへ受け継がれている⁶¹。

これに対し、フランスの事例はドイツのそれと対照的なもの、あるいはドイツが憲法典で「学問の自由」を保障したことの意義と特質を際立たせるものとして理解されている。すなわち、コンドルセの見解に代表されるような国民主権主義を成立させるための前提としての「教育の自由と平等」概念と、ドイツにおける「大学の自由」概念を比べたとき、後者には学問の発達に国家にとって有用でありそれ故に国家は学問の自由を尊重する、という発

⁵⁵ 高柳・前掲注(1)9頁。ここで Ricahrd Meister, *The Impact of the Medieval University upon the Modern: The Case of Austria*, in *supra* note 21, p. 51 が引かれている。

⁵⁶ 高柳・前掲注(1)10頁参照。

⁵⁷ 高柳・前掲注(1)10-11頁。Walter A. E. Schmidt, *Die Freiheit der Wissenschaft*, Georg Stilke, 1929, S. 33、FRIEDRICH PAULSEN, *THE GERMAN UNIVERSITIES: THEIR CHARACTER AND DEVELOPMENT* 61 (translated by Edward Delavan Perry, New York: Macmillan and Co., 1895) が引かれている。

⁵⁸ 高柳・前掲注(1)11-12頁、引用は12頁。

⁵⁹ 高柳・前掲注(1)13-15頁。

⁶⁰ 高柳・前掲注(1)15-16頁。

⁶¹ 高柳・前掲注(1)16-17頁。

想が存在するとされた⁶²。

このことは、当該自由が究極的には国家理性に抗えないこと、そして市民的自由の保障が欠如・不完全な下での「学問の自由」保障であることを意味する。普遍的な市民的自由を基盤に置かない「学問の自由」は、「知的上層部の身分的特権」に墮する虞は拭えないのである⁶³。

ここで問題とされているのが、「大学教授自身の市民としての自由の欠如」、「大学人の市民としての政治的自由の放棄」の代償としての「学問の自由・大学の自治」である⁶⁴。

例えば、1899年のアロンス事件(ベルリン大学の化学私講師アロンスが社会民主党への支持公言ならびに宣伝演説をしたことで、大学当局を飛び越してプロイセン政府が講義資格を剥奪した)に対して、高柳は、この事件が市民的自由の観点から問題として理解されないことを問題視するアメリカの学者の見解を紹介する。その学者とは、他ならぬ Hofstadter & Metzger であった⁶⁵。

こうして高柳の目は、*akademische Freiheit/academic freedom* の語を持たなかったアメリカに向けられる⁶⁶。章題にも冠された「大学における自由ではなく大学に対する自由(*freedom for, not in the college*)」⁶⁷とは、宗教的同質性を有した植民地時代の地域社会において、植民者達の信条を指導原理として設立され、知識人としての聖職者から構成された大学(カレッジ)に対する Hofstadter & Metzger の評である。地域社会で支配的な信条を教育すべく設立されたカレッジにおいて「教授の自由」が問題とされることはなく、聖職者たちの身分的閉鎖性を緩和する目的で理事会管理方式を採用した。そこにおいて、大学教員による自治の主張は保守的な言説と見做される⁶⁸。

こうした状況に変化をもたらしたのは、主として財政的見地と大学で扱われる学問の性質変化であった。まず前者の理由から、18世紀半ばから顧客としての学生・寄付者と呼び込むために宗教色は次第に緩和され⁶⁹、19世紀後半に至ると当時頻発した大学内での学生騒動が、教育と学生規律の権限を学生から教員団へと移行させる⁷⁰。大学財政の悪化は、寄付者としての卒業生を、大学管理における新たなアクターとして登場させることにも繋がる⁷¹。

⁶² 高柳・前掲注(1)20-23 頁参照。

⁶³ 高柳・前掲注(1)23-24 頁。

⁶⁴ 高柳・前掲注(1)25 頁。

⁶⁵ 高柳・前掲注(1)24-25 頁、および同注 15、注 18 を参照。

⁶⁶ RUSSELL KIRK, *ACADEMIC FREEDOM* 22(Henry Regency, 1955)、Leo L. Rockwell, *Academic Freedom: German Origin and American Development*, 36 *American Association of University Professors Bulletin*[hereinafter *AAUP Bulletin*]227(1950)は“academic freedom”という言葉はドイツの“*akademische Freiheit*”の直訳として登場したとする。この見解を高柳も踏襲していることは、この言葉をどう邦訳すべきか検討する際に考慮すべき点と考えられる(高柳・前掲注(1)34 頁注 1 および同 48 頁参照)。

⁶⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, p. 317.

⁶⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, p. 123.

⁶⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, pp. 152 et. seq.

⁷⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, p. 308.

⁷¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, p.315.

後者の点では、それまで宗教教育・神学が中心であった大学において、19世紀半ばに自然科学とダーウィニズムが登場する⁷²。ここに教員の評価基準において、信仰ではなく科学・科学的手続・専門的能力が重視されるようになる。

その帰結が、科学の自律性を前提とした「大学における自由(freedom in the college)」の要求である⁷³。「大学における自由」なくしては、市民の知的自由の保障として十分ではないとされた⁷⁴。それと同時期、アメリカ社会は大規模な産業化の只中であつた。ここにおいて寄付者としてのみならず、理事会構成員としての産業界が登場することになり、「大学の管理を企業体のそれとのアナロジーにおいて考える」発想が有力となる⁷⁵。必然的に、教員団が理事会と対立する際に、理事会の側は教員団をその使用人・従業員と捉え、大学管理への参加を拒むようになる(この部分については「Ⅱ」での考察を待つことになる)。

第3款 市民的自由との同質性

「Ⅰ」を締めくくるのは、市民的自由と学問の自由が異質であるのか、それとも同質なのかという問題である。

(近代)市民革命が打ち立てた近代社会は、政治権力を人民の自由な同意の上に形成することを試みた。その前提となるのは、思想の自由と個人の尊厳である。そして政治権力の正統性の基礎としての人民の同意を具体的に形成するために保障されるのが、思想の交易の自由(言論・出版の自由)と、思想の説得力を具体化するための行動の自由(集会・結社の自由)である⁷⁶。

高柳によると、このような思想の自由(個人の尊厳)を基底に据える考え方は、永遠絶対の真理は存在せず、思想の真理性は権力や多数決ではなく、思想の自由競争に任せなければならない、という観点と不可分である⁷⁷。「近代民主社会は、真理探求の自由乃至は知的自由(intellectual freedom)を、それが成り立つための不可欠の本質的前提とする」⁷⁸。それ故に、

「知的自由は、思想・良心・宗教の自由、言論・出版の自由及び集会・結社の自由等の市民的自由と同質的なもの」であり、近代市民革命による市民的自由の保障の中には、特別に掲記されていなくても知的自由も含まれている⁷⁹。それは、「知的自由乃至学問の自由の侵害

⁷² Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, p.273, 356, 364.

⁷³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 26, p. 318.

⁷⁴ 高柳・前掲注(1)33頁。

⁷⁵ 高柳・前掲注(1)33-34頁。

⁷⁶ 高柳・前掲注(1)36-37頁。

⁷⁷ 高柳・前掲注(1)37頁。

⁷⁸ 高柳・前掲注(1)37頁。ここで、高柳が全米大学教授協会の特別委員会の報告書：Report of a Special Committee of the American Association of University Professors, *Academic Freedom in the Quest for National Security*, 42 AAUP Bulletin 49, 97 (1956)と共に引用するWilliam P. Murphy, *Academic Freedom—An Emerging Constitutional Right*, 28 Law and Contemporary Problems, 453(Summer 1963: Vol. 28 No. 3)の該当箇所は厳密には連邦最高裁判所の判例に関する記述である。

⁷⁹ 高柳・前掲注(1)37頁。

とされた事件」(地動説、進化論、天皇機関説の弾圧等)が、「同時に思想の自由、宗教の自由、言論・出版の自由等を弾圧するものでもあったことから明らか」である⁸⁰。

それにも拘らず、真理探求の自由や知的自由、あるいは“academic freedom”という言葉はデモクラシーと両立しないものであるかの如く見做され、反撃・排斥を受ける——少なくともインテリの側はそのように捉えがちである⁸¹。

ここには抽象的な次元において真理探求の自由が広く承認される一方で、「近代市民社会における研究者と研究手段の分離」という現象が介在することの問題がある⁸²。

一般に研究者は、他人の設置した教育研究機関に雇われ、他人からの俸給を受け、他人から提供される研究費を用いる。この点、近代法(市民法)は、財産所有者はその所有物を使用・収益・処分する権能を、他人を雇用する者はその労働力を自己の目的のために支配消費する権能を認める。この市民法の論理を、教育研究機関にそのまま適用する場合、真理探求は不可能となる。市民法上、当然に認められる財産所有者(設置者)、使用者(雇用主)の権能行使が、思想の自由な交易の原理を大学内・学問研究共同体内部において貫徹させることを阻むのである⁸³。あるいは理事会が単に自己の気に入らない思想を説くことで教員を解雇することも、例えば教員が真摯な探求の成果として社会の健全な人々から支持される良識的信念に挑戦する異端説を唱えた際、一般社会から生じた反発や非難に対して、理事会や学長が当該教員に詰腹を切らせることも市民法の上では可能である⁸⁴。

このように「真摯な真理探求の結果について身分上の制裁を被り、研究手段を剥奪される恐怖につきまといわれる状態」が生じるからこそ、「単なる個人の知的自由のほかに、特別の academic freedom が保障されなければならない根拠」があるという⁸⁵。

その内容は、真理探求機能を自由とするために、研究機関所有者(設置者)・使用者の「市民法上の恣意」を抑制することにある。より具体的には、「研究教育者の身分保障及びかれらによる教育研究方針、内容、方法の自主決定権等」、使い慣れた言葉で言えば「大学の自治」である。その眼目は、“academic freedom”の内容を固定的・不変的なものではなく、「学問研究共同体内部において、『思想の自由な交易』の原理が貫徹しうる条件を確保すること」に求め、社会的状況の如何によって一様ではない(初期アメリカと異なり、ビック・サイエ

⁸⁰ 高柳・前掲注(1)37-38頁。

⁸¹ 高柳・前掲注(1)38頁：MacIver, *supra* note 18, p. 249; Robert M. Hutchins, *The university of Utopia* 77(2d ed. Chicago University Press, 1964; 1st, 1953).

⁸² 高柳・前掲注(1)38-39頁。

⁸³ 高柳・前掲注(1)39頁；Murphy, *supra* note , pp.457-458.

なお、高柳は『学問の自由』においては「教育研究機関」とするが、高柳信一「第23条」有倉遼吉(編)『基本法コンメンタール 憲法』(日本評論社, 1970年)89-95頁、同「第23条」有倉遼吉(編)『基本法コンメンタール 新版 憲法』(日本評論社, 1977年)102-108頁では、研究教育機関」となっているが、特に意味内容上の違いはないように見受けられる。

⁸⁴ 柳・前掲注(1)39-40頁。

⁸⁵ 柳・前掲注(1)40頁。

ンスの時代では当然新しい条件が求められる)、と論じたことであった⁸⁶。現代の問題として、財政的自治権も理論的射程に含まれるのは、当然であった。

ここまでの考察を踏まえ、高柳は論文の末尾に次のような文章を記している。

「……動態的な価値観を持つ民主的社会は、自らの要求と利益にもとづいて、大学に高度の真理探求の自由を保障するのである。それは、もはや、学者の身分的特権ではなくて、学問研究共同体における真理探求のプロセスの自由を保障する『機能的自由』であり、そのプロセスに参加するすべての者に保障されるべきものと考えられなければならない。そして、このように考えられ、このような見地から保障される真理探求の自由は、市民的自由と同質的なものであると考えられなければならない」⁸⁷。

ここで登場する「機能的自由」。市民的自由説と並んで、高柳説を形容する言葉として用いられることもある言葉である。この言葉は、序論でも指摘したとおり MacIver からの借用である⁸⁸。

ここまでの内容をまとめると、高柳説において、日本国憲法 23 条にいう「学問の自由」ないしは“academic freedom”とは、条文の適用対象を対国家すなわち国公立大学に限るのではなく、大学設置者・管理者に対するものと見做すことで私立大学も射程に収めるとう点に、意義があった。

その一方で、上記一節からは、少なくとも高柳本人は憲法 23 条の「学問の自由」の内容(すなわち研究の自由・研究発表の自由・教授の自由)が、現実においては個人の知的自由なり思想・表現の自由なりといった市民的自由と何ら変わりはない、と捉えていたようにも読める。すなわち、憲法 23 条の役割とは、あくまでも研究や教育という形での真理探求のプロセスを阻害する要因(具体的には市民法上の設置者・使用者の権能)を抑制し、自由の保障のために(研究や教育のために)必要な種々の条件を社会や時代の変化と状況に応じて拡充することにある、と。

日本国憲法 23 条は、真理探求のプロセスを保障する「機能」として存在する。高柳曰く、大学の中において「『思想の自由な交易』の原理が貫徹しうるための条件を確保する」⁸⁹ために、後に見るような対外的な財政自治権や学内における学生の参画が出てくる。つまりところ、個人の行使する自由や権利として見た場合、日本国憲法 23 条は、いわゆる大学の自治(教員の身分保障、研究・教育内容の自主決定権など)と研究者に対する使用者の権能を抑制することを保障する以外では、他の規定(19 条や 21 条)と何らの違いを有さないし、それ故にこそ「同質的」なのだと読める(学問研究共同体内部においても、思想の自由市場論的

⁸⁶ 高柳・前掲注(1)40 頁。

⁸⁷ 高柳・前掲注(1)41 頁。

⁸⁸ MacIver, *supra* note 18, p.10.

⁸⁹ 高柳・前掲注(1)40 頁。

なプロセスが作動することが前提とされる)。

この点、高柳が「学問の自由」と市民的自由を並べて論じる際、市民的自由の例として思想の自由、表現の自由(言論・出版の自由)と共に、宗教の自由や政治的自由も挙げていることは、その傍証となる。

そうすると、高柳にとって憲法規定としての 23 条の役割とは、第一に 19 条や 21 条の適用対象を対国家にとどまらず大学設置者・管理者に及ぼすこと、第二に、大学内で真理探求のプロセスを確保するための条件を確保することに、言い換えれば自由を保障・維持するための制度に力点を置いた条文である——そのように高柳は理解していたと考えるのが妥当ではないだろうか。

また論文「I」で引用されている文献を見ると、次のような傾向が指摘できる。

①中世から近代、そしてドイツにおける近代的大学の成立にかけてはドイツ法学(Savigny)やドイツ大学史(Paulsen)⁹⁰、それ以外でも Haskins の『十二世紀ルネサンス』などの古典的著作に依拠している⁹¹。

②アメリカの大学史や「学問の自由」の議論では、度々言及している Hofstadter & Metzger(1955 年)や MacIver(1955 年)への言及頻度が多い。しかし、Russell Kirk(1955 年)や Robert M. Hutchins の著作(1964 年: 初版は 1953 年)、あるいは William P. Murphy の論文が掲載された Law and Contemporary Problems の 28 巻 3 号(1963 年)など 1950 年代後半から 1960 年代前半にかけての文献が目立つ⁹²。

第 3 節 「学問の自由——原理」

論文「II」は、その副題が示すように「学問の自由」の原理について考察するものである。当該論文は元々、東大社研刊行の『基本的人権』の第 4 巻に収録されていた。そして、同シリーズ第 1 巻の巻頭論文が、第 1 章で取り上げた「近代国家における基本的人権」である⁹³。「近代国家における基本的人権」がその末尾で論じていたのは、研究者による真理探求であった。曰く、資本家が研究者を生み出すのではなく、まず知的探究それ自体を喜びとし献身する科学者の存在があり、真理とは金・権力・人ではなく、ただ理性に基づいて獲得される。国家は真・善・美には立ち入らず、ただ思想の自由競争の維持と条件の確保に専念すべきである、と。そこには国家と社会を明確に分離する発想が存在していた⁹⁴。論文「II」は、「近代国家における基本的人権」を承けて展開された議論でもあった。

⁹⁰ Paulsen は別の箇所、例えば「論文 II」で Friedrich Paulsen, Die deutschen Universitäten und das Universitätsstudium (Georg Olms, 1966; Nachdruck der Ausgabe Berlin, 1902)も引用されている(高柳・前掲注(1)59 頁注 28)。

⁹¹ 高柳・前掲注(1)4-6、8-9、12、17-19 頁参照。

⁹² 高柳・前掲注(1)34-36 頁参照

⁹³ 高柳信一「近代国家における基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権 1 総論』(東京大学出版会, 1968 年)。

⁹⁴ 高柳「近代国家における基本的人権」・前掲注(93)125-127 参照。

この点を踏まえた上で、論文「Ⅱ」の内容に立ち入る。ところで、論文「Ⅱ」はその性質上当然のことながら、第1節(「Ⅳ」)や第2節(「Ⅰ」)とは内容上重複する点も少なくない。そういった箇所についてはごく簡単に言及することとする。

第1款 誤解・懐疑・反感——国民的基盤

それでは、論文「Ⅱ」の内容に入ろう。同文章は、真理探求という行為が自由であるという前提を踏まえた上で、それにも拘らず「学問の自由」が「市民的自由のカatalog」に本来当然に含まれるものではなく、むしろ市民的自由の見地からこれに対する疑問が投げかけられる、という問題から始まる⁹⁵。

そこで取り上げられるのが、アメリカにおける「学問の自由に対する懐疑ないし反感」であった。ただし、ここでの問題とは、民主主義や人権一般への懐疑・反感ではなく、民主主義を支持し、市民的自由(基本的人権)を尊重する立場から(あるいはそれ故に)生じる「学問の自由」への反感や疑問であった⁹⁶。

例えば、高柳も紹介するように、全米大学教授協会(AAUP)の会長を務めたこともあった Fritz Machlup は、「アカデミック・フリーダムに関するいくつかの謬見について」という論稿を著している。その趣旨は、世に蔓延るアカデミック・フリーダムに対する謬見への論駁であったが、そこで真っ先に取り上げられたのは、「大学教員が特別の自由を持つという主張は世の人々に反感を抱かせるから」、「アカデミック・フリーダムは一般的な思想の自由や表現の自由の何物でもない」と主張すべきである、という見解であった⁹⁷。

アカデミック・フリーダムを擁護することを目的とする組織との関わりが深い Machlup がこうした見解に論駁を加えている事実は、アカデミック・フリーダムの主張がしばしば反民主主義・反市民的自由と見做されていたということの裏返しでもある。

こうした動向に対して、高柳は、学問研究が主として大学において・大学人によって営まれることから、「学問の自由」が大学という特殊な社会団体ないしは大学教授という特殊な社会的身分の特別の自由・特権となりやすいと分析している⁹⁸。「学問の自由」の主張に常に懐疑・反感がつきまとうとすれば、どのようにしてこれを擁護すべきか。

ここで注目すべきは、「学問の自由」が保障する対象、すなわち「学問の研究という人間

⁹⁵ 高柳・前掲注高柳・前掲注(1)43-44頁、引用は44頁。

⁹⁶ 高柳・前掲注(1)44頁。

⁹⁷ Fritz Machlup, *On Some Misconceptions concerning Academic Freedom*, 41 AAUP Bulletin 753, 755 (1955).

⁹⁸ 高柳・前掲注(1)45-46頁。ただしその一方で、こうした懐疑・反感が「特殊アメリカ的精神風土」の下で現れている可能性もまた否定できない。すなわち、「反知性主義者(anti-intellectualist)」(MacIver, *supra* note 18; p.31.)や、「反知性主義(Anti-intellectualism)」(RICHARD HOFSTADTER, *ANTI-INTELLECTUALISM IN AMERICAN LIFE* 306 et seq.(Vintage Books, 1963.))という問題である。しかし、そうであるとしても「そのような背景の下にうちだされてくる命題自身には、アメリカの特殊性を超える『学問の自由』一般にかかわる問題性が含まれている」という(高柳・前掲注(1)57頁注4)。

行動・社会的営為」である。これは、同じ人間行動・社会的営為である信仰・思想・言論・出版といった憲法上の自由とは異なる特異性を有する。

というのも、全ての人々が職位や地位に関わりなく一般市民としての立場で普遍的に行い得るのとは異なり、今日「学問研究は、それを生涯の職業として選んだ専門職能集団(profession)に属する人々のみが有効ないし有意義に営みうるという」傾向にあり、従って「学問の自由」の保障はこうした特定範囲の人々の特権となりやすい宿命にある。1849年フランクフルト憲法以来のドイツの「学問の自由」もこのように位置づけられる。それは、主として大学における「教授の自由(Lehrfreiheit)」であった⁹⁹。

そうすると、次のような論点が生じる。大学の教員研究者も、本来一人の市民としての立場で、一般市民と同様の思想の自由や表現の自由、その他の精神的・政治的諸自由を享受する。それにも拘らず、「学問の自由」の名の下に、「一般的」な市民的自由の他に何らかの「特別の」自由を享受するとすれば、それは法の下での平等(という市民的自由の基本的原理)に抵触するであろうし、その反対に「学問の自由」が、思想の自由や宗教の自由、言論・出版の自由といった市民的自由が教育・研究という特殊な「一局面」での現象、形態に過ぎないならば、わざわざそれを別個独立の自由として構成し、憲法典に保障する意義は乏しい¹⁰⁰。

ここに日本国憲法において「学問の自由」が問題となる何よりの理由が存在する——少なくとも高柳はそう見做していた。「学問の自由」は、一方で市民的自由との関係において原理的問題(具体的には、市民からの誤解・懐疑・反感として現れる)と正面から対決し、「学問の自由を広汎な国民一般の市民的自由の基盤の上に正しく構成しなおすこと」が必要とされる¹⁰¹。

他方、明治憲法下では「学問の自由」は、明文での規定を欠いていたにも拘らず慣行としての大学の自治という形で結実していた。しかしそれは、他の明治憲法上の自由が「法律の範囲内」のものでしかなく「事実上有名無実化」していたことからすれば、一般的・市民的自由が存在しない中で原理的対決を経ない「特権的自由」として、再検討に付されなければならない¹⁰²。

実定憲法が定めていることだけを正統性の根拠としてはならず、その具体的内実の掘り下げが要求される。なぜならば、すべての自由は「広汎な国民的基盤の支え」がなければ正統性も持ち得ないし、確保もされ得ないからである¹⁰³。

こうして高柳は、(市民革命の成果とその確認宣言書としての権利章典の)市民的自由のカタログに「学問の自由」が見出されない英米と、(未完成でありながら)市民革命の当初から「学問の自由」条項を憲法典に掲げていたドイツの対比に移るのであるが¹⁰⁴、その内容の殆

⁹⁹ 高柳・前掲注(1)46頁。

¹⁰⁰ 高柳・前掲注(1)46-47頁。

¹⁰¹ 高柳・前掲注(1)47頁。

¹⁰² 高柳・前掲注(1)47頁(傍点、原文ママ)

¹⁰³ 高柳・前掲注(1)47頁。

¹⁰⁴ 高柳・前掲注(1)48-56頁参照。

どは先に第2節で見たものと共通するため割愛する¹⁰⁵。以下では款を改め、国立大学・私立大学の設置者と管理者の体現する民主主義・市民法の論理に対して、大学の自治(教員研究者の特別の自由)の主張をいかに主張するかについて、話を移そう。

第2款 研究機関設置者・管理者権能の制約

さて、学問研究の自由を保障すると言った場合、単に研究者個人の(思想良心の自由や、宗教の自由、言論の自由なり出版の自由なりといった)市民的自由の保障をすれば、社会や国家はそれで足りるのか。ここで高柳は、近代市民社会における「学問研究が、研究手段から切り離された研究者によって、一の専門職能(profession)として行われるという事実」¹⁰⁶に着目する。

それはひとえに、研究者が生計手段と研究手段の両方から切り離されていることによる。こうした研究者を雇い、生計手段と研究手段を提供する社会制度として、西欧の歴史過程で研究機関かつ高等教育機関として存在してきた「大学」がある。そして研究機関としての大

¹⁰⁵ 独自性または高柳本人の認識が垣間見える点を挙げる。

①19世紀半ばまでの英国の歴史を踏まえ、大学構成員と当時の政治勢力間が階級的同質性を有していたため、大学が学外権力と政治的な対立を持たず、更に財政的独立・組織的自律も有していたことから、大学教員は個人としての市民的自由が保障されれば真理探求の自由も実現され、「特別の自由」を主張する必要性を欠いていた(高柳・前掲注(1)50-51頁参照)。

②アメリカは中性的自治・特権を持つ大学を識らないという点で英国と異なるが、植民地期のカレッジは地位式社会の宗教的同質性を前提としており、専門職能としての研究者層は未だ形成されず、宗教的信条と異なる教育や研究を唱えることは観念されなかった点で、宗教的自由(市民的自由)とは「特別の自由」を主張する必要はなかった(同 52-53頁参照)。なおここでも Hofstadter & Metzger や Kirk, *supra* note 66 に依拠している。

③ドイツについては、基本的には第2節の内容と変わらないが、(上から与えられた)大学自治は大学教授に講座制という「自己の王国」を与え、政府や現実社会の政治的圧力や階級・宗教からの隔離をもたらしたことを指摘する。

この大学の自治は、一時期まで大学の外(ドイツ社会)から知的活動の自由を守る隔壁となっていたものの、ビスマルク時代以降は国家権力の前に屈するようになり、在野から生じる種々の革新的学問(マルクス主義、フロイト精神分析学、ニーチェ哲学等)を締め出す権威主義化を免れ得なかった。そして Paulsen に代表されるような学問と政治を峻別する議論に言及した後、純理や政治的中立をコロラリーとする「大学の自治」の理念の下で、実際には体制寄りのイデオロギー的偏向(ショーヴィニズム、軍国主義、反ユダヤ主義)大目に見られていたという(高柳・前掲注(1)54-55頁および注 32~38参照)。

この③部分の記述ならびに該当箇所の注で挙げられる各種の文献から鑑みるに、ドイツにおける建前として学問と政治の峻別論と、それと乖離するかのような現実の政治的・党派的行動を、アメリカや英国の視点(具体的には、Hofstadter & Metzger, *supra* note 26 や Ben-David & Collins, *infra* note 118)から一步引いて観察する高柳の姿が浮かび上がる。

「学問の自由」と市民的自由の同質性を語る高柳説において、一般市民として大学教員の言動(例えば政治活動)がどのように位置づけられていたかを考える上で、示唆的である。

¹⁰⁶ 高柳・前掲注(1)61頁; Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* 3. Auf.(J.C.B. Mohr, 1947), S.666.が引かれている。

学の比重から主な考察対象は大学と大学教員(教員研究者)となる¹⁰⁷。

これに続く一節は高柳説の骨子としてしばしば引き合いに出される。曰く、「教員研究者は他人の設置した教育研究機関に給料を得て雇われる使用人(employee)たる地位にある」。大学設置者が国ないしは地方公共団体である場合、教員研究者は法的には国家(地方)公務員として扱われる。だが、他人の設置した研究機関において生計を立てているという点では、私立大学におけるそれと何ら変わりはない¹⁰⁸。

この点、特定の目的のため他人を雇う使用者が、使用人の業務を気に入らないことを理由に解雇する場合、(究極的には)法的な障害はない。そうでなくとも、使用者が業務に関する支配権等を行行使して、業務遂行(この場合は研究教育活動)に対する基準や方法を指示することが想定される。これを上述の図式に当てはめると、使用人として働く研究者には事実上、真理探求の自由は存在しないことになる。もし真に真理探求の自由を保障するならば、研究者個人の市民的自由とは他に、何らかの「特別の」真理探求の自由を保障する必要がある¹⁰⁹。

注意すべきは、「特別の」という形容詞を付された真理探求の自由(とその提唱)は、比較的新しい主張であったということである¹¹⁰。

話を戻そう。先に述べたような契機から、「学問の自由の根拠の第一」は、「使用者の権能の制約」に求められる。すなわち、西欧近代由来の「大学」を典型とする教育研究機関において、設置者・使用者としての管理者ないしは管理機関(国の教育行政当局や、法人の理事会など)が有する、職務命令権、監督権、懲戒・免職・解雇権といった市民法(公法・私法両方含む)上の権能を、教員研究者の真理探求と矛盾抵触する限りにおいて制限・排除することが、「学問の自由」保障の根幹である¹¹¹。言うまでもなく、「大学」はあくまでも典型

¹⁰⁷ 高柳・前掲注(1)63頁。

¹⁰⁸ 高柳・前掲注(1)63頁。

¹⁰⁹ 高柳・前掲注(1)64頁。

¹¹⁰ この箇所論拠として挙げられた文献は、いずれも初出が1940年以降である(高柳・前掲注(1)64頁および68頁注3参照)。

その中でも、アメリカの連邦最高裁判決において初めてアカデミック・フリーダムへの言及がなされたものとして名高い *Adler v. Board of Education* 判決の Douglas 反対意見が挙げられているが(*Adler v. Board of Education*, 342 U.S. 485, 508 (1951) (Douglas, J., dissenting).)、同判決が下されたのは1951年である。

あるいは、テニユア(tenure)制度に関して、同制度が大学管理機関と研究者間での同意に基づく「教員研究者の契約上の権利」であること、そうした契約を得るために、研究者が大学の枠を超えた職能別労働組合類似の団結と、それを背景にした団体交渉が「アメリカのアカデミック・フリーダム形成の重要な要因」であるという記述(高柳・前掲注(1)69頁注8、傍点、原文ママ)がある。第2部で改めて触れるように、全米大学教授協会(AAUP)が結成は1915年であり、同会において最も重要な二つの声明が発されたのは1915年と1940年。言うまでもなく、上記の記述はAAUPを念頭に置いていると考えられるが、1921年生まれの高柳にとってそれらの活動や言説が「同じ時代」の所産であったことは想像に難くない。

¹¹¹ 高柳・前掲注(1)65-66頁。ここで用いられる市民法という概念及びそこに公法・私法両方が含まれる理由については、第1章参照。

例であり、(自由とその保障内容について重点の違いはあれど)国公立・私立の区別なく妥当する規範であった¹¹²。

第3款 専門職能的自由

ここまで見てきた内容は、叙述の詳細・簡略の違いはあるものの、概ね第1節や第2節と共通する箇所も少なくなかった。それに対し、これ以降の記述はやや様相を異にする。本款で取り上げる「専門職能的自由」にせよ、あるいは次款以降で扱う「学問研究共同体内の自由」や「財政自治権」にせよ、学説としては独色が強く、それ故に議論を呼ぶ箇所であると共に、先行研究として当該部分を継承するか否かの判断が大きく分かれる部分でもある。既に述べたとおり、本稿ではこういった部分には(序論や結論を除いて)立ち入らず、あくまでも学説をより内在的に理解するため、丹念にその足取りを追うことを目的とする。

本題に入る。先にも同趣旨の一文を引用したが、高柳は「教育研究という業務は一の専門職能(profession)である」と捉えている¹¹³。

それは、専門的知識・能力に加え、精神的想像力(mental productivity or creativity)、知的誠実性(intellectual integrity)を要求し、単なる財産の操作や商業的価値物の販売とは異なる。専門職能にある者(教員研究者、医師や法律家、一部の技師等)は、こうした精神的な無形の能力の高度な具体化や実現、全人格を役務へ投入することのみならず、人生における早期の段階での進路選択や長期の修練と準備期間が要求される、という¹¹⁴。

こうした説明はやや大仰なことも否めないが、むしろ重要なのは専門職(能)¹¹⁵が役務に際して、特に精神的な面で自由であること、それを可能にするための条件が存在すること、以上を導くための前置きであるという点だろう。つまり、専門家が社会に対する使命を果たすために必要な「専門職能上の自由(professional freedom)」¹¹⁶¹¹⁷の要請に力点が置かれている。

それでは、専門家の自由とはいかなる概念か。ここで引用されるのは、Joseph Ben-David

¹¹² 詳細は、高柳・前掲注(1)66頁以下。

¹¹³ 高柳・前掲注高柳・前掲注(1)70頁。。

¹¹⁴ 高柳・前掲注(1)70頁参照。

¹¹⁵ 高柳は専門職能という言葉を用いているが、今日的な専門職という表現が人口に膾炙しているため、高柳の著作からの直接の引用を除き、本稿では「専門職」で統一している。

¹¹⁶ 高柳・前掲注(1)70頁。ここでは、Ben-David & Collins, *infra* note 118, や Millett, *supra* note 17, Hofstadter & Metzger, *supra* note 26 などが挙げられている(高柳・前掲注(1)80頁注1)。

¹¹⁷ なおこの「専門職能上の自由」という訳語であるが、原語が“professional freedom”であるため「専門家(として)の自由」や「専門職(として)の自由」とする方が適切にも考えられる。そのため、以下では高柳の著作からの直接の引用を除き、本文では「専門家(として)の自由」とする。

& Randall Collins の論文¹¹⁸、そして再三登場する Robert MacIver である。

まず Ben-David & Collins の論文は、専門家の自由の内容として次の四点を挙げる¹¹⁹。

- ①特定の業務の遂行に関する独占権
- ②専門家への加入統制による技量、学識、及びその結果としての地位の保持
- ③専門家団体の構成員の倫理行動規律権および構成員間の競争規制権(前者は、専門家が公衆の利益を守ることを公衆へ得心させ素人の干渉を排除すること、後者は経済的安全の保障を目的とする)
- ④専門家が顧客・使用者に対する契約上の義務を、当該専門家が承認した水準・方法での業務の遂行に厳格に限定し、構成員が当該基準に則って業務を行ったならば、責任を問われないようにする¹²⁰

専門家が業務に際し、高度の専門的知識と創造的能力を発揮するにはこうした条件が不可欠である。これらの条件への侵害は、専門家としての業務遂行を不可能にし、ひいては顧客とその総体としての社会に対する使命を果たすことができなくなる。その意味において、これらの条件は、専門家職の特権ではなく、社会的使命を果たすための不可欠の条件である¹²¹。より敷衍すれば、専門家の業務等への介入は専門家としての能力や創造性を妨害することとなるため、専門職の社会への奉仕を求めるのならば、専門家の自律・内在する法則に任せる方が社会の受ける奉仕・利益は一層向上する、ということになる¹²²。

MacIver は上記の諸条件を(専門家としての)大学の教員研究者の観点から、次の五点に言い換えている¹²³。

¹¹⁸ Joseph Ben-David & Randall Collins, A Comparative Study of Academic Freedom and Student Politics, 10 Comparative Education Review 229 (1966).

共著者の一人である Ben-David については『学問の自由』の「あとがき」にも言及がある。それによれば、「1967年、ヘブライ大学のジョセフ・ベン＝デイヴィド Joseph Ben-David 教授来日の際……本書主題について意見を交換する機会をもつことができたが、私はその専門職能的自由論によって大いに啓発された」という(高柳・前掲注(1)377頁)。

¹¹⁹ Ben-David & Collins, *supra* note 118, p. 220.

¹²⁰ この四番目の内容については、高柳は、例えば医師が最善と判断する治療方法を、患者が宗教上の理由から受け入れない場合を考慮する必要があり、専門職が自身の専門家としての能力を発揮して顧客にとって最善の(と考えられる)答えを見出したとしても、顧客にとっての「最善の利益」の判断は最終的な顧客の意思による、と述べる(高柳・前掲注(1)72頁以下参照)。とりわけ「学問の自由」との関連では、やはり学生の存在が当然に念頭に置かれていると思われる。

¹²¹ 高柳・前掲注(1)71頁。

¹²² 高柳・前掲注(1)74-75頁。

¹²³ MacIver, *supra* note 18, p.238. なおこの(iv)と(v)について、MacIver は“extramural conditions”と評している(*Ibid.*)。これを「学外的要件」(高柳・前掲注(1)80頁注4)と訳するのが適切かは、検討の余地がある。仮に「学外」という形容詞を用いるにせよ、どのような観点で「学外」なのかが問われるべきであるが、この点についてはこれ以上立ち入らない。

- (i) 専門職としての能力を必要とする事項を正式に(professionally)決定する権利
- (ii) 当該専門家の果たしている責任に照らして相応であり、また社会・文明への高い貢献に照らして相応しい地位に対する権利
- (iii) 特に、その同僚たちが教員団構成員たるに相応しくないと判断したところの専門家としての不適格(professional incompetence)または品行以外の理由による身分の剥奪もしくは懲戒から専門家を守る諸条件を備えたテニユアの権利
- (iv) 他の市民に課せられないような規制を受けずに私生活を営む権利
- (v) 他の市民によって享受されているのと同等の政治的・市民的諸自由を行使する権利

高柳も指摘するように、明らかにマッカーシズムを直接の念頭に置いている(iv)と(v)を除けば)MacIverの挙げる条件は、概ねBen-David & Collinsのそれを大学教員の場合に言い換えたものと言える。より具体的には、教育研究について主題や対象・方法(何を、誰に、どのように教えるか等)を自ら決定すること、大学教員の身分保障や集団的自律とされるものである¹²⁴。

そしてこれまでも度々言及されてきたように、研究者の特質・特性として、集団としての顧客を相手とする教育研究機関を通して業務を担う(顧客との間に立つ第三者に意思に依存すること、研究手段と切り離されており教育研究機関に所属して研究と教育を行うことが挙げられる。これらに加えて、一般(人)の場合には思想の表明により生じる反応・反発を考慮して表現しない自由があるのに対し、研究者はほかならぬ思想の表現そのものを「職責」とし、「思想を表現しない自由をもたない」という点も特徴である¹²⁵。

この思想を表現する「職責」について、高柳は(これまた既に見たように)思想の表明に対する報復の観点から説明を試みている。それらの報復のうち、公的なサンクションは市民的自由の保障により撥ね退けられるとして、それに至らない社会的・経済的・事実上の報復についてはどうか。

後者は、元来は市民的自由行使に伴う代償である。しかしながら、教育研究機関を媒介として研究・教育を担う研究者の場合、思想の表明に対する各種の報復は、研究者の所属する機関に対して行われる蓋然性が高い。ここに思想の表明とそれに対する報復が、研究者の所属する機関を媒介として、結果的に研究者の研究・教育活動に悪影響を及ぼす問題が生じる。この点、アメリカでは、このような形での研究者の活動に対する侵害に対しては訴訟による保護を求めることが困難であるため、学問研究共同体内での自助活動に救済を求める見解さえ存在していた。ともあれ専門職としての自由にしる、その憲法的保障にしる、実効性の

¹²⁴ 高柳・前掲注(1)75-77頁および81頁注5参照。Cf. *Sweezy v. New Hampshire*, 354. U.S. 234, 263 (Frankfurter, J., concurring) (1957).

¹²⁵ 高柳・前掲注(1)78頁。

確保には「自助活動」が要求されるのも確かである¹²⁶。

こうして高柳の考察は、次款で扱う「学問研究共同体」に向かうこととなる。しかし、その前に本款で扱った「専門職能的自由」について別言すべきと思われる箇所がある。

それは、先の MacIver の挙げた五点のうち(v)に関わる。この(v)は、大学教員の専門家としての自由を論じていながらも、他の市民と同等の政治的・市民的自由を求めているという点で、異質な内容であると言わざるを得ない。

無論、一般論として大学教員が一般市民としての政治的自由・市民的自由を有することも、(v)の項目がマッカーシズム期アメリカを踏まえた内容であろうことも確かである。問題は「学問の自由」と関連付けられる専門家としての自由に、なぜ政治的自由を始めとした一般市民としての自由が登場するか、である。筆者の考えを述べれば、おそらくこれは「学外言論(extramural speech：大学教員の一般市民としての言動)」を指すのであろう¹²⁷。

しかし真に問題なのは、この部分の後に高柳が述べる思想の表明という「職責」との関連である。一見すると、この部分の記述は専門家としての見解の表明の結果、社会からの反発が生じて大学当局からの圧力がかかり研究継続が困難となる事例を念頭に置いたものである。高柳は「学問の自由」と市民的自由と同質的であると見做していた。ここでの市民的自由には、思想の自由、言論・出版の自由のみならず、信教の自由、果ては政治的自由も当然含まれている¹²⁸。

少なくとも、アメリカではアカデミック・フリーダムの構成要素の一つと見なされていた教員の一般市民としての言論を、高柳はどのように認識し、どのように捉えていたのか。これは究極的には、高柳説は日本国憲法 23 条「学問の自由」に、アメリカのアカデミック・フリーダム同様「学外言論」を含んでいるのか、と読み替えられる。しかし、この問題に対する答えは、第 3 章と第 4 章以降を踏まえて改めて論じるべきであろう。

第 4 款 学問研究共同体(academic community)と財政

本款の内容は、専らアメリカの大学史である。既に第 2 節でその大まかな流れを確認しているため、重要な点のみを取り上げよう。

先々からアメリカは中世以来の大学の自治の伝統を有さないとの説明がされてきた。それでは、アメリカの(私立)大学はどのように管理運営されているのか。高柳の説明としては、大学はその所有者・管理者が自由に処置内容を決定可能な権能を持つ私物企業と同視されている、である。さながら、大学(企業)—理事(取締役)—学長(総支配人)—教員団(一般従業員)の図式である。ここにおいて教員研究者は、大学の所有者・管理者(理事会)が、「大学という企業の目的を達成するために雇い入れた従業員」として扱われる¹²⁹。

¹²⁶ 高柳・前掲注(1)79-80 頁参照。

¹²⁷ 盛永悠太『『学外言論(extramural speech)』と学問の自由』北大法政ジャーナル第 25 巻(2018 年)61 頁参照。

¹²⁸ 高柳・前掲注(1)37 頁、46 頁、61 頁参照。

¹²⁹ 高柳・前掲注(1)82-83 頁、引用は 83 頁。

こうした理解(企業的大学像)の下では、研究や教育は(専門家としての)教員団ではなく、(経営者としての)理事会の方針に基づいて決定されることとなる。そして、教員研究者の専門家としての判断が理事会の立てる方針に反する場合、思想やその表明が理事会構成員の世界観と対立する場合、あるいは理事会が業務遂行上有害であると判断する場合、容易に解雇されてしまう¹³⁰。

もっとも教員研究者の思想・言動と理事機関の処分が、常に直線で繋がるわけではない。例えば、若干の教授の政治的言動が大学の寄付者の反感を生ぜしめ、理事機関が沈静化のために騒ぎの張本人に詰め腹を切らせる、特定教員の信仰や性・道徳に関する思想が地域社会の良識ある人々を怒らせ、ああいう教師のいる大学にうちの子弟はやらない式の圧力がかけられる、といった具合に間に媒介項が入る事例が多い¹³¹。ここには今日的な“extramural speech”の発想こそないものの、大学教員の発言一般をアカデミック・フリーダム¹³²の範疇に含める見解が踏襲されていることは確かである。

なお、ここで考察の出発点とされる企業的大学像には、注意を要する。つまり、この企業的大学像は、「大学における自由が意識されるようになった時にはじめて出てくる法イデオロギー」であるが(植民地期・建国期には存在しない)、それが意識されるということは既存の大学像への疑いと新しい大学像への模索を意味するため、歴史的にどちらが先かを問題にすることは無意味である。企業的大学像が考察の前提とされるのは、「主題の現代的課題」を考究する上で、論理や対象の理解・解釈の仕方として有益である、との判断故である¹³²。

この点、高柳は、企業的大学像と大学における自由の意識化を南北戦争前後に求める¹³³。南北戦争後の工業化は、社会全体(とりわけ実業家層)の中での科学・高等教育に対する関心や有用性に対する認識を高める。個々の教員研究者のレベルでも、偉大な真理は既に獲得されているという発想から、真理は暫定的仮説であり常に絶えざる検証と挑戦を要する、という真理観の転換が起こっていた¹³⁴。

そこには、①自由な思想とその交易、②学問研究と専門家としての教員研究者、③大学内における自由(freedom within the universities)、三つの希求が存在していた。これらの連環の中で、ドイツ的な「学問の自由」すなわち教授の自由と大学の自治への注目が高まり、ドイ

¹³⁰ 高柳・前掲注(1)83頁。

¹³¹ 高柳・前掲注(1)84頁。公立大学および納税者訴訟の事例であるが、いわゆるラッセル裁判として知られる *Kay v. Board of Higher Education*, 18 N.Y. Supp. 2d 821 (1940)も挙げられている(高柳・前掲注(1)98頁注7)。

¹³² 高柳・前掲注(1)85頁参照。また同99頁注22参照。

¹³³ 高柳・前掲注(1)85頁および同98頁注11、注12も参照：*Millett, supra note 17, p.57; Hofstadter & Metzger, supra note 26, pp. 277 et seq.; Butts, supra note 27, p.249.*

¹³⁴ 高柳・前掲注(1)85-86頁参照。

ツ語から *academic freedom* という言葉が翻訳され、大学人の中で広まる¹³⁵136。

こうして、時期としては19世紀末頃から大学の教員研究者の間で専門家意識が高まる(同時に、大学像の模索も始まる)。専門家としての大学教員像の形成は、(採用や地位剥奪の際の)教員研究者の適格性についての判断を下せるのは同じ専門家すなわち同僚の教員(団)である、専門家としての大学教員の業務である、研究の主題・方法、教育カリキュラム等の決定も委ねられるべきである、という要求へと繋がる。大学の使命である教育研究について、「教員研究者の決定参与」を求めるこの要求は、「教授団の自治(*autonomy of the faculty*)の要求」と呼ばれる¹³⁷。

この「教授団の自治」の要求は、大学における意思形成・政策形成・大学管理(具体的には、理事会)に対する教員研究者の参加要求へと至る¹³⁸。教員団の自治と教員研究者の理事会参加を二大要素とする(慣行としての)「学内自治の原理」である¹³⁹。このような自律的内部秩序を有する教育研究機関が、「学問研究共同体(*academic community*)」である。その権限は、官庁や企業のような上下関係的配分ではなく、大学の諸構成要素間に平等に配分・分有され、教育や研究、人事等は共働により決定される(こうした権力の分有は、相互的尊敬により支えられる)という¹⁴⁰。

ここまで見てきたのは、いわば内部における自由の保障の問題である。しかし、言うまでもなく学問研究共同体が対外的関係において自由・独立の存在でなければ、内的関係における自由も成り立たない。その点で、高柳が対外的関係として問題視したのは、経済的独立性すなわち財政的自治であった¹⁴¹。

すなわち、研究者の共同体である大学も単独で生育可能な財政的基盤を持たず、外部からの経済支援に依存する。この点、外部からの経済的支援を受ける際、通常市民社会では資金提供する側は与える側に対して、用途や条件を指定しそれを受け入れる場合にのみ資金提供することも、継続的・断続的贈与中に打ち切ることも可能である。しかし、大学や研究機関にとってこの種の論理がそのまま通用するならば、教育や研究に著しく影響を及ぼすこととなる¹⁴²。このようにして、大学の財源という観点からも「市民法上の恣意の抑制」が要

¹³⁵ 高柳・前掲注(1)86頁参照。ここで高柳が、大学の自治と「教授の自由(*Lehrfreiheit*)」には触れていても、「学習の自由(*Lernfreiheit*)」に言及していないことに注意を要する。

¹³⁶ Rockwell, *supra* note 66, p.234によれば、ドイツ的「学問の自由」理念の本格的なアメリカでの紹介は、1899年Chicago大学のAlben Smallによるという。

¹³⁷ 高柳・前掲注(1)87-88頁参照。引用は、88頁。この部分の記述は、MacIver, *supra* note 18やButts, *supra* note 27、Machlup, *supra* note 97、Millett, *supra* note 17などに加え、AAUPの1958 Statement on Procedural Standards in Faculty Dismissal Proceedings, 44 AAUP Bull. 271 (1958)も引かれている。

¹³⁸ 高柳・前掲注(1)91頁以下参照。

¹³⁹ 高柳・前掲注(1)93頁。

¹⁴⁰ 高柳・前掲注(1)94頁。

¹⁴¹ 高柳・前掲注(1)101-102頁。

¹⁴² 高柳・前掲注(1)102-105頁参照。

請されることとなる¹⁴³。

具体的には、給付する側には、受給者の思想信条を条件とする、あるいは教育研究の内容や方法・過程についての統制を留保とする資金交付は許されず、研究費にひもをつけるべきではない義務が(市民法上の修正)、そして受給する側の研究者には、「研究に必要な、ひものつかない資金を請求しうる権利」(市民法上は存在しない権利)が生ずる。これは、日本国憲法 23 条の規定が単なる精神規定ではなく法的規範であり、「しかもあらゆる実定法規に優越する最高法規」であるならば、論理必然的に生じる権利と解する他ない、とまで高柳は主張する¹⁴⁴。

そもそも「『学問の自由』論の内実は、金銭の支配力との対抗関係において、いかにして研究の自由を確保するかという問題」であり、国家・社会からの資金提供を「いかにして学問自身に内在する原理の観点から統御するかという問題」であった。いわば、「研究者の研究費に対する権利」とは、「前提原理的観念」として把握される¹⁴⁵¹⁴⁶。

第 5 款 大学の使命

論文「Ⅱ」の最後を飾るのが「大学の自由と使命」¹⁴⁷である。。

教員研究者の真理探求の自由が成立するための条件として、高柳は研究者としての身分の剥奪(研究環境・手段の剥奪)からの自由、専門家としての自由、研究共同体内部の自由、研究共同体の対外的自由(特に財政的自治権)を挙げる。これらの考察を踏まえて、再び掘り下げられるのが真理探求の自由そのものであった¹⁴⁸。

そこでは真理は暫定的仮説に過ぎず、知識は部分的・不完全なものである。それ故、知的権威・既成の常識への挑戦は異端ではなく、進歩の過程に必要な一つの階梯とされた。それが真理と呼ぶに値するかは、事実による検証と思想の自由市場における競争を経るというプロセスの結果にかかっている。こうして、思想の自由とその自由な交易が、民主主義社会の原理であり、社会がより進歩し、進歩が民衆により大きな福祉をもたらすために守られなければならない原則として位置づけられる。そして、近代の大学は、そうした原理の上に成り立つ社会の中に自由かつ独立した存在としてある。「近代大学の自由は、……自由な社会における自由である」¹⁴⁹。

このような「大学の自由は、市民的自由と同質的であり、市民的自由の重要な一環をな

¹⁴³ 高柳・前掲注(1)106 頁。

¹⁴⁴ 高柳・前掲注(1)106-107 頁。「研究財政問題は、……学問の自由そのものの内容をなす要素」である。一度「アカデミック・フリーダムの価値を認め、その尊重を公言する」ならば「大学の財政自治を否認するのは背理である」(高柳・前掲注(1)108 頁)。

¹⁴⁵ 高柳・前掲注(1)112-113 頁、引用は 113 頁。

¹⁴⁶ なお高柳・前掲注(1)114 頁以下は、研究費支給に伴う学問研究共同体の内部的緊張・分断について論じている。

¹⁴⁷ 高柳・前掲注(1)118 頁以下。

¹⁴⁸ 高柳・前掲注(1)118 頁。

¹⁴⁹ 高柳・前掲注(1)118-121 頁、引用 120-121 頁。

す」。すなわち、研究者と研究手段の分離、そして市民法の論理による教育研究機関管理者による支配を前にして、思想の自由・思想の交易の自由の原理は、教育研究機関の中に入り、機能(ゲルテン)することができない。市民の個人的自由の範疇からはみ出た「特別の」自由とされる「学問の自由」とは、思想の自由等の「市民的自由を教育研究機関の内部に貫徹させるための自由」である。市民的自由と「学問の自由」とは、本質を同じくし、大学の内と外との法的環境の相違故に、その現象形態を異にするのみである、という¹⁵⁰。

その帰結として、第一に両者の存立が相互依存的であり、その擁護においても相関的であるということ¹⁵¹、第二に「学問の自由」や「大学の自治」は、社会が自らの利害から研究者や大学にその使命を達成しうるよう与えられたものであるということの二つが挙げられる¹⁵²。

第一の点から、「学問の自由」にせよ「大学の自由」にせよ、市民的自由の基盤の上でのみ成立し、前者が逼塞すれば後者も打撃を受けるとされる。

しかし、「俗流化せしめられた民主主義の理論は、「大学の自由(学問の自由)」を人民の自由・民主主義と対立させ、前者を人民の自由・民主主義に藉口して制約しようと試みる。すなわち、民主主義とは民衆的統制であり、それは政府の議会に対する責任により担保される。従って、政府が責任を果たすために、大学を国民に対する責任へ奉仕させるように、政府が大学管理に関する権限を持つべきである。それ故に「大学の自治」の解体と、これに代わる管理制度が大学の民主化である、という理論である¹⁵³。

この俗流民主主義論とでも称すべきものは、ここでは名指しこそされていないものの、明らかに中央教育審議会(当時)や森戸辰男らの議論を念頭に置いたものだろう(第1節参照)。

ここで高柳は、「この論議が背理であるゆえん」は今まで述べてきたことから明らかであると述べるのみで、むしろマッカーシズム期アメリカの経験を引きながら、大学が自らの自由を護る上で妥協的であることが大学の社会に対する使命を阻害するという主張に筆を移す¹⁵⁴。

その「大学の社会的使命」とは何か。先の第二点に戻ると、「学問の自由」や「大学の自治」は社会が自らの利害に基づいて、研究者と大学の側に与えたものであるとされる。社会の利害とは、端的に言えば真理探求を使命とする大学に、「知的リーダーシップ」を期待することにある¹⁵⁵。

そうした大学の役割ないし社会に対する奉仕とは、社会の時々の要求への非主体的な追随ではなく、大学が内側において思想の自由およびその交易の自由を実現し、「独立的思考

¹⁵⁰ 高柳・前掲注(1)121頁。

¹⁵¹ 高柳・前掲注(1)122頁。

¹⁵² 高柳・前掲注(1)125頁。

¹⁵³ 高柳・前掲注(1)122頁。

¹⁵⁴ 高柳・前掲注(1)122-125頁、引用は122頁。

¹⁵⁵ 高柳・前掲注(1)125頁。

と批判の府」となることである¹⁵⁶。既存の権威や正統への挑戦こそ大学の使命であり、「一見反民主的な行動原理」に徹することによってのみ、「真に民主的社会に奉仕することができる」¹⁵⁷。

それは同時に大学内部においても自由な内部秩序が求められることを意味する。大学内での討論・思想の形成と交易の尊重と寛容が学問研究共同体では要求される。そこにおいて、重視されるのが学生である。教員研究者から学生に対する一方的活動ではなく、自発性を有する学生との関わりが、以上のような観点から要請される¹⁵⁸。

広汎な市民的自由の基盤の上に「学問の自由」が保障されるとき、その保障の対象は真理探求の過程(と機能そのもの)である。一つは特定の身分に基づく自由や特権ではなく、教員研究者であれ学生であれ、真理探求の機能に携わるすべての人に保障されるという意味においてである。もう一つ、真理探求の(過程の)自由を保障することは、まちがう自由・真摯な過誤を寛容することでもあり、必然的に次代への知識の伝達・継承も想定されなければならない¹⁵⁹。

しかしながら、現実の機能において、「学問の自由」が特定の閉鎖的の身分に付着する特権に等しい独善に墮する危険性は常に存在する。高柳は、この問題の解決をあくまで学問研究共同体内部に求める。その構成員が学生を含めて平等であること、その間で自由な討論と批判の機会が要求されるような体制の確立が要求される。特に、教員研究者の専門家としての自由が、独善と頹廢に墮した場合、その直接の被害者は学生である。それ故、かれらの大学のあり方に対する主体的関心と率直な批判を重視されなければならないとする¹⁶⁰。

同じ観点から、分野によっては学界の最先端の研究に従事し、かつ教授会構成員から外れている場合が多い若手研究者(当時で言うところの助手、大学院生など)の存在にも注意を促す¹⁶¹。

すなわち、「研究せざる自由、派閥的人事、時代遅れのカリキュラム或いは会計経理上の放埒等々はこれらにもとづいて克服されなければならない」¹⁶²、「産業界の要求に屈して、

¹⁵⁶ 高柳・前掲注(1)125頁。ここでは Hutchins, *supra* note 81, p.63, 87-88.が引かれている(高柳・前掲注(1)136頁注15)。

¹⁵⁷ 高柳・前掲注(1)126頁。

¹⁵⁸ 高柳・前掲注(1)126-128頁。ここで挙げられているのは、Paulsen, *supra* note 90である(高柳・前掲注(1)137頁注23および注24)。この部分にしる、論文「Ⅲ」にしる学生に関する記述でドイツの議論に拠っている面もあることは、注意すべきである。

¹⁵⁹ 以上、高柳・前掲注(1)128-129頁。

¹⁶⁰ ここで MacIver, *supra* note 18, p.206が引かれている。同じく、国家・社会の大学における教育研究内容への介入・干渉や、研究者に対する忠誠を求めてその道義的基礎を侵食すること等によって、「大学教育の真髄を奪われる最大の被害者は学生」であるとの記述(高柳・前掲注(1)133頁)でも、MacIver, *supra* note 18, p.190や Machlup, *supra* note 97, pp. 754. 784が挙げられている。

¹⁶¹ 以上、高柳・前掲注(1)130-131頁。

¹⁶² 高柳・前掲注(1)131頁。

人間性を無視した水まし教育のなかで、……学生が人間性を侵害される」¹⁶³。論文「Ⅱ」においては稀な高柳の本音とでも言うべき記述である。元論文末尾に記された1968年9月は¹⁶⁴、既に東大紛争の渦中であった。

理論的関心・実践的関心あるいは時流への対応、いずれの要素もあったにせよ、独立的思考と批判を使命とする大学において、学生に真理探求の過程と機能そのものへ参与する権利・自由が保障されなければならないと高柳が考えていたのは確かであろう¹⁶⁵。

論文「Ⅱ」の最後は、次のような記述で締められている。すなわち、大学教員は、知識の追究や政治・経済に対する批判的立場とは対象的に、大学の組織や管理運営に関しては著しく保守的である¹⁶⁶、教員団の大多数はその性質や修練、環境上危険や冒険を好まない¹⁶⁷。

このような性質は、それ自体必ずしも欠陥ではない。しかし、大学が直面する事態と状況の如何によっては、このような体質を持つ研究者が、「人民の自由な知的エネルギーに対して反動的・独善的に対応しないという保証はない」¹⁶⁸。知識人は、体制的権威に異議を申し立てる人であると共に、「支配階級の番犬」でもある(サルトル)¹⁶⁹。

大学に対する国家・社会からのインパクトに対して、高柳は彼なりに種々の処方箋を記した。元より、学問研究共同体に学生を含めることを提唱した高柳も、それをもって万事上手く行くとは考えない。社会の進歩に伴い、大学の新しい使命が見出される中で、葛藤が生じる。その葛藤に向き合う際、「われわれは、絶えず学問の自由の原理的根拠に立ち返って、これを再理解し再構成する努力を怠るべきではない」。「その内容は、時代的環境のいかんによって同一でない。……それに照応して、大学の機能の自由の確保のために必要な保障の内容もことなるであろう」¹⁷⁰。

高柳の「学問の自由」論とは、このような発想があってこそ成立したと言えよう。

第4節 小括に代えて

ここまで高柳信一の主著『学問の自由』の内容を概観した。まずは、その内容を大まかに振り返り、次に前節までで検討できなかった点について若干の検討を試みたい。

「論文Ⅱ」には次のような一節が存在する。高柳の思考を知る上で、適切と思われるので引用する。

¹⁶³ 高柳・前掲注(1)133頁。

¹⁶⁴ 高柳・前掲注(1)456頁。

¹⁶⁵ 高柳・前掲注(1)129頁参照。

¹⁶⁶ Millett, *supra* note 17, p. 104.

¹⁶⁷ Thomas I. Emerson & David Haber, *Academic Freedom of the Faculty Member as Citizen*, 28 *Law and Contemporary Problems*, p.548 (1963).

¹⁶⁸ 高柳・前掲注(1)134頁。

¹⁶⁹ ジャン・ポール・サルトル、佐藤朔也ほか(訳)『知識人の擁護』(人文書院、1967年)15頁、27頁以下。

¹⁷⁰ 高柳・前掲注(1)134-135頁、引用は135頁。

「大学は、中世以来、自治的な共同体としての伝統をもち、われわれの観念においては、大学は常にそのようなものとして前提されている。しかし、本章は、既成のもの存在根拠をあえて問い、市民的自由の原理にもとづく合理的な根拠づけを求めているのであるから、大学の自治的共同体性も、前提されるのではなく、説明され——市民的自由の見地から合理的に根拠づけられ——なければならない。その見地からは、中世大学の自治の伝統のないところで、市民社会の通常の論理に沿って大学が存在を与えられたアメリカの歴史的事実が、考察の素材として好適である」¹⁷¹。

上記一節は、高柳の問題意識と研究手法を端的に言い表している。一方で、それは当時盛んに喧伝されていたアメリカ式大学像(第1節参照)への抵抗でもあった。しかし先ず何よりも、中世以来の伝統と結び付けられる(近代的)大学に対し、敢えてそうした伝統を持たないアメリカを取り上げ、大学・アカデミック・フリーダムにまつわる歴史を参照するという点に、高柳説の特徴があった。

なぜ彼はアメリカを選んだのか。次のような記述がある。曰く、「制度論的見方に偏しているわが国の大学自治論」から漏れ落ちた「しかしきわめて重要な要因」が、アメリカの「アカデミック・フリーダムの構成要素」には存在しているためである¹⁷²。

第1章で確認したように、高柳の研究方法には常に歴史過程への着目が存在し、理論面では思想の自由市場論を原理とする近代市民社会観、国家と社会の二分法そして市民法概念が特徴である。

この点、日本国憲法23条「学問の自由」については、思想の自由とその交易の自由を大学(ひいては教育研究機関)内部に貫徹させるための(機能的)自由とされる。市民的自由と「学問の自由」は同質的であり、両者はあくまでその現象形態を異にするのみである、とは本人の弁である。

もっとも上記のよく知られた命題については、高柳本人の記述も相まって文章から受ける印象ほど明確ではない。現象形態を異にするとは、具体的に何を指すのか。それは、例えば大学管理者(理事会)の恣意の抑制、教員人事や研究・教育内容および方法の教員団による自主決定権、更に学問研究共同体の観点からの対外的(専ら財政面での)独立、対内的には学生や若手研究者の参与という趣旨と解される。

しかしながら、もはやこのような独自の内容(あるいは機能)を持つ自由ないし権利(=「学問の自由」)を、思想の自由等と同質的と評するのは、率直に言って困難である。権利の消極的側面のみならず、積極的側面も範疇に含める時点で、「同質的」という言葉をそのまま

¹⁷¹ 高柳・前掲注(1)82頁。

¹⁷² 高柳・前掲注(1)81頁注5。その「重要な要因」として、高柳は、大学の学生入学決定権」を挙げている(同上)。

の意味で解するのは不可能だろう。

とりわけ、高柳の叙述の中には、「学問の自由」と他の条文(例えば 19 条)とが同じである(同質的)という主張と、他の条項とは異なる独自の機能がある(さしずめ現象形態を異にする)という主張、この二つの記述があたかも渾然一体であるように見えるため、高柳説をいかに理解するかを難しくさせてきた面は否めない。

もっとも、それは同説が極めて多様な解釈に開かれているということでもある。見方によっては、従来の「市民的自由」対「特権説」理解から今日におけるその図式への疑問視も、良くも悪くも高柳説の解釈可能性故に生じたと言える。

しかし本稿の目的からすれば、ここで一度高柳説について筆者なりの整理を試みるべきであろう。これについて、筆者は概ね次のように考える。

①「学問の自由」と市民的自由が同質的であるとは、第一に、両者が共に日本国憲法に保障された人権・自由であるという意味において、第二に、歴史的経過の中では市民的自由(思想・表現の自由等)と真理探求の自由(後の「学問の自由」)が一体(=未分化)のまま主張されてきた経緯を踏まえた趣旨として理解すべきである。

特に、次の第 3 章で見るアメリカの議論からは、高柳が歴史の中における知的自由の生成と展開という図式を参照し、これを「学問の自由」の議論にも取り入れた可能性が浮かび上がる。そうだとすると、高柳説の「同質的」という言葉を上記のように理解することは、差し支えないと考えられる。

②日本国憲法 23 条の内容として、やはり機能面で他の条文(19 条や 21 条)とは異なる内容を有すると考えるべきであろう(この意味で、「同質的」ではない)。

高柳の述べるように、財政的自治権等も射程に含めるとなれば、23 条は 19 条や 21 条と異なる独自の意義を正面から認めるべきである。

この点、論文「Ⅱ」の末尾部分に、「学問の自由は、……市民的自由と同質的であるが、その機能構造においてはこれらの個人的自由とことなり、真理探求の自由を妨げる……諸障害を抑制して、真理探求の自由を確保せんとするところの制度的・機能的自由であった」とあるのを、そのまま素直に受け取るのが自然な解釈ではないだろうか¹⁷³。

③高柳説は日本国憲法 23 条を専ら制度的側面、あるいは真理探求の自由なり他の市民的自由なりを、研究機関内に貫徹・機能させるための規定と見なしていたこととなる。

とはいえ、そこでいう制度論というのは、前述のように財政的自治権・学内における学生や若手研究者の参画といった意味においてであり、先行研究が指摘するように憲法と下位規範である実定法の関係といった側面への目配せはあまり見受けられないのは確かであ

¹⁷³ 高柳・前掲注(1)135 頁。

る。

④真理探求の自由という観点から見た場合、「思想の自由市場」論をそのまま学術研究に妥当させている点は、今日高柳説を先行研究として扱う場合、論点・議論となり得る¹⁷⁴。こちらも序論で触れたとおり、近年の研究ではこの点について争いがある。

また本稿の主題と関わるが、高柳が大学教員や研究者個人の行使可能な自由として、具体的に何を念頭に置いていたのかも問われるべきだろう。高柳が市民的自由という言葉を用いる時、基本的には思想の自由が念頭に置かれているが、その場合、信教の自由や政治活動の自由も含まれている場合が多い。

第3節第3款でも指摘したが、いわゆる近年「学外言論(extramural speech)」というカテゴリーに当て嵌まる言論について、高柳説がどう捉えていたか推測は可能なものの、明確な断定はできない。この点は、続く第3章以降を踏まえた上で改めて検討すべきであろう。

⑤今日高柳説には主に理論的な面ではそのまま継承することは難しい面があることは否定できない一方、同説が前提とする歴史理解とりわけ近代的大学史・アメリカ大学史に関わる部分の叙述は今日でも説得力のあるものである。

ただし、高柳が参照したアメリカの「歴史」というものを無批判に受け取るべきではないだろう。この点については、第3章以降で扱うが高柳はアメリカの文献を参照する際、理事会管理体制に対して専門職意識を高めていく教員団の対抗という図式に沿う形で議論に組み込んでいる可能性が高い。

⑥上記に関連して、確かに理論的な難点は否めないものの、当の本人が「絶えず学問の自由の原理的根拠に立ち返って、これを再理解し再構成する努力を怠るべきでない」と述べていたことからすれば¹⁷⁵、ある程度の修正・変容や「再解釈」ですら織り込み済みの学説であったと理解できる。高柳節は、絶えず原理的根拠に立ち返ることを求めている学説でもあった。

以上、高柳説についての小括と簡単な検討を試みた。続く第3章では、高柳が参照したアメリカの議論として Hofstadter & Metzger を、第4章では MacIver の議論を取り上げ、高柳説との比較を試みたい。

¹⁷⁴ この点、論文「Ⅱ」が掲載された『基本的人権4』の時点で、既に芦部信喜「現代における言論・出版の自由」東京大学社会科学研究所編『基本的人権4 各論Ⅰ』（東京大学出版会、1968年）177頁以下が「『思想の自由市場』の理論とその問題点」について論じていたことは見過ごせない（同180頁以下）。

¹⁷⁵ 高柳・前掲注(1)135頁。

第3章 Richard Hofstadter & Walter Metzger

第3章および第4章では、高柳が依拠した著作のうち、Richard Hofstadter & Walter P. Metzgerの“The Development of Academic Freedom in the United States”¹(以下、第3章では「本書」とする場合もある)、Robert M. MacIverによる“Academic Freedom in Our Time”²を取り上げ、その具体的内容と高柳説との対応関係について論じる。

度々触れてきたように、原著はColumbia大学の研究プロジェクト“American Academic Freedom Project”が元となり(1951年開始)、1955年上記二冊として出版された。全米がマッカーシズム(McCarthyism)の渦中にあつたのと概ね重なる時期である。

とはいえ、高柳が引用する多くの文献の中で、なぜこの二冊を取り上げるのかは説明を要するだろう。そこで、この第3章では最初に上記二冊を検討の対象とする理由(第1節)、その上でHofstadter & Metzgerの概要と特徴(第2節・第3節)、そして高柳説との対応関係(第4節)を論じる。

第1節 本書を取り上げる理由

多くの文献の中から Hofstadter & Metzger、そして MacIver の執筆した二冊を取り上げるのは、次の理由による。

第一に、この二冊が『学問の自由』内で引用されている数が突出しているためである。筆者が数えた限りでは、Hofstadter & Metzger が 40 回、MacIver が 34 回の合計 74 回である³。もっとも単に引用されている数のみが、取り上げる理由ではない。

¹ RICHARD HOFSTADTER & WALTER P. METZGER, THE DEVELOPMENT OF ACADEMIC FREEDOM IN THE UNITED STATES (Columbia University Press, 1955). 邦訳として、R. ホフスタッター(著) 井門富二夫・藤田文子(訳)『学問の自由の歴史 I カレッジの時代』(東京大学出版会, 1980年)、W. P. メツガー(著) 新川健三郎・岩野一郎(訳)『学問の自由の歴史 II ユニバーシティの時代』(東京大学出版会, 1980年)がある。

² ROBERT M. MACIVER, ACADEMIC FREEDOM IN OUR TIME (Columbia University Press, 1955)

³ 収録論文ごとに見ると、「I 学問の自由——歴史的序論」では Hofstadter & Metzger が 17 回、MacIver が 3 回。この他、Metzger 単独論文(Walter P. Metzger, *German Contribution to the American Theory of Academic freedom*, 41 *American Association of University Professors [AAUP Bull]* 218 et seq (1955).)が 1 回。

「II 学問の自由——原理」では、Hofstadter & Metzger が 14 回、MacIver が 14 回、この他、Hofstadter 単著(後述の『アメリカの反知性主義』)が 1 回(「II」では唯一「5 研究財政上の自由」の項目で両者ともに一箇所も引用がない)。

「IV 大学の自治——比較行政法的考察」では Hofstadter & Metzger が 6 回、MacIver が 14 回。「VI 学問の自由と警察権——ポポロ事件最高裁判決をめぐって」では Hofstadter & Metzger が 1 回、MacIver が 3 回。「VII 続学問の自由と警察権——ポポロ事件差戻後の第一審

これら二冊は内容面でも高柳説と関係が深い。すなわち、第二に、高柳説はアメリカの高等教育制度の形成と展開から、アメリカ独自のアカデミック・フリーダム概念の生成と発展を論じる中で、歴史的叙述や背景部分の多くを Hofstadter & Metzger から参照している。そして、第三に、世論に代表される民主主義と「学問の自由」との関係は、高柳の主要な関心であったが、当該論述は MacIver の議論に少なからず影響を受けている。以上の二点については、本文で具体的に述べる。

また第四に、Hofstadter & Metzger、MacIver の著作が同時代の日本の研究者らにとって、無視できない影響力を有していた、と考えられるのも取り上げる理由だ。例えば、1921 年生まれの高柳とは 11 歳差の寺崎昌男(1932 年生)は、博士論文の執筆と審査を体験した 1960 年代末を振り返り次のような証言をしている。

「[筆者注：博士論文で大学]自治制度の成立過程を、政策、法制と学内規則、慣行、学内外の自治意識、政治動向といった諸要因に分けてその構造を明らかにしていくという手法を取るに当たって、大きな影響を受けたのは、……R・ホフスタッター(Hofstadter, R.)が行った研究……W・メツガー(Metzger, W.)との共通の著書(Development of the Academic Freedom in the United States, 1955 邦訳『学問の自由の歴史』上・下巻、東京大学出版会)」⁴

この当時研究者としては若手に属していた寺崎の回想からは、同書が当時の日本の研究者にとって少なからず影響を与えるものであったことが窺える。

別の証言も存在する。Hofstadter & Metzger の翻訳に携わった井門富二夫(1924 年生)は、高柳と生年が比較的近く、1955 年にはアメリカ留学(Chicago 大学)も経験している。邦訳書の解説冒頭で、井門は留学前後の「マッカーシーの赤狩り」とこれに対する教育界や各大学の反応、「シビル・ライツ運動」に言及しつつ、「その頃[筆者注：井門が留学した 1955 年]、新刊のこの原著が学生の間でもすでに評判になっていた」と振り返る⁵。この証言は、近い時期の 1957 年に Columbia 大学に留学する高柳⁶が、留学体験からどのような影響と示唆を受けたかを考える上での傍証となる。

しかし、邦訳書刊行時点(1980 年)の井門が次のように語っていることにも注意を要する。

「今日の巨大社会における大学の自由と自治については、このコロンビア大学の創立記念事業にかかわる二冊の業績は、何も語っていない。1965 年から 67 年頃にかけて

判決について」では Hofstadter & Metzger が 2 回。逆に引用が一箇所もないのが、「Ⅲ ドイツ『学問の自由』法理念の法理論史的背景」、「Ⅴ 学生懲戒処分 of the 法理」である。

⁴ 寺崎昌男『大学研究の 60 年』(評論社, 2021 年)75 頁。

⁵ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱユニバーシティの時代』前掲・注(1)694 頁[井門富二夫]。

⁶ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983 年)372 頁。

て、T・パーソンズやD・リースマンらに井門が教えられたのは、クラーク・カーの『大学の効用』と、J・A・パーキンスの『大学の未来像』……が、そういうテーマについては最もよいということであった」⁷。

別の箇所では井門は、Hofstadter & Metzger をカッコつきの「古典」と称している⁸。井門がこうした表現をするのは、その内容への高い評価を前提としつつ、一方では「今日の巨大社会における大学の自由と自治」や「未来への見通し」については同書の内容を超えていること、他方で「この業績が、……何らかの『自由』を理想として掲げる人々には、必ず歓迎されるであろうことを信じて」いたためであった^{9,10}。

ここまでの寺崎と井門両名の証言は、次の点を示す。一つ目は、Hofstadter & Metzger は 1950 年代半ばの日本の研究者にとっても名高い文献であったこと。二つ目は、それより後の 1960 年代末時点でも日本の研究者に影響を与えていたこと。三つ目は、本書と MacIver の著作がその内容に対する高い評価が与えられている一方で、1960 年代末頃には「今日」の大学の自由や自治については何も語っていない、とされている意味において、「古典」となっていたことである。

以上の三点を踏まえると、高柳が日本の「学問の自由」を論じるために、1960 年代時点では既にアメリカのアカデミック・フリーダム研究の「古典」であった Hofstadter & Metzger を歴史・概念史叙述の参考としたことには、一定の意図があったとも考えられる。しかし、この点については第 5 章で改めて論じることとする。

第 3 章では、1950 年代半ばから 60 年代にかけて既にアカデミック・フリーダム研究の「古典」とされていた Hofstadter & Metzger の内容を概観すると共に、同書と高柳説との対応関係について論じる。この作業を通じて、高柳が「学問の自由」を論じる際に、いかなるアメリカ(社会)像と大学・アカデミック・フリーダム観を形成していたのか、そして Hofstadter & Metzger からはどの程度まで継受されたのかを明らかとする。そしてこの作業は、今日までの日本国憲法 23 条論が高柳を通していかなる歴史叙述・概念把握の元になされてきたのかを省みることになる。概ね 1960 年代から 80 年代にかけてという限定

⁷ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱユニバーシティの時代』前掲・注(1)740 頁[井門富二夫]。

⁸ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱユニバーシティの時代』前掲・注(1)694 頁[井門富二夫]。

⁹ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱユニバーシティの時代』前掲・注(1)740 頁[井門富二夫]。

¹⁰ Hofstadter と Metzger は、次のように述べていることは筆者も承知している：「われわれは、高等教育における知的自由を(intellectual freedom)を巡る目下の争いに歴史的視座をもたらすことを試みると共に、現在の問題や目下の不安のみに従って過去を解釈する誘惑を避けるよう努めた」(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. IX; 『学問の自由の歴史Ⅰ』・前掲注(1)Ⅶ頁)。

なお翻訳に際しては、既に邦訳があるものはそれらから多くの示唆を受け、裨益していることは言うまでもないが、本稿での引用の際は既訳から変更している部分も少なくない。

はあるものの、この時期の公法学におけるアメリカの学説や議論からの影響・継受関係を考える上でも意義があると言えよう。

本書の刊行から相当程度の年月が経過した現在、アメリカの高等教育史・大学史研究において優れた研究は本書以外にも数多く存在する¹¹。それにも拘わらず、そうした諸研究ではなく、本書とその周辺に検討の対象を絞ったのは以上の理由のためである。

さて、本書は Hofstadter 担当の第一部と、Metzger 担当の第二部から成る。邦訳書は、第一部を「カレッジの時代」、第二部を「ユニバーシティの時代」と分冊化して訳した。本稿もそれに倣いつつ、基本的には第二部を中心に取り上げる。というのも、アメリカに近代的な大学制度が形成され、ドイツ流の「学問の自由(akademische Freiheit)」が輸入され、やがては独自のアカデミック・フリーダム(academic freedom)へと展開されていくのが 19 世紀半ば以降、すなわち第二部「ユニバーシティの時代」の対象であるためだ。もっとも、Hofstadter 担当の第一部「カレッジの時代」も、アカデミック・フリーダムが生成・展開していく前提である思想的・社会的背景という観点から重要である。

第2節 カレッジの時代

本節では、最初に二人の著者 Richard Hofstadter と Walter P. Metzger について簡単な紹介をし、本書の目的や観点に言及した上で(第1款)、第一部の内容を総覧する(第2款)。その上で、高柳説との関係を論じよう(第3款)。

第1款 本書の問題意識と視点

本書第一部「カレッジの時代」の執筆者 Richard Hofstadter(1916年生)については、当時から現在においても我が国でよく知られた学者である¹²。その業績は膨大かつ多岐に渡り、中でも本書に先行する『アメリカ思想における社会ダーウィニズム』(原著1944年)¹³、『ア

¹¹ 例えば、古典と称される Frederick Rudolph, *American Colleges and Universities*(The University of Georgia Press, John R. Thelin ed., 2nd ed. 1990; 1st ed. 1962)、邦訳に F・ルドルフ(著)阿部美哉・阿部温子『アメリカ大学史』(玉川大学出版部, 2003年)。近年でも、ROGER F. GEIGER, *THE HISTORY OF AMERICAN HIGHER EDUCATION LEARNING AND CULTURE FROM THE FOUNDING TO WORLD WAR II* (Princeton University Press, 2015), ROGER F. GEIGER, *AMERICAN HIGHER EDUCATION SINCE WORLD WAR II* (Princeton University Press, 2019), JOHN R. THELIN, *HISTORY OF AMERICAN HIGHER EDUCATION*(Johns Hopkins University Press, 3rd ed. 2019), PHILO A. HUTCHENSON, *A PEOPLE'S HISTORY OF AMERICAN HIGHER EDUCATION* (Routledge, 2020)などがある。

¹² Hofstadter の著作・経歴等については、1970年の没後刊行された追悼論文集 STANLEY ELKINS & ERIC MCKINTRICK (ed.), *THE HOFSTADTER AEGIS: A MEMORIAL, 1916-1970* (Alfred A. Knopf, 1974)や近年刊行された評伝である DABID S. BROWN, *RICHARD HOFSTADTER: AN INTELLECTUAL BIOGRAPHY* (Chicago University Press, 2006)を参照。

¹³ RICHARD HOFSTADTER, *SOCIAL DARWINISM IN AMERICAN THOUGHT, 1860-1915* (University of Pennsylvania Press, 1944) : R. ホフスタター(著)後藤昭次(訳)『アメリカの社会進化思想』(研究社出版, 1973年)。

アメリカの政治的伝統とその形成者』(原著1948年)¹⁴や、本書と同年に出版されると共に、1956年度ピューリッツァー賞を受賞した『改革の時代』(原著1955年)¹⁵は特に名高い。

近年の我が国においてHofstadterの名は、1964年度のピューリッツァー賞受賞作である『アメリカの反知性主義(Anti-intellectualism)』(原著1963年)の著者として最もよく知られている1617。

もっとも、ここで「反知性主義(Anti-intellectualism)」¹⁸の名前を挙げるのは、単に本書に箔付けをするためではない。本書に先駆ける1952年、HofstadterはC. DeWitt Hardyとの共著で『アメリカの高等教育の展開と射程』¹⁹を、1953年には「アメリカの民主主義と反知性

¹⁴ RICHARD HOFSTADTER, THE AMERICAN POLITICAL TRADITION AND THE MEN WHO MADE IT(Knopf, 1948) : R. ホーフスタッター(著) 田口富久治・泉昌一(訳)『アメリカの政治的伝統：その形成者たち I・II』(岩波書店, 1959年)。

¹⁵ RICHARD HOFSTADTER, THE AGE OF REFORM: FROM BRYAN TO F.D.R.(Vintage Books, 1955) : R. ホーフスタッター(著) 斎藤眞(訳)『アメリカ現代史：改革の時代』(みすず書房, 1967年)、R. ホーフスタッター(著) 清水知久ほか(共訳)『改革の時代：農民神話からニューディールへ』(みすず書房, 1988年)。

¹⁶ RICHARD HOFSTADTER, ANTI-INTELLECTUALISM IN AMERICAN LIFE(Knopf, 1963) : リチャード・ホーフスタッター(著) 田村哲夫(訳)『アメリカの反知性主義』(みすず書房, 2003年)。

¹⁷ その嚆矢は、森本あんり『反知性主義：アメリカが生んだ『熱病』の正体』(新潮社, 2015年)であろう(これに続く研究として、同『異端の時代 正統のかたちを求めて』(岩波書, 2018年)、同『不寛容論：アメリカが生んだ『共存』の哲学』(新潮社, 2020年)がある)。また同時期には、現代思想 2015年2月号(特集 反知性主義と向き合う)も刊行されている。

もっとも各論者が用いる「反知性主義」の定義、念頭に置いている状況や現象については必ずしも統一されているわけでもなく、Hofstadterへの言及の有無や彼の定義・定式化を継承するか否かは論者ごとに千差万別である。これに対し、森本あんりによる一連の研究は主としてアメリカ宗教史・宗教学そしてキリスト教史の観点からの「反知性主義」に対するアプローチである。

¹⁸ 一般に“Anti-intellectualism”という言葉は、我が国では「反知性主義」と訳されることが多い。本稿でも差し当たり、これを踏襲している。しかしながら、こうした訳語が本当に適切・妥当か、そうでなくともHofstadter流「反知性主義」と現代日本で人口に膾炙している「反知性主義」を等号で結びつけてよいか、は争いの対象となり得る。

例えば、高柳と同じ1921年に生まれ、1950年代前半にアメリカ留学経験を持ちマッカーシズムを肌で感じとった斎藤眞は、“Anti-intellectualism”を「反主知主義」と訳した上で、「この用語は1950年代前半、いわゆるマッカーシイズムの旋風がアメリカ社会を吹きまくった頃、ことによく使用された」と述べつつ、それが「きわめて曖昧な表現であり、現実は何を意味するかは必ずしも明快ではない」と語る(斎藤眞「二人の知識人：アメリカ反主知主義の文脈」同『アメリカとは何か』(平凡社, 1995年)280-281頁参照)。

斎藤の記述からは“Anti-intellectualism”という言葉が1950年代当時のアメリカでは人口に膾炙していた一方で、曖昧かつ不明確な概念であったことだけでなく、このような概念を定義づけ明確化しようとした試みが他ならぬHofstadterであり、そうした志向や営みは決して彼に限られていなかったことも示唆される(例えば、Morton White, *Reflections on Anti-intellectualism*, Vol. 91 No. 3 Daedalus, pp. 457-468(Summer 1962).)

¹⁹ RICHARD HOFSTADTER AND C. DEWITT HARDY, THE DEVELOPMENT AND SCOPE OF HIGHER EDUCATION IN THE UNITED STATES(Columbia University Press, 1952).

主義」という論稿を著している²⁰。本書の執筆以後に目を向けても、論稿「アメリカの高等教育」(1956年)²¹の他、Wilson Smithとの共編“American higher education: a documentary history”(1961年)²²、同じく“The paranoid style in American politics”(1965年)²³が刊行されている。要するに、本書の内容がHofstadterの一連の研究との連続性を有していることを見過ごしてはならない。後に見るように、本書の第一部で「知識人に対する不信感の分析」がしばしば見られることは、Hofstadterの中での「反知性主義」とアカデミック・フリーダムの強い結びつきを示す²⁴。

第二部「ユニバーシティの時代」を担当するもう一人の著者が、Walter P. Metzger(1922年生)である。彼については、本書の邦訳書の解説に詳しい²⁵。

本書をきっかけに、Metzgerはアカデミック・フリーダムの探求に邁進することとなる。1956年、全米大学教授協会(American Association of University Professors : AAUP)は自身の歴史をまとめる委員会(Committee H)を設立し、Metzgerを同委員会の議長に招く。以後、彼は全米大学教授協会のアカデミック・フリーダム及びテニユアに関する委員会(Committee A)のメンバーとして活動を続ける(1958年から1985年まで)。最終的に2000年に上級コンサルタントを退くまで、半世紀近くに渡って協会と関わり続ける²⁶。

Metzgerは本書の刊行後、1990年のLaw & Contemporary Problems誌に掲載された全75頁の論文「アカデミック・フリーダムとテニユアに関する1940年声明の原理」²⁷の執筆、(1960

²⁰ Richard Hofstadter, *Democracy and AntiIntellectualism in America*, 59 *The Michigan Alumni Quarterly Review*, pp.281-295(1953).

²¹ Richard Hofstadter, “*American Higher Education*” in *College Entrance Examination Board, COLLEGE ADMISSIONS; THE INTERACTION OF SCHOOL AND COLLEGE* (Princeton, NJ: College Entrance Examination Board, 1956), pp. 15-24. 同論稿については、SEAN WILENTZ(ed.), RICHARD HOFSTADTER: ANTI-INTELLECTUALISM IN AMERICAN LIFE: THE PARANOID STYLE IN AMERICAN POLITICS: UNCOLLECTED ESSAYS 1956-1965 (The Library of American, 2020), pp. 78 3-799 に収録されている。

²² RICHARD HOFSTADTER AND WILSON SMITH, *AMERICAN HIGHER EDUCATION: A DOCUMENTARY HISTORY* (2 vols.)(University of Chicago Press, 1961).

²³ RICHARD HOFSTADTER, *THE PARANOID STYLE IN AMERICAN POLITICS: AND OTHER ESSAYS*(Knopf, 1965).

²⁴ 井門富二夫は、本書の内容と『アメリカの反知性主義』との間に連続性を看取する：「また学問の自由に関する大学人の市民との対話、あるいは市民との戦いについては、ホフスタッターの *Anti-intellectualism in American Life* (1963)に詳しい。この知識人に対する不信感に関する分析は、原著書の本書執筆から出発し、また本書が下敷きとなって書かれたと考えられるふしがみられる」(『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)700 頁[井門富二夫])。

²⁵ 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)700 頁以下(井門富二夫)。

²⁶ Hans-Joerg Tiede, *Walter P. Metzger (1922–2016)*, Vol. 102, No. 5 *Academe* (September-October 2016): available at Hans-Joerg Tiede, *Walter P. Metzger (1922–2016)*, <https://www.aaup.org/article/walter-p-metzger-1922%E2%80%932016>(last visited Jan. 21, 2022).

²⁷ Walter P. Metzger, *The 1940 Statement of Principles on Academic Freedom and Tenure*, Vol. 53 No. 3 *Law & Contemporary Problems*, pp. 3-77 (1990).

年代以降の)「現代」を対象としたアカデミック・フリーダムや大学に関する著作²⁸。そして全41巻に渡る“Academic Profession Series”の編集責任者²⁹を務めている。一連シリーズのうちいくつかは自ら執筆し、論文集も編纂した³⁰。Hofstadterにとって本書は従前の研究とアカデミック・フリーダムを結ぶものであり、Metzgerにとって本書は研究者人生の端緒であった。

次に、本書の目的や研究上の問題意識、観点の紹介に移ろう。この点について、本書の「序文」は次のように語る。

「本研究が既存の『諸事例(cases)』の説明に留まらないこと、それが計画時の当初下された決定の一つであった。単に自由への著しい侵害のみを記すことは、アカデミック・フリーダムのストーリーを学者への抑圧のストーリーの何物でもないものとして扱うこととなる」³¹。

このような宣言の下、Hofstadter & Metzgerは本書が扱う対象について語る。上にある「諸事例」とは、「ある意味で問題の病理学的側面」であるとした上で、ストライキについてのみ語る労働運動史、神学的干渉ばかり語る科学史、民主主義的敗北ばかりを熱心に語る政治史のような「歪曲」を伴う語りを拒否する³²。

たしかに教育と研究の自由に対して社会のいかなる勢力が対峙したか、彼らがどの程度成功を収めたのかを認識することも重要な関心である。しかし、「この自由が歴代の大学人(academic men)たちにとっていかなる意味を有していたか、彼らはどの程度までこの自由を達成したのか、アメリカ文化一般にしろ、大学生活(academi life)にしろ、いかなる要因がこの自由を創り出し・維持していたのか」を知ることも同等に重要であった³³。

それ故、「自由が制約されてきた理由を説明するのみならず、この自由が存在する理由について語ることも、我々の使命(our task)」とされる³⁴。人々が「自由」として求めたものは何であったか、それに対し彼らの求める「自由」を他の人々はなぜ不適切・危険なものと思

²⁸ Walter P. Metzger, *Case in FREEDOM AND ORDER IN UNIVERSITY* (S. Gorovitz ed., Press of Western Reserve University, 1967); WALTER P. METZGER ET AL., *DIMENSION OF ACADEMIC FREEDOM* (University of Illinois Press, 1969):

²⁹ W. P. Metzger, ed., *The Academic Profession Series*, 40 vols. (Arno Press, 1977).

³⁰ W. P. Metzger ed., *PROFESSORS ON GUARD: THE FIRST AAUP INVESTIGATIONS* (Arno Press, 1977); *READER ON THE SOCIOLOGY OF THE ACADEMIC PROFESSION* (Arno Press, 1977); *THE AMERICAN CONCEPT OF ACADEMIC FREEDOM IN FORMATION: A COLLECTION OF ESSAYS AND REPORTS* (Arno Press, 1977); *THE CONSTITUTIONAL STATUS OF ACADEMIC FREEDOM* (Arno Press, 1977); *THE CONSTITUTIONAL STATUS OF ACADEMIC TENURE* (Arno Press, 1977).

³¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. IX; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)VII-VIII頁。

³² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. IX; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)VIII頁。

³³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. IX; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)VIII頁。

³⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. X; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)VIII頁。

做したのか、両者はいかなる議論を用いたのか、問題解決に権力はどの段階で介入するかを問うことは、「学術機関(academic institutions)から、それらを支え、目的を定め、……管理する共同体(community)」に視線を移すことであった³⁵。

Hofstadter らがアカデミック・フリーダムストーリーに「宗教・思想・政治上の問題」を結びつけるのは、アメリカ的大学管理(academic government)と大学人の専門家団体(the professional organization)の展開という事柄に、各宗派の教育政策、神学的論争の歴史、アメリカ思想におけるダーウィン進化論の隆盛、企業人と大学人との関係が背景として存在していたためである³⁶。具体的には、第一部「カレッジの時代」では、宗教・神学的な問題とカレッジとの関わりが、第二部「ユニバーシティの時代」では科学・社会問題とユニバーシティとが関わる³⁷。

次款以降では、まず Hofstadter が描く歴史叙述を見ていくこととする。

第2款 初期カレッジと「自由」：植民地期から19世紀半ばまで

「第一章 ヨーロッパの伝統的遺産」

第一部は、全五章から構成されている。それぞれ、「第一章：ヨーロッパの遺産」、「第二章：Harvard College(DunsterからLeverettまで)」、「第三章：植民地のカレッジ」、「第四章：宗教、理性、革命」、「第五章：旧時代のカレッジ(1800-1860年)」である

第一部第一章ではヨーロッパの遺産(The European Heritage)として、中世の「大学の自治」・「学問の自由」の理念が扱われる³⁸。ラシュドール名著『大学の起源』³⁹やハスキンス『12世紀ルネサンス』⁴⁰などを引きつつ、中世大学の原型としてのParisとBolognaの二類型、特にアメリカとの関わりではParisからOxford、OxfordからCambridgeを経てのHarvardや植民地期カレッジとの系譜関係が指摘されている⁴¹

Hofstadterは、一方で「アカデミック・フリーダムは、古来の理念を表す近代の(modern)

³⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. X; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)VIII頁。

³⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. X; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)VIII頁。

³⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. X-XI; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)IX頁。なお、次のような記述があることは見過ごすべきではない。「我々のストーリーの前半[第一部のこと：筆者注]においては、宗教的指導者が知的自由の敵として目立っている。願わくば、筆者が積極的な世俗主義に加担していると推測読者がいないことを」(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. XI-XII; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)XI頁。)

³⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 3 ff.; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)3頁以下。

³⁹ HASTINGS RASHDALL, THE UNIVERSITIES OF EUROPE IN THE MIDDLE AGES (3vols.; 1895, F. M. POWICKE AND A. B. EMDEN ED., Oxford, 1936). ヘイスティングズ・ラシュドール(著) 横尾壮英(訳)『大学の起源:ヨーロッパ中世大学史 上・中・下』(東洋館出版社, 1966-1968年)

⁴⁰ CHARLES HOMER HASKINS, THE RENAISSANCE OF THE TWELFTH CENTURY 361(Meridan Books, 1957). 邦訳として、チャールズ・H・ハスキンス、別宮貞徳・朝倉文市(訳)『十二世紀のルネサンス ヨーロッパの目覚め』(講談社, 2017年)。

⁴¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 3-5; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)3-6頁。

言葉である」こと⁴²、他方で「現代の一般の読者が、古くからの合理主義のステレオタイプの影響下で、中世をドグマと抑圧の時代と考えがち」なこと⁴³を指摘する。しかし、実際の中世において「権力と特権の集積地であった大学」は、同時に「知的環境(*its intellectual milieu*)」という両義性を有していた⁴⁴。

Hofstadterは、続けて「中世における個人の自由」⁴⁵について論じる。確かに中世と「現代」の研究の自由(*freedom of inquiry*)の間には明確な相違もある。例えば、そもそも「自由な思索の権利」が認められているか否か、社会そのものが体系化された哲学・神学下の一貫性を求め、それへの挑戦ではなく擁護・維持こそが研究者の使命とされたこと、研究手段等の獲得が可能か否か等である⁴⁶。しかし、Hofstadterはそれ故にこそ過去と現在の間には連続性を見出す。すなわち、(一般論として)歴史を通じ、伝統の重みは、個人が新しい仮説を立て、新たな真理(*truth*)を見出す能力の上に圧力をかける⁴⁷。それは中世においては、「信仰と探究心の中の緊張、個人と伝統的権威の中の緊張」として専ら現れたのである(権威は、大学当局や教会・政治的権威といった実在する権威の場合もある)⁴⁸、と。

そのような側面はありつつも、しかし当時の研究者の役割とは、真理への挑戦ではなく、専らそれへの服従や維持と言わざるを得なかったこと、(実際の場面で抑圧的であったか・研究者の思想や探求・教育に対してどの程度権威による抑圧・介入があったかどうかの間には懸隔があったとしても)教会が思想の自由に寛容ではなかったことも確かである⁴⁹。Hofstadterは歴史学者として慎重な姿勢を崩さなかったと言える。高柳が「大学内における知的自由が、意図されたものではなく、事実上のもので」あり、正統教義への挑戦は異端として組織的に弾圧される名分と手段が存在していたことに留保をつけているのも、こうした文脈で理解できる⁵⁰。

14世紀後半から15世紀にかけて、大学の数は増大し、国民国家の発展は従来の大学の権力・自治の源泉でもあった中性的権力を衰退させる。それに伴い従来の大学の勢力や自治が相対的に低下する⁵¹。この時期、コペルニクス天文学・地動説に対して教会は好意的で

⁴² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 3; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)3頁。

⁴³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 5; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)6頁。

⁴⁴ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 5; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)6頁。

⁴⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 11 ff. ; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)12頁以下。

⁴⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 16-17; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)18-19頁。

⁴⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 12; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)13頁。

⁴⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 11-13; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)13-14頁。

⁴⁹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 16-19, pp. 27-40; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)18-19頁、29-42頁。

⁵⁰ 高柳・前掲(6)4頁。

⁵¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 40-41; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)42-44頁。

あったが、やがて敵対的となる⁵²。

Hofstadterは(ガリレオを例外として)、「事実を事実とする単純な装いを盾」とすることは、壮大な理論的体系を志向する場合よりも、異端審問官の眼から逃れやすかったことを指摘する⁵³。こうした二面性は、アリストテレス哲学の場合がそうであるように、中世において常に内包されていた⁵⁴。

高柳説との比較

Hofstadterは、合理主義の観点からは中世はドグマと抑圧の時代と捉えられがちであるが、中世において「権力と特権の集積地であった大学」は、同時に「知的環境(*its intellectual milieu*)」を有していたという両義性を指摘して⁵⁵。

こうした認識は高柳も基本的に共有している。ラシュドールやハスキンスの著作への言及がされているだけでなく、一方で中世大学の高度な権力と近代的な「学問の自由」の不在を指摘しつつ、他方で19世紀以降の合理主義的な歴史観から中世を暗黒時代と決めつけることを戒め、宗教的な世界観を前提としつつも事実上の知的自由が存在していたと捉える⁵⁶。

高柳『学問の自由』の同箇所では、本書への言及は一箇所のみだが内容に鑑みて、本書を参考にした可能性もある⁵⁷。というのも、「中世における個人の自由」⁵⁸に対する Hofstadter の記述は、高柳のそれと極めて近い。曰く、確かに中世と「現代」の研究の自由(*freedom of inquiry*)の間には明確な相違もある。例えば、そもそも「自由な思索の権利」が認められているか否か、社会そのものが体系化された哲学・神学下での一貫性を求め、それへの挑戦ではなく擁護・維持こそが研究者の使命とされたこと、研究手段等の獲得が可能か否か等である⁵⁹。

関連して、第一章の終盤、Hofstadterは次のように述べている。「アカデミック・フリーダムに関する近代の(modern)理念」は、社会全体の中から拾い出された「類比する諸理念」を吸収した人々により生み出された、と⁶⁰。近代科学から新たな真理の絶えざる追究

⁵² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 53; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)57 頁。

⁵³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p.54; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)59 頁。

⁵⁴ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 27-40; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)29-42 頁。

⁵⁵ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 5; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)6 頁。

⁵⁶ 高柳・前掲(6)1-6 頁。

⁵⁷ 高柳・前掲(6)5 頁注 12。

⁵⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 11 ff. ; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)12 頁以下。

⁵⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 16-17; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)18-19 頁。

⁶⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 61; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)66 頁。

を、商業から思想の自由市場論を、自由な国家の政治から言論・出版の自由を、宗教的自由主義から寛容と信仰の自由を——宗教改革を巡る抗争を経て近代的な知的自由が出現した⁶¹。

「*そうであるとすれば*」、伝統的に宗教的な機関であった大学の中で、宗教的寛容・親交の自由の原則が「アカデミック・フリーダムの歴史的基盤」となる。近代科学と近代自由主義による政治は「アカデミック・フリーダムの積極的内容についての理念的鑄型(*conceptual models*)」をもたらす。寛容と信仰の自由の原則は、アカデミック・フリーダムの障害として教会・国家を排除す役割を果たした。その点で、「アカデミック・フリーダムと信仰の自由は、……良心の自由という共通の根を持つ」。Hofstadterは以上のように捉えていた⁶²。

彼がそのような主張する背景には、先に述べた英国の大学(OxfordとCambridge)からアメリカの初期大学との連続(あるいは断絶)、そして植民地期のカレッジのあり様において、信仰の自由と寛容の問題が抜き差しならない問題であったことも反映されている⁶³。

そして、ここでは歴史的な経緯に引き付けながらアカデミック・フリーダムと「類比する諸理念」として、真理(の)探究、思想の自由市場、言論・出版の自由、宗教的寛容と進行の自由が挙げられ、それらがまとめて知的自由とされていることが注目される。宗教改革と貨幣経済発展に伴う近代国家の形成と中世的な大学像の崩壊⁶⁴、宗教改革と市民革命を経ての宗教的寛容の進展と知的自由・知的探究の自由の伸張という図式⁶⁵、宗教的寛容を中心とした知的探究の自由と市民的自由⁶⁶。いわゆる精神的自由の発展には、宗教的寛容の問題と経済の発達が関わっていた、という見方を高柳も踏襲していると言える。

それだけでなく、商品交換関係の発達に始まり所有権(の自由)、宗教的寛容と宗教的自由を経ての思想とその交換の自由の登場に至る、という経済と自由の発展の相関関係は高柳が「近代国家における基本的人権」で提示したテーゼである⁶⁷。『学問の自由』と異なり、「近代国家における基本的人権」の該当部分の記述ではHofstadterらの名は挙げられていないものの、高柳とHofstadterの描く図式には相当程度の親和性があることは認められよう。

⁶¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 61; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)66-67頁。

⁶² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 61-62 (*emphasis added*); 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)66-67頁(傍点、筆者)。

⁶³ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 75 ff. ; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)84頁以下。

⁶⁴ 高柳・前掲(6)6-7頁。

⁶⁵ 高柳・前掲(6)48-49頁。

⁶⁶ 高柳・前掲(6)50頁。

⁶⁷ 高柳信一「近代国家における基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権 1 総論』(東京大学出版会, 1968年)47-80頁参照。

「第二章 Harvard カレッジ：Dunster から Leverett まで」

ここまでのHofstadterおよび高柳の議論は、基本的にヨーロッパ大陸を念頭に置いた議論であった。Hofstadterは、次に植民地期アメリカに目を向ける。彼の見るところ、植民地期アメリカは、信仰の多様性と異端の存在について考慮する必要が薄かったという点で、この当時の本国である英国とは異なっていた。英国とは異なり、植民地期アメリカは地域内の宗教的統一に邁進しており、その様相は異端的信仰に固執する者(誤った教義を故意に選択する者)が、しかるべき警告と議論を経た後でも自己の信念を公言することは、追放の憂き目に遭うことを意味していた(追放後なおも戻ってきた場合、絞首刑もあり得た)程であった⁶⁸。

そうした環境の中で、1636年に「社会とその信仰を守る正統派的機関となる」存在として設立されたのがHarvardカレッジであった。しかし、それにも拘わらず、同カレッジはアメリカ高等教育の中で思想の自由を守る指導的立場(いわゆるハーバード・リベラリズム)を発揮するようになる⁶⁹。Harvardカレッジをそうした存在へと至らしめたのは、初代「学長」Henry Dunsterであった⁷⁰。Hofstadterはこの初代学長のDunsterと地域社会との対立を詳細に綴っているが、ここではその点は割愛する⁷¹。重要なのは、Hofstadterがこの対立が穏便な形で終わったのは、カレッジが未だ真理探求の場ではなく、一般に容認されている真理を伝承する場であるという理解がDunsterと彼の対峙者間との間で共有されていた(いわ

⁶⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 78-81; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)113-116 頁。

⁶⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 81; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)116-117 頁。

⁷⁰ 正確には、彼は初代学長(president)ではなく、その前に校長(Master)として Nathaniel Eaton という人物がいたが、不祥事のため約一年で辞職させられた：Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 86-87; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)122 頁。

⁷¹ 簡単に言えば、次のようなことが生じた。Dunster は 1650 年時点で既に Harvard カレッジに 14 年間貢献し、同年には設立認可状(its charter)を獲得、Oxford や Cambridge 大学が Harvard の学位を同等と認めるようにまで押し立てていた。その後 1653 年に、Dunster が財政難から総会(General Court)へ来年度の援助資金を増額することを訴えた所、総会は財務調査でもってこれを突き返した。これを期に Dunster は総会への反発を高めていく。同年秋頃、Dunster の 4 番目の子どもが生まれた際、彼は洗礼を拒否すると共に(これによりいわゆる「再洗礼派」扱いを受ける)、聖書には「幼児洗礼の有効性は記されていない」と公言した。もっとも Dunster は依然として牧師や執政官からの信頼を失っておらず、望めば職に留まることができた可能性が高かった。それにも拘らず、彼は辞表を提出した(この辞表では宗教的な問題には一切触れず、カレッジの視学委員の権限拡大について不満を述べるにとどめていた)。総会の与えた一ヶ月の猶予期間後、Dunster は幼児洗礼や教会の腐敗に抗議する演説をし、Cambridge (Massachusetts 州)の洗礼式を中断させた末、学長を辞任する。視学委員たちからは依然として寛大に扱われ、Cambridge の County Court から洗礼式を中断させたことで有罪判決と 40 ポンドの罰金を課されたが、総会は数年後それを免除した。その後の彼と関係者の間柄は良好ですらあった、という。以上について、Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 86-91; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)122-127 頁。

ば、「紳士間の意見の不一致」と称される事態)と見なしている点である⁷²。

こうした事例そのものは高柳説では前面に出て来ないものの、植民地期アメリカの初期カレッジが「宗教的同質性を持つ地域社会」に元に成立していたという記述⁷³の背景として理解すべきである。

話を戻す。Dunster学長時代から数十年も過ぎた頃になると、主として世代交代を原因として様相が変わり始め、かつての「聖徒の国家共同体(Holy Commonwealth)」において、「信教の自由」が説かれるようになる⁷⁴。聖徒の国家共同体内において、進歩派と保守派が併存することになるが、この時点ではその対立は「身内の喧嘩」のようなものであった⁷⁵。しかしながら、1636年のHarvardカレッジの設立時に存在していた「一つの神学、一つの宗教集団」が、18世紀に至り「二つの党派」へと分裂したことも確かであった。異なる党派の学生が同じカレッジに通うことは、正統派を寛容化へと促すようになる——Hofstadterはこれを「ピューリタンの時代から啓蒙の時代へ」と評している⁷⁶。

こうした中Harvardでは、1685年に学長に就任したIncrease Matherと学内進歩派John LeverettとWilliam Brattleの二人のチューター(tutors)との抗争が生じる⁷⁷。

学長Matherは、カレッジの新しい設立認可状取得問題とそれに伴うカレッジの学長や評議員の宗派統一を試みる政策を打ち出す。それに加えて、学内での論理学教育においてアリストテレス、フランシス・ベーコン、デカルトを教育することを問題視し、1697年Cambridgeの教会・学者宛書簡の中では、LeverettとBrattleに自ら(Mather)の思う形での神学教育をするよう要求した。

しかし、既に学内および地域社会において支持を受けていたのは、学長Matherではなく、それぞれ牧師と政治の道へ転向し始めていたBrattleとLeverett(すなわち進歩派)であった⁷⁸。最終的に、この争いはLeverettが圧倒的な支持を背景に学長に就任することで幕を閉じる⁷⁹。

⁷² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 90-91; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)126-127頁。

⁷³ 高柳・前掲(6)29、51頁。

⁷⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 91-97; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)127-134頁。

⁷⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 98; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)135頁。

⁷⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 99; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)136頁。

⁷⁷ 事の背景は次のようなものである。Matherは16年間の学長時代、わずか2、3ヶ月しかCambridge(Massachusetts州)に滞在しなかった。そのため学長不在時は、学内の進歩派John LeverettとWilliam Brattleの二人のチューター(tutors)が唯一のカレッジ住み込みの監督者(Leverettは1685-1697年、Brattleは1686-1697年にかけてチューターと評議員を兼任)として学生の教育にあっていた(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 100-101; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)137-139頁)。

⁷⁸ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 102-105; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)139-142頁。

⁷⁹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 105-106; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)143-145頁。

新たに学長として就任したLeverettは、16年間その地位に留まり続けた。この時代は、1713年のユトレヒト条約後の平和と繁栄の時代に概ね重なっていた。植民地の発展は地域を経済的に富ませ、学生数の増加はカレッジの世俗化を益々進めた。今や学生は、「預言者の息子たち」ではなく、「ハーバードの息子たち」と呼ばれるように至る⁸⁰。しかし、この時期には、(後に取り上げる)「評議会による自治(self-government by the Corporation)」問題を巡っての争いが生じていた⁸¹。

Hofstadterは、MatherとLeverett時代について、初期のDunster学長時代とは異なり、「思索する自由(libertas philosophandi)」が進歩派・保守派双方に共有されていたと指摘する。このような評価が与えられるのは、18世紀初頭段階でのHarvardでは、研究の自由に関しては神学・哲学の旧来の区別を踏襲すると共に、ピューリタンの知的指導者として扱われたPetrus Ramusの著作とその論敵アリストテレスの著作、デカルトの著作が受け入れられ研究されていたためである。もっとも、それは現代的な知的自由やアカデミック・フリーダムが形成・正当化されていたことまでを意味せず、この段階でカレッジの教師は専門職としては見做されていなかった⁸²。ここでいう「思索する自由」とは、専ら宗教的な側面での寛容化として把握されるべきもの⁸³であった。

高柳説との比較

MatherとLeverett時代についても高柳説では詳細に語られているわけではない。植民地期アメリカの初期カレッジ時代については、大学教員は後の時代のように専門職とは見なされていなかったという趣旨の記述がなされるのみである⁸⁴。

例えば、「独立の専門職能としての教員研究者層の形成は未熟であった」というように⁸⁵。また別の箇所では、植民者たちが自らの信条を教育の指導原理とする大学を設立していたという意味で、精神的、知的自由が存在していなかったわけではない、と記している⁸⁶。先に見たHofstadterの叙述を踏まえれば、こうした評価も必ずしも的外れとまでは言えない。しかし、Hofstadterは初期カレッジ内での宗教的寛容化をもって、「思索する自由」を見出していたことからすると、高柳とHofstadter間には若干の温度差があるようにも見受けられる。これは高柳が「専門職能」としての教員像とアカデミック・フリーダムを重視・強調しているためと考えられる。

⁸⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 107; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)145頁。

⁸¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 107; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)146頁。

⁸² See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 110-111; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)148-149頁。

⁸³ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 112-113; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)150-151頁。

⁸⁴ 高柳・前掲(6)30、52頁。

⁸⁵ 高柳・前掲(6)52頁。

⁸⁶ 高柳・前掲(6)30頁。

「第三章 植民地のカレッジ」

Hofstadterは、植民地期アメリカのカレッジ(初期カレッジ)の特徴を次の三点にまとめている。

第一に、カレッジの教育が宗教により保護され、維持される点ではヨーロッパと同様だが、民間の各宗派が主たる後援者であり、州は控えめな監視者であったという点でアメリカの独自性があった。

第二に、ヨーロッパの大学とは異なり、専門分化した高度な学部を有さない。つまり、あくまでカレッジ(colleges)であって、厳密な意味でのユニバーシティ(universities)ではなかった。この当時のアメリカでは、OxfordやCambridgeのように中心地に幾つものカレッジが集まるのではなく、小さなカレッジが各地に分散していた。

第三に、教師ではなくカレッジ外部の管理者からなる機関が主要な決定を下す制度、すなわち学外者の管理制度(system of lay government)が発展した⁸⁷。

このうち第三の特徴である学外者による管理制度は、高柳説でも大きく扱われているテーマである⁸⁸。しかしながら、高柳説において大学管理制度とは、アカデミック・フリーダムを市民的自由の見地から根拠づけるための素材として⁸⁹、いわば素人(layman)による大学管理・市民法の論理を、アカデミック・フリーダムの論理によって掣肘・対抗するという構造⁹⁰の中で登場していることに注意を要する。そこでは、あくまでも大学教員の側、アカデミック・フリーダムの観点から見た限りにおいて、大学管理制度に言及されているのである。そのため、高柳説がアカデミック・フリーダムにとってのある種の仮想敵とした大学管理制度について、Hofstadterがいかなる論述をしているかについて、見る必要があろう。以下では、Hofstadterの記述に従い、アメリカ独自の大学管理制度の発展を見ていく。

先に見たHarvard(1636年)を筆頭に、William and Mary(1693年)、Yale(1701年)といった初期カレッジは植民地の公認教会により設立されている。その後、既存の教会が厳格・教条主義的となったことで一時期人々から見向きされなくなったものの、1730年頃からのいわゆる大覚醒(the Great Awakening)や信仰復興運動者(revivalist)⁹¹を経て、宗教界は活性化と党派分裂を引き起こす。

ただし、この時代のカレッジは確かに宗派の後援を受け、宗教的統制を受けていたが、それをもってカレッジを神学校と同視することは誤解を与えかねない。カレッジが設立認可状で、教養教育(liberal education)や公共への奉仕(the service of the public)を掲げることもあり、神学教育と教養教育・公共への奉仕が掲げられつつ、前者が志向・期待されてい

⁸⁷ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 114; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)161-162 頁。

⁸⁸ 高柳・前掲(6)82 頁以下。

⁸⁹ 高柳・前掲(6)82 頁。

⁹⁰ 高柳・前掲(6)61-69 頁、87 頁以下。

⁹¹ この点については、森本『反知性主義』・前掲注(17)の参照を乞う。

たというのが正確である(そして、特定の信条を学生の入学条件とするカレッジは一つもなかった)。もっとも、18世紀末には卒業生の5分の4が他の職に就くようになり、カレッジにおける神学の割合は著しく低下していたことも確かであった⁹²。

この当時、カレッジの宗派(的背景)とは、学長が帰依する宗派を意味していた(設立認可状には学長が特定の宗派であることを要求した場合があれば、慣例として同様のことを要求した場合もある)。最も、18世紀半ば以降設立された各カレッジは超教派(*interdenominational*)を管理機関とする傾向にあった。これはカレッジの安定化を図るため・財政援助の基盤と学生数を増すために、他の教派を管理機関に参画させる・宗派の色を抑える・教育計画を柔軟にすることが求められた故である(その意味で、超教派で代表者を出すことは寛容さの増大ではあったが、根本的な敵意が消えたわけではなく、あくまでもカレッジを成功させるために敵対者を鎮めるためのものであった)⁹³⁹⁴。

さて、「学外者による管理の本質」は法的には教員団ではなく理事者がカレッジ・大学を構成する点、理事者が教師を雇用・解雇できる点、大学を管理する殆どあらゆる決定を下すことを可能とする点にある(同時に、大学教員の地位は社会的に低く見積もられた)⁹⁵⁹⁶。

こうした学外者管理は、次に挙げるようなアメリカ固有の条件により生成・発達した。

第一に、アメリカのカレッジは、中世のギルド的伝統から発展したヨーロッパ的な教授会自治(*faculty self-government*)を持たず、多くの中世的伝統から隔絶されたプロテスタント的環境から誕生した。教会の独立・協同体(*corporate*)の自治というギルドの原則という、第一級の自治(*autonomy*)のモデルを中世大学にもたらしたのに対し、アメリカでは教会を部外者による管理させるプロテスタントの教会管理様式がそのままカレッジにも延長された⁹⁷。

⁹² See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 115-116; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)162-163 頁。

⁹³ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 117-118; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)164-165 頁。

⁹⁴ 目線を広げれば、合理主義・理神論の台頭による各宗派の歩み寄り、政治史的には合理主義の発達に伴い宗教的には寛容な傾向を持つエリート層の誕生(具体的には Franklin, Adams, Jefferson, Madison の名が挙げられている)が指摘される(See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 119; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)166-167 頁)。

⁹⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 120; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)167 頁。

⁹⁶ 同時に、Hofstadter がこのことをもってアメリカとヨーロッパを単純に比較することはできないとしていることには注意を要する。例えば、ヨーロッパの大学の自治形態が完全な意味で教会や国家の権力から自由とは言い得ないし、アメリカの大学・カレッジでも管理権を実質的には理事会(予算決定権・政策の大筋への意見表明権)・執行部・教員団(任命・昇進、カリキュラムへの発言権)の間に分散させ、均衡させる方式が取られてもいる(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 120-121; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)167-168 頁)。

⁹⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 121-123; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)168-170 頁。

第二に、ヨーロッパの大学が長年確立された学問と教育の共同体(communities of scholarship and teaching)から発達したのに対し、アメリカでは(この場合は地域社会という意味での)共同体が限られた資産からカレッジが維持された。当初は独り立ちすることが困難な機関であったため、長らく学外者による管理が望まれ、「共同体の善意」に依存する機関は、特に財政的観点から世論に敏感であった⁹⁸。

第三に、ヨーロッパでは教職(teaching profession)に従事する人々が、大学の出現以前から存在していたのに対し、アメリカではまずカレッジが設立され、専門家としての教員集団(a considerable body professional teachers)はその後に登場した。初期のアメリカのカレッジにおいて教員とは、将来牧師になる人間にとっての仮の職業に過ぎず、1世紀半以上カレッジの教育は若いチューターに依存し、正規の教授・独立した教授と呼べる存在は学長のみであった⁹⁹。

高柳説との比較

ここまで高柳説ではあまり詳細に語られていない理事会管理制度の起源を概観した。植民地期アメリカの宗教的同質性とヨーロッパ的伝統の不在を背景としている以上、高柳が「宗教的同質性をもった地域社会」に根ざすカレッジにおいて、「学外者からなる理事会が一般化したのはある意味で自然」¹⁰⁰であった、と捉えたことに筆者も異論はない。しかし、日本国憲法23条の議論に際して引かれる高柳の議論の中には、理事会管理制度のように簡潔な歴史叙述を前提にしていること、そしてその歴史叙述はHofstadterによる膨大な史料を元に導き出された記述を元に行っていることは指摘しておくべきであろう。

「第四章 宗教、理性、革命」

ここまでは、主にアメリカの初期カレッジの成立と展開、理事会管理制度の形成など機関としてのカレッジが話の中心であった。それに対し、第一武第四章ではカレッジ内部の学生の存在に焦点が当てられる。

Hofstadterによれば、アメリカのカレッジで思想の自由が目標として掲げられた際、それは当初「学生の信仰の自由」を指していたという(この当時、学生による自ら判断する権利行使を奨励するのは一般的なことで、違反は不名誉なこととされたという)¹⁰¹。

⁹⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 123; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)170 頁。

⁹⁹ 教育等に関して素人でありカレッジに関わる余裕のない理事、経験が少なく在任期間も短い教員に対し、この時期においては学長のみが昇給・教員団・規律・事務員・カリキュラムの問題に対処可能であり、牧師兼学者、理事会の一員、共同体の指導的人物、教員の指導者・教師の一員・伝道者・理事会の指導者・理事者の部下と極めて多様な役割を担うこととなった(学長の役割・重要性、ひいては学長が大学・カレッジの顔と見られるのは、ここに起源を持つ)。以上について、Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 123-124; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)170-172 頁。

¹⁰⁰ 高柳・前掲(6)29-30 頁。

¹⁰¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 152; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)211 頁。

この「学生の信仰の自由」の称揚の背景には、カレッジの財政にとって学生の存在(=授業料収入)が欠くことのできないものとなったという事情がある。先に触れたカレッジの非宗派的性格の強調も、潜在的な学生・寄付者への配慮という文脈から生じている¹⁰²。

このとき注目を集めていたのは、教員ではなく学生の権利である。後のあり様からすると極めて対照的なことに、この時点で教員の権利なるものにはそれ程高い関心が払われてはいなかった¹⁰³。それどころか、教員には信仰への順応(*religious conformity*)が規範として要求され、それは任命時に神学上の教義を受け入れるかどうかを調査する採用時の制限(*restraint by recruitment*)という手段で遂行された¹⁰⁴。こうした手段(採用前での審査・調査)がごく当たり前に行われていたことからすれば、教員と管理期間が宗教問題で衝突するという事は、職員が在任中に考えを変える・任命時には察知できなかった考えを述べる事が原因であったと、想定される(例えば、先の *Dunster* の事例もそのように理解される)¹⁰⁵。

先に大覚醒による宗派分裂が、結果として信仰の自由・カレッジ内のリベラリズムが生じたことを述べた。しかし、(大覚醒がもたらした)宗派・党派的对立が激化し、カレッジが批判の標的となった時期がある¹⁰⁶。特に、*Yale* 大学では25年に渡り宗派主義による抑圧を受けた¹⁰⁷。

もっとも *Hofstadter* はそれすら、「18世紀の基本的なリベラリズムの傾向を一時的に逆行させたに過ぎない」と見なす。*Hofstadter* はこの時代、神学は、ユニテリアリズムや理神論等により寛容化する一方で、商業の発達・富裕階級の登場とヨーロッパ啓蒙主義の輸入が、中産階級を科学・実用性・快適性・利便性に熱中させ、知識人の関心を広げると共に、神学の比重を低下させたとする¹⁰⁸。

Hofstadter が冷静に指摘するように、当時のカレッジは啓蒙主義に即応したわけでも、教師のアカデミック・フリーダムが公に認められたわけでもない。しかし、「初めに行為があった(*Am Anfang ward die Tat*)」。漸進的あるいは日和見的・緩慢な進歩ではあるが、自由の領域は確かに拡大していくことになる¹⁰⁹。

¹⁰² *Hofstadter & Metzger, supra note 1, pp. 152-153*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)211-212 頁。

¹⁰³ *Hofstadter & Metzger, supra note 1, p. 153*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)212 頁。

¹⁰⁴ *Hofstadter & Metzger, supra note 1, p. 155*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)214 頁。

¹⁰⁵ *Hofstadter & Metzger, supra note 1, pp. 156-157*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)215-216 頁。

¹⁰⁶ *See, Hofstadter & Metzger, supra note 1, pp. 159-163*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)218-223 頁。

¹⁰⁷ *See, Hofstadter & Metzger, supra note 1, pp. 163-177*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)223-237 頁。

¹⁰⁸ *Hofstadter & Metzger, supra note 1, pp. 177-178*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)237 頁。

¹⁰⁹ *Hofstadter & Metzger, supra note 1, p. 178*; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)237-238 頁。

この当時、学長・教授らの主導または提案に基づきカリキュラム改革が行われると共に¹¹⁰、カレッジの研究対象が科学的・実用的分野に広がるにつれ、カレッジ全体が世俗化(secularization)していく¹¹¹。懐疑的・探究的態度の導入と世俗的学問への傾斜はカレッジの敬虔な雰囲気をも薄め(代わって商業化していく)、授業を自由化させると共に、卒業生の進路の多様化・前述のカリキュラムの変化を促した¹¹²。

Hofstadterはこの時期 William Livingston(法律家・長老会派)によって書かれた、エッセイを紹介した上で¹¹³、次のように述べる。すなわち、この時期カレッジの世俗化ひいては自由化とは、「学生にとって(for students)自由なカレッジ」を意味し、教員とは「学生と社会のための従順な道具」に過ぎず、理事者の「教え」を反映するだけの存在であった。そこにおける「自由」とは、理事者・教員団が社会からの複数の圧力を受けることで、結果的に彼らが社会の多様性を受け入れざるを得なくなるという意味においての自由、であった¹¹⁴。

ところで、カリキュラムの変化は、当該領域での主導権を教員団に移すことに繋がる。その意味で、「アカデミック・フリーダムの起源(origins)」と直接関係する¹¹⁶。特に、カリキュラム内での数学・自然科学の台頭とそれに伴う当該分野での教授層の形成は特筆に値する¹¹⁷。

なお Hofstadter によれば、この時期はごく一部の例外を除いて、科学と宗教の側の「戦争」が存在しなかったという¹¹⁸。科学と宗教の間に緊張はあったが「戦争」はなかった

¹¹⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 178; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)238 頁。

¹¹¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 185-186; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)245 頁。

¹¹² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 186; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)245 頁。

¹¹³ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 187-190; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)247-250 頁。

¹¹⁴ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 190; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)250 頁。

¹¹⁵ この当時、政治学の教師が時事的な問題に関して発言する際、活発に政治論争に参加していたことで、新聞で非難され窮地に陥る事例は存在していたようであるが、極めて例外的な要素が多い事例でもあった(See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 201-203; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)261-263 頁)。未だこの時期の「アメリカのカレッジは……教授やチューターが政治活動を自由に行い得る段階」ではなかった(*Id.* at 208; 同 267 頁)。

¹¹⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 192; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)253 頁。

¹¹⁷ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 194-197; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)254-257 頁。

¹¹⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 198; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)258 頁。

¹¹⁹ 例外的事例として、次のようなものがある。1755 年 11 月の Boston 地震を神の怒りと訴えた Thomas Prince 師に対して、Harvard カレッジの科学者 John Winthrop が反論した事例である。この事例に対し Hofstadter は、Prince は科学それ自体に反対していたわけではなく、科学と神学的な説明を結びつけようとしたことが、Winthrop の逆鱗に触れたとコメン

が、それはピューリタニズムが科学的探求を基本的に受容し、ピューリタンのエートス (ethos) が歴史や自然科学の分野では知識の追究を促したため、である¹²⁰。しかし、19世紀に啓蒙主義への反動が生じる際には、科学と宗教の調和は前者の優位という形で崩れていく¹²¹。

高柳説との比較

以上の Hofstadter の叙述は、高柳説にも受け継がれている。それまで地域社会の宗教的同質性に根ざしていたカレッジが、授業料収入・寄付収入の観点から宗派色を緩和し宗教的寛容を促されたという趣旨の記述がある¹²²。教員ではなくまず学生の問題が生じたとするのも、Hofstadter 同様である。その上で、学生騒動・財政難という課題に対応する形で大学教員の地位が次第に向上していくことも Hofstadter の記述に沿っている¹²³。もっとも、Hofstadter が挙げているようなカリキュラム改革、この時点での宗教と科学の融和については言及されていない。

「第五章 旧時代のカレッジ：1800-1860年」

第一部第四章の内容では、財政事情からアメリカのカレッジは宗派色を緩和していき、カリキュラム等の改善へと向かったこと、それに伴い教員の地位が向上したことを確認した。ここまで扱った内容は、概ねアメリカのカレッジの発展である。しかし、第一部第五章の対象となる19世紀開始から半ば頃までのアメリカのカレッジ教育は、18世紀末までの発展から一転して、大きく後退することとなる。Hofstadter はその根本的原因を、「啓蒙主義への反動」と「教育の後援者」に求める¹²⁴。

まず後者について。カレッジの夥しい増大とその裏で、各教派がカレッジを後援し競争していたことが挙げられる¹²⁵。

Hofstadter からすると、真のユニバーシティの実現を阻む存在であった「古い教派のカレッジ」の後援者らの欠点とは、自分たちのカレッジで自由な教育や研究を十分育成できな

トしている(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 197-198; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)257-258頁)。

¹²⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 198-199; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)258-259頁。

¹²¹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 201; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)260-261頁。

¹²² 高柳・前掲(6)31頁。

¹²³ 高柳・前掲(6)31頁。

¹²⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 209; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)285頁。

¹²⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 209-210; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)285-286頁。

かった事実ではなく、「他者がより自由・より高度なカレッジを設立しようと試みた際、教派的勢力がそれを妨害し、破壊しようとしてきた事実」にある¹²⁶。

各教派の分立によって生じた「高等教育の分散と断片化は、学問研究の質と教授の地位を低下させ」る¹²⁷。ここには、ヨーロッパに比べアメリカが遥かに広大で元から分散化は不可避であるという点を差し引いても、教派によるカレッジの後援と、地方間の対立、そして一口に「カレッジ」と言ってもその名に値するものから、ハイ・スクールに値しないものまで千差万別であったことが挙げられる¹²⁸。

Hofstadter は旧来のカレッジ教育が、学生・教師双方の成長を阻害していたと主張する(併せて、当時からその弊害が指摘され広く認識されてもいた)。要するに、それ自体は西欧社会に多大な貢献をしてきた「古典語中心のカリキュラム」が、「教え方が往々にして単調で創造性に欠ける」こと、教育者としての古典語学者養成の失敗、古典研究の失敗、果てはラテン語すら満足に教えられなかったことが、不満の要因であった¹²⁹。この当時は、授業が暗誦により進められることも多く、学生・教員双方の意欲を削いだし、教師の立場は極めて不安定なため、教員はいとも簡単に辞めてしまった。図書館の蔵書も概して劣悪であった¹³⁰。

その一方で、この時期カレッジの運営等の改革が生じつつあり、管理権が理事会から教員団へ移行し始めたこともまた確かである¹³¹。

次に啓蒙主義への反動である。先の科学と宗教間での「戦争」の不在とは打って変わって、この時期は教育における自由な環境を求める「闘争」が相次ぐ¹³²。

この当時の啓蒙精神を有した知識人のあり様とひいてはその限界を示すものとして、Hofstadter は Thomas Jefferson を挙げる。Jefferson は自らの教育の理想を Virginia 大学で実現しようと試みた際、各宗派からの妨害に直面する。結果的に、彼は一方で知的自由を称揚しつつ、他方で党派政治への配慮から知的自由を譲歩するという当時の風習を乗り越えられなかった。それどころか、彼は宗派主義の妨害や敵意に関してこれを批判する一方

¹²⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 210-211; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)287頁。

¹²⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 213; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)289頁。

¹²⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 213-214; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)290-291頁。この当時のカレッジ間の格差については、*Id.* at 222-238; 同 297-311頁。

¹²⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 228-229; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)303頁。

¹³⁰ Hofstadter によると、1816年ドイツ Göttingen 大学は 20 万冊以上に対し、当時の Harvard で 2 万冊、1839 年段階で 5 万冊。後者の時点で Yale は 2 万 7 千冊、1 万冊以上は 16 校、千冊程度のカレッジも稀ではなかったという。以上について、Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 229-231; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)304-306頁。

¹³¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 231-238; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)307-311頁。

¹³² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 238; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)311頁。

で、「政治については、大学は特定の主義だけを教え込む機関であるべき」という考えを固持していた点で、相対立する長老派と同じであった¹³³。

また Hofstadter は、Jefferson の事例から北部と南部の対立・奴隷制、宗派的精神¹³⁴、そして「一般の民主主義的感覚」¹³⁵の三つを、(南北戦争前の)高等教育制度の停滞の要因として指摘する。

とりわけ、三番目いわゆるジャクソニアン・デモクラシーにより生じた「平等主義の雰囲気」は、政治面では普通選挙・官職交代・「民主化」、経済面では独占・特権の打破として現れたが、少なくとも高等教育やカレッジに対しては有害に働いた。すなわち「教育の分野では権威や名声、あらゆる種類への専門知識(expertise)への侮蔑として現れた」¹³⁶。そればかりか、州立大学すら階級差を永続させるもの、富める者の機関と見做され、非難を受けた¹³⁷。

そして、「カレッジの学長や教授の能力は、彼の政治的見解と切り離して考えられなければならないとする原則」は無実と化す。政治的見解を理由に、任命等へ悪影響が生じ、大学への非難がなされるようになる¹³⁸。

Hofstadter は、南北戦争前夜、奴隷制・宗派・国家主義を巡る対立が大学を嵐に巻き込んで様を描いた上で¹³⁹、次のように語る。南北戦争以前、今日のアカデミック・フリーダムに関する理念、すなわち学者(scholar)の専門家としての特徴や、真理探求に関わる研究機能や科学的な諸概念、学生を教えること、それ以外にも「大学(university)が社会(communit y)に対し与える種々の偉大な貢献」は見られなかった。資金調達や自由な研究の維持を訴える際、話題にされる「大学と社会の有機的關係」も同様である¹⁴⁰。

それだけでなく、アカデミック・フリーダムという考えも、南北戦争以前は、未だ明確化されず、宗教上・政治上の自由を頼ることが普通であった。本来、市民的自由・宗教的自由とアカデミック・フリーダムは同一ではない。前者はより包括的なのに対し、後者は「教師の職業的能力において教師のみに直接関わる問題」である。しかし、両者はいくつかの点で似通っている。「アカデミック・フリーダム」という言葉が登場する以前から、

¹³³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 238-242; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)312-316 頁。

¹³⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 242; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)316 頁。

¹³⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 246; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)319 頁。

¹³⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 245; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)318 頁。

¹³⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 246; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)319 頁。

¹³⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 247; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)320 頁。

¹³⁹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 247-261; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)320-335 頁。

¹⁴⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 261-262; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)335 頁。

寛容の精神、良心の権利、言論やプレス自由、宗教的差別を禁止する自由が求められてきた。それが普通であった¹⁴¹、と。

高柳説との比較

第一部第五章関連の内容は、高柳説では直接扱われていない。しかし、一点指摘すべき箇所がある。第五章の最後で、Hofstadterが「アカデミック・フリーダム」という言葉が登場する以前から、寛容の精神・良心の権利・言論やプレス自由・宗教的差別を禁止する自由が求められてきた、と語る記述がある。高柳は、学問の自由研究と前後して、論文「近代国家における基本的人権」において歴史における「知的自由」の生成・展開のプロセスを経済発展と織り交ぜる手法で詳細に記している¹⁴²。

この点を鑑みると、市民的自由と「学問の自由」の同質性という高柳の主張は¹⁴³、Hofstadterのように歴史的経緯を重視する立場からなされたとも考えられる。このように考えると、「人間の自覚的行動」によって招来される「歴史の発展法則」¹⁴⁴、「人間精神……自身のもつ理性の法則」に従い「普遍的自由」が獲得されていく¹⁴⁵、といった記述の意味するところも、歴史という観点を重視する立場からの表現と理解できる。

第3款 Hofstadter と高柳

ここまで、Hofstadterの手による第一部の内容を概観した。第二部の内容を見る前に、Hofstadterの論述と高柳説との関係について考察を試みる。

高柳の初期アメリカのカレッジに関する記述を見ると、彼は「宗教的同質性をもった地域社会」の人々が、「かれらの信条を永久に保全するために、小規模のカレッジを設立維持した」と捉えている¹⁴⁶。これはHofstadterからの引用ではないものの¹⁴⁷、これより後の部分、具体的には理事会管理体制が形成される経緯、初期のカレッジを「大学における自由ではなく大学に対する自由(freedom for, not in the college)」と捉える見方、そうした状態から主に財政を理由に宗教的寛容化へと向かうこと、このときは学生の存在が重視され

¹⁴¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 262-263; 『学問の自由の歴史 I』・前掲注(1)336-337頁。

¹⁴² 高柳・前掲(67)47-94頁参照。

¹⁴³ 高柳・前掲(6)121頁。

¹⁴⁴ 高柳・前掲(67)127-128頁。

¹⁴⁵ 高柳・前掲(67)130-131頁。

¹⁴⁶ 高柳・前掲(6)29頁。

¹⁴⁷ ここで引用されているのは、H. Gordon Hullfish, *Academic Freedom and the Universities in the U.S.A in THE YEAR BOOK OF EDUCATION 1959*, p.369 と Robert M. Hutchins, *The university of Utopia* 77, 78(2d ed. Chicago University Press, 1964; 1st, 1953)である。

たこと、相次いで生じた学生騒動と財政難から次第に教員の地位が向上していくプロセス。これらはほとんど全てが Hofstadter の叙述からの引用である¹⁴⁸。

そして、Hofstadter & Metzger の第一部第一章の内容を見ると、中世から近代に至るまでの歴史叙述、その中でも宗教改革と経済発展に伴う宗教的寛容と信仰の自由を経ての知的自由の伸張という記述が目を引く。高柳も同趣旨のことを『学問の自由』内で述べている点¹⁴⁹、「反知性主義」への言及している点¹⁵⁰からも、高柳説と Hofstadter 流の歴史解釈との間には一定の親和性が窺える。

ここまでは、高柳説と Hofstadter の叙述の親和性について論じた。もともと、両者の間には少なからず差異も見受けられる。

基本的に高柳は Hofstadter の叙述を簡にして要を得た形でまとめている。しかし、このことは、Hofstadter が豊富な史料と事例を用いて叙述した初期カレッジに関する記述の大部分が省略されていることを意味する。例えば、第一部第四章にあったカレッジのカリキュラム改革については省略されている。同じく、この時期の(一時的な)宗教と科学の融和についても言及されていない。第一部第二章・第三章の件でも指摘したが、初期カレッジと地域社会との関係や、理事会管理体制が成立するに至る背景や事情については高柳説では割愛され、「専門職能」としての教員像とアカデミック・フリーダムの理論に叙述の重点が置かれている。

このような記述がなされていない理由としては、高柳がアメリカの歴史的経験から「理事会を典型とした大学管理者を掣肘する理論としてのアカデミック・フリーダム」を提唱し、理事会の優位から教員団の優位へという図式を歴史的経過から導き出す上では、記述の明快さが求められたと考えられる。

第3節 「ユニバーシティの時代」

本節では、Metzger が担当する第二部「ユニバーシティの時代」を扱う。第二部は、「第六章：旧体制と教育革命」、「第七章：ダーウィニズムと新体制」、「第八章：ドイツの影響」、「第九章：学問の自由とビッグ・ビジネス」、「第十章：組織、忠誠、戦争」から成る。

先に本稿第1章で、高柳説の内容を概観したが、特に南北戦争以降(19世紀半ば以降)を扱う第二部の内容は第一部以上にそちらで記した内容と重複する点も多い。そうした箇所はごく簡単に確認するとどめつつ、各章の内容と高柳説との関係を見ていく。

具体的内容に入る前に、当該時期について、アメリカ史ではどのような議論がされているのかを先行研究を通じて確認する(第1款)。その上で、Metzger の記述に従いながら

¹⁴⁸ 高柳・前掲(6)29-31頁参照。『学問の自由』の第一論文「学問の自由——歴史的序論」の「六 アメリカにおける“freedom for, not in the college”」の脚注は約半数が Hofstadter & Metzger からの引用である。

¹⁴⁹ 高柳・前掲(6)1-9、48-51頁参照。

¹⁵⁰ 高柳・前掲(6)57頁注4。

1915年の全米大学教授協会(AAUP)の結成に至るまでの経緯と、アメリカ独自のアカデミック・フリーダム概念の生成と展開を概観する(第2款)。そして、全米大学教授協会結成と前後して勃発していた第一次世界大戦時のアメリカ社会とアカデミック・フリーダムを巡る関わりから、HofstadterとMetzgerが1950年代に何を訴えかけようとしたのかを明らかにする(第3款)。最後に、Metzgerの記述と高柳説の関係について論じる(第4款)。

第1款 「ユニバーシティの時代」の背景：旧体制から新体制へ

先のHofstadter担当の第一部第五章でも示唆されていたように、南北戦争を境として、アメリカの大学およびカレッジは近代的な「大学」へと発展し、やがては独自のアカデミック・フリーダム形成へと至る。この過程が描かれているのが、第二部第六章・第七章である。

ただし、その内容をより精緻に理解するにあたっては、そもそもアメリカ史においてこの時代はいかなる時代であったのかを踏まえる必要がある。この点について、折に触れてアメリカ史の先行研究を参照することで、アカデミック・フリーダムがどのような文脈の中で形成・発展されていったのかを理解する導きの糸としたい¹⁵¹。

「第六章 旧体制と教育革命」

第一部第五章と第二部第六章の内容は、南北戦争(1861-1865年)を境にして分けられている。19世紀開始から半ば頃を対象とした第一部第五章では、政治的にはジャクソニアン・デモクラシー、北部・南部の対立と奴隷制問題、高等教育関連ではそれ以前の「啓蒙主義」の反動、従前からの教育の弊害の影響を受け、アメリカのカレッジ教育が混乱に陥り、専門家不信や宗派对立が生じたことが描かれた。

これに対し、南北戦争後の1865年から1890年までを対象とする第二部第六章は、アメリカ高等教育の革命を描くものである¹⁵²。ここでいう「革命」とは、具体的には課目選択制・大学院レベルの教育・科学の課目の導入、新大学の設立や各大学の施設の拡充を指す¹⁵³。

Metzgerによれば、こうした「革命」は、「旧体制」から生まれたものであった。ここでいう「旧体制」とは、宗派に基づいて設立されたカレッジである。この当時、カレッジ内部の混乱と財政難に直面していた。前者の学生騒動を規制するため、規律や訓育を教員団

¹⁵¹ さしあたり、紀平英作編『アメリカ史』(山川出版社, 1999年)、近年では貴堂嘉之『南北戦争の時代』(岩波書店, 2019年)。

¹⁵² 本文の記述ならびにHofstadter & Metzgerの第五章・第六章の内容と関連する邦語文献として、潮木守一『アメリカの大学』(講談社, 1993年)がある。同書は、概ね1820-1910年頃までの内容を扱うものである。

¹⁵³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 277; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)373頁。

(faculty)が増大していき、財政赤字の補填のため、同窓会組織が大学慈善団体へと転化した¹⁵⁴。

前節の Hofstadter の議論で指摘されていたように、この時期のアメリカの大学にとって学生にどう対応するかは大きな問題であった。それだけでなく、この時期の学生がいかなる状況に置かれていたのかを知ることは、当時の大学教員や学生らがこの時のアメリカに「ない」ものを求めるに至る心情や背景を理解する上で不可欠である。

19世紀前半のアメリカのカレッジで、学生は未熟で訓戒や規律を与えられる存在と見なされていた。教育方法はテキストの復唱やラテン語・ギリシャ語の文法学習が中心の「暗記第一」主義である¹⁵⁵。この当時のカレッジは、小規模で英国の古典的大学をモデルとした寄宿舎学校であり、学生らはそこに居住し「将来のジェントルマン」として教師の監督の下、教育を受けていた。しかし、寄宿舎での生活は事細かに規制されている。集団行動や飲酒を始め、日曜日でもカレッジを許可なく離れることは禁じられていた。教師による学生側への絶えざる監視等もあり、学生からの反抗、教師と学生間の紛争も頻発していたという¹⁵⁶。

上述のように当時の授業は学生からの評判は芳しくないものであった。唯一の例外は、最上位学年(四年生)が受講する「道徳哲学」で、これはカレッジの学長が担当するものであった。当時の「道徳哲学」とは、今日でいうところの心理学、政治経済、法制、倫理、政治哲学、国際法、宗教といった多様な要素が含まれるもので、「帝王学」的な側面もあったという¹⁵⁷。南北戦争前夜、カレッジの外では共和主義と連邦主義、奴隷制への賛否、自由貿易か保護貿易かといった数々の社会問題を巡って党派対立が吹き荒れていた(興味深いことに、この時代問題となったのは、学内(授業や教室)での発言ではなく、学外で公にした社会問題に対する発言であった)¹⁵⁸。そうした中で、テキストの復唱や古典語の機会的学習、「暗記第一」主義の下にあった学生にとって、「道徳哲学」は「デザート」のようなものであったという¹⁵⁹。南北戦争後、各大学で改革の波が生じるがその担い手は、この時代の(古い)カレッジで教育を受けている¹⁶⁰。

¹⁵⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 277-278; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)373-374頁。なお『学問の自由の歴史』の訳者たちは、“faculty”の訳語として『Ⅰ』のカレッジ時代はヨーロッパの大学と比べてその内容や教師数の少なさから「教師陣」、『Ⅱ』では大学の発展から「教授団」と訳し分けている(『Ⅱ』374、724-725頁参照)。

¹⁵⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 279-281; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)376頁。

¹⁵⁶ 潮木『アメリカの大学』・前掲注(152)24-29頁参照。

¹⁵⁷ 潮木『アメリカの大学』・前掲注(152)32-33頁参照。

¹⁵⁸ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 281; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)377頁。

¹⁵⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 279-281; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)376-377頁。

¹⁶⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p.316; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)414頁。

科学に目を向ければ、19世紀初期の段階から「自然科学」は各大学で講じられ、鉱物学、化学、地質学、植物学、動物学も科目となっていた。Metzgerは、この点を見れば、19世紀初期のカリキュラムは後に言われるほど時代遅れでもなかったものの、しかしながら、教授法は教訓的または問答式であり、実地教授法も未熟であったため、「科学研究の自由」には至っていなかった、と評価する¹⁶¹。

南北戦争前、ジャクソニアン期のアメリカ社会では、企業家精神の称揚などから効用や実用性が重んじられる風潮となり、利益や効率、有用性が社会的価値となっている。そのため、政府の助成、寄付や慈善事業も「有用性のある科学」に向けられるようになる¹⁶²。

こうした中で、カレッジは確かに実用性に傾く面はありつつも、未だ教条的道德主義(the doctrinal moralism)の影響にあった¹⁶³。これは、一つには「性格は人の信念の働きから生まれる」と考える仮定、もう一つは「道徳上何らかの利点があるという証拠があれば、その理念には正当性があり、検証済みのものとなる」とする仮定である。これに加えて、この当時緊張緩和状態にあった科学と神学において、双方の利害の一致・妥協から「神の意図」、「調和」というフレーズが頻繁に用いられていた¹⁶⁴。

ここでいう「調和」とは、キリスト教や神の啓示は全ての理性に基づく諸概念と一致するという意味合いであり、自然からは神の叡智と恩恵を汲み取ることができる、という発想である。これにより、聖職者が科学を論ずることもあれば、科学者が自然のもたらす啓示に基づいて宗教的説教を行うこともできた¹⁶⁵。科学と宗教の相克を強調する見解(例えば、John William Draber や Andrew Dickson White)¹⁶⁶を否定し、Metzgerは次のように指摘す

¹⁶¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 283-284; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)380-381頁。

¹⁶² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 284-285; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)381-382頁。

¹⁶³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 284-287; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)382-383頁。

¹⁶⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 287-289; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)384-386頁。教条的道德主義の第一の仮定からすれば、「不信心」なき者は「信義なき」者となる(=特定の信念を抱く者は、教員としての職務に不適格となる)。教授の任用において信仰は審査の対象とされた。第二の仮定からすれば、例えば特定の思考体系が無神論とされると、それだけで論駁するに十分である、とされる。

Metzgerは、この教条的道德主義は「われわれの時代(our own day)」にも存在していると述べる。すなわち、「不信心」を「不忠誠」に置き換えてみたり、ある思考体系が「社会主義的」、「共産主義的」、「全世界的」、「破壊的」であるとされればどのように扱われるか、と(*Id.* at 287-288;同 384-385頁)。

¹⁶⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 288-289; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)386-387頁。

¹⁶⁶ JOHN WILLIAM DRABER, HISTORY OF THE CONFLICT BETWEEN RELIGION AND SCIENCE (New York, 1874). ANDREW DICKSON WHITE, A HISTORY OF THE WARFARE OF SCIENCE WITH THEOLOGY (2vols; New York, 1896)

る。「研究におけるアカデミック・フリーダムは、科学にとって異質な、科学を嫌う勢力の活動によってではなく、科学自体に内在する抑制によって衰えた」、と¹⁶⁷。

以上が、南北戦争前のカレッジを巡る様相であった。前節から繰り返し述べてきたように、アメリカのカレッジは元来宗派の影響が強いものであった。これに対し、カレッジの内部では学生の不満等が存在していたのはここまで見てきた通りである。一方で、分派・異端を排除し、カレッジを統一した施設にしようとする働きがあり、他方で学内では学生の規則に対する反発、教員側の地位や役割への不満が存在する。南北戦争前夜、アメリカのカレッジの内部ではこの2つの力が対峙していた¹⁶⁸。

こうした中で、非学内者から構成された理事会は頻繁に干渉を行い、教育内容やカリキュラムへの介入、教員個人の私生活への監視をしていた¹⁶⁹(同時期、多くの大学は財政難に陥っていたため、当局は卒業生からの寄付に頼り始め、各大学で同窓会組織が設立される¹⁷⁰)。ここに先に指摘した学生層の不満や反発、ひいては反抗が勃発する¹⁷¹。教員団は学生の不服従と理事者の干渉という「二重の障害」に直面して、より広範な自治(self-government)を要求するようになる。もっとも、それはヨーロッパのような法的管理権の要求や理事長の選出・任命、予算の立案と承認の決定権といったものを求める完全な独立ではなく、教育と訓戒の権能を委託するよう求める「部分的自律(partial autonomy)」である¹⁷²。

ここで1860年頃の社会の側に目を向けると、都市化・産業化により道徳的堅固さは緩み、福音伝道的衝動も縮小していた。もはや、旧来のカレッジが維持しようとしていた「伝統」も自明ではなくなっていたのである。そして南北戦争を経て、ダーウィニズムとドイツの総合大学の影響を受けることで、アメリカの大学は「伝統維持」の機関から「研究」機関へと変化することになる¹⁷³。

高柳説との比較

ここまでのMetzgerの叙述からすると、次のような疑問が生じる。高柳説では、宗派主義や教条的道德主義に支配されていたカレッジに、自然科学が登場したことで、教員の評

¹⁶⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 292-293; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)389-390頁。

¹⁶⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 303; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)400頁。

¹⁶⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 304; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)401頁。

¹⁷⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 313; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)410-411頁。

¹⁷¹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 306-308; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)402-405頁。

¹⁷² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 308; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)405頁。

¹⁷³ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 316-317; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)414-415頁。

価値基準が従来の「信仰の堅固さ」から「学的能力」に変わっていき、大学教員は教条主義的な管理からの一定程度の開放が実現されたという説明¹⁷⁴がなされているが、この説明は妥当なのだろうか。

むしろ Metzger は、この時点では自然科学と神学との間は「調和」しており、旧体制から新体制への変化にとってより決定的な要因となったのは進化論(ダーウィニズム)である、と強調している。確かに、この点は進化論が決定的な要因である高柳も同様である¹⁷⁵が、両者が重視する点に違いもある。Metzger によれば、こうした「革命」は、「旧体制」から生まれたものであった。ここでいう「旧体制」とは、宗派に基づいて設立されたカレッジである。この当時、カレッジ内部の混乱と財政難に直面していた。前者の学生騒動を規制するため、規律や訓育を教員団(faculty)が増大していき、財政赤字の補填のため、同窓会組織が大学慈善団体へと転化した¹⁷⁶。

この点は、高柳説においても強調されている。すなわち、次の如くである。初期カレッジでは(宗派色の強い構成員から成る)理事会管理体制の下で、専門家集団としての教員は存在していなかったものの、18世紀半ば頃から財政的事情、そしてより多くの学生を求めため学内の宗教的寛容化が促されていた。そして19世紀後半、学生騒動と財政難に対し、教育について素人の理事会は処置を誤り、教育と学生規律の権限が実質的に教員団に移行し、これが教員団の自治の萌芽となったこと。更に財政面では、大学の財政的後援者・新興の大学管理勢力として卒業生が登場する。これらの要因から、大学管理は多元化・世俗化し、学内でも理事会の教員団に対する統制は緩むこととなる¹⁷⁷。

前節の Hofstadter の議論で指摘されていたように、この時期のアメリカの大学にとって学生にどう対応するかは大きな問題であった。ここでは事の経過が要約されてまとめられているのは、そもそもなぜ学生騒動が頻発していたかといった事情に言及することは、本筋から外れると判断したのである。

「第七章 ダーウィニズムと新体制」

「アメリカの大学革命(academic revolution)は、南北戦争前に前兆を持ち、ダーウィニズムの時代に醸成された」¹⁷⁸。旧体制から新体制への転換を Metzger はこのように評している。

¹⁷⁴ 高柳・前掲注(6)32頁参照。

¹⁷⁵ 高柳・前掲注(6)32頁参照。

¹⁷⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 277-278; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)373-374頁。なお『学問の自由の歴史』の訳者たちは、“faculty”の訳語として『Ⅰ』のカレッジ時代はヨーロッパの大学と比べてその内容や教師数の少なさから「教師陣」、『Ⅱ』では大学の発展から「教授団」と訳し分けている(『Ⅱ』374、724-725頁参照)。

¹⁷⁷ 高柳・前掲注(6)29-31頁参照。

¹⁷⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 320; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)437頁。

英仏といったヨーロッパ諸国と比べて、アメリカの科学者は早期に進化論を受け入れた。例えば、『種の起源』(1859年)が出版されてから10年後の1869年、アメリカ哲学会は早くもダーウィンを名誉会員としている。しかし、科学界が進化論に対して有利な判断を下すのに対し、宗教界から反発が生じるようになる。最終的に1880年代辺りになると、宗教界も進化論に対しての譲歩(あるいは教義の合理化)を行うようになり、進化論反対説は神学上の真っ当な立場を失う(ただし、民間のファンダメンタリズムには一部残ることとなる)¹⁷⁹。

とはいえ、進化論に対する宗教的反発・反感が強固なものも確かであった。この背景にあったのは、精神の抹殺と道徳の規制力の崩壊に対する恐れである¹⁸⁰。先に見たようにカリキュラムが科学へと傾斜し、科学全体も進化論に帰依していく中で、宗教界は大学の理事者へダーウィニズムを信奉する者を採用しないよう働きかけ、教会の説教壇や出版物を通して、警告を行うようになる¹⁸¹。すなわち、第二部第六章で触れた教条的道德主義に基づけば、ダーウィニズムという「不信心」な信念を有する者は、教員として不適格とされる。

実際のところ、「進化論者が大学で雇われるべきか」については、各大学で一貫した政策・対応がなされていたわけではない。大学と後援者である教会・宗派の結びつきや、教義の厳格さ、カリキュラムの中の科学・科学者の位置づけなどの要因に左右された。一般的に言えば、神学校や教会の支配力の強い大学のほうが、州立大学や教会との結びつきが弱い大学よりも進化論者を締め出す傾向にはあったものの、神学校でも進化論者が雇用される場合もあった。更に、教えることが禁止される内容や範囲(例えば、全面的禁止か特定分野でのみの禁止か、進化論自体を教えることが禁止のか進化論を真理として教えることが禁止されるのか)についても統一されていたわけではなかった¹⁸²。

その一方で、進化論を巡る争いが学内の環境を変化させていた。ダーウィニズムを巡って各大学の理事者ら(教会の長老・牧師・高位聖職者)は躊躇しながら抑圧政策を行い、気まぐれ・場当たりに政策内容を変えたため、理事者らが有していた道徳的権威が低下し、従来教員団が理事者に対して有していた敬意が失われていく¹⁸³。

¹⁷⁹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 320-324; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)438-440頁。本文にある神学上の譲歩・合理化として、第一に聖書も動物の進化説を支持していること、進化の全過程も「神の意図」の現れと証明する試み、第二にそこから進んで、進化論に適合するように神学の全面的改訂を図る(具体的には、ダーウィン・スペンサーの議論をキリスト教の教義に適用する)動きがあったという(Id. at 323-324. ;同 440頁)。

¹⁸⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 325; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)441頁。

¹⁸¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 326; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)443頁。

¹⁸² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 326-327 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)43-444頁

¹⁸³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 341; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)459頁

理事者らが頼みにならないことで、教員らは自らの身元を託すに足る集団として、「より広い分野を代表する陪審員たち」を選ぶようになった¹⁸⁴。科学者、学者、哲学者たちは、進化論を信じ、相互の交流と支援を図り、そこから新しい行動の基準を発展させていくことで団結するようになる。彼らの新しい「準拠基準(frame of reference)」によれば、異論を唱えることは不忠誠・妨害ではなく、正統派の撒き散らす恐怖の霧を照らす理性の光となる¹⁸⁵。

こうした動きに応じて、大学内の宗派主義に対する見方が変化する。従来は、財政面や行政面での不十分さが批判されていたのに対し、今や「科学の進歩の敵」として攻撃されることとなった¹⁸⁶。

高柳説との比較

ここまでダーウィニズムの登場とそれに伴う大学内外の環境の変化について見てきた。こうした点を踏まえ、高柳は宗派主義・教条的道德主義の支配からの開放を決定づけたのがダーウィニズムであったと述べる。すなわち、真理や善が絶対無条件に存在するという発想から、永遠絶対の真理は存在せず、真偽は絶えざる探究により検証されなければならないこと。ここに、過誤に関する寛容と、科学的手続及び(専門家の)学問的専門能力が重視されるようになる、と¹⁸⁷。

しかし、高柳と Metzger の記述間には微妙な差異も見受けられる。高柳は上述の経緯をもって「学問の宗教的拘束からの開放」と表現している¹⁸⁸。これに対して Metzger は、進化論者による宗教的権威への攻撃を、「科学と宗教の戦い」とは見なしていない。進化論者は宗教的権威を攻撃したが、宗教そのもの(perse)は否定していなかったのである¹⁸⁹。

そうした点には注意を要するものの、ダーウィニズムが科学的手続きや専門能力の尊重の流れを形作ったという高柳の見立ては適切と思われる。進化論を巡る論争は、同説の真偽以外にも、権威のもつ本質や規制力、証明の方法やその問題点、科学論争の基準といった問題と関わっていた。しかし、進化論論争はそれすら超えて、「人間の判断の分野で問題となる全ての事柄」に及ぶと評されるに至るまで対象領域を拡大させていく¹⁹⁰。

¹⁸⁴ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 341-342; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)459-460頁。

¹⁸⁵ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 341-342; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)459-460頁。この点は、高柳も踏襲している(高柳・前掲注(6)91頁参照。)

¹⁸⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 343; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)462頁。

¹⁸⁷ 高柳・前掲注(6)32-33頁参照。

¹⁸⁸ 高柳・前掲注(6)33頁参照。

¹⁸⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 344-345; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)462-463頁。

¹⁹⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 346; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)464-465頁。

論争は、科学に関する哲学、学習の心理学、そして思想の自由の境界(meets)にも及ぶ。そして、それらを巡り「個々特殊の戦争」が生じる。すなわち、聖職者と科学者という知識人との戦争、宗派と世俗という教育の支配を巡る戦争、権威主義と経験主義という知識を得る方法を巡る戦争、教条主義と自然主義という教授に関する方法を巡る戦争が複合的に争われたのである¹⁹¹。

Metzgerはこの論争によって、聖職者と教条的道德主義への攻撃という目標に対して、科学と教育が連合し、大学改革(academic reform)が促進されたと指摘する¹⁹²。これ以後、聖職者(プロテスタント)は人々の反知性主義(Anti-intellectualism)を代弁する存在として反ダーウィニズムを掲げるようになる¹⁹³。ここで、かつて手を携えていたプロテスタント(宗教)と科学は分断されることとなる。

こうした経緯から、科学者の能力の機能は批判力にあるとする科学者エリート論と、事実の把握・仮説と帰納・検証を通じた科学的手続論が台頭する。例えば、科学者の公正な批判能力は、科学的手法を実施することではじめて得られ、科学的手続は科学者が問題を認識・形成していく場合に得られる知識の活用なくしては得られない、という考えである¹⁹⁴。

しかし、Metzgerが指摘するように、この考え方には相対立する面も存在していた。科学者の批判能力を強調することは、科学者を優れた能力を持ち、裁定する力を有する「賢者」として描くことを意味し、「賢明な手段」である科学的手続を強調することは、科学者の能力は一般的であり、科学的手続は多くの人と与ることができるものとして描かれていた。科学者は、他の人間から分け隔たれた「自分と同じ種類の人々だけが理解できる秘儀を行う専門家」なのか、それとも普通の人とほとんど変わることなく「一般人の公平さや知的公正さに関する道徳的関心の代表者」なのか。この密接に関連しつつも相反する二つの概念は、「科学者が模範的知識人である」という主張に貢献することとなる¹⁹⁵。興味深いことに、高柳は科学的手続と専門家能力が密接に関連することは指摘しても、これらが相反する要素を有すること、ひいては知識人の位置づけについて問題となることには言及していない¹⁹⁶。

¹⁹¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 346; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)465頁。

¹⁹² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 346; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)465頁。

¹⁹³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 346-347; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)465-466頁。

¹⁹⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 348-349; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)467-468頁。

¹⁹⁵ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 349-350; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)468-469頁。

¹⁹⁶ 高柳・前掲注(6)32-33頁参照。

次に、科学・教育による教条的道德主義への攻撃を見ていこう。それらの立場は、概ね真理は一時的で成長するものであり、可變的であって、永久・静的・絶対的なものではないと主張する点で共通していた¹⁹⁷。

この時期の議論の一例として、Metzgerは、進化論陣営の中にプラグマティストを数え上げ、William JamesやJohn Deweyの名前も挙げている¹⁹⁸。プラグマティズムが、道徳を教条から切り離し、道徳の基盤を経験に基づかせたことは重要な一步と評価される。教条的道德主義では、「善なるもの」は絶対・無条件的存在であったのに対し、プラグマティズムにおいては「善なるもの」を多元的・条件付きのものとする、言い換えれば何らかの信念は常に修正され得るものと見なされたのである¹⁹⁹(Deweyのようにこの後アカデミック・フリーダムを巡って活躍する人物が、科学や道徳を巡る問題に早くから関わっていたことには注意を要する)。

このように進化論論争を契機として、新しい真理観と誤りに対する寛容という「アカデミック・フリーダムの新しい原理」が登場する²⁰⁰。

そこでは、第一に、真理は暫定的なものであるから誤りには寛容でなければならないとされる²⁰¹。この部分については後述する。

第二に、教員の適格性を判断するという理事会の特権に対して、学問的能力・権限という概念からの対抗である。例えば、教員の専門職としての身分は、当該分野の専門家によってのみ判断可能であるという主張である。もっとも、これらは古くからの適正手続(du process)の反映という側面が強い²⁰²。

そして、第三に科学の道徳性である。これは、科学的活動の持つ寛容と正直、公表性と立証可能性、個別性と協調性などの諸価値がアカデミック・フリーダムを支える論拠となる、という趣旨である。その中でもアカデミック・フリーダムの普遍性と中立性の価値をMetzgerは強調する。普遍性とは、業績の価値を判断する際に排他主義的基準(信条・人種・民族主義的なもの)を除去し、人間の価値を考慮する際には自ら獲得したものではない

¹⁹⁷ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 356; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)476頁。

¹⁹⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 355 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)474-475頁。

¹⁹⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 355-356; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)474-475頁。

²⁰⁰ より正確に言えば、この新しい原理は、以前から存在していた学問的な真理探究と寛容的態度が存在していたことによって保証されたものである(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 363; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)483頁)。

²⁰¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 364; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)484頁。

²⁰² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 365; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)485-486頁。直接引用はされていないが、この点は高柳も踏襲していると考えられる(高柳・前掲注(6)87頁参照)。

利得(縁故、位階、特権)の排除すべきことを意味する。中立性とは、いわば科学の前では人間は皆兄弟という考えであり、例えばアメリカの科学・長老教会の科学や、任用や昇進に際して階級や肌の色を紛れ込ませることは、アカデミック・フリーダムへの侵害となる。また、中立性の獲得は、アカデミック・フリーダムに科学がイデオロギーを超越し、大学教員は真理への情熱を墮落させるようなものを非難しなくてはならないという信念を内包させたという²⁰³。これらは直接引用されてはいないものの、高柳説の特権否定²⁰⁴や大学教員の独善への警戒²⁰⁵、真理探究への献身といった発想²⁰⁶と近いものがある。

さて、上記第一の点については、一見すると高柳説においても「思想の自由競争」という形で踏襲されていると思われる²⁰⁷。しかし、「思想の自由競争」関連や可變的真理観の記述において、Hofstadter & Metzger からの引用はされていない。Metzger は、当該部分の記述に続いて「学問的に十分に規律された探究」を強調し、「誤りに対する寛容」には重要な限界がある、とする。少々長いが、全文引用しよう。

「進化論者の信条では、あらゆる意見が同等の価値を持っているのではなかった。彼らの考えでは、あらゆる真理発見の主張は、公開の証明に服さなければならない。更に、証明の過程は一定の規則に従わなければならないし、この過程は専門家の資格を有するもののみが最も良く理解できる。従って、アカデミック・フリーダムは理論的にあらゆる種類の知的不服従を正当化するのではなく、ルールに則って展開される反対論のみを正当化する。また、いかなる個人的信念を正当化するのではなく、公に検証し得る類の個人的信念を正当化する。また、諸理念について完全な競争を正当化するのではなく、ある種の意見を特別の専門家による裏付けによって高めるような、むしろ不公平といってよい競争を妥当とする。この点において、新たなアカデミック・フリーダムの原理は、例えば Milton や Mill の唱えた諸理論が主張していたほどには、酔狂な意見には寛容ではない。近代の理論では、異議を唱えられないような結論はないが、結論に至る方法は規定されている」²⁰⁸。

上記一節から明らかなように、新たなアカデミック・フリーダムの概念の「誤りに対する寛容」とは学術的なルールや手続き・過程を通じた議論であることが前提となっている。これは、日本の憲法学では長谷部恭男の見解に近いものであり²⁰⁹、少なくとも「学問

²⁰³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 365-366; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)487頁。

²⁰⁴ 高柳・前掲注(6)41頁参照。

²⁰⁵ 高柳・前掲注(6)131頁以下参照。

²⁰⁶ 高柳・前掲注(6)125頁参照。

²⁰⁷ 高柳・前掲注(6)40-41、118頁以下参照。

²⁰⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 364; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)485頁。

²⁰⁹ 長谷部恭男『憲法 第8版』(新世社, 2022年)239-241頁、長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2) 国民の権利義務(1) § § 10~24』(有斐閣, 2017年)483-485頁(長谷部恭男執筆)参照。

の自由」の意義を、「学問研究共同体における真理探究のプロセスの自由を保障する」点に見出し、市民的自由と同質的であると述べ、「思想の自由な交易」以上については語らない高柳の立場とは異なる²¹⁰。

ここまで旧体制から新体制への転換、その中でも宗派主義・教条的道德主義とダーウィニズムを巡る記述を見てきた。次款では、19世紀後半、ドイツの大学から影響を受けたアメリカが独自のアカデミック・フリーダム概念の発想に至る経緯を扱う。

第2款 アメリカのアカデミック・フリーダムへ：何であり、何でなかったか
はじめに当時の時代背景等を確認しておこう。

南北戦争が開戦当初の北部・南部双方の楽観を超えて、文字通りの総力戦と化していったことは夙によく知られている。戦争の影響・余波は、高等教育にも及んでいた。1862年、農学・工学・軍事技術等の公教育を促進するため大学を設立する目的で、連邦公有地を各州に無償で供与する、いわゆるモリル土地法(Morrill Land-Grant Colleges Act : Morrill Act)が成立する²¹¹。後の州立大学発展の端緒となるこの出来事は、紛れもなく「戦時体制」の所産であった。

南北戦争の終結後から1877年の連邦軍の南部からの撤退までの時期は、一般に「再建の時代」と呼ばれる²¹²。これに対し、南北戦争後の経済発展の時代(1870-1890年代)は、「金ぴか時代」と称される²¹³。貴堂嘉之によれば、「金ぴか時代」にアメリカはそれまでの「奴隷国家」から「移民国家」へと転換し²¹⁴、鉄道建設を梃子に全国的な経済発展の基盤を整え²¹⁵、労働運動の発展は著しいものがあったという²¹⁶。

19世紀後半において、アメリカの各大学の理事会において多数を占めていたのは、科学と高等教育の有用性に関心を持っていた実業家たちであり²¹⁷、彼らは大学の管理を企業におけるそれと同様のものと捉えていた。そうした見方からすれば、従業員(教員)が使用者(理事会)の方針や政策・価値判断に同調せず批判することは許されない。この場合、理事会は容易に教員を解雇でき、それは法的に許容される²¹⁸。

実際、この時期は教員が大学経営陣の意に沿わない発言した又は地域社会から反発を受けるような発言をしたことを理由に解雇される事例が頻発する。その果てに、アメリカの学者たちにより、1915年に全米大学教授協会(AAUP)が設立されるのである。

²¹⁰ 高柳・前掲注(6)40-41、120頁。

²¹¹ 紀平『アメリカ史』・前掲注(151)183-185頁(横山良)。

²¹² 紀平『アメリカ史』・前掲注(151)191頁(横山良)、貴堂・前掲注(151)第3章。

²¹³ 紀平『アメリカ史』・前掲注(151)209頁(横山良)、貴堂・前掲注(151)第4章。

²¹⁴ 貴堂・前掲注(151)157頁以下。

²¹⁵ 貴堂・前掲注(151)162頁以下。

²¹⁶ 貴堂・前掲注(151)177頁以下。

²¹⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 413 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)567頁以下、高木英明『大学の法的地位と自治機構に関する研究』(多賀出版, 1998年)161頁。

²¹⁸ 高柳・前掲注(6)63-64頁参照。

「第八章 ドイツの影響」

Metzgerによると、アメリカのアカデミック・フリーダム(academic freedom)ないし大学(university)は、ドイツの「学問の自由」(akademische Freiheit)と大学の輸入・接触から生まれた。「こうした接触の過程とは、文化的選択の結果」でもある。すなわち、「アメリカはドイツの源泉から必要なもののみを、アメリカの歴史と調和しているもののみを取り入れた」²¹⁹。アメリカ人の眼を通して見たドイツは、いくぶんかはアメリカ人の先入観に基づく虚構にならざるを得なかったのである²²⁰。

そもそもアメリカとドイツの「接触」は、いかなる経緯と過程によって生じたのか。その実態はどのようなものだったか。ここでいうドイツの源泉とアメリカの文化的選択とは具体的に何を指すか。以下、その内容を Metzger の導きに従い、明らかとする。

前款で扱ったように、南北戦争以前すなわち 19 世紀前半のアメリカのカレッジでは、主に教育内容や大学当局の管理を理由に学生からの不満・反発が生じ、時には学内の紛争や反抗にも至っていた。そうした中で、知識欲や学習意欲のある学生にとって魅力的に映っていたのが、アメリカではなくヨーロッパ、それも当時隆盛を極めていたドイツの大学である²²¹。

これを物語るのが、アメリカからドイツへの留学者数である。1850 年以前およそ 200 人程度だったアメリカからドイツへの留学生は、1880 年代には 2000 人に上昇していた²²²。従来でのアメリカでの大学教育に不満を有していた学生らが、帰国後にドイツで会得した学問や気風、そして理念や制度をアメリカに持ち帰ることが、アメリカのアカデミック・フリーダムの生成と展開に貢献することとなる。

²¹⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 367; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)507 頁。

²²⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 368-369 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)508 頁。

²²¹ なぜ他のヨーロッパの国々、例えば英仏ではなくドイツだったのか。潮木守一によると、まず英国では 1871 年まで Oxford や Cambridge には国教徒でない限り、学位取得可能なコースには入学ができないため、アメリカの学生にとって宗派上の制約が存在していた。またフランスの場合、当時からパリは花の都であったものの、ピューリタンの背景を持つ当時のアメリカの青年およびその親達にとっては、花の都は墮落と誘惑の都であり歓迎されなかった。この点、ドイツに当時からアビトゥーア(Abitur)制度があり、アメリカのカレッジさえ卒業していれば自由に入学ができること、当時アメリカの大学には博士号を出す機関はなかった(アメリカでの最初の博士号授与は 1861 年)のに対し、ドイツの大学では学位が取得できること、アメリカの大学で博士号が取得可能となった後もドイツで授与された学位の方がより評価が高く見られていたこと、これらに加えてドイツでの生活費の安さがアメリカの青年層を引き付けたという(潮木・前掲注(152)17-20 頁参照)。

²²² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 368; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)508 頁。

当時のアメリカから見てドイツの大学は、例えば、アメリカと異なる学生との教師・学生間の師弟関係(和親協約的關係)、大学の官僚養成機能といった長所を有しているように映った²²³。

そして、18世紀から19世紀初頭のドイツ哲学の隆盛、次いで19世紀以降の自然科学と経験科学の発達である。19世紀半ばには高度の専門化、厳格な客観性、脚注といった慣行は、ドイツの学問の品質証明であり、哲学的精神がドイツの学問と大学に理想主義的雰囲気をつちかしていた。ドイツ語の「科学(Wissenschaft)」概念は、英語の「科学(science)」とは異なる「献身的かつ神聖な追求」を意味するであった²²⁴。

ドイツの大学は、また科学者や学者の維持だけでなく訓練も行っていった。「科学的な実践的な仕事場」としての性格を与えられた演習および実験室では、学生は教師から修養方法を学び、自らの研究を進める。いわゆる「研究と教育との一致」である²²⁵。

ドイツの大学のこうした理想や成果はアメリカ人の羨望の対象となり、同時にアメリカの大学制度に対する軽蔑や卑下の念すら生むこととなる²²⁶。そうした発想を変える転機となったのが、独立100周年の1876年にドイツ大学をモデルとして開校された Johns Hopkins 大学である²²⁷。その特徴は、講義・演習・実験を採用し、ドイツの哲学部を模した大学院を設置していたことにある²²⁸。例えば後に名前も登場する John Dewey は、同大学の大学院生であり、1884年に博士号を取得している²²⁹。同大学は、主に「ドイツ帰り」の教授たちから構成されていた。彼らは、ドイツ型の大学すなわち「研究中心大学」を理想とし、それをアメリカに形作ろうと試みていた²³⁰。

もっとも、関係者全てがそれに適応できたわけではない。後に Princeton 大学の学長を務め、合衆国大統領となった Thomas Woodrow Wilson は、当時(1883-1885年)同大学の大学院生であったが、在学中から同大学への不満を持ち、後に Princeton 大学では対照的な方針を採用することとなる²³¹。

²²³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 369-371; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)508-510頁。

²²⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 373; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)512-513頁。

²²⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 368; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)508頁。これと関連するいわゆるフンボルト理念について、潮木守一『フンボルト理念の終焉?: 現代大学の新たな次元』(東信堂, 2008年)。

²²⁶ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 374 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)513頁以下参照。

²²⁷ 邦語文献では、潮木・前掲(152)第5章参照。

²²⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 377; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)516頁

²²⁹ G・ダイキューゼン(著)、三浦典郎・石田理(訳)『ジョン・デューイの生涯と思想』(清水弘文堂, 1977年)第3章。

²³⁰ 潮木・前掲(152)165-167頁。

²³¹ 潮木・前掲(152)172頁以下参照。

そういった例外はあるものの、Johns Hopkins 大学はアメリカ中に影響を与えた。参考までに、19 世紀末までに 15 の大学院やそれに相当する学科が設置されている²³²。また 1934 年から 1935 年の記録によると、博士号(Ph.D.)の取得数は、1861 年以前は一つも与えられていなかったのに対し、1890 年には 164 の博士号が授与、1900 年にはその数は 2 倍以上に達したという²³³。

この事実は、「学問的研究(academic research)」の理念が確かにアメリカで受容された証拠である。しかしながら、理念は周囲の事情や新しい思想状況、制度状況の下で形や精神を変え、本来の意味内容を失い、新しい意味合いを有することとなった²³⁴。例えば、大学(ユニバーシティ)によっては、実用的・技術的関心と知的関心とが組み合わせられ、ドイツ的な大学院と私立大学・一般教養大学の性格が同居し、学術研究・実用的技術・専門職業訓練・教養教育といった異なる目的が共存していた²³⁵。

このため、アメリカの大学では研究という概念に対して、大学の内部から生じ指導される活動としての研究と、顧客の必要に始まり顧客の満足以終わる公共奉仕としての研究の二つが結びつくこととなる。それは一方では、純粋研究と応用研究との間に交流の途を設け、特定の研究分野同士や学生の利害と他の種類の関心との間の多種多様な利害関係を厳格に差別しないという長所をもたらした。他方で、こうした折衷主義は大学とは何か・どうあるべきかについて、異なる解釈を生み(例えば、文化的に自立したギルドなのか、民衆に奉仕する機関なのか)、大学は研究に関して無条件の自由を与えるには望ましくない・適切でない教師も抱え込むこととなった。全く異なる人々から構成された教員団では、アカデミック・フリーダムに関して統一された考えも、大学の独立性を脅かす攻撃に対する連合も、大学についての明確な定義も生じ得なかったのである²³⁶。

こうした状況下で、アメリカのアカデミック・フリーダムの発展に貢献したのは、そのほとんどがドイツでの留学経験を有する人物であった²³⁷。以下では、1915 年に結成される全米大学教授協会(American Association of University Professors: AAUP)の発足に至るまで

²³² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 363-366ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)517 頁。

²³³ See, Walton C. John, Graduate Study in Universities and Colleges in the United States(Bulletin / Department of the Interior, Bureau of Education, 1934, no. 20; Washington. D.C., 1935).pp.9, 19.

²³⁴ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 378; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)517 頁。

²³⁵ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 380-381; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)519-520 頁。

²³⁶ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 381-383; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)520-522 頁参照。

²³⁷ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 396; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)534 頁。

の経緯に沿いつつ、ドイツの「学問の自由(akademische Freiheit)」とアメリカのアカデミック・フリーダム(academic freedom)との継承・断絶関係について見ていこう²³⁸²³⁹。

1900年、Stanford 大学経済学教授 Edward Ross が自らの見解を理由に解雇される²⁴⁰。直接のきっかけは、学外での集会等で Ross がアジア系移民反対論を熱心に主張し、鉄道公有化論寄りの立場を採っていたことが、創設者 Stanford 夫人の逆鱗に触れたことにある。同事件では Ross の解雇に対して、計7人の教授たちが抗議を行い辞任している。その内の一人 Arthur O. Lovejoy は、後に AAUP の設立と下記の 1915 年声明の起草に関わった人物である。

設立の直接のきっかけとなったのは、1913 年の Lafayette カレッジ 哲学教授 John M. Mecklin 追放事件である。この事件に際して、全米経済学会・社会学会・政治学会の合同委員会が設立される。AAUP は 1915 年、合同委員会の作業を引き継ぐ形で結成されたのであった。

全米大学教授協会設立のきっかけは、大学教員の言論に対する大学管理者の対応とそれへの批判である。しかし、それ以前から「アカデミック・フリーダム」を論じる機運というものは存在していた。例えば、先に名前を挙げた John Dewey は AAUP の初代会長(President)となった人物であるが、1902 年に「アカデミック・フリーダム」という論稿を記している²⁴¹。同論稿は、従来の大学は特定の宗派の信念と結びつき、束縛されていたことを指摘した上で、真理の発見と伝達、受容者の涵養という「大学固有の制度」と、既知の真理を保存し教え込む「教育制度」を区別し、目下の状況がその過渡期にあたると指摘している²⁴²。Dewey の論稿は、「大学固有」のものを求め、真理の発見と伝達にそれを見出す。本稿のここまでの叙述からは、Dewey の議論が Hofstadter & Metzger の示すアカデミック・フリーダムの発展を体現していることが分かる。

話を戻そう。上記に名前の挙げた Ross、Mecklin はドイツでの研究経験を有しており、それは Ross を支援した Lovejoy、あるいは彼と共に AAUP の 1915 年声明に関わった E. A. Seligman にもまた同様であった²⁴³。また先に見たように Dewey は、ドイツをモデルとして設立された Johns Hopkins 大学の出身者である。

²³⁸ 邦語文献では、高木・前掲注(217)181頁以下参照。尚この時期のアメリカ・ドイツ両国の大学教員の言論活動を対比的に分析したものとして、潮木守一『キャンパス生態誌』(中央公論社, 1986)第4章がある。

²³⁹ 以下の記述は、筆者の旧稿でも触れたものである。盛永悠太『学外言論 (extramural speech)』と学問の自由: 専門と無関係な市民としての大学教員の言論は、学問の自由の行使といえるか』北大法政ジャーナル第25号(2018年)61-88頁。

²⁴⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 436 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)589頁以下。

²⁴¹ John Dewey, *Academic Freedom*, 23 *Educational Review*, 1-14(1902).

²⁴² See, Dewey *supra* note 241, pp.1-3.

²⁴³ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 396; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)533-534頁。

さて、1915年のAAUP設立と共に起草されたのが「学問の自由とテニユアの原則に関する1915年声明(The 1915 Declaration of Principles on Academic Freedom and Academic Tenure)」²⁴⁴、いわゆる1915年声明である。同声明は、『アカデミック・フリーダム』には伝統的に二つの適用内容、すなわち教員の教授の自由(Lehrfreiheit)と学生の学習の自由(Lernfreiheit)がある」と述べる。しかし、報告書は次のように続ける。「この報告書で主題となるのが教員のそれであることは言うまでもない」。「この意味においてアカデミック・フリーダムは、三つの要素を含む。すなわち、探求と研究の自由、教育の自由、学外での発言と行動の自由(freedom of extramural utterance and action)である」、と²⁴⁵。

ここでは、ドイツの「学問の自由」概念を構成する教授の自由と学習の自由の二つに言及されている。しかし、声明は「伝統的」概念のうち、教授の自由だけを残して、学習の自由を切断した²⁴⁶。ドイツで学習の自由と言った場合、学生が自由に大学や専攻およびその内容を決定し私生活を自由に営むことを指し、研究の促進と研究者の訓練に不可欠なものとなっていた²⁴⁷。

実際、Metzgerによると、1890年代以前ではアメリカでアカデミック・フリーダムと言った場合、それは主に学生の自由(特に科目選択の自由)を意味していた。しかし、それ以降アカデミック・フリーダムは教授の自由と観念されるようになった²⁴⁸。その理由を彼は、次のように述べる。すなわち、アメリカの大学組織では教員は、ドイツのように国家の公務員でもなく、英国のように自治共同体の管理者でもなく、「素人によって構成される理事会の被雇用者」である。そうした中で「被雇用者であり科学的な研究者である」という状況を解消し制度内で自発性を維持する、という問題が関心を集める一方、学習の自由は見失われた。「この国のアカデミック・フリーダムの問題の焦点は、教育本来のことではなくなり、制度的な面に置かれるようになった」のである²⁴⁹。

²⁴⁴ AAUP, *POLICY DOCUMENTS AND REPORTS*, p.3 ff.(11th ed. 2015) [hereinafter *AAUP Documents*].

²⁴⁵ *AAUP Documents*, *supra* note 244, p. 4. 内容に関わる部分を要約すると、次のようなことが書かれている：報告書の内容を要約すれば、アカデミック・フリーダムが大学の存在にとって必要条件であり、理事は国民の信頼に応える公僕的立場であること、教員は教室において中立性と能力・適正に関わる規範により制約されるが、大学の外では、他の市民と同様の言論と行動の自由を有する。ただし、軽率や不謹慎を避けるという専門家としての義務がある(*Id.* at 4 ff)。

²⁴⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 396-397; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)534-535頁。

²⁴⁷ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 386; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)524頁参照。

²⁴⁸ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 397-398; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)535頁。

²⁴⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 398; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)535-536頁。

そうすると、奇妙に映るのは1915年声明がアカデミック・フリーダムの内容として、学外での発言と行動の自由に言及していることである。この規定は、AAUP設立の前段階で相次いで起きていた諸事件を念頭に置いていると思われるが、次に掲げる一節を読むとさらなる疑問が生じる。

「学外発言において(In their extramural utterances)、学者は軽率又は未証明又は大げさな声明を避け、不謹慎又は扇情的な表現方式を差し控える特有の(peculiar)義務のもとにある。しかし……、それらの制約の下で、学者たちが論争のある問題への自らの判断の表明をするのを禁止すべき、又は大学の外での彼らの言論の自由が、彼ら自身の専門に含まれる問題に限られるべきことが望ましいとは考えない。彼らが公衆の利益になると信じる組織化された運動への活発な支援をすることが禁止されるべきことが不適切なのは明らかである」²⁵⁰。

上記一節は慎重な表現に終始し、教員の大学の外での言論活動自体を禁止しないものの、軽率や不謹慎な表現等を避ける義務を要求している。こうした筆致は、言外に発言を認めはするが推奨はしない、と語っているようにも受け取れる。この辺りについては旧稿でも論じたので深くは立ち入らないが、おそらくこの時点では学外発言の「自由」と言いつつも実質的には他二つ(探求と研究の自由、教育の自由)に劣後するものと見なされていたのではないかと、との疑いを抱かざるを得ない²⁵¹。

その点には留保が必要なものの、しかし当時のドイツの「学問の自由」では認められていない要素が²⁵²、既にこの時点でのアメリカのアカデミック・フリーダムに含まれていたことも確かである。そしてこのことは、アメリカのアカデミック・フリーダムを考える上で極めて重要である。

例えば先に挙げた Ross 事件を想起してみよう。そもそも問題となっていた Ross の発言は、アジア系移民反対論・鉄道公有化論である。実は、この言論はこの当時の世相や社会状況と密接に関わっていた。というのも、Ross が、学外での集会等でアジア系移民反対論を熱心に主張していたのだが、この当時 California 州の労働組合は、低廉なアジア人労働者の移住制限を要求していた。Ross はこれに同調していたことになる。そして、鉄道公有化論の立場について言えば、そもそも Ross が所属していた Stanford 大学は、鉄道会社を営する Stanford 夫妻により創設された大学である。これらに加えて、California 州の鉄道建

²⁵⁰ AAUP Documents, supra note 244, p.10.

²⁵¹ 盛永・前掲注(239)の参照を乞う。

²⁵² ドイツの「学問の自由」概念は大学の内と外、二つの自由を明確に区別していた。大学内では広い言論の自由を認めるのに対し、大学外ではそうした自由は許されない。すなわち、ドイツの大学教員は大学外では一切の「政治的自由」、「市民的自由」を有してはいなかったし、当の大学人すらそれを受け入れていた(See, Hofstadter & Metzger, supra note 1, pp. 383-391; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)522-529頁)。

設にはアジア系労働者の寄与が大きかったこと、Stanford 夫人はかつて暴動が起きた際に中国系移民に救われたことから彼らにシンパシーを抱いていたことが、学内対立の激化を促していたという²⁵³254。

こうした事情を考慮すると、アメリカにおいてアカデミック・フリーダム²⁵⁵の確立が求められる背景にあったのは、高柳が指摘するこの時期の大学教員の専門職意識の高まり²⁵⁵のみではなかったと言うべきだろう。Ross 事件の直接のきっかけは、大学教員によるアジア系移民反対論である。当該言論は California 州の労働組合との同調であると共に、Ross 自身が鉄道公有化論者であったことは、大学経営陣である Stanford 夫人からすれば二重の意味で自らへの敵対を意味していた。

Ross の言論は、自らの所属する機関の所有者に敵対的であり、移民反対論・鉄道公有化論を唱えているという点で、論争的性格を有していたことは確かであり、対象が時事問題に関わるという意味では「政治的」な面を有していた。事件の発端となった言論が、Ross の専門家としての立場からなされたか否か、捉えられるか否か、答えるのは容易ではない。この点について、一方の当事者である Stanford 夫人は、Ross の言論を「政治的見解」であり「大学の中立的立場」を傷つけるものと理解し、他方で Ross を擁護する内外の研究者らは彼が「社会問題についての単純な真理」を語ったことで解雇されたのは「アカデミック・フリーダム」への攻撃と受け止めていた²⁵⁶。

こうした構図から見て取れるのは、この時期においてアカデミック・フリーダム(とアメリカの大学人・知識人に受け止められた)問題の多面性、言い換えれば射程の広範さである。確かに、教員の言論が地域社会や大学管理者の常識等と相反するような挑戦的な論争的であることが問題の引き金となつてはいる。

しかし、例えば Ross の言論を彼の専門家としての立場からなされたものであるか否か、彼の発言は「政治的/科学的」なものか否かという尺度でのみ捉えることは、この時期のアカデミック・フリーダムを見誤ってしまわないだろうか²⁵⁷。進化論論争において顕著なよ

²⁵³ 潮木・前掲注(238)106-117 頁に詳しい。

²⁵⁴ この当時はゴールド・ラッシュをきっかけに海外から多くの移民が流入し始め、その中でも中国人移民労働者は大陸横断鉄道の建設に大きな貢献をなしていた。しかし 1882 年を期に、それまで各州に委ねられていた移民政策・国境管理が、連邦主導へと転換される。特に同年に制定された排華移民法は、中国人移民労働者の入国を 10 年間禁止すると共に、在来中国人も連邦裁判所・州裁判所において帰化を禁止され、「帰化不能外国人」として扱われることとなる(貴堂・前掲注(151)157 頁以下)。

²⁵⁵ 高柳・前掲注(6)32-34 頁参照。

²⁵⁶ この点について、Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 440-442; 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)594-595 頁。

²⁵⁷ 少なくとも Ross 自身は後年の回想で、当時のビッグ・ビジネスが社会批判を窒息させようと試みたため、「私は経済学者に対する圧力」という「国民の愚行にその一人として加わることはしまいと決意し」、「この誇らかな『アカデミック・フリーダム』を試してみたい。……もしも私が予期しているとおり、免職にされることがあれば、われわれ『独立の学者』としての役割が無意味であるという事実が、誰の眼にも明らかになるだろう」

うに、この時代科学的言説と政治的言説は、しばしば混交し曖昧なものであった。この当時、なぜ大学教員の言論がアカデミック・フリーダムの問題である(と見なされた)か、それは学者の言論であるから大きいのではないだろうか。言い換えれば、この当時アカデミック・フリーダム(academic freedom)とは「学問の」自由ではなく、「学者の」自由であった(既に、この時点で学生の学習の自由は切断され、アカデミック・フリーダムの担い手は大学教員のみである)。

そうだとすれば、Metzgerがアメリカとドイツの理論のもう一つの相違として、大学教員らが立法者や裁判所に救済を訴えず、社会全体の意思や公共財産としての大学を持ち出し、党派・教派や階級の利害ではなく、時の流行や短命な形で終わる公共の関心でもなく、その時々世論と同じではない「真の公共の利害」に訴えかけたということの意味が、明らかとなる²⁵⁸。その背後には、大学教員の発言は、その内容に拘わらず紛れもなく「市民」としての言論であるという発想が存在していたのではないだろうか²⁵⁹。現にこの当時、大学教員が社会的・政治的行動を取ることを許容するような諸条件が存在し、それは教員が、論争であれば専門外の問題にも意見を表明する権利があると感じるには十分であった²⁶⁰。

との思いであったと語る(Edward A. Ross, *Seventy Years of It*(New York, 1936), pp. 64-65.)。なお Metzger は、Ross が「東洋の脅威」を利用して中国系移民に関する発言が免職下人であると暗示し、学界の対しては自身の適格性に関する議論を打ち出した、と分析する(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 440; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)593頁)。

²⁵⁸ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 399-400; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)536-537頁。

²⁵⁹ Finkin と Post は「学者としての専門的知識や所属機関のいずれにも無関係な市民としての立場で教員団(faculty)によりなされた言論であり、典型的には公的関心事についての言論」(MATTHEW FINKIN & ROBERT C. POST, *FOR THE COMMON GOOD : PRINCIPLES OF AMERICAN ACADEMIC FREEDOM* (Yale University Press, New Haven&London, 2009), p.127)として「学外言論(extramural speech)」を定式化した。これに引き付けて言うならば、当該概念は「学問の自由/アカデミック・フリーダム」であるか否かは、教員の専門性に関係している否かにより決まるという前提があつてのものである。それに対し19世紀後半のアメリカではアカデミック・フリーダムであるか否かについて、専門であるか否かは今日ほど重要ではなく、大学教員の言論全般を保護する意味でアカデミック・フリーダムが提唱されたのであり、そうであるならばこの時点では「学問の」自由ではなく、「学者の」自由と呼称する方が実態を捉えているのではないだろうか。

²⁶⁰ 第一に、大学は教師に学外での活動に従事する時間を認めた。第二に、学内の雑務に関心を奪われないような人々を任用したことで、研究成果が他の専門家から称賛される本職の研究者だけでなく、実務家や大学外の諮問に利用可能な技術的専門家を生んだ。第三に、大学教員はより世俗的な社会科学に関心をもち、道徳哲学という隠遁生活を捨て始め、第四に、訓練された知性を人生の様々な問題に適用することを是認したプラグマティズムの勃興によって、この動きは加速した。なお Metzger によれば、逆にこの時期、教室での発言(つまり講義等)では教員としての「中立」と「適格」の規範が強く妥当していたという(See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 400-405; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)537-541頁)。

こうした分野において「アカデミック・フリーダムは、市民的自由のための闘争の側面」となった²⁶¹。そして、まさにこの領域で大学との軋轢が最も多く生じることとなり、アカデミック・フリーダムの概念は教員の発言を通常の言論の自由以上に保護していないか、公共の集会や政治への関わりは専門家の倫理と抵触しないか、が問題となる²⁶²。先に掲げた AAUP の 1915 年声明の一節は、こうした文脈から理解することができる。「学外での発言と行動の自由」に際して、声明は軽率や不謹慎を避けることを要求しているものの、(教育や研究に関わる際に要求される)中立性や適格性とは述べていない²⁶³²⁶⁴。

高柳説との比較

ここまでドイツの「学問の自由」概念の影響を受けつつもアメリカは、アカデミック・フリーダムにおいて教員の教授の自由を受容しつつ学生の学習の自由を切断したこと、頻発する大学教員の発言に伴う紛争をきっかけに全米大学教授(AAUP)が成立したことを Metzger の記述に従いつつ、明らかとした。その上で、AAUP の 1915 年声明の内容にある「学外発言と行動の自由」の内容について検討と分析を試み、この当時アカデミック・フリーダムとは「学問の」自由というよりは、「学者の」自由と見なすべきではないかと論じた。

ここまで検討の対照としてきたアメリカのアカデミック・フリーダムの展開について、高柳説ではどのように扱われているのだろうか。

実は同説は、Hofstadter & Metzger の第八章に当たる部分について余り言及していない。確かに、ドイツの「学問の自由」が教員の「教授の自由」と学生の「学習の自由」から成り立っていたことは指摘されており²⁶⁵、ドイツの「学問の自由」が市民的自由の欠如の中にあっただ(=大学教員の政治的自由の放棄)という認識も示されている²⁶⁶。その点では、内容的な関連性はあるものの、Metzger が詳細に論じた留学を通じたドイツとアメリカの「文化的接触」、アメリカ独自のアカデミック・フリーダム概念が形成される経緯は言及されていない。

²⁶¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 405; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)541 頁)。

²⁶² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 405-407; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)541-543 頁)。

²⁶³ ただし、学問と政治的・党派的行動との両立については声明を作成した委員会の中でも意見は分かっていたという(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 411-412; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)548-549) 頁)。

²⁶⁴ なお声明の中にはアカデミック・フリーダムの機能の一つとして「公共奉仕のための専門家の成長」が挙げられている(AAUP Documents, *supra* note 244,p.7)が、この記述は革新主義の雰囲気を反映したものだという(Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 408-409; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)545 頁)。

²⁶⁵ 高柳・前掲注(6)13-15 頁。

²⁶⁶ 高柳・前掲注(6)25 頁。

例外的に、アメリカのアカデミック・フリーダム(academic freedom)がドイツ語(akademische Freiheit)の直訳として登場したことには触れられているものの²⁶⁷、Metzgerのようにドイツ、アメリカ間の継承・断絶関係までは論じられておらず、Ross 事件のような「学外での発言と行動の自由」についても言及はない。

この理由として、大学教員の特権ではなく、市民的自由の見地からアメリカの議論を参照したこと²⁶⁸、日本国憲法 23 条の解釈として「学問研究共同体における真理探求のプロセスの自由を保障する『機能的自由』」を掲げ²⁶⁹、学生らにもそれが保障されると論じたこと²⁷⁰との平仄を合わせることができない、と判断した可能性が挙げられる。特に AAUP の 1915 年声明で学生の「学習の自由」が切断されてしまったことは、高柳説と明確に相反する。そのためか AAUP やその声明は「専門職能的団結」として扱われ²⁷¹、アメリカのアカデミック・フリーダムの展開は、教員団の自治の発展の歴史として説明される²⁷²。そこには、学生の「学習の自由」への言及はない²⁷³。

以上のように高柳説においては、アメリカのアカデミック・フリーダムのうち「学習の自由」の切断、AAUP の 1915 年声明関係については言及がなく²⁷⁴、教員団の自治の形成と発展の歴史としてアカデミック・フリーダムが描かれている。

そして、その叙述において特に重視されているのが、次の「第九章 アカデミック・フリーダムとビッグ・ビジネス」である。

「第九章 アカデミック・フリーダムとビッグ・ビジネス」

19 世紀後半にアメリカの高等教育は、従来とは比べ物にならない程の莫大な資金援助を受けることとなった。南北戦争前、アメリカの大学が受けた最高の単一贈与額が Harvard 大学への 5 万ドルだったのに対し、戦後は Johns Hopkins 大学の 350 万ドル、Stanford 大学の 2400 万ドル、Chicago 大学の 3400 万ドルと文字通り桁違いの寄付金が大学に渡っている。John Davison Rockefeller や Andrew Carnegie らにより各種財団が設立されるのも、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてである²⁷⁵。

²⁶⁷ 高柳・前掲注(6)34 頁注 1 参照。

²⁶⁸ 高柳・前掲注(6)36-41、43 頁以下参照。

²⁶⁹ 高柳・前掲注(6)41 頁。

²⁷⁰ 高柳・前掲注(6)128 頁以下参照。

²⁷¹ 高柳・前掲注(6)97 頁。

²⁷² 高柳・前掲注(6)82-101 頁参照。

²⁷³ 高柳・前掲注(6)86 頁参照。

²⁷⁴ テニユア制度に関連して、AAUP が 1940 年に出した「アカデミック・フリーダムとテニユアに関する 1940 年声明(1940 Statement of Principles on Academic Freedom and Tenure)」(AAUP Documents, *supra* note 244, p.13 ff.)には言及がある(高柳・前掲注(6)68 頁注 6 参照)。

²⁷⁵ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 413-414; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)567-568 頁。

寄贈者と受贈者の関係が変化したのもこの頃である。資金提供をする側が、その一般的用途や使途を率先して決定し、彼らは教育政策にも関与した²⁷⁶。時期にもよるが、大学の理事者の4割から6割を彼ら実業家が占めるようになる。かつて聖職者が理事者であった時代と比べて、アメリカ高等教育の変則状況——素人(layman)による専門家の領域の支配がより一層明らかなものとなった²⁷⁷。

その一方で、社会科学の側も実業と学問の間の境界線を超えるようになる。経済学、社会学、政治学は、現実の政治や経済、社会問題に関心を向け、歴史的・統計的分析、都市問題や社会保障に社会主義、政治・行政改革などを研究の対象と見なしはじめた²⁷⁸。

高柳は、こうしたビッグ・ビジネスの台頭と大学への進出、理事会における実業家層の比重の増大を踏まえた上で、大学における研究教育の自由に重大な脅威が生ずることになったと、する。その理由として、実業家層にとって大学は私有財産のようなものであり、大学管理を企業におけるそれと同一視していたため、「使用人」たる教員が逆らうことを許さなかったという説明がなされている²⁷⁹。

ここで Metzger の記述を見ると、高柳とは事態の受け止め方に無視できない差がある。そもそも、企業家たちと教員らが敵意のある対立関係になるとは限らなかったし、それは必然でもなかったという。例えば、Carnegie は知識人に好意的であったし、後援者として大学に入ってきた実業家らは大学社会の伝統もあって、基本的に丁重かつ好意的に迎え入れられた²⁸⁰。

こうした友好関係から潮目が変わるのは、1880年代頃である。1887年に経済学者 Henry Carter Adams が労働者に好意的な発言をしたことで支援者の不興を買い、Cornell 大学を免職となる²⁸¹。1890年代に入るとこうした事件が相次ぎ、大学教員らの間に理事者らへの不信感が広まる。

注意を要するのは、Metzger がそうした様相に対して、「陰謀」や「文化的矛盾」の命題という形容をしていることである：ビッグ・ビジネスは自らの利益を増大させるため大学を支持している、アカデミック・フリーダムに対する攻撃は金権政治の策略である、あるいは革新主義の時期からは工場や会計室から生み出される価値観は研究の価値観にとって有

²⁷⁶ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 414; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)568頁。

²⁷⁷ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 415-416; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)569-570。

²⁷⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 416-417; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)570-571頁。

²⁷⁹ 高柳・前掲注(6)33-34頁参照。

²⁸⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 418-419; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)572-573頁。

²⁸¹ See, E.R.A Seligman, *Memorial to Former President Henry Carter Adams*, *American Economic Review*, XII(September, 1922), p.405.

害であり、アカデミック・フリーダムに対する攻撃はこの価値観の不一致の結果として生じる²⁸²。

実業家を悪人と見るイメージが大学社会に広まっていたことは、確かである。しかし、その当時盛んであった不当な取り扱いを受けた教授を殉教者とし、弾圧する理事を悪魔とするような見方に対して、Metzgerは一步引いた立場から、「陰謀」や「文化的矛盾」の命題の正当性に疑いを投げかけ、それが当代のイデオロギー論争(ここでは「新保守主義」と「ニューデュール派」とを指す)にも繋がるものと見ていた²⁸³。

高柳説との比較

ここまでのMetzgerの記述を踏まえ、改めて高柳説に戻ると、アメリカの大学制度の歴史から教員団の自治を導く論述の中で、Hofstadter & Metzgerは議論の中心にはいない²⁸⁴。むしろここで軸に据えられているのは、J.E. Kirkpatrickの「従業員カレッジ」²⁸⁵概念であったり、大学を企業と見た場合、理事＝企業の取締役であり、教員団＝一般従業員として扱われているという議論²⁸⁶である。高柳によれば、こうした私物企業としての大学像を前提とするのはあくまでも論理の問題(＝対象の理解・解釈の仕方の問題)である²⁸⁷。しかし、高柳の主張が大学管理者と教員らとの対立構図を前提に、後者の専門職意識の高まりと教員団自治の形成というストーリーを描くものであることには、注意が促されるべきだろう。そしてこの部分に関連して、Hofstadter & Metzgerからの記述・引用は合計5箇所出てくるが、一箇所を除いて引かれているのは第二部第九章ではなく、ほとんどは第六章と第七章を巡る記述(これらはビッグ・ビジネスの問題ではなく、主に進化論や宗派を巡る対立)である²⁸⁸。

²⁸² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 419-420; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)573-574頁。

²⁸³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 420; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)574頁。

²⁸⁴ 高柳・前掲注(6)82-101頁参照。

²⁸⁵ See, J. E. KIRKPATRICK, THE AMERICAN COLLEGE AND ITS RULERS(New York, 1926). なお高柳は、同書そのものを閲覧していないようである(高柳・前掲注(6)97頁注3参照)。

²⁸⁶ See, Leo L. Rockwell, *Academic Freedom: German Origin and American Development*, 36 AAUP Bull 233(1950).

²⁸⁷ 高柳・前掲注(6)84頁。

²⁸⁸ 高柳・前掲注(6)98-100頁注6、注11、注13、注27、29。注11は、先のKirkpatrickとMetzgerとの間に論争があると指摘する箇所である。そして例外の注29は対応する本文において、「教員研究者は、……個々の理事機関に責任を負うのではなく、むしろ社会全体に責任を負う……社会に対する責任の一環として、自らの専門的職務に関する政策の形成に当然参加すべきだと考えられることになるわけである」、とある(高柳・前掲注(6)93頁)。当該箇所(Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 409; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)545-546頁)は、AAUP1915年声明の解説である。前半の「個々の理事機関に……ではなく、社会全体に責任を負う」という記述は整合しているものの、後半の「自らの専門的職務に関する政策の形成に当然参加すべき」という記述は、少なくともHofstadter & Metzgerの該当箇所には存在しない。ここでは、教員は大学の理事会の

Hofstadter & Metzger は、「陰謀説」の項目において、この時期の大学内での理事者と教員間の紛争や、教員の法的地位が問題となった裁判例等が紹介されている(例えば、「陰謀説」では先に取り上げた 1900 年の Edward Ross 事件も取り上げられている)。それらの詳細は割愛して結論部分を述べると、陰謀説の欠点として Metzger は、第一に過度な単純化、第二に特定の党派への邪悪な役割の押し付けを挙げる²⁸⁹。第一の点については、学長の気質や告発したもの・された者の立場や地位、大学の地理や掲げる理想・伝統、様々な圧力に対する受容性、後援者の勢力や個性、理論家や活動家の区別、専門家たちの間の相違、実業界の後援者たちの中の区別、圧力の種類(大学の理事や後援者からか大学外の社会からか)といった点が省略され、念頭に置かれていないと批判されている²⁹⁰。

もっとも、この当時のアメリカにおいて大学教員が解雇等に対して自らの地位の確認等を求める訴えを提起したとしても、それが裁判所により救済される望みは薄かった²⁹¹。大学設置者・使用者が持つ市民法上の権能の制約という発想²⁹²は、このような背景から必要とされたと考えられる。

ここまで第九章の内容を見てきた。残る第十章であるが、これは筆者の知る限り高柳説において言及がされていない箇所である。そのため、本稿の目的を達成するための比較対象の素材そのものが存在していないと言うべきである。しかしながら、先行研究において取り上げられなかった部分を扱い、その理由等を考察することも本稿の目的に適うと筆者は考える。最後に、第十章の内容を概観し、本章のまとめに入りたい。

第 3 款 アカデミック・フリーダム：民主主義への忠誠か、自由か

「第十章 組織、忠誠、戦争」

前款で触れたように全米大学教授協会(AAUP)は、1915 年に結成される。この前後の年の出来事を見てみると、アメリカでは 1912 年に Thomas Woodrow Wilson が大統領となっている。その一方でヨーロッパでは、既に 1914 年に第一次世界大戦が勃発している。

1916 年、大統領として再任した Wilson は 1917 年 4 月 2 日にドイツに宣戦布告した。

アメリカのアカデミック・フリーダムにとって、1915 年は頂点にして発端であった。数十年続いた大学教員の職業意識の高まる傾向の頂点であり、アカデミック・フリーダムが

被雇用者であるという発想を否定する一節があるにも拘わらず、本文ないし注においても言及がない。

²⁸⁹ See, Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 450-451; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)604 頁参照。

²⁹⁰ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 450-451; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)604 頁。「文化的矛盾説」の項目について、See, *Id.* at 451 ff; 同 605 頁以下参照。

²⁹¹ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 459 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)614 頁以下。

²⁹² 高柳・前掲注(6)65 頁以下。

憲章となり、アカデミック・フリーダムの侵害は制度的に調査され罰せられる時代の始まりである²⁹³。

Metzgerはこの章で次の三つを明らかにすることを宣言している。第一に、AAUPの設立に至るまでの運動を通じて、世紀転換期から第一次世界大戦前までのアメリカの大学生生活の風向きを。第二に、設立後のAAUPの活動と成果を通じて、20世紀のアカデミック・フリーダムを巡る諸問題の輪郭を。そして第三に、第一次世界大戦中に直面した困難を探ることで、アカデミック・フリーダムが今日直面している紛糾・苦境である²⁹⁴。以下、順番に見ていこう。

AAUPの設立

まず第一の点、AAUP設立の経緯について改めて確認しよう。Metzgerによれば、1915年のAAUP結成・設立は、ある種の遅れである。例えば、1860-1870年代にかけてのダーウィニズムを巡って論争が勃発した時期、あるいは1900年のRoss事件で経済学者たちが調査委員会を設置した時期に、なぜ恒久的な組織が確立されなかったのか。1900年からの15年間間隙が生じた理由として、アカデミック・フリーダムを巡る事件があまり起こらなかったこととしても、それは理由にならないし、法律家や医者のような専門職が同時期に自分たちの利益のため団結したという実例がある²⁹⁵。

Metzgerは遅延をもたらした大きな理由として、①アメリカには統一的教育制度が存在せず、個々の機関が各種の問題を扱い、そうでなければ種々の学会(教授層ではない専門家も含む)によって全国的に扱われる傾向があったこと。②カレッジ・ユニバーシティの異なる規範や実体、「教授」という肩書に包括される能力や個性、大学社会の中で順位付けられた経験・名声の等級による階層分化。③大学人の労働組合主義への嫌悪感と教授職にまつわる職業的イデオロギー(それに伴う圧力団体的戦術への反対)。④管理当局からの報復と孤立への不安を挙げている²⁹⁶。

最後の管理当局との関係について掘り下げよう。1900年、全米大学協会(the Association of American Universities : AAU)が設立される。設立当初の同会は、各大学の学長の連盟である。後の全米大学教授協会(AAUP)設立に際して、学長たちの組織加入を認めるべきかに

²⁹³ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 468; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)641頁。

²⁹⁴ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 468; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)641頁。

²⁹⁵ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 468-469; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)641-642頁。

²⁹⁶ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 469-470; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)642-643頁。

について議論がなされたが、結局教授たちは、彼ら自らの見解を打ち出せる場所、彼らの考えを表明する機関誌、彼らが支配する組織を求めたのである²⁹⁷。

AAUP 設立に至るまでの運動は、より直接的な要因も関わっていた。革新主義とイデオロギーである。

まず革新主義(Progressivism)について説明しておこう。これは、1900年代から10年代にかけて全米で生じた改革の潮流を指す²⁹⁸。

革新主義は一般に①産業化・都市化を社会の不安定要因と見做し、②大都市・大企業が個人の主導権と機会の平等というアメリカの理想を歪めること、③秩序を重視し、政府の権限を用いて社会を攪乱する要因を規制することが不可欠と考える立場とされる。そこで言う政府とは「専門家が主導権をとり支配する政府」である²⁹⁹。

この当時、革新主義の影響が、アカデミック・フリーダムと大学のテニュア(終身在職権)に関する理論と実施を求める運動にも及んでいたというのが Metzger の立場である³⁰⁰。裁判所の判例など信頼できる法的な定義がない中でアカデミック・フリーダムの原理や範囲を、保護や支援とその実践行為については広範な意見の相違があった。こうした中で、1913年から1年間、アメリカ経済学会、アメリカ社会学会、アメリカ政治学会の構成員から成る合同委員会が設けられる。同委員会は、普遍的規則の適用対象(ユニバーシティのみかカレッジも含めるか)、アカデミック・フリーダムの適用対象は、教える学生のレベルを問わず教師に一律にすべきか、専門分野のみを語る人に及ぼすべきか専門分野外の問題を発言している人にも及ぶか、大学内だけでなく大学外での発言も含むか、を議論したものの、最終的には言論の自由と名誉毀損の関係やテニュアを得た教員の免職、解雇前の審理を必須とすべきか等に論点が拡散し、結論を出せないままであった³⁰¹。

このとき、Lafayette カレッジの長老教会派の学長が、哲学者 John M. Mecklin の辞職を強要する事件が起こっている³⁰²。Mecklin は(かつての Ross 事件に倣い)自身が所属するアメ

²⁹⁷ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 471-473; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)643-645頁。

²⁹⁸ 紀平『アメリカ史』・前掲注(151)249頁(久保文明)。しかし、その全容を捉えることは容易ではない。運動は地域から連邦レベルまでに展開され、論点は政治制度から禁酒や教育、女性の権利等と極めて多様であった。また一口に「革新主義者」と言っても、その陣容は一様ではなかった。反独占派の中小企業もいれば、独占を志向する大企業も存在していた。移民を歓迎する者、逆に反移民の立場にある者、その全員が自らを「革新主義」と名乗っていたという(同上)。

²⁹⁹ 紀平『アメリカ史』・前掲注(151)249-250頁(久保文明)。

³⁰⁰ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 474; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)646頁。

³⁰¹ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 474-475; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)646-647頁。

³⁰² 当該事件の内容にも触れられた Mecklin の自伝として、JOHN M. MECKLIN, MY QUEST FOR FREEDOM(New York, 1945)がある。

リカ哲学会とアメリカ心理学会に事件を報告し、これらの学会が調査委員会を設置・任命したものの、学長との折衝は芳しくない結果に終わった。

事件直後、Johns Hopkins 大学の正教授 18 人が、全国的な協会結成を目指した会議の開催を召集する。最初の会合で、Johns Hopkins 大学に加えて、Clark、Columbia、Cornell、Harvard、Princeton、Wisconsin、Yale の各大学からの代表者が集まり³⁰³組織の計画を立てられると、「主要な学問分野……著名な専門家の名簿にある正教授」へと招待状が送られ³⁰⁴、60 の大学と 867 人の教授から受け入れられる(1915 年、AAUP 設立)。当初の会員資格は、10 年間教職・研究職に就いているカレッジとユニバーシティの教員であった³⁰⁵(後、1920 年には 3 年に短縮。1929 年には大学院生のため投票権はない準会員が設置)。Metzger が指摘するように、発足当初の AAUP は「全教員のための一つの大きな組合」ではなく、「学問的労働に携わる貴族たちの組合」と評すべき性格の組織であった³⁰⁶。

AAUP は当初、穏当な態度を取っていた。大学の理事への好戦的態度、アカデミック・フリーダムに対する戦闘的態度、労働組合が見せるような態度が、アメリカの教授の大多数の心を引き離してしまうのを恐れていたという。このとき初代会長の John Dewey は、アカデミック・フリーダムに対する侵害の調査や懲罰が協会の中心になることを否定していた。それにも拘わらず、アメリカ中から支援を求める要求が届くことになる³⁰⁷。Dewey は早くも 1915 年時点でこの種の要求に応えなかった場合、協会の信用が失われてしまったかもしれない、と率直な思いを述べている³⁰⁸。

AAUP の活動

次に、第二の点として、設立後の AAUP の活動について見ていこう。前款でも触れたように、AAUP は、内部の「アカデミック・フリーダム」委員会(A 委員会)を通じて、アカデミック・フリーダム(の範囲と限界)およびテニユアに関する報告書を作成する(1915 年声

³⁰³ 顔ぶれとして、John Dewey、J. M. Cattell(以上、Columbia 大学)、Charles E. Bennett、E. L. Nichols(以上、Cornell 大学)、Maurice Bloomfield、A. O. Lovejoy(以上、Johns Hopkins 大学)、Edward Capps、E. M. Kammerer、H.C. Warren(以上、Princeton 大学)、C. S. Minot (Harvard 大学)である(Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 476-477; 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)648-649 頁)。

³⁰⁴ A. O. Lovejoy, *Organization of the American Association of University Professors*, Vol. XLI Science(New Series.), p.154 (January 29, 1915).

³⁰⁵ *Constitution*, Vol. 2, No. 1 AAUP Bull. 20(March, 1916).

³⁰⁶ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 478; 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)649 頁。

³⁰⁷ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 478-479; 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)650-651 頁。

³⁰⁸ John Dewey, *Annual Address of the President to the American Association of University Professors: December 31, 1915*, Vol. 1, No. 1 AAUP Bull. 7, 11-12(December, 1915); John Dewey, *Annual Address of the President to the American Association of University Professors*, VOL. 8:1915 JOHN DEWEY THE MIDDLE WORKS, 1899-1924[hereinafter, *MW*] 104, 106(Jo Ann Boydston ed., Southern Illinois University Press, 2008).

明)。報告書の内容を要約すれば、アカデミック・フリーダムが大学の存在にとって必要条件であり、理事は国民の信頼に応える公僕的立場であること、教員は教室において中立性と能力・適正に関わる規範により制約されるが、大学の外では、他の市民と同様の言論と行動の自由を有する(ただし、軽率や不謹慎を避けるという専門家としての義務がある)、というものであった。

報告書は、一方で、権利に相応する義務を説き、アカデミック・フリーダムは学問的放縦ではないと論じている。他方、理事の立場を認めてきた伝統に配慮した上で、教員は彼らの被雇用者ではなく、大学は彼らの私有財産ではないという見解を打ち出している³⁰⁹。その点で、報告書はバランス感覚に優れた、あるいは様々な大学関係者に気を遣ったものであった。

しかし、その後 AAUP と大学理事・行政当局者は、報告書のような原理ではなく、むしろ具体的な要求を巡って争うこととなる。一つには、教授を免職できる理事の特権への制限を課すこと、もう一つは、テニユア制度の規則により大学の職の安定と威厳を与えること、である。具体的には、前者については、免職等に対する実質的制限ではなく、手続的制限(事前の文書、評議員会や審議会での審理、不適格性に関わる場合は、彼の仕事に対する正式な報告を、同僚や適切な権限者から任命された他の大学の同僚の専門家等から構成された委員会によって文書で行う)を課すことを、後者については教員任命の条件を明示する(一定期間以上の契約を結ばない州立大学においては、各階層における地位の見込みについて管理理事会の声明とその道義的な拘束力を求める)ことを目的とする³¹⁰。

その後の経過については、1915年に設立されたカレッジの学長たちの組織である全米カレッジ協会(the Association of American College: AAC)との関わりが特筆に値する。当初同会は、1915年声明に冷淡であった。しかし、第一次世界大戦時の協力関係や AAC の「アカデミック・フリーダム」委員会の構成員が変化したことも相まって、1922年に AAC は報告書の中で、従来の AAUP の活動を称賛し、これまで AAUP が行ってきた議論のほとんどを受け入れた。いくつかの点で相違はあったものの、両会の間でアカデミック・フリーダムとテニユアに関して広範な合意が取られるようになる。この後も、両会は共同歩調を続ける。1938年には、階級の低い教員らへの待遇を改善するような形で両会の規定が改正される。これにより、六年の見習い期間(1940年では七年に)経過後、教師は職に留まるとするならばテニユアを得る権利があること、解雇の通告は見習い期間の者も含め一年前に通告すべきことが明記された。さらに1940年には、AAUP と AAC は新しい協定を結

³⁰⁹ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 480; 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)653頁。

³¹⁰ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 481; 『学問の自由の歴史 II』・前掲注(1)653-654頁。

ぶ³¹¹。これが「1940年声明(1940 Statement of Principles on Academic Freedom and Tenure)」³¹²である。

この他、AAUPは調査機関としての活動も行っていた。注意を要するのは、同会は警察や起訴陪審・裁判所のような機関ではなかったし、その意思も(あるいは人員・資金も)なかったということである。基本的には、受理した各事件に資力・人員を割いて、両当事者を調停・斡旋することに務めていたようである。この種の仲介が失敗した際、一般的原則に関わる基本的問題を含む事件、解雇に関わる事件、新しい類型の権力濫用が認めれる事件に本格的調査を行う(仲介に失敗した事例の半分ほどで、基本的には、警告や説明を目的とする)。会報(Bulletin)に記されている事件よりも、記されていない非公式の事件の方が遥かに多いという³¹³。

AAUP声明と比べると、長年のAAUPの調査活動には問題が多いことは否定できない。上記のような組織・人員等の事情、受理される事件と処理方法に加え、会報では事件の描写を基本的に穏当な表現に収める傾向にあり、調停の成功した事例は統計の形のみで記されるという点³¹⁴、更に調査とその結果の公表に至るまで長期間を要すること、警告や勧告等の実効性に乏しい点は否定できず、報告書の内容も出来不出来の差が著しい³¹⁵。しかし、従来見過ごされてきた大学内での不当行為等を調査・公表すること(してきたこと)に意義があるのも確かである³¹⁶。

戦争と忠誠

本款の冒頭に記したように、1917年にアメリカは第一次世界大戦に参戦する。Metzgerによれば、この時期に大学教員は「新しい困難」に直面した、という。それは、「こっかの非常時における忠誠の問題」であった³¹⁷。それは、従来の正統(orthodoxy)以上に忠節を要求し、抵抗が困難であるという点で類を見ないものであった。「兵役拒否」、「親ドイツ派」、「平和主義者」は、国家から処罰を受け、社会全体が不忠な市民の捜索を行うという点で他の異端と異なっていた。例に漏れず、Metzgerはこの時期の「忠誠の流行熱」に関する種々の事例を記載している。それらの事件から窺える特徴は、(新しい)正統派の曖昧

³¹¹ 以上について詳細は、Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 48-49; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)656-661頁の参照を乞う。

³¹² AAUP Documents, *supra* note 244, p.13 ff.

³¹³ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 490-492; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)665-667頁。

³¹⁴ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 491-492; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)666-667頁。

³¹⁵ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 494; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)668-669頁。

³¹⁶ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 494-495; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)669頁。

³¹⁷ Hofstadter & Metzger Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 495-496; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)670頁。

さと熱狂ぶりである³¹⁸。ここでは、Hofstadter や Metzger らにとっても、身近であったと思われる Columbia 大学の事例を取り上げよう³¹⁹。

まず 1916 年、当時 Columbia 大学政治学講師の立場にあった Leon Fraser は、プラッツバーグの兵営について批判的な言明を行ったことで、翌 1917 年に解雇されている。

続いて 1917 年 3 月、Columbia 大学の 9 人委員会(5 人の学部長、4 人の教員団メンバーから構成)は、同大学の教員が合衆国憲法等への破壊・妨害・無視をする傾向にあり、合衆国政府とそれが依拠する原理に対する不忠の精神を鼓舞する傾向がある教義を教えているかどうか、を調査することを計画した³²⁰。

これを承けて、政治学の教員団から反論が生じ、Columbia の有名教授らも理事会へ抗議を行う。それに対して、当時の Nicholas Butler 学長は、卒業式当日(1917 年 6 月 6 日)の同窓会集会で、「この世を民主主義にとって安全にするために……戦わない人」への警告を述べる³²¹。

ここに、以前から学長および学内の同僚との折り合いが悪かった James McKeen Cattell 心理学教授が関わる。学長・理事らは Cattell を同僚との折り合いの悪さなど(=教員としての不適格性)ではなく、彼の忠誠心を理由に解雇する(同時期、Henry Wadsworth Longfellow Dana 比較文学助教授も、徴兵法に反対する学生を煽動したことで告発され、不忠であることを理由に解雇されることになった)。

上述の Fraser の事件の後には、Charles A. Beard 歴史学教授が「国旗なんてくそくらえ」と叫んだ演説者を大目に見た、という理由で告発されている。最終的に Dana と Cattell の辞職後、Beard も辞職している(更に、Henry R. Mussey 経済学助教授、Ellery C. Stowell 国際法助教授も辞職)³²²。

例に挙げた、Columbia 大学では 1 年間で立て続けに 6 人の教員が辞職に至っている。Cattell の場合はともかく、Dana や Beard のように告発を受けて「不忠」と認定されて辞職に追い込まれた人物もいれば、Cattell のように日頃の学内での折り合いの悪さから、教員としての不適格性ではなく、「不忠」を理由に解雇された人物もいる。

しかし見方によっては、各大学よりも深刻だったのが AAUP である。戦時中、AAUP が受け付けたアカデミック・フリーダム関係の事件は、愛国主義を名乗る検閲や忠誠の名を借りた悪意に満ちていた。その一方で、AAUP はアメリカが掲げる戦争目的やイデオロギ

³¹⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 496-497; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)670-671 頁。

³¹⁹ See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 498 ff; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)673 頁以下参照。

³²⁰ *Minutes of Trustees of Columbia University*, X X X VII(March 5, 1917), 208.

³²¹ Commencement Day Address, June 6, 1917, in Columbia University Archives.

³²² See, Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 498-502; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)673-677 頁。Columbia 大学での惨状に対し、親ドイツ派教員を免職する要求を拒否したのが Harvard 大学理事会および学長 Abbott Lawrence Lowell であった(*Id.* at 502-503; 同 677-678 頁)。

一を支持し、同会に所属する歴史家は研究の代わりに広報委員会(the Committee on Public Information)に宣伝文書を書き、科学者は戦争協力を積極的に行っていた。特に、指導者層である John Dewey や Arthur O. Lovejoy は「戦争をアメリカ人に売りつける運動」をしていたと書かれているほどである³²³³²⁴。

AAUP 自体、1918 年に合衆国大統領宛の公式書信で、「平和を愛好する人々の権利を冷酷にも踏みにじった敵に対し、国民を動員するために貴殿がとられた行動を、心から感謝の念をもって承認する」と宣言していたのである³²⁵。

1917 年 12 月付の「アカデミック・フリーダム」委員会の報告書は、戦争に関する態度や振る舞いを理由にして、大学当局がカレッジまたはユニバーシティの教員を合法的に解雇できる根拠を四つ挙げている。①戦争に関係している法令・合法的行政命令に服従していないとの確信がある。②他の人々に徴兵義務法や軍当局の規制に反抗させる、回避させることを意図、または明らかにそうした傾向を持つ宣伝活動。③他の人々へ政府の努力に自発的援助をしないよう説得する。④アメリカの大学に数多くいるドイツ、オーストリア・ハンガリー帝国出身の人々、アメリカが戦争に入る前に「親ドイツ系」であった教員が「戦争について人前で議論することを慎み、隣人・同僚・学生との私的交際において合衆国とその政府に対し、敵意のあるまたは攻撃的な発言を避ける義務を犯すこと³²⁶。

このとき、AAUP の設立から未だ 3 年経過した程度していない。Dewey や Lovejoy のような人物が、戦争を境に上記のような行動をとったことは、ともすれば彼らのそれまでの活動や発言とは相反する首尾一貫しないものと映る。

この点、第一次世界大戦が始まると、革新主義者の大部分は「参戦によって連邦政府による経済規制が推進され、あるいは道徳が強化されることを期待した」という指摘がある。確かに、こうした説明は Dewey や Lovejoy の不可解にも見える行動が、ある意味で一貫していたことを示すという点で答えになり得る³²⁷。

³²³ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 503; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)678 頁。

³²⁴ John Dewey も、1917 年からのアメリカの参戦を境に、より一層戦争協力を促す発言をするようになる。井上弘貴『ジョン・デューイとアメリカの責任』(木鐸社, 2008 年)68-89 頁参照; 一例として John Dewey, *A New Social Science*, VOL. 11 MW 87-92(Jo Ann Boydston ed., Southern Illinois University Press, 2008).

³²⁵ *General Announcements*, Vol. 4 No. 1 AAUP Bull 4, 8(January, 1918).

³²⁶ A. O. Lovejoy, Edward Capps & A. A. Young, Report of Committee on Academic Freedom in Wartime, Vol.4 No.2 AAUP Bull. 29, 34 ff(February-March, 1918).

³²⁷ 久保文明は、一方で戦時体制が労働者の権利を強化し、黒人・女性の社会進出、女性参政権を規定する修正 19 条、禁酒(修正 18 条)を実現したという点で、革新主義者は勝利したが、戦争の残虐性・非合理性は革新主義者の抱いていた進歩・合理性・人間の無謬性を打ち砕くと共に、国内では愛国性・画一化・強制的同調を求める声、そして不寛容がアメリカ国内を支配したことが、最終的に革新主義を退潮に向かわせたとする。以上について、紀平『アメリカ史』・前掲注(151)278 頁(久保文明)。

しかし、Hofstadterや Metzgerが、Deweyや Lovejoyといった自分たちが生まれる前から活動していた人物の戦時中の行動に対して抱いた感覚や思考を、先の首尾一貫性のようなもので押し量れるのだろうか。少なくとも Metzgerは、1918年の「アカデミック・フリーダム」委員会報告書の構成員(Lovejoyも含む)を指して、「意気地のない教授連」と強い非難の言葉を用いて³²⁸。

「市民的自由は戦後も数年間に渡って攻撃を受けたけれども、アカデミック・フリーダムはまさに戦時中に最も被害を受けた」³²⁹。Metzgerのこの言い回しは、例えば国家や社会からの弾圧・圧迫というだけでなく、他ならぬ大学教員によってアカデミック・フリーダムの理念が貶められたという意味合いも含んでいると思われる。

本書の最後で、Metzgerは「忠誠」の問題について、次のように論じている。すなわち、第一次世界大戦当時の忠誠審査のパターンと、(1950年代から見た)今日存在しているものは異なっている。なぜならば第二次世界大戦中、比較的僅かな影響を受けなかったアカデミック・フリーダムは、冷戦の雰囲気の中で「酷い試練」を受けているためだ³³⁰。

当時と現在には、類似性と相違がある。例えば、「忠誠」が不鮮明で曖昧なものであるのは共通している。これに対して、相違点はより重要である。Metzgerは、それを共産主義とのかかわり合いとする。共産主義者の活動の秘密性は、かつてとは異なり明白な証拠をもたらさないため、昔日のようにある明確な振る舞いが処罰に値するか(妥当か否か)ではなく、教員の行動が実際に実施されたかどうかを見出すことに調査の対象が移り、調査活動そのものが際限なく拡大してく危険があるというのだ³³¹。

他方で、確実に良くなっている面もある。Metzgerは次のように言う。アカデミック・フリーダムに対する好意的で深い理解は、教師・管理当局・理事たちの間に、1917年よりも今日の方が一層広く行き渡っている、と³³²。

第4節 本章のまとめ

ここまで Hofstadter & Metzger の内容を確認した。本章の最後に、その内容を簡単に振り返りつつ、高柳説との相違点について改めて論じることとしよう。

本書は、ヨーロッパの伝統・植民地期の College から書き起こし、南北戦争以前を対象にした Hofstadter 担当の第一部と、南北戦争以後からドイツの「学問の自由」の輸入とアメリカ独自のアカデミック・フリーダム概念の形成、1915年の全米大学教授協会の結成と第一次世界大戦での「忠誠」を巡る問題を扱った Metzger 担当の第二部からなる。

³²⁸ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 504; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)680頁。

³²⁹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 505; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)680頁。

³³⁰ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 505; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)680頁。

³³¹ Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, pp. 505-506; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)680-681頁。

³³² Hofstadter & Metzger, *supra* note 1, p. 506; 『学問の自由の歴史Ⅱ』・前掲注(1)681頁。

高柳は、初期カレッジが「宗教的同質性をもった地域社会」の人々から構成されている、と捉えた。これ自体は Hofstadter からの引用ではないものの、その後を見ると、理事会管理体制が形成される経緯、初期のカレッジを「大学に対する自由(freedom for, not in the college)」の段階と捉える見方、財政や学生の扱いを理由に宗教的寛容化へと向かうこと、これらはほとんど全てが Hofstadter の叙述からの引用である。

ただ Hofstadter が豊富な資料と事例をもってこの時代を描き、細かく具体的な経過から一般論へ繋げているのに対し、高柳はあくまでも比較法研究としてそれを参照している。反知性主義への言及、宗教と経済発展を軸に宗教的寛容化と信仰の自由と知的自由への伸張という発想など、両者には一致する点が多い。そのため、相違点の存在を、両者の研究手法や問題関心の違いと理解することも可能である。しかし、細かな事実の選択や叙述からは、高柳が「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式を一貫して描こうとする意図が窺える。

次に Metzger の担当する第二部と高柳説との関連であるが、Hofstadter 担当部分は共通点が多かったのに対し、Metzger 担当部分はむしろ非共通点、言い換えれば Metzger から引用していない箇所が目立つ。

例えば、Metzger は南北戦争後の教育革命(第六章)と進化論論争(第七章)、ドイツの「学問の自由」からアメリカのアカデミック・フリーダムの生成と発展(第八章)、社会全体の産業化と大学への影響(第九章)、全米大学教授協会(AAUP)の設立と活動・第一次世界大戦を扱っている(第十章)。

このうち高柳説で、もっとも言及されているのはビッグ・ビジネス関連の第九章、次いで教育関係の第六章と進化論関係の第七章である。逆に、一方でアメリカのアカデミック・フリーダムを扱うはずの高柳説において、ドイツとアメリカの文化的接触と「教授の自由」と「学習の自由」の受容、AAUP 声明での後者の切断、声明の内容や当時の大学教員を巡る事例、AAUP の活動や第一次世界大戦については全くと言っていいほど言及がなされていない。

また比較的言及がなされている第八章も、Hofstadter & Metzger を引用しているわけではなく、むしろここでは重要度は低い。先に指摘した、高柳の「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」図式に当てはめると、第二部の時代では、大学管理者が教条的宗派主義によって管理していたのに対し、財政難と学生騒動から卒業生や大学教員の存在感が高まり大学が世俗化する(第六章)。南北戦争後は、自然科学と進化論により教員の専門職意識が高まる(第七章)一方で、理事者が実業家層となり(第八章)大学を私企業と捉える見方に対して、教員団が地位を向上させていくというストーリーが描かれている。

このように見ると、高柳説においては、理事会支配に対して教員団が専門職意識を高めて対抗していくこと、そしてそれが最終的には教員団の自治(autonomy)へと至るというプロセスが最重要の要素であるにも拘わらず、そこには Hofstadter & Metzger が定式化したようなアメリカの「アカデミック・フリーダム」概念も AAUP の声明もほとんど関わって

こないことが明らかとなる。また、当時の「自治」についても少なくとも Hofstadter & Metzger の叙述からすると、これを今日的な「大学の自治」と理解できるかは留保が必要である。

更に、高柳において、ドイツの「学問の自由」とアメリカのアカデミック・フリーダムに関わりは、前者から後者への「教授の自由」と「大学の自治」の輸入という形でのみ理解されている。「学習の自由」には一切言及されていないことを踏まえると、アメリカの議論を参照したことと、自身の日本国憲法 23 条解釈で機能的自由論から学生の存在を認めたこととの整合性が取れない、もしくは話を複雑にせしめようとの考慮が働いたのかもしれない。

以上、Hofstadter & Metzger と高柳説との関係について見た。続く第 4 章では、本書の姉妹編であり、高柳説においては、機能的自由の概念や専門職能的自由論で言及されている Robert M. MacIver の著作を扱う。

第4章 Robert MacIver

MacIver について

本章では、Robert M. MacIver, “Academic Freedom in Our Time”¹を取り上げる(以下、「本書」とする)。第3章と同じく、具体的な内容に入る前に、この著者や時代的背景などにも触れつつ、今日において本書を検討する意義を述べておきたい。

著者の Robert Morrison MacIver については、我が国でもその名は広く知られている²。1882年4月にスコットランドで生まれた彼は、Edinburgh 大学、次いで Oxford 大学で学位を得た。1907年には政治学講師、1911年からは社会学講師としてスコットランドの Aberdeen 大学に奉職する。1915年にはカナダに渡り、Toronto 大学で政治学を講じる(1922年以降は政治学教授兼政治学部長)。1927年には、Columbia 大学の Barnard カレッジで社会学教授としてアメリカに渡る。以後、1928年から1949年の定年に至るまで、Columbia 大学で政治思想・社会学を講じる。

MacIver は1934年にアメリカに帰化し、1940年にアメリカ社会学会(American Sociological Society)の第30代目の会長に選ばれている。文字通り「アメリカ社会学」の重鎮と見做されていた彼は、1949年の定年後も名誉教授として週一回大学院の講義を担当し、70歳を迎える1952年までそれを続けていた。折しも当時のアメリカはマッカーシズム(McCarthyism)の頃。このとき既に彼は古稀であった。

先に第4章で取り上げた John Dewey(1859年-1952年)からすると MacIver は一世代ほど下にあたる。もう少し年齢の近い Arthur O. Lovejoy(1873年-1962年)とも10年ほどの差がある。スコットランドに生まれ、英国の大学で研究者として巣立ち、スコットランドやカナダでの教鞭を執った末、アメリカに帰化したという点も、アメリカの大学で研究者としてのキャリア形成を経た彼らとは異なる。

時代背景と本書を取り上げる意義について

そうしたアメリカの外の目線を知る MacIver が、マッカーシズム期のアメリカにおいて、「アメリカのアカデミック・フリーダム」という研究プロジェクトの主任(Director)として、「現代(in our time)のアカデミック・フリーダム」と題された書物を著していることは意味深長である³。もっとも、本書の内容を MacIver の経歴や個性、あるいはマッカーシズムに解消させてしまうべきではないだろう。例えば、研究プロジェクトの一員であった Walter

¹ ROBERT M. MACIVER, ACADEMIC FREEDOM IN OUR TIME (Columbia University Press, 1955).

² プロフィールならびに彼の学問については、小笠原真「アメリカ社会学史の一節：R.M. マッキーヴァー研究」奈良教育大学紀要 人文社会科学 25 卷 1 号(1976年)101-120 頁参照。

³ See MacIver, *supra* note 1, at vi.

Gellhorn は 1950 年に“Security, Loyalty, and Science”という題の著作を著している⁴。この時期、アメリカの大学人が懸念し、議論していた問題の中に本書は位置づけられるべきである。

そして第 3 章でも扱ったが、Hofstadter & Metzger の最後においては、19 世紀末から世紀転換期、そして第一次世界大戦後までが扱われていた。

そうした点を窺わせるような記述が、本書の中にも記されている。MacIver は「不寛容の新たな波」と題する箇所の叙述を、20 世紀初頭から始める。「20 世紀の幕開け時、合衆国のアカデミック・フリーダムに対する深刻な危機にはほとんど言及がなされなかった」⁵、という。地球全体への民主主義の伝統の普及と自由の絶えなき拡大という展望が信じられる一方で、アメリカの確かに特定の領域では、思想の自由や研究の自由(freedom of investigation)を規制するような(狭義の意味での)宗教的正統教義(religious orthodoxies)が権勢を振るっていた。しかし、それはいわば「後進国」であった。1902 年段階で John Dewey⁶は、アメリカでアカデミック・フリーダムに対する危険はほとんどなかったと述べていた⁷。

しかし、第一次世界大戦の勃発がもたらした不寛容の波は Dewey の考えを変えざるを得なくなる。当時 Columbia 大学で同僚であると共に、歴史学者 Charles A. Beard が親ドイツ的な態度であることを理由に辞職させられたのである⁸。この出来事は、Dewey や Beard をして、後の 1919 年の「ニュースクール」こと The New School for Social Research の創立へと向かう一因とさせるが⁹、ここでは措く。ともあれ、冷戦そして朝鮮戦争は、アメリカ社会に不寛容の新たな波を生じさせたように映ったのである¹⁰。

Hofstadter & Metzger が扱った最後の時代が「不寛容」という言葉で象徴されるならば、MacIver らは前時代からの連続性と断絶両面を有する「新たな不寛容」の時代を対象にしていた¹¹。

その新たな(あるいは一新された)正統は教育機関へと向けられ、社会秩序についての不快な事実への言及は非アメリカ的(un-American)とされ、教科書は書き換えられる。アメリカの統治形態が集团的・社会主義的側面を持っていると指摘することすら、非アメリカ的とされた¹²。

MacIver 自身は、共産主義者が寛容な組織(労働組合その他の経済・社会的組織)に潜入あ

⁴ WALTER GELLHORN, SECURITY, LOYALTY, AND SCIENCE (Ithaca: The Cornell University Press, 1950).

⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 34.

⁶ See, John Dewey, *Academic Freedom*, 23 Educational Review (1902)1.

⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 34.

⁸ *Ibid.*

⁹ この点について、紀平英作『ニュースクール：20 世紀アメリカのしなやかな反骨者たち』(岩波書店, 2017 年)参照。

¹⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 34.

¹¹ 本書で取り上げられる各事例については、本稿では省略する。この点、See, MacIver, *supra* note 1, p. 34 ff.

¹² MacIver, *supra* note 1, p. 43; ;Walter Gellhorn, “A General View” in THE STATES AND SUBVERSION (Walter Gellhorn, ed., Cornell University Press, 1952), p. 375.

るいは侵食することに対し、合法的な対抗手段をとることは適切な裁量と見なしていたのも確かである。しかし、「全体として、彼らが高等教育機関の運営に力を持ち、その施設に大きな影響を及ぼしているという証拠はな」く、大都市圏の1つ2つの大学で共産主義者に起因する騒動があることや、学生の間で共産主義の細胞が活動していたり、小規模なグループを形成していることをもって、ほとんど全ての大学とカレッジが共産主義たちによって現実に侵攻されている(inload)とはならないと論じていた¹³。

しかし、こうした意見を表明することすら当時は困難であったと思われる。例えば、*Dennis v. United States* 判決(1951年)では、1940年代に表現行為への保護を認めるようになっていた連邦最高裁判所が、方針を転換しはじめている¹⁴。

そうした中起こったのが *Sweezy* 事件である。1954年1月、マルクス主義経済学者として我が国でもよく知られていた Paul M. Sweezy が、New Hampshire 州司法長官に社会主義・共産主義者との繋がりを答えるよう召喚され、同年6月には New Hampshire 大学での講義(3月実施)の内容を明らかにするよう迫られた事案である¹⁵。それは、一方でマッカーシズムの局地であり、他方で1917年の防諜法(Espionage Act)、1918年の煽動罪法(Sedition Act)、対敵国通商禁止法(Trading with the Enemy Act)のように、第一次世界大戦期から続く社会主義や共産主義、果ては平和主義や移民といった「国家・民主主義の敵」に対する治安立法・政策の延長線上にあり、終戦後の1919年から早くも「レッド・スケア」が生じている¹⁶。

周知のように、この時期の「アメリカ」については、我が国の憲法学においてもしばしば注目され、参照され、研究の対象となってきた¹⁷。その意味で本書を、19世紀～20世紀アメリカの言論の自由・表現の自由といった市民的自由の議論の流れに位置づけることもあながち不当ではない。しかし、*Dennis* 判決は *Sweezy* 判決とは事案が異なる。更に言えば、例えば言論の自由を巡る判決は、少なくとも第一次世界大戦の前後には複数登場していたことと比べると¹⁸、アカデミック・フリーダムの判例における登場は1950年代と遅まきの登場であるという点には、留意すべきだろう。

しかし、「反共」の時代の中では、アカデミック・フリーダムを含め自由一般の存立基盤が脅かされるように感じられたとしても、何ら不思議ではなく、本書が出た1955年当時 *Sweezy* 事件の審理結果がどのような結論となるかは不明確であった。

¹³ MacIver, *supra* note 1, p. 44.

¹⁴ 松井茂記『アメリカ憲法入門 第8版』(有斐閣, 2018年)240-241頁: *See, Dennis v. United States*, 341 U.S. 494 (1951).

¹⁵ *Sweezy v. New Hampshire*, 354 U.S. 234 (1957).

¹⁶ 例えば、紀平英作『アメリカ史』(山川出版社, 1999年)279頁参照(久保文明)。

¹⁷ 関連する文献が膨大であるため、ここでは蟻川恒正『憲法的思惟』(岩波書店, 2016年)のみを挙げる。

¹⁸ 例えば、*Schenck v. United States*, 249 U. S. 47(1919); *Abrams v. United States*, 250 U. S. 616 (1919); *Gitlow v. New York*, 268 U. S. 652(1925); *Whitney v. California*, 274 U. S. 357(1927).

結論から言えば、連邦最高裁判所は、1957年の *Sweezy v. New Hampshire* 判決において、法廷意見としては初めてアカデミック・フリーダムに正面から言及をする¹⁹。

同判決で Frankfurter 同意意見が、推論・実験・創造に最も貢献する状況(atmosphere)を提供するという大学の役目を果たされるのは、「誰が教えるか、何が教えられるか、いかにそれが教えられるか、誰が学習を認められるか」という大学の「四つの本質的自由」が、「学問的な根拠に基いて自ら決定すること」が広く普及している環境である²⁰、と述べたことはよく知られている。この部分の記述は、彼を最高裁判事に任命した Franklin D. Roosevelt の 1941 年一般教書演説「四つの自由」²¹を彷彿とさせるが、Frankfurter のオリジナルではない²²。

この後、*Keyishian v. Board of Regents* 判決法廷意見は「アカデミック・フリーダムは……修正一条の特別の関心であり、教室は特別な『思想の自由市場』である」という宣言する²³。これに先行する 1963 年、Thomas I. Emerson は David Harber との共著論文で「市民としての」大学教員のアカデミック・フリーダムを論じ²⁴、1970 年刊行の体系書“The System of Freedom of Expression”にはアカデミック・フリーダムの項目を設けた²⁵。

もとより、合衆国憲法修正一条に根ざすそれと、AAUP(全米大学教授協会)の定式化した伝統的なそれとの間には、両者がかねてから「二つの学問の自由」(松田浩)と称されているように埋めがたい差異がある²⁶。連邦最高裁の語る「アカデミック・フリーダム」は、あくまでも表現の自由(修正一条)の一環である²⁷。

いずれにせよ、このことは、本書の取り扱いを難しくする。一方で、連邦最高裁による「言及」という形で曲がりなりにもアカデミック・フリーダムの憲法上の確立がなされ、他方で、過去から今日の我々までアカデミック・フリーダムを巡る言説の流れが存在する。*Sweezy v. New Hampshire* 判決を知らず、必然的に「二つの学問の自由」も知らない本書は、ある種の谷間に位置している。かつて Hofstadter & Metzger の訳者の一人の井門富二夫が、本書も「い

¹⁹ 354 U.S. 234, 250. See, *Adler v. Board of Education*, 342 U.S. 485, 508(Douglas, J., dissenting) (1952).

²⁰ *Sweezy v. New Hampshire*, at 263(Frankfurter, J., concurring).

²¹ FRANKLIN D. ROOSEVELT, 1941 STATE OF THE UNION ADDRESS “THE FOUR FREEDOMS” (6 JANUARY 1941).

²² See, THE CONFERENCE OF REPRESENTATIVES OF THE UNIVERSITY OF CAPE TOWN AND THE UNIVERSITY OF WITWATERSRAND, *THE OPEN UNIVERSITIES IN SOUTH AFRICA*, 10-12(Witwatersrand University Press, 1957).

²³ *Keyishian v. Board of Regents*, 385 U.S. 589, 603(1967).

²⁴ Thomas I. Emerson & David Haber, *Academic Freedom of the Faculty Member as Citizen*, 28 *Law and Contemporary Problems*, p.548 (1963).

²⁵ THOMAS I. EMERSON, *THE SYSTEM OF FREEDOM OF EXPRESSION*(Random House, 1970), Ch.16.

²⁶ 松田浩「合衆国における『二つの学問の自由』について」一橋論叢第 120 巻 1 号(1998 年)84-100 頁。

²⁷ See RODNEY A. SMOLLA, SMOLLA AND NIMMER ON FREEDOM OF SPEECH(2005)§17.31. ff; J. Peter Byrne, *Academic Freedom: A “Special Concern of the First Amendment”*, 99 *Yale L.J.* 251, 256 (1989)

ずれは訳されねばならないもの」²⁸と述べていたにも拘わらず、それは果たされていない。Hofstadter & Metzger と比べて、本書が当初から特殊時代性を帯びていたことは否めない。

そうした点は、本書を読解する上で留意すべきであろう。しかし、それらを踏まえた上で、本書には今日改めて取り上げるべき理由がある。

第一に、これは本稿の目的と関係するが、日本国憲法 23 条の解釈論から見た場合、本書の影響は決して少なくないことである。第 3 章でも言及したが、高柳信一は『学問の自由』²⁹の中で、引用も含めて本書について合計 34 回言及している上、「機能的自由」という用語を借用し、専門職能的自由論や大学と民主主義の関係については MacIver から多くの点を依拠している。

第二に、本書が(直接言及の対象としていなくとも)念頭に置いているマッカーシズム前後のアメリカ社会での議論を伝えるものとして、本書を位置づけることができる。

この点、マッカーシズムとそれを巡るアメリカ社会の反応や後遺症については、我が国でもよく知られ³⁰、マッカーシズムと知識人・大学について対象とする研究も少なくない³²。本書の内容を取り上げることは、マッカーシズム期のアメリカでの知識人の対応と、それが日本の憲法学に一定程度継承されていることを明らかにすることに繋がる。

さて、本書は導入部の他、五つのパートから構成されている。それぞれの章題は、「導入：アカデミック・フリーダムは何を意味するか」、「第一部：世論の動向(The Climate of Opinion)」、「第二部：大学の政体(Academic Government)とアカデミック・フリーダム」、「第三部：アカデミック・フリーダムへの攻撃経路」、「第四部：学生と教員」、「第五部：大学と社会

²⁸ 「解説」W. P. メツガー(著) 新川健三郎・岩野一郎(訳)『学問の自由の歴史 II ユニバーシティの時代』(東京大学出版会, 1980 年)696 頁(井門富二夫執筆)。

²⁹ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983 年)。

³⁰ 1950 年代全般を概観するものとして、デイヴィッド・ハルバースタム(著)、峯村利哉(訳)『ザ・フィフティーズ：1950 年代アメリカの光と影 1~3』(筑摩書房, 2015 年)がある。

³¹ 邦語でのマッカーシズム研究として、R. H. ローピア(著)、宮地健次郎(訳)『マッカーシズム』(岩波書, 1984 年)、陸井三郎『ハリウッドとマッカーシズム』(筑摩書房, 1990 年)。陸井の研究のように我が国ではマッカーシズムとハリウッドを対象とした研究が多い。この他、資料や当事者の体験を伝えるものとして、ヴィクター・S・ナヴァスキー(著)、三宅義子(訳)『ハリウッドの密告者：1950 年代の異端審問』(論創社, 2008 年)、カール・バーンスタイン(著)、奥平康弘(訳)『マッカーシー時代を生きた人たち：忠誠審査・父と母・ユダヤ人』(日本評論社, 1992 年)。

³² 例えば、黒川修司『赤狩り時代の米国大学：遅すぎた名誉回復』(中央公論社, 1994 年)、同「大学と赤狩り：The Academic Mind を手がかりにして」井上円了センター年報 6 号(1997 年)268-250 頁、同「マッカーシズム下の大学」神奈川大学評論 97 号(2021 年)86-95 頁。清水晋作「ニューヨーク知識人のマッカーシズム論」比較文化研究 27 号(2017 年)101-116 頁、同「反知性主義とアメリカン・デモクラシー」社会学研究 103 卷(2019 年)21-43 頁。高橋和義『パーソンズとアメリカ知識社会』(岩波書店, 1992 年)。前川玲子『亡命知識人たちのアメリカ』(世界思想社, 2014 年)

秩序」となっている³³。

以下では、まず導入部分を取り上げ、MacIverがアカデミック・フリーダムに対してどのような定義や内容を想定していたのかを明らかにする(第一節)。次に、内容上の関連が深い「第一部：世論の動向」と「第三部：アカデミック・フリーダムへの攻撃経路」を(第2節)、「第二部：大学の政体とアカデミック・フリーダム」、「第四部：学生と教員」(第3節)、「第五部：大学と社会秩序」を扱う(第4節)。

こうした構成を採用するのは、高柳説との比較検討を行う上で、内容上の関連性があるもの同士で叙述内容を分析すべきと考えられるためである。そのため、大きく世論とアカデミック・フリーダムの問題が関わる第一部・第三部と、大学組織とその構成員の問題が関わる第二部・第四部で分けた上で、最後に第五部について扱うこととした。

第1節 アカデミック・フリーダムとは何か

第1款 定義および予備的考察

まずはMacIverがどのようにアカデミック・フリーダムを定義したのかを確認しよう。

MacIverは、(広義の意味における)アカデミック・フリーダム(academic freedom)とは簡潔な定義、すなわち「学問に専心する機関(the institution devoted to scholarship)」としての「『アカデミー(academy)』に属する学者(the scholar)の自由」で足りる、とする³⁴。

ここにいうアカデミーとは、プラトンに由来するものであるが、単なる知識の提供(purveyed)ではなく、知識の追究(pursued)をするという意味での、主に知識の進歩(advancement)に関わる高等教育機関を意味している。MacIverの関心は、この自由の射程と性質、そして特にアメリカ合衆国の大学とカレッジにおける障害物であった³⁵。

当然、次のような疑問が生じる。アカデミック・フリーダムとは、アカデミーの自由なのか、それともアカデミーにおける学者の自由なのか、言い換えればアカデミーが外部からの干渉なく自らの任務を果たす際、我々がアカデミック・フリーダムを有することになるのか?³⁶

他方で、アカデミーは理事会(a governing board)に管理される一つの団体組織である。それでは、理事会はアカデミック・フリーダムを有するのか、その場合に理事会は教員団(faculty)構成員がどのようにそして何を教育すべきかを決定するのだろうか³⁷。

後者はアカデミック・フリーダムの意味するところに違反している——本書はその理由を、アカデミーの自由がアカデミーの知的生活(intellectual life)に起因すること、この知的生活は、まず第一に学生との関係における教員団の諸活動から成り立っていることに求めて

³³ MacIver, *supra* note 1, at x iii - x iv.

³⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 3. なお、別の箇所では「アカデミック・フリーダムとは高等教育機関内部での知的自由」(*Id.* at 67)とされる。

³⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 3.

³⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 3. *emphasis added*.

³⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 3.

いる³⁸。

それ故、教育の自由(educational freedom)が問題となる。アカデミーが自由であるとは、一方でアカデミーを構成する学者が、学者として自由であることを意味する。他方で、アカデミーが自由なのは理事会が、この自由を守り促進することができるときである³⁹。

今日において、以上の理解は、ともすればアカデミック・フリーダムあるいは大学の自治・自律に関する標準的な見解と映り得る。

しかし、本書の特異な点は、こうした見解を支える根拠(アカデミーの知的生活)を「学生との関係における教員団の諸活動」に求めている点である。

例えば、社会における他の機関に対して大学・カレッジの特徴とは何か。本書は、これに対して、「教師を通じた学生への包括的な知識の伝達である」と答え、更に「教師と学生は絶えず知識の探求に関わる点で同じ存在である」とまで述べる⁴⁰。なぜならば、知識そのものを価値あるものと見做す点で、(正真正銘の)教師と学生は同じであり、学生はいかなる有用性(utility)を持ってしようと、自らのため学問(learning)に関心を抱き、『知識』(knowledge)の追求の過程で、『真理』(truth)を求めるためである⁴¹。

ここでは、知識と真理はそれぞれ異なる意味合いを与えられている。あるものが存在しているという主張が方法・場の両方で一貫している(「事実に基づいている」)ならば、当該言明は真となる。学者の本分(The business)とは、現象と資料を研究し、根拠ある論理を適用することで、物事の間認められる関係を発見することである⁴²。

しかし、一口に真理と言っても二つ存在する。一方は、神や何らかの権威により伝えられる啓示された(revealed)真理、もう一方は、人が自らの創意(ingenuity)を行使することで見出された真理である。言うまでもなく、本書が学者の本分として真理を探求すると言うとき、それはただ後者の意味としての真理のみを指す。真理(truth)という言葉は、常に検討され再試験の対象となり、何らかの権威の公式見解(the deliverance)であることを理由に受け入れられることはない、研究(investigation)に基づく知識とのみ関わる⁴³。

どういうことか。MacIverは、「学者が特定の何かを真理であると語るとき、彼は我々の知識が及ぶ限りにおいて(so far as our knowledge goes)真理であり、それ以上の何物でもないとのつもりで言うのである」⁴⁴と説明する。

ここでいう真理は特定の権威の公式見解にも依らず、自然や人生の深淵に届くものではないし、見出された知識はそもそも限界を有し極めて部分的なものである。しかし、物事に関する真理を増やし続けることが「人類にとって大きな開放を意味しており、我々がそれを正しく使うことを学びさえすれば、より一層大きな意味を持つ」。本書もまた、真理

³⁸ MacIver, *supra* note 1, pp. 3-4.

³⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 4.

⁴⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 4.

⁴¹ MacIver, *supra* note 1, p. 4.

⁴² MacIver, *supra* note 1, p. 4.

⁴³ MacIver, *supra* note 1, p. 4.

⁴⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 4.

は常に再検討の対象となり得るという前提に立っている⁴⁵。

このような真理・知識観を MacIver が語るのは、それがアカデミック・フリーダムの問題になり得るためである。

すなわち、学問の目標とは実直に「『事実(facts)』を見つけること」と見做す者、知識とは「単なる個別の『情報(information)』の集合体以上のものではない」と教える者、研究とは「憶測(theories)とは無関係であり『証拠(evidence)』の提示と事実により『自ら語らせる(speak for themselves)』ことに限るべきである」という理論で研究(research)をする者がいて、仮にそうした考えが真に学問の目標であるならば、それを攻撃する十分な利益を持つ者はいないだろうから、敢えてアカデミック・フリーダムを守る必要性はほとんどないためである⁴⁶。

MacIver 達からすれば、単なる天文学的観察のデータを提示したのではなく、そこに「宇宙における地球の動きに関する推論(inference)」を描いたから、ガリレオは宗教裁判にかけられたのであった⁴⁷。学者は、データの範囲や「事実」を越えるべきではないという方針を掲げる「未成熟の『楽観主義』」は、知識が何であるかを理解していないこと、科学そして知識の進歩の歴史全体の二つの観点から誤りとされる⁴⁸。

MacIver らからすれば、「事実」とは、体系(system)の内側で、場所と意味を与えられるまでは不明瞭で、理解し難く、御しにくいものであった。その体系からして、関係性の場であり、決して既知(given)のものではない。体系とは、「根拠のある論理に支配され規律された科学的想像からなる概念構成体(the construct of the scientific imagination)」である。科学者が吟味を続ける仮説は常に修正の対象となる推論であり、あたかも十分に確立されたかに見える特定の概念構成体は、新たに当該分野の現象の性質により適うものにより完全に覆されるかもしれないものである⁴⁹。

このような学者による物事の関係性の説明なり、仮説や推論は、既成の社会的評価、団体利益、権威に基礎を持つ理論を支えている先入観と衝突する可能性が最も高いことを、MacIver は指摘する⁵⁰。その上で、現代において(In our times)この危険は特に社会学者、あるいは歴史家、思想家、文学生、生物学者や医者すら被るかもしれないこと、「アカデミック・フリーダムへの攻撃は、異なる時代に異なる外観として生じる」ことを示す⁵¹。

MacIver は、このような観点から、「アカデミック・フリーダムは教師および研究者

⁴⁵ 比喩的に次のような説明がされる：「我々が『真理』と言うとき、我々は『啓蒙(illumination)』として知識を考える」、他方で「物事とそれらが構成するシステムの相互依存関係の理解、つまり遠近法(perspective)として知識を考える」(MacIver, *supra* note 1, pp. 4-5.)。

⁴⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 5.

⁴⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 5.

⁴⁸ See, MacIver, *supra* note 1, p. 5.

⁴⁹ MacIver, *supra* note 1, pp. 5-6.

⁵⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 6.

⁵¹ MacIver, *supra* note 1, p. 6.

(investigator)として認定された教員によって主張される権利(a right)」と定義する。具体的には、「高等教育機関内外の特定の構成的権威に受け入れられないということを理由に、いかなる干渉、妨害、罰則の対象にもならず、自らの調査結果を解釈し、その結論を伝えることのできる権利」である⁵²。

しかし、ここでは MacIver が、上述の定義を「これこそアカデミック・フリーダムの理論の核心である。それは自らの研究分野における研究者の権利」と再三に渡り強調していることに重きを置くべきであろう⁵³。

これは裏を返せば、MacIver らにとって、この当時のアカデミック・フリーダムは自身の研究分野において相応の存在と認められた教員・研究者の権利などではなく、教員や研究者は高等教育機関内外の権威からの干渉や妨害なしに自らの解釈・結論を伝達することはできなかつた(少なくともそう見做されていた)ということの意味する。

次の記述はそれを裏書きする。

「しかしながら、彼の自由が守られるためには、あらゆる高等教育機関の教員団への一定の補足的保護を要求する。社会的、経済的、政治的、宗教的、その他の論議を呼ぶ問題に対して、行政機関やその他の権威と通じた(congenial to)見解を持つ者が、専門家としての資格(professional qualifications)と関わりなく、教育者の任命(appointment)条件や昇進管理に優先されるようなことがあってはならない」⁵⁴。

MacIver にとって、アカデミック・フリーダムの問題がここ係っていたことは少なくとも確かである。

ここまでは、MacIver の考えるアカデミック・フリーダムの定義とその根拠について確認した。本書の導入部分は更に続くが、本論部分と重複する点も少なくない。そのため、記述の便宜上、重複する内容はそちらに譲ることとし、以下では MacIver の思考を読み解く上で有用な記述を挙げていくこととする。

まず MacIver が指定する「大学」とは、厳密な意味での大学のみを対象とすることが文脈上明らかではない限り、「少なくとも程度の差こそあれ、リベラルアーツカレッジや非営利研究機関、そしてその他の高等教育機関」も含む。しかし先に引用した記述からも示唆されるように、「少なからぬ条件なしには特定宗派の(denominational)機関には適用できない」と断っている⁵⁵。

それは、MacIver 言うところの「学者、弟子(learner)、教師、そして学生の一団(a company)である」という大学の本質⁵⁶と密接に関わるためである。MacIver は、大学を「コミュニテ

⁵² MacIver, *supra* note 1, p. 6.

⁵³ MacIver, *supra* note 1, p. 6.

⁵⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 6.

⁵⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 7 n. 1; See, Appendix A (*Id.* at 285-289)

⁵⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 7.

ィ、学生と教師の多くが属しているより密接な地域、そして人類全体に奉仕するに奉仕するギルド(a guild)」と捉える⁵⁷。

上記説明は、共同体あるいはギルド的な大学像であるが、MacIverは知識を伝達する大学の役割にも重きを置いている。

それによれば、一方で知識に国境はなく、いかなる障壁があろうと、いかなる乱用がなされようと知識は全人類に貢献するという確信がある。他方で、かつて大学にとっての知識あるいは学術的研究の向けられる対象は「人文学(humanities)」に限定されていたが、現代においては(物理学・工学のような)科学へと変わる。しかし、物理学や工学の勝利は、「人文学」の必要性の低下ではなく、一層の重要性を意味する。議論の対象となる「知識」は、科学であれ人間の精神や創造性であれ、分野を問わない。ここから、大学に委託された知識の前進とその保護、その正確性(integrity)の保証の卓越した必要性が要請され、それ故にアカデミック・フリーダムの原理の維持の重要性も導かれる⁵⁸。

第2款 アカデミック・フリーダムの三側面

ここからは、導入部と本論(第一部から第五部)の内容を適宜相互参照しつつ、MacIverの主張を見ていくこととする。

第1節の最後では、知識の進歩(およびその保護)・その正確性の保証、それ故にアカデミック・フリーダムの理念が維持されるべきことを確認した。先々から示されているように、MacIverは知識の発展およびその伝達という形で人類・社会に貢献することを大学の使命と見做している。

彼によれば、大学の使命(mission)は理事会と教員団に等しく授けられた高度な責任である⁵⁹。この責任は、理事会・教員団双方に義務を課す。理事会の義務・責任とは、権威に指図されることない自由な真理探求が存在することで人間精神を育み栄えさせる高等教育機関を守り育てることである。より具体的には、(見通しを狭くするような)目的を推進するイデオロギー集団や圧力団体への抵抗、学問の目標を認識しない人々の叫びや要求、そしてあらゆる行政当局から教員団を守る義務である。ここでいう人々の叫びや要求とは、ときには大学の意義(what a university stand for)や人間の進歩へどのようなプロセスで貢献するかといったことに全く疎いあるいは忘れてしまった卒業生、ときには寄付者、政治家、プレス(the press)が、直接的には興奮した一部の一般人(the public)から生じる。理事会の持つ責任・義務とは、自らが主宰する高等教育機関の本質的使命に根ざしている⁶⁰。

これに対し教員団は、彼ら自身が唱えるアカデミック・フリーダムに義務付けられている。「自由の濫用は裏切りであり、とりわけこの自由は強力な利害関係者と極度の偏見の

⁵⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 7.

⁵⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 7.

⁵⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 7.

⁶⁰ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 7-8.

敵対的存在によって不安定なものとなる」⁶¹。なぜならば、教員の適性(His competence)は、あらゆる分野ではなく、特定の分野にあるため、知識のほとんどの領域において、彼は他の素人(layman)と適性はほとんど変わらない。それ故、教員は「自らの教室の講壇(rostrum)を、彼が教える課程と無関係な問題(issues)に関する自らの意見を広めるための説教壇(platform)として見做すべきではない」⁶²。

ここから教員には自身の適性分野内での論争となっている問題について、次のような要請がなされる——公平に両方の立場(あるいはあらゆる立場)から証拠を示すべきである。反対意見を持つ者に対して皮肉な言葉で(sarcasm)権力を行使すべきではない。自らの知識の限界と知者が誤りを免れ得ないことを認識すべきである。自身の研究が社会科学あるいはその他の人間の価値観や人間の利害に関わる領域にある場合、当該事例の事実について、もっともらしく自らの見解を提示せず、自らの評価(valuation)に極めて注意深くなるべきである。彼は証拠が示すと信ずる結論を表明することを躊躇ってはならないが、偏見を免れ得ないか常に警戒しなければならない。動機は常に混在しており、ほとんど常に不確かに推論されるものであるから、己と異なる人に卑劣な動機を与えるべきではない。こうした「学者としての研究方法(approach)を放棄するならば、アカデミック・フリーダムつまり学者の主要な権利を主張することはできない」⁶³。

この後には、教員(団)の責任・義務からアカデミック・フリーダムの性質を吟味する叙述が続く。

MacIverによれば、アカデミック・フリーダムとは、第一に組織化された自由であり、第二に専門家としての自由であり、第三に職務上の自由である。順に見ていこう。

第一に、アカデミック・フリーダムとは「組織化された(institutional)自由」である。アカデミック・フリーダムは高等教育機関内部の教育者により主張される自由であるため次の例外および裁量的但し書きを除いて、教育者は自らの機関の外部との関係において、他の人間と同じ自由を有する。例外とは、自身の専門外の発言または行動(extra-academic utterances or actions)を所属機関といかなる形でも関連付けられないよう注意すべきであること、裁量的但し書きとは、所属機関の信用を落とすような公の場での行動を避けるべきことを指す⁶⁴。

ここで MacIver は特に言及をしていないものの、この部分の記述は、おそらく全米大学教示協会(AAUP)の 1915 年声明ならびに 1940 年声明における「学外発言と行動の自由」および「市民としての発言・執筆」の項目を念頭に置いたものと思われる⁶⁵。しかし、出典がな

⁶¹ MacIver, *supra* note 1, p. 8.

⁶² MacIver, *supra* note 1, p. 8.

⁶³ MacIver, *supra* note 1, p. 8.

⁶⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 9.

⁶⁵ 「1915 年声明(1915 Declaration of Principles on Academic Freedom and Academic Tenure)」は、アカデミック・フリーダムの内容として①探求と研究の自由、②大学・カレッジ内での教育の自由、③学外発言と行動の自由の三要素を挙げた(AMERICAN ASSOCIATION OF UNIVERSITY PROFESSORS, POLICY DOCUMENTS AND REPORTS 4 [11th ed. 2015])。このうち③について次のような記述がある：「学外発言において、学者は軽率又は未証明又は大げさ

くこのような記述がなされていることは、この頃のアメリカの学者たちにとっては、当然の前提であったからなのか。あるいは、「例外ないしは裁量的但し書き」という表現は、自身の専門外の発言・行動を所属機関と関連付けないよう注意した上で、はじめて他の人間と同じ自由を行使できるという比較的重い義務を前提とした発想にも読める⁶⁶。

話を戻そう。第二に、アカデミック・フリーダムは「専門家としての(*professional*)自由」である。医者や法律家が自らの義務を果たし、顧客により良く貢献するために特別な領域の自由を要求するのと同様、教育者もこうした自由を必要とする。この意味で、それは「ギルドの構成員により主張される権利(a right)としての自由である」。従って、アカデミック・フリーダムを擁護する際、教育者はギルドの他の構成員に対する諸々の義務を有する。具体的には、自身の自由は損なわれていないことに安住し、同僚のアカデミック・フリーダムを守らないことは、そうした義務への違反となる⁶⁷。

な声明を避け、不謹慎又は扇情的な表現方式を差し控える特有の(*peculiar*)義務のもとにある。しかし……、それらの制約の下で、学者たちが論争のある問題への自らの判断の表明をするのを禁止すべき、又は大学の外での彼らの言論の自由が、彼ら自身の専門に含まれる問題に限られるべきことが望ましいとは考えない。彼らが公衆の利益になると信じる組織化された運動への活発な支援をすることが禁止されるべきことが不適切なのは明らかである」(*Id.* at 10.)。

「1940年声明(1940 Statement of Principles on Academic Freedom and Tenure with 1970 Interpretive Comments)」は、アカデミック・フリーダムの内容として①教員の自由な研究と公表の権利、②教室内で担当科目について自由に議論する権利、③市民として発言・執筆する際、の三点を記す。このうち③については、次のような説明がされている：「カレッジや大学の教員は市民であり、学識のある専門職の一員であり、教育機関の職員である。彼らが市民として発言する又は執筆する際、大学の検閲又は懲戒から自由であるべきだが、共同体における彼らの特別な立場は特別な義務を課す。学者及び教職員として、一般人が大学教員の発言によってその職業(*profession*)や大学を判断しても良いことを大学教員は覚えておくべきである。それゆえ彼らは常に正確であるべきであり、適切に自制すべきであり、他者の意見への尊重を示すべきであり、彼らが大学のために発言していないことを示すためのあらゆる努力をすべきである」(*Id.* at 14.)。

二つの声明は、概ね同一の内容を記す。ただし厳密に言えば、単なる表現の相違に解消しうる部分と明らかな見解の変遷とともれる記述が混在している上、1940年声明は後に1970年時の解釈コメントも付されている点が、一連の歴史的文書の理解を複雑化させる。

この点については、盛永悠太『学外言論(*extramural speech*)』と学問の自由：専門と無関係な市民としての大学教員の言論は、学問の自由の行使といえるか』北大法政ジャーナル第25号(2018年)61頁以下の第1章の参照を乞う。

⁶⁶ こうした図式の中で、研究者・教員の市民としての自由と、例外・但書とはまさしく表裏一体の存在と位置づけられているように見える。この例外・但書は、「教員はそのように行動しているはず」という規範を導き、通常時ではあくまで当事者を緩やかに拘束するも、当該規範への違反時には厳格に当事者を拘束するように働くのではないだろうか。本書が書かれた時期からすると、教員の発言が所属機関に与える影響というものが重く見られていた可能性もある。しかし、この点については決定的と言える要因がない。

⁶⁷ *MacIver, supra* note 1, p. 9. なお、ここで *MacIver* は個別に取り扱うべきとしつつも、「教育者のギルド」の中に大学・カレッジ(の教員)だけでなく、専門的職業(*the profession*)としての学校教員を含めている。

この「専門家としての自由」は更に、二種類の帰結をもたらす。

一つは、本書(MacIver)の考察対象に係る。アカデミック・フリーダムは研究分野内における研究者(the student)の自由、とりわけ研究、結論の提示、知識の伝授をする自由にとって欠くことのできないものである。そのため、直接的な拘束であれ、間接的な抑圧であれ、この自由への干渉一切が、対象となる。具体的には、個々の教員に対する直接的な干渉や非難のみならず、アカデミー全体への規制、非順応(non-conformism)への罰則、権威主義的支配管理、テニユアや地位への条件付け、検閲といった「安全」手段である⁶⁸。

もう一つは、アカデミック・フリーダムの享有主体に係る。厳密な・教義の意味において、アカデミック・フリーダムは教員および教員の集合体としての教員団にのみ関係がある。しかし MacIver は、「学生全体(the student body)とその個々の構成員の自由」に関しても語るべきとする。それは、「教員の知的自由と、教えられる者の知的自由」の間には、ある程度の明確な差異がありながらも、密接に関連し相互作用するためである⁶⁹。

後者の点については、ギルドとその徒弟、アカデミーとその学生というアナロジーを交えつつ、アカデミーが、学問(learning)という共通の目的、その追求のための一定の自由と機会の要求において結びついた新旧の学者からなるコミュニティーであると再定義される⁷⁰。

ここで、Hofstadter & Metzger が構築し提示したアメリカのアカデミック・フリーダムの内容が想起される。

簡単に言えば、当初は教授の自由(Lehrfreiheit)と学習の自由(Lernfreiheit)の二つから成るドイツの akademische freiheit の訳語として academic freedom が誕生したものの、アメリカのアカデミック・フリーダムは教授の自由は取り入れたが、学習の自由は取り入れず切断したのである。MacIver の定義からは、従来アカデミック・フリーダムから排除されていた学生を包含しようとする意図が読み取れる。MacIver によるアカデミック・フリーダムの再解釈(再構成)は、「知的自由」を媒介にして、一方で教員・学生間の「知的自由」に明確な差異を認めつつ、アカデミーにおける両者の在り方を「新旧の学者」と見做すことで擬似的な対等性の観点を持ち込んでいるのである。

このような専門家としての自由であると同時に、アカデミック・フリーダムは三番目の側面として「職務上の(functional)自由」である⁷¹。教育者は、自身の主要な職務(function)に付随する専門家として為すべきその他の多様な務め(task)を有する(例として、課程の計画、資料の準備、多種多様な委員会への出席、学生の試験と成績評価など)。しかし、彼にとって、教育者のギルドとしての高等教育機関に属することに伴う知識の追求とその伝達への関わりこそが、主要かつ筆頭の職務である。この職務は、高等教育機関というコミュニティーの

⁶⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 9.

⁶⁹ MacIver, *supra* note 1, pp. 9-10.

⁷⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 10.

⁷¹ MacIver, *supra* note 1, p. 10. 既に見たように、高柳信一はこの部分を「機能的自由」と訳出した(高柳・前掲注(29)41頁)。しかし、本稿筆者は「職務上の自由」とする方が以下に記す MacIver の文意をより正確に捉えられるのではないかと考える。

勤め(a community service)であり、その意義でもある。教育者の勤めとは、学生・所属機関・同僚にとどまらず、国家(country)や文明・人類に対する貢献(service)でもある⁷²。

第3款 「貢献」

ここで話題は学者・教育者が貢献する対象に移る。MacIverは、社会が「偏見、恐れ、近視眼的な利益、楽観、全くの無知」を通じて教育者の勤めを妨害すること、他ならぬ教育者自身が常に内外からの種々の誘惑(例えば、自らの見解を権威に屈服させることによる利益や学閥)に晒され得ることを指摘する⁷³。

大学は「開かれた真理探求」という形で人類に貢献する制度(the institution)であり、アカデミック・フリーダムはこの役割から派生する。この自由は、特権(privilege)や免許(concession)でもなければ、機関内外を問わず権力者がその利益や裁量に応じて、適切に許可・拒否したり、資格を与えたり、規制したりするようなものでもない。MacIverは、それをペンと紙、教室と学生、研究室と図書館のように不可欠なものとして、「大学の務め(task)の実行と本質的かつ密接に結びつくもの」と捉える⁷⁴。この前提に立つならば、大学の役割は「知識の拡大と伝授」となる⁷⁵。

しかし、MacIverの筆致がどこか醒めたものであることも否定できない。先の社会の偏見や近視眼的利益、教育者自身に対する内外からの誘惑を例に挙げるように本書は、本来活力ある制度が、簡単に不寛容や腐敗の場となることを前提にしている節がある⁷⁶。全体主義国家における大学の役割は、「支配的なイデオロギーの促進と植え付け」ることとなり、権力の利害関係によって学問は曲解を受け、「適切な意味における大学は消え」権力への阿諛追従機関と変わる——MacIverはそうした墮落を極端な例としつつも、前提が変われば結論も変わる問題としていることは確かである。それ故、「知識の自由な追求と伝達」以外の一切の要求をアカデミック・フリーダムの主張と結び付けないことを求めたのであった⁷⁷。

再び話は移り変わる。知識の追究・伝達という役割に付随あるいは派生する専門的職業訓練(医師・法・建築・行政職等)、特定組織やコミュニティーや特定問題への助言、そして学生への影響という形での貢献である⁷⁸。

こうした問題群に対して、MacIverはその重要性を過小評価しないものの、あくまで大学の主要な役割(知識の追究・伝達)の帰結またはそれに付随する形での貢献であるという構えを崩さない。「大学とは今我々が扱っている他の役割に専念する唯一の組織でなければ、それを実行する唯一の方法でもない」⁷⁹。専門的職業訓練にしろ、専門家としての助言にしろ、

⁷² MacIver, *supra* note 1, p. 10.

⁷³ MacIver, *supra* note 1, p. 10.

⁷⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 11.

⁷⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 11.

⁷⁶ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 10-11.

⁷⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 11.

⁷⁸ MacIver, *supra* note 1, pp. 11-12.

⁷⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 12.

そうした要請に応える方法は、「公平な知識の探求に含意される価値観」⁸⁰による他はないという。つまり、「アカデミック・フリーダムに必然的に伴う専門家の責任」として、特定集団に限定的な価値に媚びる教化や不適切な私的利益の要求に応じることを差し控える義務があるため、専門的職業訓練にしる、専門家としての助言にしる、それに倣うことが求められる⁸¹。

残るは、学生への影響である。例えば、「大学の職務(business)は若者がコミュニティーにおける人生へのより有効な参加をするための準備、社会の需要や条件により適うあるいは単により成功したキャリアのための備えである」との考えを想定する。本書は、にべもない。「若者が人生において関わる社会的関係、あらゆる制度、あらゆる領域の体験、あらゆる条件への準備」を不鮮明かつ大学の役割を霧散させるものとして否定的に解するし、大抵の人は「コミュニティーの問題に効果的に関わるため」にカレッジや大学に入って学ぶことはないし、それを仕事とする機関は別にあるから、大学はそれらの代替物となることは不可能であり、決して求めるべきではない⁸²。

だが、MacIver が深刻あるいは危険と受け取ったのは、先の問いの中の「大学の職務は学生が社会の中で自身の居場所を準備するためにある」という無条件の断定であった。ここで彼が挙げるのは、人種隔離(racial segregation)である。仮に大学がそうした措置を行うならば、学生に隔離の習俗(mores)を鼓吹することにならないだろうか、科学的な知識が関係する人種的な不平等に関する問いを拒否または曲解することを意味するのだろうか、そして一般に流行している神話に敢えて反することを言う教育者は解雇されるのだろうか。あるいは、大学の職務は「民主主義を教えること」となった場合、どうだろうか⁸³。

MacIver は、この種の例は学問の歴史にありふれていると述べる。しかし、その目線がアメリカに向けられていることもまた確かであった。

「ここでの問題は、人々は諸々の意味と、特に民主主義の中で生きた経験のないものも含めて多様な機関から民主主義を教えられるであろうことだ。大学は、たとえどれほど素晴らしく良いことでも、教化を企む(designed)機関となり歪ま^へずにはいられない。大学は、それぞれの固有の適正と、知識の特定分野に身を捧げ^へることを理由に選ばれた、極めて異なる学術的な関心を抱く学者たちの組織である。他の人々を分裂させている多くの理由は、彼らもまた分裂させる可能性がある」⁸⁴。

もし「善の教化」が大学の使命となればどうなるか。カレッジの学部長(dean)は「人格形成」を第一の教育目標とし、卒業生は母校がキリスト教原理の普及に専心し、大学が示す信

⁸⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 12.

⁸¹ MacIver, *supra* note 1, pp. 12-13.

⁸² MacIver, *supra* note 1, p. 13.

⁸³ MacIver, *supra* note 1, pp. 13-14.

⁸⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 14.

条であることを理由に、特定の学者の信条を拒絶することを要求するかもしれない⁸⁵。

こうした事例は、かつてのアメリカの大学・カレッジでは必ずしも珍しくはなく(第5章参照)、Columbia大学の関係者らにとってもその風潮は記憶に新しかったかもしれない。少なくとも MacIver にとって、大学は教会や宣教師社会ではなく、そうした要求をする者は「大学が主に貢献する対象を正しく認識せず、そしてアカデミック・フリーダムに僅かな尊敬すら払わない」と辛辣な評をさせる程のものであった⁸⁶。大学は、異なる信仰を持つ者同士が会う礼拝・啓発する機会を提供することはできるが、機関としてはあらゆる種類の「主義」に肩入れすべきではないというのが、MacIverの立場であった⁸⁷。

このように大学は、特定の「主義」に肩入れすべきではないという要請が働く一方で、あたかも学者たちの結社(精神と実体の進歩、社会の道徳的質への貢献をもたらす存在であるという理念を内包した存在)として動くことが望まれる⁸⁸。

MacIver がこうした(過剰なまでの)理念型を大学に求める所以は、「我々は、経済的、政治的、イデオロギー的に組織化された利害関心と圧力団体の大勢の只中に生きている。世間は、それらの誘惑に満ちている。あらゆる種類そしてあらゆる規模の組織は、説得力の力によって生きる」、真理の曲解をするインセンティブやプロパガンダに基づいた真理解釈をする誘引が多数存在する、という認識に率直に現れている⁸⁹。三位一体的な真善美の関係を持ち出し、今なお善と美は真理の同盟者と見做すのも⁹⁰、同様である。例え誤った結論に達するとしても、知識の探求(あるいは吟味なり調査なり)を続けることで、知識の探求の精神を学生たちへ示そうと試みるのが、大学ひいては学者がコミュニティーの知的誠実さ(intellectual integrity)の根拠を再編成することに繋がる(=知的誠実さを欠く美德は心許ない)という発想である⁹¹。

先に挙げられたのは、古くからの真善美の関係であるが、これは現代的な美德でも変わらない。言い換えれば、「公けに宣言される民主主義の美德」への貢献だとか、「市場経済(free enterprise)」のためとか、特定の支配集団の信じるころの宗教や社会的・宗教的文化の傾向に基づく信条のために、研究や教育を指図するよう要求される事態。そうした要求に基づいて大学の主要な役割を変更させることを求めるのではなく、「学者たちの結社に道徳的に幸福なコミュニティーへの貢献を続けさせる方がはるかに賢明である」、というのが MacIver の立場であった⁹²。

ここにおいて、問題の所在が明らかとなる。曰く、「現代の合衆国内部で支配的な世論の動向(climate of opinion)において、我々のカレッジと大学自身が常に特定の主義(causes)のプ

⁸⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 14.

⁸⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 14.

⁸⁷ MacIver, *supra* note 1, pp. 14-15.

⁸⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 15.

⁸⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 15.

⁹⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 15.

⁹¹ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 15-16.

⁹² MacIver, *supra* note 1, p. 16.

ロパガンダのための扇動機関と化していることを嫌がる人々が大勢いる」⁹³。

そこにアカデミック・フリーダムの原理や大学の意味(特質)への無理解があるのも、確かであった。同時に、コミュニティーにとっては、「民主主義がまさしく依拠する自由それ自体としての拘束されていない大学」、「自由な大学」がもたらす貢献⁹⁴、この重要な二つが失われる⁹⁵。

言うまでもなく、完全な意味でこの種の理想を果たす大学は存在しないだろう。「それにも拘らず、それはあらゆる真正の高等教育機関が目指す理想である。この理想の追求は、学者の純粋な義務である」⁹⁶、とする所に何よりの意味があった。

MacIver は、「個々の学者」については極めて醒めた見方を示している。個々の学者は、特定の信条、分断された価値、相違する利害関心、特定の好みと嫌悪を、言い争い、野心、虚栄心を持つ。同時に彼らの衝動は、彼らの学者としての義務と結びついて闘争となるかもしれない。それにも拘わらず、「学者の集合体としての大学」という次元では、個々の構成員は、大学の主要な役割の達成に不可欠な基準を支え強化しようとするのを、MacIver は認める。もっとも、それはあくまでも個々の構成員の役割の追求が自由(free)である場合、その貢献が人類全体に与えられる場合においてのみ初めて可能となる⁹⁷。現実に対して醒めた認識を示しつつ、理想に拘る点がここにも現れている。

高柳説との比較

ここまでの段階でも MacIver の議論は、高柳と通底する点が多い。まず指摘すべきは、MacIver がアカデミック・フリーダムの定義と内容を、基本的には「学者の自由」とした上で、(両者の差異を前提にしつつ)「教員の知的自由と、教えられる者の知的自由」と⁹⁸、アカデミーというコミュニティーを媒介とすることで⁹⁹、その対象を学生にも拡大している点である(それだけでなく、MacIver は大学の使命として理事者も含めた大学関係者にアカデミック・フリーダムと大学を守る義務を課す)。

これは先に指摘したように、アメリカのアカデミック・フリーダムが切断した学生を取り入れる試みと理解できる。こうした MacIver の叙述は、「学問研究共同体」を掲げ¹⁰⁰、教

⁹³ MacIver, *supra* note 1, p. 17.

⁹⁴ 例えば、「公平な探求、論争的な問題に対して情熱(passion)の代わりに理性(reason)を用いる処置、事件の当事者全ての主張に耳を傾け、結論を急ぐのではなく、証拠を発見しこれを解釈しようとするフェアプレーの精神、そしてそれによって、偏見による誤算が重大な代償をもたらすような問題でも、理解を深め、賢明な判断を下すことができる」(MacIver, *supra* note 1, p. 17.)。

⁹⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 17.

⁹⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 18.

⁹⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 18.

⁹⁸ MacIver, *supra* note 1, pp. 9-10.

⁹⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 10.

¹⁰⁰ 高柳・前掲注(29)132頁。

員の専門家としての自由の独善と墮落を学生の批判等で防ごうとする¹⁰¹高柳と親和的である。しかし、第3章で述べたように高柳はアメリカのアカデミック・フリーダムの議論を撰取する際、「学習の自由(Lernfreiheit)」に言及していない。先には高柳の描く図式から「学習の自由」が夾雑物となってしまう可能性を指摘したが、学生の存在を高く位置づける MacIver の叙述を取り入れることで、議論のバランスを取ったという可能性も考えられる。

この他に高柳説と親和的な点として、大学の役割(貢献)に関する記述が挙げられる。例えば、MacIver は大学を「開かれた真理探求」という形で人類に貢献する制度とし、アカデミック・フリーダムはこの役割から派生すると記した上で、この自由は、特権(privilege)や免許(concession)でもないと論じる¹⁰²。真理探究行為による社会貢献と特権否定のロジックは高柳説の特徴である¹⁰³。『学問の自由』内でいうと論文「I」ならびに論文「II」の該当箇所(とりわけ、論文「II」の「6 大学の自由と使命」)では、共に機能的自由に言及していることも確認できる¹⁰⁴。全ての箇所で MacIver からの引用がなされているわけではないものの、内容的関連性を考慮すると、高柳と MacIver の影響関係は有意かつ相当程度のもものと判断できる。この他に細かい点として、高柳は MacIver の大学制度観(知識の探究・養成・伝達)を挙げている点¹⁰⁵、(引用はされていないが)アカデミック・フリーダムの侵害に対して連帯することを要求する点¹⁰⁶など共鳴している箇所は少なくない。

第2節 世論の動向とアカデミック・フリーダムへの攻撃経路

ここまで本書の導入部を見てきた。ここからは本論に当たる箇所を取り上げる。

第2節では、まず「第一部：世論の動向」¹⁰⁷を、次いで「第三部：アカデミック・フリーダムへの攻撃経路」¹⁰⁸を取り上げる。

第1款 世論の動向

全米大学教授協会(AAUP)のある年の記録によると、1945年から1950年にかけてアカデミック・フリーダムへの攻撃・侵害に当たると判断された事例は、227件に登るといふ¹⁰⁹。

ヨーロッパの国々と比べて、なぜこれ程までの事例がアメリカでは確認されるのか。この点については、例えば、アメリカの大学やカレッジの特殊性だとか、古い「貴族的な」ヨー

¹⁰¹ 高柳・前掲注(29)41頁131頁。同注33はMacIverからの引用である。

¹⁰² MacIver, *supra* note 1, p. 11.

¹⁰³ 高柳・前掲注(29)41、120、126-128頁。

¹⁰⁴ 高柳・前掲注(29)41、128頁。

¹⁰⁵ 高柳・前掲注(29)171頁。

¹⁰⁶ 高柳・前掲注(29)90頁; MacIver, *supra* note 1, p. 9.

¹⁰⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 19 ff.

¹⁰⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 121 ff.

¹⁰⁹ W. T. Laprade, "Academic Freedom and Tenure", *Report of Committee T for 1950*, Bulletin of the American Association of University of Professors XXXVII (Spring, 1951), 79.

ロッパ式の大学教育ではなく、「リベラルアーツ」式の教育に理由を求める見解がしばしば持ち出される。確かに、こうした説明が有用な面を持つこと自体は否定できない。しかし、受け入れるには単純過ぎるし、それでは説明しきれない点が多い(例えば、南部の人種問題とか利益団体が絡む場合)¹¹⁰。それ故、本書はアメリカ特有の大学管理(academic government)と世論(public opinion)の特徴という二つの観点から考察を試みる¹¹¹。

このうち世論については、既に1840年の段階でトクヴィル(Tocqueville)による分析も存在する所であり、本書も基本的にはその素描に従っている¹¹²。

トクヴィルからの示唆を受けつつ、本書は世論のシステムとして、合意の根拠(ground of consensus)、意見の提携(alignment of opinion)、意思疎通の構造(structure of communication)の三点を挙げる。そのうち一つ目は、世論の調性(tonality)として動く期待や前提の一般的な根拠(伝統や慣習、人民の行動傾向など)、二つ目は、公共政策や広範な問題における「左」から「右」への立場や見解の変遷として説明される(もっとも二つ目について深入りはされない)¹¹³。

MacIverは専ら一番目の合意の根拠に関して叙述を進める所、三つ目の意思疎通の構造つまり通信設備の大規模な発展が、一つ目の側面をより一層押し進めると指摘する¹¹⁴。

こうした概念・道具立てについての説明や、それらを用いた「敵対」集団に囲まれた中で「好意」の下に結集し一種のコロニーと化した集団やそうした集団間の競争¹¹⁵についての分析を細かく見ていくよりも、端的にMacIverが何を問題視していたかを指摘するほうが本稿では適切であろう。要するに、「声の大きな少数派(vocal minorities)が、大いなる理由の旗の下で示威行進せんとする」、「彼ら自身の利益を増やすために『道徳』の棍棒に訴えかけること」である¹¹⁶。次の一節が分かりやすい。「例えば、特定の大学教授たちが経済的な『異端』にふけることを許すという理由でアカデミック・フリーダムを嫌うある集団が、自らの目的を『愛国心』や『アメリカニズム』という衣で覆って、共産主義や『国家統制(statism)』のような重大な脅威を撃退していると標榜する」¹¹⁷。

こうした訴えかけあるいは警告は、国家の歴史に根ざした伝統や広く人口に膾炙したという意味で揺るぎない伝統を欠いている場合、効果的に働く。まさしく「アメリカ的」と「非アメリカ的」という言葉は、思慮の浅い又は自己中心的な指導者にとって、人々の理解の欠如を利用し、不寛容の感情を植え付けることができる¹¹⁸点で、効果的であった。とりわけ、この時代では、共産主義者であるとの責めが主要な大学やカレッジに浴びせられていた¹¹⁹。

¹¹⁰ MacIver, *supra* note 1, pp. 21-22.

¹¹¹ MacIver, *supra* note 1, p. 22.

¹¹² See, MacIver, *supra* note 1, pp. 22-23.

¹¹³ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 23-24.

¹¹⁴ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 27-28.

¹¹⁵ See, MacIver, *supra* note 1, p.28.

¹¹⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 30.

¹¹⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 30.

¹¹⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 30.

¹¹⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 30.

差異への憎しみと順応への要求の不合理性は、人間の心に潜む原始的な感情に由来するという点で、「あまりに人間的な(all too human)」なものではあった。しかし、そこから生じる諸々の混乱やそれへの批判が欠けているのも確かである。混乱の根本には、市民の権利と権力(civic rights and powers)に相応する市民教育の欠落がある。そして、MacIverは、反知性主義者(anti-intellectualist)の無知にして全知全能(know-nothing-and-know-everything)な傾向の大規模な西進(westward expansion)が、単純な類の福音主義(evangelism)としばしば結びついていると見做していた¹²⁰。これらは、民主主義の原則を掲げた国家でアカデミック・フリーダムに対してなぜ数多くの攻撃がなされるのか、を理解する上での背景事情に当たる¹²¹。

なお MacIver は、本書での考察対象(各大学・カレッジにおけるアカデミック・フリーダムへの攻撃)を「これがアメリカ」式の説明で片付けることに難色を示す。なぜならば、そうした視点では、全米で生じているアカデミック・フリーダムへの攻撃は、実際の現場毎に多様で複雑な結果となっていること、蒙昧主義・権威主義者の失脚とアカデミック・フリーダムの擁護がなされていることを正確に認識できないためである¹²²。

もっとも、こうした点に比べてより一層の検討を要する問題があった。すなわち、アカデミック・フリーダムを攻撃する側の面々は少なくとも当の本人自身は、自由な真理探求に敵対的なわけではなく、「真正の(genuine)」アカデミック・フリーダムへの尊重を示しもする一方で、自らの敵とは違い、愛国心があり、神への愛を持ち、若者を守る強い意思があると装おっていた¹²³。知的自由への反対運動は、公には圧力団体により、より陰湿で脅威的なやり方としては議会や州の調査によってなされる。知的自由の擁護は、教育者ではなく、市民の公共精神(public-spirited citizens)にかかっていた¹²⁴。

さて、MacIver が念頭に置いていた「現代」は、第一次世界大戦時とは異なる(あるいは一新された)新しい正統がアメリカ社会を支配していた時代である。

この新しい正統(new orthodoxy)は、旧来の不寛容と私利私欲の化合物であるが、新しい訴えかけ方、攻撃方式、そして異端者のレッテル貼りを持つという点で新しいものであった。すなわち、ある個人が、例えば自由(liberal)、独立(independent)、急進的、反マルクス主義社会学者、平和主義者といった何らかの意味での非順応者であろうと、単に証拠法則を信じる者やフェア・プレイを重んじる保守的な人間、市民の権利の擁護者であろうと、必ず「共産主義への道を歩み、それを幫助している幻の軍隊の一員」として認定される¹²⁵。こうした新たな不寛容を評価するには、他組織と同盟を組む政治的要素となり自己利益を有し経済にも専心するという点で、今日顕著な存在となった圧力団体の占める役割について理解する必要がある¹²⁶。

¹²⁰ MacIver, *supra* note 1, pp. 30-31.

¹²¹ MacIver, *supra* note 1, p. 32.

¹²² MacIver, *supra* note 1, p. 32.

¹²³ MacIver, *supra* note 1, p. 33.

¹²⁴ See, MacIver, *supra* note 1, p. 33.

¹²⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 45.

¹²⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 45.

ここで MacIver は、教育団体および教員に対し支配を及ぼそうと働きかける組織を、次の四つに分類する。すなわち、立法委員会(legislative committees)、「『愛国』団体」、特殊利益団体・圧力団体(lobby)、(教育が主要または排他的な目的の)プロパガンダ組織である¹²⁷。

まずは立法委員会であるが、言うまでもなくここでは直接・間接的影響を問わず、政府ないしは他の構成的権威が対象である。しかし何よりもこの当時においては、政府の委員会が通常の役割を逸脱し、調査(investigation)という名目の下、聴聞や審査の呈で(assumes through its hearings and reports)、強烈なプロパガンダの役割を發揮していたことが念頭に置かれていた¹²⁸。

個人または団体の「破壊」活動を広く対象とした立法。連邦レベルでは、俗にマッカーラン委員会(McCarran Committee)と称される上院内部保安小委員会(Senate Internal Security Subcommittee: SISS)、そして下院非米活動委員会(House Committee on Un-American Activities: HUAC)。州レベルでも California、Washington、Illinois、Ohio、Massachusetts 各地の「非米」活動委員会。教育現場では、fellowship および scholarship 賦与に対する連邦による忠誠審査、次に続く州の忠誠宣誓などが課された¹²⁹。

言うまでもなく、下院の非米活動委員会は 1938 年特別委員会として発足し、1945 年に常任委員会となった背景がある。その意味で、過去との連続性を有する。それにも拘わらず、本書が 1945 年以降の活動を中心に取り上げる¹³⁰のはなぜか。

MacIver によれば、これまでのアカデミック・フリーダムの研究は、これ程まで多様な委員会の歴史を辿る場ではなかった。それにも拘わらず、マッカーシー上院議員(Senator McCarthy)の活動等も含め、「1954 年以降、遺憾ながら身近になる」。そのため、これらの委員会のアカデミック・フリーダムに対する影響も「我々の主要な関心」となったのである¹³¹。

本来、「共産主義への対処という問題」は、他の全ての歴史的・政策的問題同様、政策上「意見の相違が避けられない」し、「最も賢明な判断も誤り得る」。しかし、「我々の立法委員会は……予め答えを知っていた」¹³²。

次に「愛国」団体である。他の類型と比べた際の当該類型の特徴は、社会の変化に対する「その生来の保守性」が何よりの特徴である(例えば、南部の人種隔離の廃止に対する反応)。彼らからすれば、精神の独立は破壊活動の先導者と見做される。それ故、その影響力は概ねアカデミック・フリーダムに対して不利に働く¹³³。注意を要するのは、こうした勢力の構成員は一般に既に社会の中で地位を確立したベテランたちの団体(older established veterans' organization)であることが多く、もはや自らの利益のために他と争う意義がほとんどないと

¹²⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 46.

¹²⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 46.

¹²⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 46.

¹³⁰ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 46-50.

¹³¹ MacIver, *supra* note 1, pp. 46-47.

¹³² MacIver, *supra* note 1, p. 52.

¹³³ MacIver, *supra* note 1, p. 54.

いう意味では、生来から不寛容の側にいるわけではないことだ。しかし、至る所に転覆計画(subversion)を見出す熱狂的な愛国者により団体が支配される場合、容易に世論の動向を左右する存在になる¹³⁴。

そして、特殊利益・圧力団体。本来、特定の利益を擁護・促進するために組織化することは適切なことである。しかし、今や余りにも強力な団体が可能な限り自らの要求を果たすよう教育者に訴えかけ、例えば、処分への影響力行使、教科書から気に食わない記述を削除させる、反対の見解を抱く教員の地位を剥奪させようとするまでに至っていた¹³⁵。

ここで問題となるのは、なぜそうした団体が教育・教育者の知的自由に対する攻撃に積極的に参加するのか、である。現実では、教育者それも大抵は少数派の中の更に一部が、企業や職業集団の不興を買うような経済理論を抱くために、教育者を抑制しようと試みることなどはもはやお馴染みの話である。今日の場合、多くの団体が進化を遂げると共に、攻撃することに集中するために設立されたという点に特徴がある¹³⁶。

端的に言えば、それは時代・世代の違いである。第一次世界大戦前に活躍した前時代の経済学者たち(例えば、第3章でも名前が挙げられた Edward A. Ross)は、社会学者・無政府主義者として痛烈に批判され職を失った。確かに彼らは経済改革を訴え、独占や排他的特権に反対したが、広い意味での私企業は否定しなかった。彼らは自由放任主義を否定したが、私企業の敵ではなくむしろ友であったにも拘わらず、社会主義・無政府主義と見做された¹³⁷。

それに対して「現在」、例えばある団体(Conference of American Small Business Organization)は、自らの教育目標を掲げ、労働問題や農商業、貿易や独占、租税等と同じく教育に関する委員会を設け、ロビー活動も行う。それは連邦議会の委員会に対しても同様である。そればかりか、教育問題に関して自らの機関誌を発行し、独自の意見という名のプロパガンダ(例えば、「人種の扱いと収入の格差は共産党の手口」、「教科書はアメリカ的であるべき」)を学生や教師に向けても発信している。結局の所、そうした団体は自らの極めて狭い正統節のみを大学で教えるべきであると考えている¹³⁸。

いかなる旗の下であろうと、アカデミック・フリーダムへの攻撃は「常に利害関係者に不利な意見を抑圧するより広範なキャンペーンの一部」であること、これが MacIver の見立てであった¹³⁹。

最後にプロパガンダ組織(あるいは擬似教育組合)である。こうした組織は、その名前に「教育」という言葉が使われていることが多い。MacIver は、他と異なりこうした組織は教育目標を公言することで(profess)他組織に対して経済的な優位性を得ると指摘する¹⁴⁰。もっとも、次に見るように経済的な優位性よりも政治への影響力の方に目を向けるべきかもしれない。

¹³⁴ *Ibid.*

¹³⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 55.

¹³⁶ *Ibid.*

¹³⁷ *Ibid.*

¹³⁸ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 56-58.

¹³⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 58.

¹⁴⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 59.

というのも、MacIver が一例として取り上げた Ph.D. を自称する Allen A. Zoll という人物の主宰する団体(National Council for America Education)の諮問委員会には、当時 6 人の連邦議会構成員、3 名の上院議員、カレッジの副学長、南部の有名大学の教授も参加していたのである¹⁴¹。

以上、四類型の考察を概観した。MacIver による素描は、これらの団体がいずれにせよ、教育上適切に訓練され・適切な基準に倣った知識を備えた人に委託される教育機関にとって深刻な影響をもたらすこと、特にカレッジ・大学よりもパブリック・スクール、私的団体よりも国家機関への影響がより深刻なことを示唆する¹⁴²。

本来、教育の価値に関する率直な批判は歓迎されるべきである。しかし、本書が取り上げた四類型の団体は、そうした部類に入るとは言い難いものであった。それどころか、一握りの共産主義者の活動よりもそうした団体の作用の方が、教育制度の尊厳(integrity)にとって脅威である。「教育制度に対する建設的な批判」が欠けていることが、MacIver をしてそこまで言わしめたのであった¹⁴³。

特に、そうした団体が知識の追究(pursuit)に関心がなく、高等教育機関の役割に無関心・誤解を抱いていること、自身の望む特定の見解や理論のみを教育や研究の対象としている点、併せて医療・労働分野といった社会保障の問題での政策に対して「全体主義」、「社会主義」、「赤」といったレッテルを貼る行為が MacIver の評価を芳しくないものとしたことが窺える¹⁴⁴。今やそれらの持つ力は、「現代において(in our times)、アカデミック・フリーダムのみならず、広く思想の自由や探求(inquiry)の自由一般への最も深刻な脅威」である¹⁴⁵。

第2款 アカデミック・フリーダムへの攻撃経路

「第三部：アカデミック・フリーダムへの攻撃経路」では、アカデミック・フリーダムへの脅威となり得る要素について、経済・宗教・社会的伝統といった「既得権益(the established ways)」¹⁴⁶と、「共産主義とキャンパス」¹⁴⁷の二つが検討されている。本来であれば、その内容について詳細な検討を付すべきであろう。しかし、本稿はこの第三部で扱われている題材について着目する。

というのも、この二者が問題とされる局面には、見過ごせないズレがある。前者の場合には専ら経済・宗教・伝統といった側から大学および学者の側への働きかけがなされるのに対し、後者の場合は「大学と共産主義の結びつき」が問題とされている。

¹⁴¹ MacIver, *supra* note 1, pp. 59-61.

¹⁴² See, MacIver, *supra* note 1, p. 61. 言うまでもなく、ここで取り上げられなかったプレス(press)や編集者・コメンテーターなどのメディア関係者、取り上げられなかった圧力団体(労働組合や宗教団体など)が存在する(MacIver, *supra* note 1, p. 62).

¹⁴³ MacIver, *supra* note 1, p. 62.

¹⁴⁴ See, MacIver, *supra* note 1, pp 62-63.

¹⁴⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 63.

¹⁴⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 123 ff.

¹⁴⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 158 ff.

先々から繰り返し強調しているように、本書は「現代」を舞台にアカデミック・フリーダムを論じられており、当然のことながら、この第三部ではこの当時の種々の事例が紹介される。

例えば、「社会的伝統」の項目では¹⁴⁸、Bertrand Russell が当事者となった俗に言う Russell 裁判が取り上げられている¹⁴⁹。

Russell 裁判こと Kay v. Board of Higher Education¹⁵⁰において、New York Supreme Court の John E. McGeehan 裁判長は、「著しく不道徳で猥褻な教育をするような Russell を大学教員に採用することは、国家と州の公共政策を侵害する」という原告の主張を肯定し、Russell が New York 市立大学の哲学の教師に任命されなくとも、「彼の私生活と著述活動にはなんら関係ないこと」と断じた¹⁵¹。

こうした発想に基づいて教員の任命を拒否すること、他ならぬ司法がそれに加担したことは、少なくない学者から反発を受けた。Russell 事件に際して、かねてから Russell と親交のあった John Dewey は即座に彼を擁護する論稿を載せる¹⁵²。翌 1941 年には、Horace M. Kallen と共同編者として“The Bertrand Russell Case”を出版している¹⁵³。同書の「序文」で Dewey は、Russell 裁判に内在する問題はかの Dred Scott 判決に匹敵すると述べ、ことは「人間の精神の自由と民主的な生き方」に係っていると論じた¹⁵⁴、他ならぬ本書も、Russell 裁判を「アカデミック・フリーダムの性質に係る根本的問題」と捉えた¹⁵⁵。

ことが経済界や宗教界からの攻撃であれ、教員の何らかの思想が問題とされていたという点で変わりはない。特定の経済思想を持つものが「赤」とか「全体主義者」、あるいは「非アメリカ的」といったレッテルを貼られようと¹⁵⁶、平和主義者が「愛国的」か否かが問われようと¹⁵⁷、外部から教員の思想が問題とされ攻撃される点で、過去の宗派主義や進化論論争の時代との連続性を見て取ることも可能であろう。

その意味では、共産主義の問題も思想が問題とされるという点で、過去との連続性を有する。しかしながら、この問題は「共産主義」という思想を巡って他ならぬ教員同士の間に分断を生んでいた点に相違点を有していた、と言うべきである。

¹⁴⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 146 ff.

¹⁴⁹ MacIver, *supra* note 1, pp. 154-156.

¹⁵⁰ Kay v. Board of Higher Education, 18 N.Y. Supp. 2d 821 (1940).

¹⁵¹ Kay v. Board of Higher Education, 826.

¹⁵² John Dewey, *The Case for Burtrand Russell*, Nation 150 (15 June 1940),732-733; JOHN DEWEY THE LATER WORKS, 1925-1953(hereinafter, *LW*), VOL 14: 1939-1941 ESSAYS, REVIEW S, AND MISCELLANY, 231-234(Jo Ann Boydston ed., Southern Illinois University Press, 2008).

¹⁵³ JOHN DEWEY & HORACE M. KALLEN(ED.), THE BERTRAND RUSSELL CASE (The Viking Press, New York, 1941).

¹⁵⁴ See, John Dewey, *Instorduction*, Dewey & Kallen, *supra* note 153, pp. 9-10; John Dewey, *Introduction to The Burtrand Russell Case*, LW14, *supra* note 152, pp.358-359.

¹⁵⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 154.

¹⁵⁶ See, MacIver, *supra* note 1, p. 123-124.

¹⁵⁷ See, MacIver, *supra* note 1, p. 146.

例えば、第3章でも名前の挙がった Arthur O. Lovejoy。全米大学教授協会(AAUP)設立の立役者の一人であり、アカデミック・フリーダムについても盛んに論じた人物である。その Lovejoy は、1949年に「共産主義対アカデミック・フリーダム」という論稿を著した¹⁵⁸。

同論稿で Lovejoy は、探求の自由・意見の自由・教育の自由に反対し、アカデミック・フリーダムを消滅させんとする組織に所属していることを理由に、共産主義者が大学で教育をするのを許すべきではない、と論じる¹⁵⁹。共産主義あるいは共産党のメンバーであることは、もはや偏見なき知識の導出・伝達、そして真理探求の担い手の資格足り得ない・知的自由の放棄である故に、共産主義者を追放すべきである——他ならぬ教員自身の間でこうした見解が登場することとなった¹⁶⁰。

あるいは、(MacIver は挙げていないが)John Dewey。既に、井上弘貴により指摘されているが。マッカーシズムが目前に迫る時期、最晩年の Dewey(1952年に亡くなる)は教育現場における共産党員のパージに対して「黙認」、「消極的」としか解し得ない態度を取っていた¹⁶¹。

予め断っておけば、MacIver は Lovejoy に対する非難もしていなければ、Dewey に至ってはここで言及すらしていない。しかしながら、アカデミック・フリーダムに対する擁護者であった Dewey や Lovejoy が、こと共産主義あるいは「デモクラシーの敵」が絡む際には上述のような態度を取っていたことは、当時人々の目にどのように映っていたのか。それを窺える一節がある。

「我々の前にあるこの問題は、ことによると対処する必要があるものの中で最も困難で多角的かもしれない。最高の誠実さ、学識、そしてアカデミック・フリーダムを尊重する人たちが、この件では正反対の立場にある。最初に感じたように、この問題は依然として判断がなされていないし、賛否両論があり、それぞれの側に強力な主張があることを率直に認め、いずれの側に重きを置いても、いかなる評決が出てもおかしくない場所に(where any verdict remains as open as before)対して単に別の意見を付け加えるだけに過ぎないと認識すべきなのだろうか？」¹⁶²

ことは高等教育機関それ自体のみならず、教員団の士気、学生の態度、自由な探求と民主主義の精神が否応なく関わるという点で、困難な問題でもあった¹⁶³。

上記に掲げたような困惑あるいは懸念を表明しつつ、MacIver は少なくとも大学やカレッジ、そしてある程度成熟した学生が関わる学問の世界(the scholarly world)では、この問題を

¹⁵⁸ Arthur O. Lovejoy, *Communism Versus Academic freedom*, Vol. 18 No. 3 The American Scholar (Summer 1949)332-337.

¹⁵⁹ Lovejoy, *supra* note 158, p. 333.

¹⁶⁰ See, MacIver, *supra* note 1, p. 158.

¹⁶¹ 井上弘貴『ジョン・デューイとアメリカの責任』(木鐸社, 2008年)225-226頁。

¹⁶² MacIver, *supra* note 1, p. 159.

¹⁶³ See, MacIver, *supra* note 1, p.160.

単なる視点の対立から、かなり堅固な合意の中での一連の小さな論争に解消できる可能性を指摘する。質問の組み立て方こそが、答えを左右しているものであり、問題は共産主義者が公私立の高等教育機関で教育を行う権利(right)があるかどうかでもなければ、「偏見のない心」に基づく研究や偏りのない教育ができるかどうかでもない。適格・不適格が関わる際、権利(right)という言葉はここでは混乱の元となる。そのため問題は、次のように理解される。すなわち、いかなる条件の下で共産主義者は教員団の一員として相応しい候補であるかどうか(この場合、任命と解雇はそれぞれ異なる問題である)。そして、結果の達成と想定され得るプロセス及び、関連する帰結を全て考慮した上で、共産主義者が高等教育機関の特定の地位から解雇されるべきかどうか¹⁶⁴。

これらの点に対する MacIver の回答は、次の如くである。

第一に、党所属の共産黨員(The Party communists)は、教職に任命される必要条件としての専門家としての適性(professional qualifications)を有するか。この点、党所属の共産黨員は、学者として不適格(academic disqualifications)であり、指名・任命から排除されるのは不当(injustice)ではない¹⁶⁵。非合法的な手段に訴え、陰謀と革命的な計画を煽る場合は許容され得ない¹⁶⁶。

ただし、MacIver らは共産党にこの方針は何ら適用されないこと、他の適格な候補者あるいは既に教員団の地位にいる者を、元共産主義者や集団主義者である、(政党との繋がりはなく)理論的にマルクス主義者である、社会主義者や急進主義者、政治的非順応者であるといった思想的な理由で排除することは正当性がなく、アカデミック・フリーダムの原理に違反することを強調する¹⁶⁷。

そして、教員である党所属の共産主義者についても、彼の政治的活動(activities)が抑圧的・陰謀的性質であることは、彼の経済的理論(theories)とは全く関係ないのであって、単に多数派の気に入らない意見であるという理由で規制や罰則を受けるべきではないのが民主的な意見表明の自由の本質である。それ故に、(共産主義のプロパガンダを講義や学生との関係で注入している、という事例でもない限り)そうした理由で懲戒解雇がなされるべきではない¹⁶⁸。

第二に、法は共産主義者を教師として雇わないことを要求すべきか。まず、教育機関として構成される地方・地域の委員会の教育方針を拘束する特定の規則を州が定めることは、主

¹⁶⁴ MacIver, *supra* note 1, pp. 159-160. なおここでいう「共産主義者」とは、「現に共産党の構成員である」または「共産主義の方針に賛成している確かな証拠が認められる者」であり、以前黨員であった者や党への忠誠を放棄した者、権威的な「マルクス・レーニン・スターリン主義」とは距離を置いているものの、マルクスの理論に概ねまたは一部でも親和的な者という意味でのマルクス主義者やそれに近い者、他には社会主義者やいわゆる「同伴者(fellow travelers)」とは区別される(*Id.* at 160)。

¹⁶⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 192.

¹⁶⁶ See, MacIver, *supra* note 1, p. 199.

¹⁶⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 192, p. 200

¹⁶⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 200.

要な教育者(leading educationalists)からは基本的な諸自由への脅威と見做され、アメリカ的伝統にも反すると考えられる。というのも、基準を満たさないことに伴う罰則を前提にする立法ではなく、各コミュニティが(教育)委員会の構成員を選び、各委員会が学校制度について大きな自律性(autonomy)を持つ(裏を返せば、委員会に信託され、責任が帰属する)ためである。上記は初頭・中等教育に妥当する原則であるが、MacIverは立法による介入よりも教員団と(教育)委員会により熟慮を良しとする点で、公立・私立を問わず大学・カレッジにも妥当すると見做す¹⁶⁹。

第三に、共産主義者を教職から排除されることを保証するため、政治的に組織された特別な機関が、個別の目的であれ、より包括的な目的であれ、大学・カレッジを調査し、それらに関する勧告や宣言(pronouncements)を行うことは適切または望ましいか。否、である¹⁷⁰。

念の為言え、MacIverらは政治的に組織され・任命された機関が、高等教育機関の特定の側面を調査することは否定していない。ただし、これらの機関は通常非課税であり、連邦政府や州政府は、ある特定の機関が特定の条件を満たしているかどうか疑義が生じた場合には、適切に問い合わせることができる。特に、学生や職員の選考において外国人を差別していないか、費用の上昇やその他の状況に鑑みて、地域社会への水準やサービスを維持するために補助金が必要かどうかといった具合に¹⁷¹。

しかしながら、現実に共産主義の教員による影響力やそれに基づく危険も、高等教育機関の政策や計画へ影響が存在しないにも拘わらず¹⁷²、上院内部保安小委員会(SISS)の報告書(“Subversive Influence in the Educational Process”)では、「アカデミック・フリーダムを守り擁護すること」が目的と述べるやいなや、「我々の学校とカレッジにおいてソビエトの陰謀が隠れていることが明らかとされるまでは、アカデミック・フリーダムは存在し得ない」とされた¹⁷³。要するに、立法者が本来の使命(business:ここでは法律の改廃、新法が必要な条件の考察)を忘れ、大学が教育問題についていかに振る舞うべきかを宣言しようとしていることが問題なのである¹⁷⁴。

第四に、共産主義者の排除の手段として、立法なり政府委員会の規則なりで、教員団の構成員に対して非共産主義者である宣誓を特別に要求するのはどうか。こうした手段は、教育機関に対して無益(・嫌がらせであると共に、動揺と士気低下をもたらす。この手段は、実効性が怪しく、推進する者が無知か別の目的があることを疑う程であるが、何よりも「共産主義者」という言葉が容易に拡大される程に抽象的な点が問題である。例えば、それは「同

¹⁶⁹ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 192-193.

¹⁷⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 193.

¹⁷¹ MacIver, *supra* note 1, p. 193.

¹⁷² MacIver, *supra* note 1, p. 193.

¹⁷³ Cf. United States. Congress. Senate. Committee on the Judiciary. *Subversive Influence in the Educational Process: Report of the Subcommittee to Investigate the Administration of the Internal Security Act and Other Internal Security Laws to the Committee on the Judiciary, United States Senate, Eighty-third Congress, First Session* Washington: U.S. Govt. Print. Off., 1953.

¹⁷⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 194.

伴者(fellow travelers)」とも、「教員団構成員の(明示されない)最小要件を満たさない者」とも、あるいは教育機関の「伝統」に従わない者とも解釈され得るし、「破壊活動家」と「共産主義者」は簡単に等号で結ばれる¹⁷⁵。

これを学内に転じれば、共産主義者あるいはそれに近い発言者のふるい分けは、容易にキャンパス内での検閲一般に拡大する¹⁷⁶。共産主義に私的な信念として傾倒しているという理由で、あるいは党に所属しているが学問的關係(academic relations)においては態度表明や発言を控えている英文学者や数学者を処分してはならないのである¹⁷⁷。これに加えて、MacIverは、大学やカレッジの学生が共産主義者を講演のため招くことは許されるべきであるし、共産主義の考えを公言することで除籍・退学させるべきではないとする¹⁷⁸。こうした理念は、裏を返せば、当時の各大学で「共産主義者」あるいはそれに類するとされた教員・学生がどのような処遇に遭ったかを窺わせる¹⁷⁹。

その意味で、次節で見る大学の組織および学生・教員について論じた第二部と第四部は、第一部と第三部の内容を踏まえた上で、あるべき理想を語ったものと言える。

高柳説との比較

ここまで見てきた第一部と第三部は、1955年当時のアメリカの大学社会の問題を如実に反映した部分である。その意味で、第一部と第三部は、高柳説との一致点よりは相違点が目立つ。

例えば、第三部でMacIverは宗教を始めとした旧来の価値観による大学への攻撃と、共産主義の問題とでは後者の特異性を詳述している。この部分は、LovejoyやDeweyといった全米大学教授協会設立に関わった世代が、共産主義者を前にして「民主主義」や「反共」の立場をとったという点でも、大学人全体が分断されていたという点でも、当時の悲痛さと混迷を窺わせる。しかし、第1節でMacIverとの親和性を見せたのとは一転して、高柳説においては、この種の事例への言及自体がほとんどない(わずかに1949年の忠誠宣誓事件への例外的言及がある程度である)¹⁸⁰。むしろこれは高柳がこの種の事例を過小評価しているわけではなく、目指す議論の方向性の違いであろう。

¹⁷⁵ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 194-195.

¹⁷⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 197.

¹⁷⁷ MacIver, *supra* note 1, pp. 198-199, p.200.

¹⁷⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 201.

¹⁷⁹ Cf. "Veritas at Harvard" in New York Review of Books: Seymour Martin Lipset and David Riesman, *Education and Politics at Harvard*, New York Review of Books April 28, 1977; McGeorge Bundy & Eugene D. Genovese & Sigmund Diamond, *An Exchange on 'Veritas at Harvard'*, New York Review of Books May 26, 1977; Seymour Martin Lipset & Sigmund Diamond, *'Veritas' Cont.*, New York Review of Books June 9, 1977; Robert N. Bellah & McGeorge Bundy & Clark Kerr & Marshall Cohen(et al.), *'Veritas' at Harvard: Another Exchange*, New York Review of Books July 14, 1977.

¹⁸⁰ 高柳・前掲(29)123-124頁参照。

第一部に関して見ても、同様である。高柳説において世論とは、「俗流化せしめられた民主主義理論」のように、民主主義と大学とを対立させるような見解への批判である¹⁸¹。それに対して第一部(そして第三部)で描かれているのは、「異端」に対する世論からの苛烈な攻撃である。第3章で Hofstadter & Metzger を通じて、19世紀後半の大学教員の発言に伴う解雇事例と比べると、明らかに性質が異なる。進化論や経済政策といった問題ではなく、アメリカ的・非アメリカ的、愛国・忠誠といったものが問題になるのは、やはりマッカーシズムという背景が大きいと言える。

第3節 大学の政体と学生

本節は、「第二部：大学の組織とアカデミック・フリーダム」と「第四部：学生と教員」についての記述を概観する。本来であれば、前者の組織について詳述すべきところであるものの、その内容については既に本稿の他の箇所で言及した点と共通する部分が少なくない。そこで第二部の内容については、ごく簡単にその内容を確認するに止め、検討の対象は、第四部の学生に関するものを中心とする。

また第四部について、後者の教員の権利と責任の項目では、高柳の専門職的自由が関わると¹⁸²。ただし、これ自体は第2章で言及しているため、比較検討の際に言及することとした。

第1款 大学の政体

本款では、第二部のうち「理事会(the governing board)」¹⁸³、「教員団」¹⁸⁴、「政治的統制」¹⁸⁵を中心に扱う。

繰り返しになるが、アカデミック・フリーダムは、高等教育機関内部の知的自由であり、「その他の類の組織内の自由(institutional freedom)と同じく、大学の組織(the government of the institution)と被統治者を動かす精神にかかっている」。それ故、アメリカのアカデミック・フリーダムの問題を評価するにあたって、アメリカの大学・カレッジに支配的な統治の形態(mode of government)、規制・干渉する権限の種類に注意を払う必要がある¹⁸⁶。具体的には、組織それ自体すなわち理事会と行政の階層(the hierarchy of administration)と、組織に対する統制をする「学外の(extramural)」権威である¹⁸⁷。

さて、アメリカ式の大学組織の特徴は、英国およびヨーロッパ流のそれとは異なるものである(MacIver は、いくつかの差異はありつつもカナダの大学に由来する北米式と呼ぶべき

¹⁸¹ 高柳・前掲注(29)122頁参照。

¹⁸² 高柳・前掲注(29)70頁以下。

¹⁸³ MacIver, *supra* note 1, p. 71 ff.

¹⁸⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 94 ff.

¹⁸⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 112 ff.

¹⁸⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 67.

¹⁸⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 67.

ことを示唆する)。アメリカ式大学の最大の特徴は、「理事会の構成および起源(derivation)」であり、学長選出方法と理事会・教員団の関係に違いが反映されることも少なくない¹⁸⁸。

第3章でも触れたが、いわゆる理事会管理体制はアメリカ式の特徴である。19世紀を通じて、素人理事から構成される理事会が高等教育機関に属するべきとの伝統がアメリカでは確立するようになるが、その背景には理事会構成員と意思決定の影響に占める同窓生(alumni)代表の増加がある¹⁸⁹。それに対してこの当時、教員団の構成員は大学の統治に関与するべきではない、一般に考えられていた¹⁹⁰。

まず理事会である。一般に、理事会は設立許可状に基づいて(by charter)、大学の教育方針、学長その他役員を選出、教員団構成員の任命、懲戒の定めを指図する権限を持つ。まさしく、法の目においては、理事会こそ(is)大学である¹⁹¹。ここでは、理事会があらゆる方針についての実際の決定に関わっていることではなく、最終決定権を有していることが重要である¹⁹²。

MacIverの主張の骨子は、知識の光よりも自らの狭い利益を求める団体からの攻撃に対してアカデミック・フリーダムを擁護できるのは理事会のみである、という点にある。外部からの攻撃に対して、大学が分断されればアカデミック・フリーダムは失われることとなる¹⁹³。こうした理解は、評判の高い大学(しばしば長年確立した伝統を持つ)の理事会が、教員団の特権(the prerogatives)を十分に認めているのに対し、逆にアカデミック・フリーダムへの深刻な侵害は教育の基準が低く、教育の価値への理解や尊重をほとんどしない理事会に支配される大学で生じているという、MacIverの分析の産物である¹⁹⁴。

結論から言えば、アカデミック・フリーダムの維持の必須条件は、大学を構成する存在と共通の目標を推進するための各々の義務・権利が明確に認識されていることに係っている。とりわけ、理事会が自らの権限行使に際して、次の留保を受け入れることが重要とされる¹⁹⁵。

すなわち、第一に、理事会は新たな学長選出に際して教員団との相談をすべきであり、教員の任命基準に満たない者を採用すべきではない¹⁹⁶。

第二に、理事会は、(第一の条件に適った方法で選出された)学長の助言なしに学者の地位(academic positions)への任命、昇進・異動・解雇をすべきではない¹⁹⁷。

第三に、理事会は、カリキュラム・教育課程(courses)の内容、教育と研究の実行に具体的

¹⁸⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 68.

¹⁸⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 69.

¹⁹⁰ MacIver, *supra* note 1, pp. 69-70.

¹⁹¹ MacIver, *supra* note 1, p. 71.

¹⁹² MacIver, *supra* note 1, pp. 71-72.

¹⁹³ MacIver, *supra* note 1, p. 72.

¹⁹⁴ See, MacIver, *supra* note 1, pp 72-73.

¹⁹⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 73.

¹⁹⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 74.

¹⁹⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 74.

に関連する全ての事項について、教員団の完全な自律(full autonomy)を保証すべきである¹⁹⁸。

次に教員団である。本書は、知識の追究とその伝達という大学の存在意義および使命を実行する存在として教員団を位置づけ、アカデミック・フリーダムはそのために必要とされる¹⁹⁹。

注意すべきは、MacIver は教員団が教育方針についての支配権を握ることはアカデミック・フリーダムの安全にとって資することと見做すのに対し、大学の管理する事柄全般が教員団に割り振られるべきではないとする点である。例えば、職員の増員や設備・教育課程の拡充や予算の配分といった事柄は、教員団ではなく、より一般的な視点から判断がなされるべきである²⁰⁰。あくまでも教員団と理事会の棲み分けが前提とされているのである。

この点、卒業生と一般人の問題にも言及すべきであろう。卒業生の問題は、基本的に理事会構成員に占める卒業生の割合として理解される²⁰¹。ただし、本書で主題となるのは、専ら卒業生(ひいては一般人)の側が抱くアカデミック・フリーダムに対する懐疑²⁰²、そして、聖書と進化論の問題で顕著なように、社会の側が「支配的な概念に学者が順応するよう結論を出すことを要求」することであった²⁰³。

外部からの働きかけという点では政治的統制も重要な問題である。今日からすれば、常識的な理解であろうが、本書も、国家・地方、直接・間接を問わず政治権力が教育に対して多大な影響を有し、その影響力が行使されればされるほど、アカデミック・フリーダムに対する脅威となり得ると認識する。もっとも既に示唆されている通り、MacIver が特に問題視していたのは、忠誠や愛国心、あるいは共産主義の侵入に対する「保護」という名の下に行われる政治的統制であった²⁰⁴。

第2款 学生

第四部は、「学生のアカデミック・フリーダム」²⁰⁵と「教師の権利と責任」²⁰⁶の二つの章から構成される。教師の権利と責任についても内容上の重複があるため、ここでは前者の内容を見ていく。

MacIver は、最初にアカデミック・フリーダムが(形式的には)特殊な集団に関する自由であるが、実際には思想の自由の当該集団への「特殊な適用」でしかないこと、西洋文明の歴史上自由が獲得される過程において最初に争われたのが宗教の自由であり、それがごく限られた範囲のものであったことを確認する²⁰⁷。アカデミック・フリーダムはそのだいたい後に

¹⁹⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 76.

¹⁹⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 94.

²⁰⁰ See, MacIver, *supra* note 1, p. 74.

²⁰¹ MacIver, *supra* note 1, p. 104.

²⁰² See, MacIver, *supra* note 1, p. 106-107.

²⁰³ See, MacIver, *supra* note 1, p. 108-109.

²⁰⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 120.

²⁰⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 205 ff.

²⁰⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 223 ff.

²⁰⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 205.

登場した自由であり、教師・学者(academicians)という集団に適用されるものと見做されていた。その一方で、教師の知的自由の論理的帰結(corollary)としてある種の学生の知的自由が承認されることはほとんどなかった²⁰⁸。

こうした態度を MacIver は、学生が未だ生徒(pupils)とされ、カレッジがハイスクール程度のものでしかなかった古い時代から持ち越されたものであるが、現代の状況とは一致しないと述べる²⁰⁹。こうした態度は、学生が自由に考え、問いを発し、議論をし、異を唱えることを妨げると共に、学生が自らの疑いや考えを自由に表明する機会がないことは教室や実験室での知的な空気を醸成せず、ひいては学生に自身の指導者(the instructor)の議論と結論を単純に受容・再生産するに留まらせ、学界の正統(academic orthodoxy)を課すのと同様である²¹⁰。MacIver から見れば、それは「権威的で不寛容な態度」であった²¹¹。

言うまでもなく、学生は初心者(a beginner)に過ぎないし、その意見は時に軽率である。しかし、学生を単に権威を行使するための存在、教師の優れた知識を宣言するための存在として扱うよりは、適切である²¹²。

また MacIver も認めるように、学生の探求の精神というものは日々の学生としての勤めにより抑圧される可能性も否めない。特に、教師の側の好悪に応じて学生の自由な探求等が抑圧される場合も想定される。教師の側が嫌う理論を提示する人間の学術的理論を認めるのは困難であるが、「真正の教師の義務」は学生の所有する知的能力が何であれそれを認め促進することである。それ故、「権威的な抑圧や学術的な罰則もなく、自らの見解や信念を表明・擁護し、疑問を呈し・異を唱える自由は、学生が特に必要とするアカデミック・フリーダム」と位置づけられる²¹³。とりわけ、キャンパスの外側において順応主義の圧力が生じる「今日」において、この自由を呼び起こし・支えることが特に重要である、と本書は指摘した²¹⁴。

教師の側から発された根拠ある結論に対し、学生は教師への敬意と共に自らの理性を用いて批判的に対応する。その意味で、「学生のアカデミック・フリーダム」と「教師のアカデミック・フリーダム」は対となる(fits...into)ものであったし、教師のアカデミック・フリーダムへの制約が学生の側の反応として現れるという点でもまた同様であった(MacIver は、学生団体がアカデミック・フリーダムの推進を掲げている場合が少なくないことを挙げる)²¹⁵。

もっとも、そこに言う学生のアカデミック・フリーダムを、学生組織が教育機関の教育方針の管理への関与、学生集団の自律(autonomy)という意味で用いるならば、(それも学生の求

²⁰⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 205.

²⁰⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 205-206.

²¹⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 206-207.

²¹¹ MacIver, *supra* note 1, p. 207.

²¹² MacIver, *supra* note 1, p. 207.

²¹³ MacIver, *supra* note 1, p. 207.

²¹⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 207.

²¹⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 208.

める自由であるとしても)別途考察を要する問題であることも確かであった²¹⁶。

この学生集団に関連して、MacIverは「独自の社会」としての学生組織・学生生活に目を向け、学生(集団)とその活動に対する大学当局からの規制について論じることとなる。そこでMacIverが検討の対象としたのは、学生による発言の機会(platform)とプレス(press)であった²¹⁷。

とりわけ、「自らが適切と考える活動を実行する権利を持つ」学生集団(独自の意見発表媒体を有することもある)に対し、大学当局が当該権利(中でも会議招集・講演開催・文書発行・意見表明)を制限することは、学生のアカデミック・フリーダムの問題を生じさせる²¹⁸。

出発点として、単に当局が気に入らないという理由のみで学生の意見表明を検閲・規制することはできず、学生集団・組織が秩序や一般良識に違反する、法を破る、学問共同体(the academic community)の基準や規則を著しく侵害する場合にのみ許容される²¹⁹。しかし実際の多くの大学では、学生が宗教・政治的問題について議論することを禁じている場合が少なくなかった²²⁰。

次に、プレスである。法的には、修正一条は学生組織に適用されるかどうかとして捉えられるが、この場合は専ら学生新聞(undergraduate journalism)が念頭に置かれる。MacIverは学生新聞の特徴として、滅多に自活できない(大学の補助金を要する)、ある種の独占的立場を有する、公式の承認と支援はある種の義務(読者が関心を抱くであろう情報として、カレッジの関わるあらゆる問題を取り扱う)を同時に伴う、の三点を挙げている²²¹。このため、学生の意見を適切に代表しているかどうかという問題が想定されるが、文字通りに解するのではなく、学生の種々様々な意見の表明の適切な機会が与えられることが期待される、と考えるのが合理的である²²²。

そして、当局が学生新聞の内容に対して、例えば当局が設定した編集基準に違反した、当局の政策を不公平な方法で批判した、当局の瑕疵を過度にあげつらう、事実を歪める、学生の意見を代表していない、注意不足な書き方あるいは下品といった理由で検閲等の手段を取る場合が考えられる²²³。こうした事態において、学生の意見表現の自由への抑制・制限以上に、高等教育機関の精神に反すると共に、学生のアカデミック・フリーダムに違反するものはないと言える²²⁴。

以上を踏まえ、MacIverは次のように述べる。学生は、学生新聞(the college paper)の編集において責任が関わることを認識すべきである。「しかし、真正の責任とは、行動する自由の

²¹⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 208.

²¹⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 210.

²¹⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 211.

²¹⁹ MacIver, *supra* note 1, p. 211.

²²⁰ See, MacIver, *supra* note 1, pp. 211-215.

²²¹ MacIver, *supra* note 1, p. 215.

²²² MacIver, *supra* note 1, pp. 215-216.

²²³ See, MacIver, *supra* note 1, p. 218.

²²⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 218.

所産である(the child to freedom to act)」。確かに、学生のアカデミック・フリーダムは深刻な濫用から守らねばならないし、学生新聞は、大学当局の新聞ではなく、学生たちの新聞であるという点において、第一に学生集団に対して責任がある。学生新聞は大学当局に対する率直な批判がなされるべきであり、当局は学生を学童(school boys)として扱わないのであれば、学生新聞を検閲する権利はない。教員団もまた助言者として誤りや過失を防ぐよう勤めべきだが、検閲する権限はない²²⁵。

高柳説との比較

第二部の内容は、高柳説では理事会管理体制関連の記述で登場する。例えば、法的には理事会こそが大学であるという記述は²²⁶、そのままの形ではないにせよ(例えば、「市民法」という)高柳説で繰り返し強調されている²²⁷。

これに加えて、注目すべき箇所がある。高柳が「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式を提示していることは再三述べてきた。すなわち、「私物企業」である大学において、使用人であった教員が教育研究に対して決定参与を要求する「『教授団の自治(faculty of autonomy)』」を要求するという構図である²²⁸。この部分は MacIver からの引用でもあり²²⁹、該当箇所では、その特殊な適性を持つ領域においては、理事会の活動に直接制限を設けるという意味において、教員団の自律である、(研究内容、指導方法、カリキュラムとコース内容の決定など)という趣旨の記述がある²³⁰。これは高柳説において、アメリカの「教授団自治(faculty of autonomy)」が主張されるようになる直接のきっかけと言ってよい²³¹。

一方で、第四部の学生に関する記述は、第1節の場合のように高柳説と近い面、逆にほとんど言及されていない面も両方がある。先に見たように教員研究者の独善等を防ぐ意味で、学生・若手研究者(院生等も含む)の発言・批判を求める点では²³²、MacIver の記述と方向性は同じくしていると言える。しかし、MacIver が学生新聞とそれに対する教員・当局の関わりについて詳細に論じているような姿は、高柳説では見受けられない。おそらく高柳は、理念・総論レベルでは学生の自律(autonomy)は認める一方、その具体的なあり方については言及しないという方針を採用していると考えられる。

²²⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 222.

²²⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 71.

²²⁷ 高柳・前掲注(29)65、82頁。

²²⁸ 高柳・前掲注(29)88頁。

²²⁹ 高柳・前掲注(29)99頁注21。

²³⁰ MacIver, *supra* note 1, p. 75.

²³¹ ただし、高柳・前掲注(29)99頁注21。R. Freeman Butts, *Formation of Policy in American College and University in THE YEAR BOOK OF EDUCATION 1959*, p.259 も引かれている。しかし、年代的には MacIver の方が早い。

²³² 高柳・前掲注(29)131頁。

そして、第2章でも取り上げた専門職能的自由である。その内容については、改めて高柳の説明を借りると、「教育研究という業務は一の専門職能(profession)である」²³³。高柳は、MacIverを引きながら「専門職能的自由」のないようとして、次の五点を挙げている。

- (i) 専門職としての能力を必要とする事項を正式に(professionally)決定する権利
- (ii) 当該専門家の果たしている責任に照らして相応であり、また社会・文明への高い貢献に照らして相応しい地位に対する権利
- (iii) 特に、その同僚たちが教員団構成員たるに相応しくないと判断したところの専門家としての不適格(professional incompetence)または品行以外の理由による身分の剥奪もしくは懲戒から専門家を守る諸条件を備えたテニユアの権利
- (iv) 他の市民に課せられないような規制を受けずに私生活を営む権利
- (v) 他の市民によって享受されているのと同等の政治的・市民的諸自由を行使する権利²³⁴

MacIverにとっては、これらが守られない(侵害された)場合、学者の権利は存在しないも同然であった²³⁵。高柳は、MacIverの挙げる(iv)と(v)を研究者に焦点をあてて独自にパラフレーズしたものと見なしているが、実はその後の彼自身による再説明では(iv)と(v)は除外されている²³⁶。この専門職能的自由論は、教員の専門職化(および専門職意識の醸成)に関わるものである。

しかし、(iv)のプライバシーと言うべき権利、そして(v)の他の市民と同等の政治的・市民的自由が高柳自身の定義からは外されていることの意味は大きい。明らかに高柳は、(iv)と(v)は、専門家の領域に関わらないため除外していると思われる。それ自体は論理的一貫性の観点から理解できなくはない。だが、第3章で述べたようにアメリカのアカデミック・フリーダムには1915年声明で認められた「学外での発言と行動の自由」も存在していた。MacIverは1915年声明に明確に言及しているわけではないが、MacIverが声明や定義や内容に異議を唱えているわけではないため、基本的に踏襲されていると見てよいだろう。

そうすると、高柳はアメリカのアカデミック・フリーダムから(市民としての)「学外での発言と行動の自由」を除外して、日本国憲法23条解釈に取り込んだことになる。これは、高柳が度々強調する市民的自由と「学問の自由」との同質性の方向よりは、むしろ専門性を手がかりとした差異化に向かうものではないだろうか。高柳が上記(v)を21条の問題と考えた可能性はあるが、その場合は「思想の自由市場論」を大学内に妥当させるものとして「学問の自由」を捉えたことと抵触するように思える。

²³³ 高柳・前掲注(29)70頁。

²³⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 238.

²³⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 238.

²³⁶ 高柳・前掲注(29)75-76頁。

第4節 大学と社会秩序

本書「第五部：大学と社会秩序」には次のような一節がある。

「この国の民主主義の信念に味方すると自認する大勢の人々は、アカデミック・フリーダムの敵に味方する」²³⁷。

MacIverはこの問題あるいは現象に対する回答を得ようと、初めに異邦からの観察者としてのトクヴィル(Tocqueville)に遡った。そこで見出されたのが「通常人(common man)」に立脚した「ある種の緩やかな平等主義」である²³⁸。

人々がアカデミック・フリーダムを攻撃する時、彼らはアカデミック・フリーダム「から」何かを守っている。MacIverはそう捉えた。それは時に彼らの偏見であり、時に彼ら自身の利益である。あるいは「既に彼らは真理を得ていると信じており、異なる結論を抱く者の『異端』を恐れているのではないか」と。彼らに対し、思想の自由市場を経てもおらず、知識の探求にも特に関わらないという意味で、吟味されていない「真理」を信じようとしなない人々が対置される²³⁹。

それでは、なぜ知識の探求に価値があるのだろうか。知的自由の果実は、人類に新たな力とその源をもたらすし、人は全てを知りたいと望む。結局の所、それが探求の自由が求められる理由であり、大学が自由な探求の精神の具現化とされる所以であった²⁴⁰。

西洋の歴史において、アカデミック・フリーダムの原理は、絶対君主制への挑戦や産業革命の達成、民主主義と意見表明の権利・多数派形成の帰結としての政府の選挙の確立、科学・科学理論・科学的方法の発展といった極めて大きな流れの後にくらか遅れて発展してきた²⁴¹。

民主主義の中で、本来学者の意見は政治的には他の誰か以上の価値を持たない。それにも拘らず、彼の適性分野においては単なる意見以上の強さを有している。それは真理に届くために必要な考えであった。彼は、学者たちの共同体(company)の中で、探求に専念する。その意味で、アカデミック・フリーダムへの攻撃は学者個人ではなく、彼が所属する高等教育機関である学者の共同体に対する攻撃であった。そこでは彼の研究や意見に対する責めに対して、あくまでも学問の義務に則っているか否かが問われる。「アカデミック・フリーダムへの違反とは、アカデミーそれ自体の尊厳と名誉に対する違反」である。アカデミック・フリーダムとは、自由な高等教育機関により社会に奉仕することであった²⁴²。

現代の大学は、単に既存の知識の調達者ではない。その役割は、理論がドグマとなることを防ぎ、偏見を解消することで、社会に貢献することにある²⁴³。しかし、それは社会の側

²³⁷ MacIver, *supra* note 1, p. 249.

²³⁸ MacIver, *supra* note 1, p. 249.

²³⁹ MacIver, *supra* note 1, pp. 250-251.

²⁴⁰ See, MacIver, *supra* note 1, p. 251-252.

²⁴¹ See, MacIver, *supra* note 1, p. 253.

²⁴² See, MacIver, *supra* note 1, pp. 253-254.

²⁴³ MacIver, *supra* note 1, p. 258.

からの反発を生じさせ、既成の価値観に対する脅威ともなり得る²⁴⁴。

そうした反発として、第2節で触れたような「世論の動向」や「アカデミック・フリーダムに対する攻撃経路」があったのは、既に見た通りである。

MacIverは、単に思想的・哲学的に異なる見解を抱くという理由で、資格ある教育者を懲戒解雇しようとする試みを拒否すると共に、教員団構成員に対して粗雑な意味で「共産主義者」というレッテルを貼る現今のアジテーションが、大学や教育の本質的原理に対する攻撃であると考えていた²⁴⁵。それ故だろうか。最も重要なことは何か。本書の末尾においてMacIverは、次のように記した。

「しかし、最も重要なことは、人々が大学を評価するようになることである。大学がどれほど偉大で永続的な価値を社会に提供しているか、その自由を維持しその水準を高めることがどれほど不可欠であるかを学び、真の学者の仕事がどれほど献身的でどれほど無欲であるかを認識し、遠くから疑いをもってではなく、身近で愛情を持って高等教育機関を見守り、自分たちもその高潔さを保護する者となることこそが重要なのである」²⁴⁶。

見方を変えれば上記一節は、あたかも大学や学者というものが当時の人々から信じられていなかった——少なくともMacIverらはそう捉えていたことを示唆する。

高柳との比較

第五部でMacIverが見出したのは、「人々から攻撃されるアカデミック・フリーダム」とでも言うべき現象である。人々はアカデミック・フリーダムひいては大学や学者を信じないという困惑や悩みは、MacIverのみならずアメリカの大学社会に付きまとっていた²⁴⁷。

それを、Hofstadterに擬えて反知性主義と呼ぶことが可能ならば²⁴⁸²⁴⁹、本書とHofstadter & Metzgerとの間に一つの連続性が認められる。高柳も示唆しているように²⁵⁰、民主主義ひいてはそれに仮託される人民とアカデミック・フリーダムとの架橋を訴えるMacIverの語りには、裏を返せばいかに当時それが欠けていたかを物語る。結局の所、それは「今も攻撃されているアカデミック・フリーダムは、古からの特権ではなく、比較的最近獲得されたもので

²⁴⁴ MacIver, *supra* note 1, p. 259-260.

²⁴⁵ MacIver, *supra* note 1, p. 160.

²⁴⁶ MacIver, *supra* note 1, p. 282.

²⁴⁷ 高柳・前掲注(29)38、43頁以下。

²⁴⁸ RICHARD HOFSTADTER, ANTI-INTELLECTUALISM IN AMERICAN LIFE(Knopf, 1963): リチャード・ホフスタッター(著) 田村哲夫(訳)『アメリカの反知性主義』(みすず書房, 2003年)。

²⁴⁹ MacIver, *supra* note 1, pp. 30-31.

²⁵⁰ 高柳・前掲注(29)38頁。

あること」に起因する²⁵¹。

このような MacIver の議論を踏まえると、高柳の「俗流化せしめられた民主主義」論は、アメリカの議論を踏まえ、民主主義との正面からの対決を志向したものであった²⁵²と考えられないだろうか。高柳は、「反知性主義」を背景にして打ち出されてくる命題には、アメリカ的特殊性を超えるものがあると述べたのは²⁵³、市民的自由の不存在の下で「学問の自由」が特権的な自由として登場したことから、それへの反省・克服のために「広汎な国民的基盤の支え」を求め²⁵⁴、そのためにアメリカの経験を重視したのではないだろうか。

第5節 小括

本章では、MacIver の議論を参照しつつ高柳説との比較検討を行った。

MacIver の議論はマッカーシズム特に「反共」とそれに伴う大学社会の混乱を念頭に置かれたものであった。そのため、「第一部：世論の動向」や「第三部：アカデミック・フリーダムへの攻撃経路」では、Lovejoy や Dewey といったかつて全米大学教授協会設立に関わった世代が、共産主義者を前にして「民主主義」や「反共」の立場をとったこと、大学人全体が分断されていたという事実が如実に反映されていた。

これに対し、「第二部：大学の組織とアカデミック・フリーダム」と大学の各種組織・機関と教員団の関係、特に理事会に対する教員団の自律を扱っている。また「第四部：学生と教員」では、学生と教員の権利・自由について論じられている。「第五部：大学と社会秩序」では、マッカーシズム下の情勢を踏まえ、現今のアカデミック・フリーダムに対する各種の攻撃が苛烈であることを認めつつも、単なる知識の伝達ではなく、偏見を除去し、既成の価値観に挑戦する点に大学・アカデミック・フリーダムの役割が求められると結んでいる。

以上の MacIver の叙述と高柳との関わり・影響関係は、かなりのものである。高柳の「専門職能的自由」論や理事会管理体制に対する「教授団の自律」、そして「機能的自由」は MacIver の議論に多くを依拠している。さらに民主主義と大学との関わりあいについても MacIver から示唆を受けており、「俗流化せしめられた民主主義」論は、その一例である。大学内での学生の発言の自由について高柳が積極的に言及したのも、MacIver の議論と平仄が合う。

しかし、同時にいくつかの点で差異もある。例えば、「専門職能的自由」論で高柳は、アカデミック・フリーダムの中から市民としての「大学外での発言と行動の自由」を除外

²⁵¹ RICHARD HOFSTADTER & WALTER P. METZGER, THE DEVELOPMENT OF ACADEMIC FREEDOM IN THE UNITED STATES (Columbia University Press, 1955), p. VII; R. ホフスタッター(著) 井門富二夫・藤田文子(訳)『学問の自由の歴史 I カレッジの時代』(東京大学出版会, 1980年)XII頁。

²⁵² 高柳・前掲注(29)122頁。

²⁵³ 高柳・前掲注(29)57頁注4。

²⁵⁴ 高柳・前掲注(29)47頁。

した。学生についても例えば、具体的に彼らにどのような権利があるかといった点については、立ち入っていない。Hofstadter & Metzgerの方では学生について言及せず、MacIverの方で言及したのは、そちらの方が「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式を主張する上で、論理的な首尾一貫性の面から適切と考えたためと思われる。

以上、第3章と第4章では、Hofstadter & MetzgerとMacIverの著作と高柳説との間の比較検討を行った。しかしながら、それらの検討を踏まえても未解決の点が残っている。

まず財政的自治権についてはHofstadter & MetzgerからもMacIverからも見いだせなかった²⁵⁵。この点は、両説からの引用がなされていないことが一つの答えとなり得るが、それのみでは十分な検討を付したとは言えない。それに加えて、高柳説が当時の日本国内においていかなる意図と目的を持って提唱されたのかについては、未だ答えられていない。そこで、次の第5章では再び日本に戻り、高柳説と同時代の言説との比較参照を行い、この点に応えることを試みたい。

²⁵⁵ 高柳・前掲注(29)101頁以下。

第5章 高柳説の周辺

本章では、高柳が『学問の自由』¹⁾について論じていた1960年代から70年代にかけての「学問の自由」言説を扱う。これは、高柳が研究者としての主張と同時に、どのような問題意識や展望を持って現実の政治や大学政策を見ていたのか、何かしらの応答や対応があって高柳説が形成されているのか、あるいは同時代の言説との比較を踏まえた上で高柳説の特色は何か、を論じるためのものである。

扱う対象は、大きく分けて、①高柳に先行する世代、②高柳と比較的近い世代、③高柳より後の世代である(もっとも厳密な分類ではなく、相対的なふるい分けである)。

まず①として、宮沢俊義や田中耕太郎らが参加した座談会「大学の自治」を取り上げる(第1節)。次に②として、小林直樹や永井道雄らがいる。そして、③は樋口陽一、石井紫郎、三谷太一郎である。

ここでいう「同時代」が問題となる。起算点を、高柳が研究者としてのキャリアを実質的に歩み始めた時期とすれば、執筆者の一人でもあった『註解日本国憲法』初版が刊行された1948年とするのが最適であろう。

これに対し、区切りをいつ頃にすべきなのは、何を重視するか大きく依存する。東京大学を退官し専修大学教授となった1982年や、『学問の自由』が刊行された1983年が筆頭として挙げられるが、高柳が「学問の自由」について積極的に論じていたのは1960年代～70年代前半である。そのため本稿では、日本国憲法体制の発足(1947年)から1970年代前半の前後数年を「同時代」とした。

なお1960年代は前半に大学管理法案が、1968年前後は大学紛争・学生叛乱が生じている。基本的には時系列を優先しつつ、内容面からまとめるべきものと筆者が判断したものは、①～③といった世代毎の括りに拘らず、取り上げている。

第1節 先行世代：田中耕太郎・末川博・我妻栄・大内兵衛・宮沢俊義

本節では、1960年代前半の大学管理問題時に、大学の自治を対象とした田中耕太郎(1890年)・末川博(1892年生)・我妻栄(1897年生)・大内兵衛(1888年)・宮沢俊義(1899年生)らの座談会『大学の自治』²⁾らの著作を扱う。高柳に先行する世代かつ戦前を知る学者による戦後の時点での回想や再構成された対象としての「戦前」、そして同時代の問題に着目するためである(そのため、美濃部達吉(1873年生)や佐々木惣一(1878生)については、扱わない)。

宮沢らを扱う理由としては、この当時「戦前」についていかなる認識と理解がなされてい

¹⁾ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983年)。

²⁾ 田中耕太郎(1890年)・末川博(1892年生)・我妻栄(1897年生)・大内兵衛(1888年)・宮沢俊義(1899年生)『大学の自治』(朝日新聞社, 1963年)。

たかを探るためである³。以上の観点から、本稿は田中らの座談会『大学の自治』を扱う。

田中耕太郎らによる座談会『大学の自治』は、朝日ジャーナルに掲載された全9回の連載「大学の自治——事件と人」(1962年9月9日号—11月4日号)を元とする。宮沢を司会としたこの座談会について、当時の朝日ジャーナル編集長・和田斉は、そもそものきっかけが1962年5月25日の遊説会での池田勇人首相(当時)の発言に始まり、中央教育審議会の答申に至る大学管理問題にあることを証言する⁴。

和田は、座談会を貫いていた「『なんとしても、大学の自治は守らなければならない。それは制度よりも実質の問題である。この自治の実質を、大学側が守り抜くには、大学側にも責任と反省がなければならない』」という認識を語る⁵。この指摘は、確かに座談会参加者に共通する心理を的確に表していた。しかし、そこで言う所の「実質」、「責任と反省」を巡って当事者たちの間にズレがあったのも確かである。

その点を明らかにするために、まず座談会の最後での宮沢の発言を挙げよう。宮沢は、大学の自治を守ることは「思想の自由、表現の自由、それから学問の自由を守る、ということであった」のに、明治憲法時代はそういった人権の保障が十分ではなかった、それにも拘らず「その間にあって大学関係者が、けっして十分とはいえないかも知れないけれども、……及ばずながら相当に努力して来たということは、ひじょうに高く評価していいんじゃないか」、と述べる⁶。

宮沢は、続けて「大学の自治というものは、形式よりもむしろ実質である」と語る。河上肇の退職(1928年)や矢内原事件(1937年)は、形式的には必ずしも法令や制度として大学の自治を正面から攻撃したわけではないけれども、「実質においては、なんといっても権力による思想の弾圧であった」と見做す宮沢は、制度の改革も必要と言いながらも、「関係者の大学に対する熱意」、「大学関係者の責任」を強調する⁷。

こうした宮沢の言葉を承けて田中耕太郎は、より踏み込んだ発言をする。曰く、心ある者は皆反省を怠らなかつたが、それが具体化してもいなければ、実際の運用においても表れてもいない。「老朽教授をどうやって淘汰するか」が問題である、と(田中は、一つの対策として定年制を挙げる)⁸。

しかしその一方で、田中が次のような所見を述べていることも見過ごせない。その一つは、大学に対する政府の干渉である。その中には不当・無理解な干渉もあったが、「しかし一般常識から考えて問題だと思われるような場合」に生じた干渉もあった——戸水事件(1905年)

³ その点では、向坂逸郎『嵐のなかの百年：学問弾圧小史』(勁草書房, 1952年)、美濃部亮吉『苦悶するデモクラシー』(文藝春秋新社, 1959年)など他にも正面から取り上げるべき名著は多いものの、遺憾ながら検討は断念することとした。

⁴ 田中ら・前掲注(2)235頁以下。

⁵ 田中ら・前掲注(2)236頁。

⁶ 田中ら・前掲注(2)212頁(宮沢発言)。

⁷ 以上、田中ら・前掲注(2)213頁(宮沢発言)。

⁸ 田中ら・前掲注(2)214-216頁、引用は215頁(田中発言)。

「いま」から振り返る田中は、「戸水(寛人)教授の言動が、いったい大学教授として正しいワクを逸脱しているかいないか」は未解決のままであり、それこそが「実質問題」すなわち「その自治の内容は、どれだけの範囲におよぶか、そういうことを、はっきりさせなければならぬ」と述べる⁹。

この田中の見解は、一方で、大学の観念論・目的論の研究の必要性、守るべき自治の内容とは何かの掘り下げ(例えば教授としての活動の自由・限界、学生の地位・活動の範囲、学内の警察権)、中世の大学およびそれ以後の大学史といった理論的研究の訴えに向かう¹⁰。

他方で、田中が「ファシズムが内外の影響をうけて絶頂に達していた頃」と「日本国憲法の下において……言論や学問の自由が徹底的に認められている現在」とを分別していることも確かである¹¹。

それは一方で、個々の事件の文脈・相違点への理解や実証への洞察、そして現代的問題への眼差しとして向かう。例えば、田中は、ファシズム期に生じた荒木(貞夫)文相の大学改革(1938年)と平賀肅学(1939年)とを、前者は「大学と教授会の自治に関する制度的な問題」、後者は「機能を失った一学部の自治を一時停止することを敢てして、大学全体の自治を擁護するという問題」と捉えつつ(差異)、共に大学の自治擁護の目的と戦時体制下の事件と見做す(共通点)¹²。あるいは「今日において」、大学の自治を対国家・対政府ではなく、政党を含む他の社会的勢力との関係において考える必要性や、大学が「今日おかれている環境や条件」への考慮を促す¹³。

他方において、それはある種の危うさを伴う視点・立場を有していた。曰く、「今日」、軍部の圧力の下、その手先となって「学問の自由を奪い、大学の自治を侵害したような文部省は存在せず、また近い将来においてそれが出現しようとも思われない」、「政府や文部省の教育政策が常に学問や教育の自由に無理解で、つねにそれらを侵害するおそれがあると一応推定してかかる『被害妄想』の傾向に陥ることを警戒しなければならない」、と¹⁴。

続く末川博は、社会がファシズムに染まればその嵐が大学の中に押し寄せ、大学の自治の制度と機能は失われることから、社会的情勢がそうなることを「われわれとしては防止しなければならない」とことを、熱を持って訴えかける¹⁵。

「大学の自治をさげんだところで、学問の自由をいったところで、社会の一般的な政治情勢がそうならしょうがない。学問の自由、大学の自治は、大学だけのものでなく

⁹ 田中ら・前掲注(2)216頁(田中発言)。

¹⁰ 田中ら・前掲注(2)216-217頁(田中発言)。

¹¹ 田中ら・前掲注(2)219-220頁(田中発言)。

¹² 田中ら・前掲注(2)219-220頁(田中発言)。

¹³ 田中ら・前掲注(2)220頁(田中発言)。

¹⁴ 田中ら・前掲注(2)220頁(田中発言)。

¹⁵ 田中ら・前掲注(2)220頁(末川発言)。

て、国民全体のものである。国民はみんな真実を知る権利をもっている。……大学だけで自治や自由を守るといったって、それはできないことだ。こう思うんですな。

だから、ぼくは、なんとといったって、学問の自由が国民全体のものになるように、学問に関係しているものが、これから努力しなければならないと考える」¹⁶。

こうした末川の情熱は、彼をして、宮沢の言う反省と責任に左祖させる。学問の研究と人材養成(教育)という大学の使命が二の次に置かれることや、学部のセクショナリズムといったものへの反省¹⁷。受け継いだ「伝統的なもの」を「もっともっと拡充強化」していくためには、「大学人としての反省」が常に必要である¹⁸。

ところで、研究や教育は一時的な政治情勢などを理由に短兵急に動かすことは許されず、長い目で見ると見做す末川は、「本当の学問と権力とは反発する性格」を持つと語る¹⁹。古今東西の歴史を見れば、学問は真実を究め真実を語ることが使命としているが、社会的・政治的権力者はそれを嫌い圧迫と弾圧を加える。しかし、結局は真実が勝利する、と²⁰。

こうした末川と対照的に、我妻栄は、「実際的なこと」として、「大学関係者が……自分で自分の大学の自治がくずれるようなことはしない、という気持ちになること」、「老朽若朽の教授をいかにして排除するか」を指摘するのみである²¹。

最後の大内兵衛は、まずこれまでの座談会で語られた「日本の大学問題」が、「事実は東大と京大との話に限られている」こと、日本には欧米諸国の政治と学問の相互不干渉のルール(そしてその混乱を解きほぐすルール)のような沿革がないこと、そういった事情や「政治の手段として」の大学という限界はありつつも、「今日」までの大学の自由と自治が形成されたことを高く評価する²²。

大内は、学問を「政治の召使とする希望」に対して「大学のほうで教授が一致団結して学問の自由を尊重するというほかに特別な方法」はなく、「学者は昔の高僧善知識の心がけ」を持ち、「学者は学問防衛の責任の自覚」を、「学問を愛するものは、大学の自由を愛する者でなくてはほんとうの愛国者となることはでき」ない、と見做す²³。

そうした発想の裏返しとして、大内の「学問的に無能な教授、または教授能力のとぼしい教授」への目線は極めて厳しい。定年制では足りず、そういう人を一日でも早く辞めさせる方法を「大学が自己の力として」持つべきである、という。なぜならば、そういう力を教授

¹⁶ 田中ら・前掲注(2)220-221頁(末川発言)。

¹⁷ 田中ら・前掲注(2)221頁(末川発言)。

¹⁸ 田中ら・前掲注(2)222頁(末川発言)。

¹⁹ 田中ら・前掲注(2)222頁(末川発言)。

²⁰ 田中ら・前掲注(2)222頁(末川発言)。

²¹ 田中ら・前掲注(2)222-223頁(我妻発言)。

²² 田中ら・前掲注(2)224-225頁(大内発言)。

²³ 田中ら・前掲注(2)225頁(大内発言)。

会・学長・評議会が権限として持ち、実際に実現する力を持つ大学でなければ、「世の中にたいして自治を主張する資格がない」からだ²⁴。「そういう意味では、日本の大学は、どの大学もひじょうに無責任です。自治無能略者です」²⁵。大内の評価は辛辣この上ない。

その一方、大内はこの関係者の中で唯一私立大学に言及する。曰く、私立大学での問題は「評議会対理事会、または理事会対教授会の問題として現れることが多い」が、評議会・理事会やその個々の構成員が、「学問の自由や教授の自由やを単なるサラリーマンのそれと同じように考えて、何の制限もなしにそれをふみにじっておる例はいくらでもあ」る、と²⁶。

以上、座談会『大学の自治』の内容を確認した。ここまで見た如く、各参加者の認識や発想については興味深い点が少なからずあると共に、参加者間には無視できないズレも確認された。

座談会『大学の自治』は、たしかに大学の自治とその実質の擁護の重要性、大学(人)の責任と反省という意識が参加者間に流れていたことは確かである。しかし、例えばそこでいう「大学の自治の実質」や「責任」、「反省」は各参加者の間で大きな差異があったことも確かである。

例えば、情熱を帯びた訴えを掲げる末川にとっては、「学問の自由が国民全体のものになるように」することが重要であり、大学(人)の責任と反省はそこに係るものであった。これに対し、我妻は端的に「老朽若朽の教授」の排除といった実際的な問題を挙げるのみであった。この点、大内は、末川と我妻の主張を彼自身の言葉と感情でもって強く主張する。

彼らに対し、田中は異彩を放つ。田中は定年制を主張するも、我妻の執拗さや大内の激烈さと比べると、ややトーンダウンしたものと映る。

しかし何よりも際立つのは、「大学の自治」の実質として、大学の理念や観念論の研究、教授の活動の自由・学生の地位といった問題の考究を求めること、そして過去の事例毎の文脈への洞察、現代と過去の相違への認識であろう。この点は他の参加者とは明確に異なる。

こうした田中の見解は、今日の我々からすれば、「学問の自由」や「大学の自治」の問題とされる個々の事例とその文脈への精察、実証意識の芽生えとして評価しうる²⁷。そうでなくとも、「大学の自治」の実質として、自治の範囲や中身・限界について検討を求めている田中は先駆的と評し得るだろう。

²⁴ 田中ら・前掲注(2)225頁(大内発言)。

²⁵ 田中ら・前掲注(2)225-226頁(大内発言)。

²⁶ 田中ら・前掲注(2)226頁(大内発言)。

²⁷ 極めて重要な問題であるが、ここではいくつかの例を挙げるのみとする。将基面貴巳『言論抑圧：矢内原事件の構図』(中央公論新社、2014年)7-8頁は矢内原事件を、矢内原忠雄のジャーナリズムにおける公的発言が問われた事例、すなわち「学外言論(extramural speech)」の問題であると早くから指摘していた。あるいは蟻川恒正は、戸水事件ないしはそれに先行する七博士事件を「大学教授の政治的言動」の問題として捉える(蟻川恒正「国家と文化」岩村正彦ほか編『岩波講座 現代の法1 現代国家と法』(岩波書店、1997年)198頁)。

しかし、その一方で、ファシズム期のようなことは日本国憲法下では起こらないといった過去と現在の違いを強調する見方や、「被害妄想」という表現の使用も無視できない。言説が発せられることによりもたらされる効果・メッセージ性を考慮した際、こうした発言がある種の「政治性」、「危険性」を有していたことは否定できないだろう(当時においては言うまでもない)。

ともあれ、第1章および第2章で高柳説に触れた我々からすれば、各参加者の発言は、大なり小なり高柳説と通じるものがあるという点で、極めて興味深い。

例えば、宮沢の「戦前、一般に人権の尊重ということが不十分であった政治体制のもとにおいても、それだけ先輩は努力した。このことは、われわれが十分に評価しなければならないのではないか」²⁸という発言は、高柳説で言えば『学問の自由』の論文「I」に似たような問題意識が述べられている²⁹。

あるいは、末川はどうか。「大学の自治」と社会の結びつきから「学問の自由が国民全体のものになるよう」訴える末川の主張は、市民的自由と「学問の自由」の関係が相互依存的・相関的という高柳の主張に相通じるものがある³⁰。

そして大内が私立大学に着目していたが、まさに高柳は大学管理者・設置者の市民法上の恣意の排除として「学問の自由」論を組み立てていた³¹。あるいは、田中や我妻、大内らが拘る「老朽若朽の教授」の排除という類の問題も、似たような主張は確認できる³²。

もっとも、このことは慎重な扱いを要する。一面においてこれは、高柳と座談会参加者らを接近させることとなる。それと同時に、類似の考えや発想が確認できることをもって直ちに両者を等号で結ぶことは慎まねばならないし、そもそも座談会『大学の自治』を、高柳は引用していない。

この点については、直接の引用はされていないものの、宮沢・末川・我妻・大内(あるいは田中も含めて)のように当時の大学人ならば概ね抱いていた発想や問題意識と相通じるものを高柳もまた有していたと考える余地はある。

しかし、それを正面から取り上げ、日本国憲法23条の問題として論じ、西洋の歴史と理論(特にアメリカ)から「学問の自由」論を一つの体系として彫刻したという点に、彼の何よりも優れた点があった。言い換えれば、先行世代から続く問題意識を原理論にまで高めたという点に意義がある(同時にそれは連続性と評価できる)。

第2節 高柳説の周辺(1)

本節では、高柳と同時代の議論から主要なものを取り上げることで、高柳説の同時代的な位置づけを探りたい。

²⁸ 田中ら・前掲注(2)213頁(宮沢発言)。

²⁹ 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983年)47頁。

³⁰ 高柳・前掲注(29)122頁。

³¹ 高柳・前掲注(29)40頁および65-66頁。

³² 高柳・前掲注(29)131頁。

もつとも、当該時期の日本国憲法 23 条に関する文献を余す所なく参照することは、困難である。そのため取り上げる論者を、①高柳に先行する世代(宮沢俊義など)、②比較的近い世代(星野安三郎など)、③高柳の後続世代(樋口陽一や永井憲一)に限定する(無論、これらは相対的なものであり、①と他二つに比べ、②と③の年齢差は小さい)。

そして、論文や書籍の出版・刊行年としては、高柳の論文や著作と比較的近いもの、従って④1960年代を中心に文献や論者を選定した(こちらあくまで、一つの基準である)。

以上の基本方針に従い、本節では『註解日本国憲法』、宮沢俊義を取り上げよう。

第 1 款 『註解日本国憲法』

第 1 章でも記したとおり、高柳は『註解日本国憲法』³³の執筆者の一人であるが、23 条の執筆者は三ヶ月章とのことである³⁴。

さて、『註解日本国憲法』は、23 条について「本条は、いわゆる *academic freedom*; *akademische Freiheit* を定めたものである」と説明する。それに続いて、この規定の存在理由として、「過去においてわが国では……必ずしも十分に実現されていたとはいえないので、その経験に鑑み、憲法中に新らしく取り入れられた」こと、「学問の自由発達な研究発展は、民主主義的傾向の復活強化の前提」や文化国家の建設を挙げる³⁵。

註解の執筆者は、*academic freedom* と併せて *akademische Freiheit* を挙げる点、後の箇所ですべて「アメリカでは私立大学が多い関係上、経済的有力者の干渉の排除が学問の自由の一つの主眼であつた」³⁶と記すことからして、アメリカとドイツの両概念に知悉していたと思われる³⁷。戦前への言及があることも含め、「民主主義的傾向の復活強化」などこの当時の事情を思わせる記述が少なくないのも『註解』の特徴である³⁸。

しかし、それ以上に『註解』は、「学問の自由は内容的には第 19 条で保障される思想の自由に含まれるのである」とした上で、「沿革的に一般的な思想の自由に対して特に学問の自由として論議されてきた」と論じる点に独自性がある³⁹。

すなわち、次のような理由である。

(1)学問は創造的な人間精神の貴重な成果であり、人類文化の集中的な表現であるから、特

³³ 法学協会編『註解日本国憲法 上』(有斐閣, 1953 年)455—467 頁(初版 1948 年, 222-229 頁)。本稿では、基本的に 1953 年版から引用する。

³⁴ この点について、第 1 章参照。

³⁵ 『註解』・前掲注(33)455 頁。

³⁶ 『註解』・前掲注(33)459 頁。

³⁷ EDWIN R.A. SELIGMAN & ALVIN JOHNSON, 1 ENCYCLOPEDIA OF SOCIAL SCIENCE, p.284 が引かれている。『註解』・前掲注(33)463 頁注 1 参照。

³⁸ 1948 年版では、「連合国の管理下にある現在、国体の神道学的研究や戦争遂行に奉仕する軍事的な諸科学の研究は禁止されている」との記述もある(『註解』(1948 年版)・前掲注(33)228 頁)。

³⁹ 『註解』・前掲注(33)455 頁。

別な配慮・慎重な取り扱いが望ましい。

(2)学者・研究者はその領域における専門家であり、指導的立場にあるいわば「選ばれたる人」であるから、通常人を対象とし、通常人の平均的な水準に立脚する政治や行政が、その判断に基づいてみだりに干渉すべきではなく、国家・社会もその独立性を尊重すべきである。

(3)学問の進歩は、次の時代の共同文化財となり、教養の水準を規定するという意味では文化の先駆的役割を果たすから、一切の隷属から解放されていなければならない。

(4)学問は既存の知識を保存するだけにとどまらず、常に新しい知識を開拓して行かなければならず、そのためには権威の強制よりも、自由な討議と研究に委ねるのが適当である。

(5)学問上の進歩および新発見は、一般の常識的な世界観から見れば奇異に感じられることが多く、常に世間の常識的な見方から反対され、場合によっては迫害されるのであるが、やがて真理の力によって説得せずにはいられなかったということが人類の歴史的体験であるから、この歴史的経験を謙虚に尊重すべきである。

以上、五つの理由が挙げられている⁴⁰。この部分の記述こそ、『註解』と高柳説をして「特権説」対「市民的自由説」の構図とさせた所以であろう⁴¹。しかし、内容について言えば、『註解』と高柳説は違いよりも、むしろ共通点の方が多いと言える。

というのも、『註解』の中で最も問題になり得る箇所は、(1)あるいは(2)の「選ばれたる人」といった記述であるが、逆に言えばそれ以外は高柳説と大差ない。そして(2)の問題の記述も「選ばれたる人」は括弧書きである上、本題はその後の部分にかかっている。

この記述は、後の箇所で、ある学問の研究が国家社会にとって有害である、公共の福祉に反する、誤りであることを理由に弾圧・禁止・妨害することは許されず、学問それ自体が最終の判断が可能であり、公権的な判断・外的権威にはできない、という「学問の研究が自由闊達であることが正に公共の福祉に合致する所以」と結びつけて読むべきである⁴²。

すなわち、この部分は、非専門家(layman)やそうした観点に立脚する政治・行政ひいては国家・社会は専門家の判断や独立性を尊重すべきであるという、今日でいうところの自律(autonomy)の議論である。高柳も「専門職能的自由」の議論では同趣旨の主張をしていた⁴³。

そして、目を引くのは(4)と(5)である。(4)の学問は既成の知識の保守伝達のみならず、新しい知識の開拓を必要とし、権威ではなく自由な討議と研究に委ねるべきであるという記述。そして(5)の学問上の発見が一般常識からは奇異に思われる傾向があることから、思想

⁴⁰ 『註解』・前掲注(33)455-456頁。

⁴¹ この点については序論参照。

⁴² 『註解』・前掲注(33)460-461頁。

⁴³ 高柳・前掲注(1)74-75頁参照。

の自由市場論を展開し、歴史の経験が持ち出される。

高柳は歴史的経験にしばしば依拠する論者であると共に、『註解』の挙げる(4)や(5)のような論理展開も好む。例えば、ある箇所では、真理は暫定的仮説に過ぎないこと、知的権威・既成の常識への挑戦は異端ではなく、それが真理と呼ぶに値するかは、事実による検証と思想の自由市場における競争を経るというプロセスの結果にかかっていることを前提に、民主主義社会における大学の在り方について論じている⁴⁴。

そして、『註解』の記述は、あくまでも23条の内容は本来19条に含まれるということを経験としてしている(いわば両者の同質性を念頭に置いている)ことは見過ごすべきではない。

以上からすれば、『註解』と高柳説の距離はむしろこの上なく近いと理解すべきではないだろうか。両者は、共に23条と他の自由(19条や21条)の内容的重複を経験と(同質的と見做)した上で、思想の自由市場論(と歴史的経験)・学問研究の重要性と研究者の専門性の論理を展開している。法学的には思想の自由市場論、発想や認識においては歴史の重視・プロフェッショナリズムの尊重という点で、『註解』と高柳説は同一の地平線上にある⁴⁵。

ただし、『註解』は高柳説と異なり、個人の自由としても23条の独自性を正面から認める。『註解』は23条の解釈として、まず「学問の自由とは、沿革的には、主として高等な学術研究機関の教師又は研究者の研究・論議・発表……につき政治的、宗教的……、経済的な社会力もしくは官憲の干渉を受けぬこと」を意味し、沿革的には表現の自由と広義の教授の自由(*Lehrfreiheit*)を内容とすることを説明する⁴⁶。

もっとも『註解』は、こうした「沿革」に対して修正を要求する。すなわち、「学問の自由の主体」はしばしば「高等な学術研究機関、及びその所属者」とされた(「学問の自由」と「大学の自由」の同視)。しかし、『註解』は23条の下で遂行される「学問」とはこのような高等な機関に限られないと指摘する。実質的には大学で行われるものが最も問題であるとは見做しつつ、「大学に限らず、他の学校で行われるものであろうと又私人の資格において行うものであろうと、およそ一切の学問的研究の自由を保障する趣旨である」⁴⁷。『註解』は、23条の適用対象を可能な限り広く解釈することを意図していた⁴⁸。

⁴⁴ 高柳・前掲注(1)118-121頁参照。

⁴⁵ 推測の域は出ないが、その所以として(i)高柳も『註解』執筆者の一人であるため当然その議論に影響を受けていた又は与えていた、(ii)『註解』は Seligman & Johnson, 1 *Encyclopedia of social science*, *supra* note 37 を挙げているが、この時期に刊行されたアメリカのアカデミック・フリーダムの議論を参照したため、両者の議論がある程度似通った。という理由が考えられる。

⁴⁶ 『註解』・前掲注(33)459頁。

⁴⁷ 『註解』・前掲注(33)459頁(傍点、原文ママ)。

⁴⁸ ここで高柳賢三「学問の自由」法律タイムズ3巻7号(1949年)1頁以下、尾高朝雄「学問の自由」国家学会雑誌63巻7・8・9合併号(1949年)39頁以下が引かれ、両者が「学問の自由」を学園・大学におけるそれに限定することを、「academic freedomの沿革に忠実な解釈」としつつも、「本条で保障される学問の自由にそのような場所的限定を付することは憲法の解釈としては適当でない」と批判する。その根拠は、23条の「学問」とは「人間

なお『註解』は「学問の自由」の限界として、「真理の探求という学問の本質から生ずる一定の内在的限界」を指摘している。具体的には、社会科学の名に隠れて教壇から政治的宣伝を行う・性科学の名を僭称して猥褻文書を頒布することとされる⁴⁹。

ただし、「学問的研究をなすことを使命とする人や施設によりなされる研究は真理探求のためにするものであると推定されるべき」とする⁵⁰。そして、学問的活動か否かの判断と判定は行政権・立法権がみだりになすべきではなく、「学問自身の自律に、具体的には学問の府の自主的な判断に委ねらるべき」であり、『註解』はここに伝統的な「大学の自治」の実質的な意義を見出す⁵¹。

このように『註解』は早くから自律(autonomy)の観念に言及していた。ここまで見た内容からすれば、『註解』の学問＝専門家の自律という論理は、後の高柳説に通ずる議論であったとの評価を下すのが正当であろう。

もっとも『註解』の23条解釈には解釈を巡って判断の分かれる箇所、修正を要する箇所もある。前者として、「教授の自由」に「教育ということの本質上、下級の学校に至るにつれ制限される」可能性を認めた部分がある⁵²。また私立の研究機関において、その研究機関の設立の目的等に照らし、研究や教授への一定の制約を認めている⁵³。

後者の点について、思想の自由とは一般法と特別法との関係に立つとされるが、この点の具体的な説明として「思想の自由は個人の基本権」の観念が強いのに対し、「学問の自由は個人の権利という観念よりも、制度的な保障という観念が表面に出ている」としている⁵⁴。

また大学の施設管理や学生管理・警察権との関係については言及があるものの、学生の地位や立場・自治の関係については検討されていない⁵⁵。ただし、『註解』の初版は1949年で再版は1953年刊行である。この当時は『註解』も言及するイールズ事件や大学と警察権の関係のほうがより注目されていたことは考慮すべきであろう。

第2款 宮沢俊義

第1款では、『註解日本国憲法』の内容を見、その上で同説と高柳説の距離の近さを指摘した。続いて本款で取り上げるのは、宮沢俊義の『憲法Ⅱ』である⁵⁶。

の思想・知識の体系化という広義に解して差支なく、とくに大学においてなされる学問活動に限定する必要はないと考える」ためであった(『註解』・前掲注(33)464頁注10)。

⁴⁹ 『註解』・前掲注(33)461頁。

⁵⁰ 『註解』・前掲注(33)465頁注15参照。ここでは美濃部達吉と佐々木惣一への批判として、よく知られた「真理探求の推定」の論理が提示されていることが注目される。

⁵¹ 『註解』・前掲注(33)461頁。また465—466頁注16、注17、注18参照。

⁵² 『註解』・前掲注(33)460頁。

⁵³ 『註解』・前掲注(33)461—462頁。

⁵⁴ 『註解』・前掲注(33)460頁。参照、石川健治『自由と特権の距離 [増補版]』(日本評論社、2007年)。

⁵⁵ 『註解』・前掲注(33)462頁参照。

⁵⁶ 宮沢俊義『憲法Ⅱ 新版』(有斐閣、1971年)

同書についてまず指摘すべきは、巻末に掲げられた 20 頁近くに渡る膨大な参考文献である⁵⁷。「学問の自由」に限って見ても、家永『大学の自由の歴史』や鈴木安蔵・星野安三郎『学問の自由と教育の自由』⁵⁸、鵜飼信成⁵⁹、尾高朝雄⁶⁰、田畑忍⁶¹、恒藤恭⁶²を始め、高柳信一⁶³や山崎真秀⁶⁴、橋本公宣⁶⁵など数多くの文献が引用されている。『憲法Ⅱ』の日本国憲法 23 条の内容は宮沢説であると同時に、この当時の憲法学の集大成であったとも言える。

さて、23 条の説明にあたって宮沢は、既に思想・良心の自由や表現の自由を保障しているながら、そこに「学問の自由」を保障するのは、「学問の研究というものは、つねに、従来の考え方を批判して、あたらしいものを生み出そうとの努力であるから、それに対しては、特に高い程度の自由が要求される」と述べる⁶⁶。

続いて、いわゆる研究の自由・研究発表の自由・教授の自由に対応する、「学問的研究活動の自由」が説明される。それぞれ、①学問的見解(学説)をもつ自由、②表現する自由、③教授する自由である(①は思想・良心の自由、②と③は表現の自由に含まれる)。なお教授の自由は、「学問的見解についてのみみとめられるのであり、実際政策的見解にはかならずしもおよばない」とするのも宮沢説の特徴である⁶⁷。

そして、教授の自由は、主として大学における教授を念頭に置かれる。ここでの大学とは、「大学」という名称を持つ機関・学校教育法にいう「大学」ではなく、「もっぱら最も高い程度の純粋学術の研究および教授を任務とする研究教育機関を意味する」。特に「学問の自由」として保障されるのは、このような意味における大学等の機関における研究・教授の自由、そして「大学の自由」である⁶⁸。

宮沢の議論は、『註解』や高柳説と同様の理路を辿りつつ、思想の自由や表現の自由に比べて、より高い程度の自由を要求する点で『註解』に近い。しかし『註解』が(教育の自由も含めた)「学問の自由」が行使される場や行使主体を可能な限り広範に理解する傾向にあったのに対し、宮沢は意図的にその適用対象を限定する。

おそらくこれは、通常は思想の・良心の自由や表現の自由に含まれる＝十分にも拘らず、敢えて「特に高い程度の自由」を要求するならば、当然それ相応の理由とそれに伴う対象の限定を必要とするという思考故だろう。『註解』も宮沢も、教授の自由において学問的なそ

⁵⁷ 宮沢・前掲注(56)459-477 頁以下。

⁵⁸ 鈴木安蔵・星野安三郎(編)『学問の自由と教育権』(成文堂, 1969 年)。

⁵⁹ 鵜飼信成「学問の自由」成蹊大学政経論叢 17 卷 3・4 号。

⁶⁰ 尾高・前掲注(48)。

⁶¹ 田畑忍「学問の自由権」同志社法学 25 号

⁶² 恒藤恭「大学自治の問題について」思想 459 号。

⁶³ 高柳・前掲注(1)。

⁶⁴ 山崎真秀「戦前日本における『学問の自由』」東京大学社会科学研究所編『基本的人権 4 各論 I』(東京大学出版会, 1968 年)457 頁以下。

⁶⁵ 橋本公宣「大学の自治」公法研究 29 号。

⁶⁶ 宮沢・前掲注(56)395 頁。

⁶⁷ 宮沢・前掲注(56)395-396 頁。

⁶⁸ 宮沢・前掲注(56)396 頁。

れと実際政策的なそれを区別するものの、宮沢はより徹底していると評すべきである。

もっとも宮沢説については検討を要すべき問題がなお存在する。

宮沢は、「学問の自由」に当たる英語として *academic freedom* が挙げられていることに首肯した上で、その理由を「Academic Freedom は、大学における研究および教授が、公権力による干渉から自由ではなくてはならないとする原理をいうにはかならないから」、とする⁶⁹。ここから、「大学の自由が、さらに大学の自治を、その当然のコロラリーとして、含むこと」、「大学の自治とは、大学の運営が、原則として、大学における研究者ないし教授者——大学の教授——の自主的判断に任されるべきものとする原理」であることが説明される⁷⁰。

序論以来、度々触れているように高柳説を巡っては、「市民的自由説」対「特権説」の理解で語られることがある。後者の特権説に対応するのは第1款で見た『註解』、そして宮沢説である。こうした図式が妥当かは措くとしても、高柳説・『註解』・宮沢説の三者の差をどこまで考慮すべきかが尚も問題として残る。特に、宮沢『憲法Ⅱ』は三者の中で記述に対する解釈が最も分かれ得る点で、難問である。

この点、まず三者間が共通の土台にあることは認めるべきではないだろうか。すなわち、プロフェッショナリズムや学問・研究者の自律性(*autonomy*)である。

その上で、思想の自由(19条)や表現の自由(21条)に対して、「学問の自由」(23条)の意義を論じる際、両者が「同質的」であることを前提に、なおも23条の独自性を論ずる上でのニュアンスの違いが生じていると理解すべきであろう。これはどのような観点から学説を評価するかに依存する。

例えば財政自治権や学生の参加という観点からは、高柳説が最も独自性があると評価でき、「学問の自由」と政治的表現の自由の峻別に関して最も厳格なのが宮沢、次いで『註解』、両者を相対的に理解する(と考えられるのが)高柳と解釈できる(この点については後述)。もっとも、この問題に関連しては、宮沢自身、ゲルホーンや高柳の見解を引きつつ、国家公務員法や人事院規則の定める政治的行為の禁止が、大学教員にも適用される可能性に懸念から、「大学教授の政治的行為の禁止規定は……廃止されるべき」とまで主張していたことに注意を要する⁷¹。ドイツ連邦共和国基本法5条3項に関する宮沢の見解も踏まえれば⁷²、学問的見解か否かの判断は、政治や法に拠ってはならないという学問の自律性(*autonomy*)の観点を宮沢も採用しているが故であろう。

第3款 小林直樹

第1章で取り上げた「近代国家における基本的人権」において、高柳は「現代」の問題に

⁶⁹ 宮沢・前掲注(56)396頁。

⁷⁰ 宮沢・前掲注(56)396-397頁(傍点、原文ママ)。

⁷¹ 宮沢・前掲注(56)399頁および同注4、注5参照。

⁷² 宮沢俊義「学問の自由と忠誠条項」同『法律学における学説』(有斐閣, 1968年)177頁以下では、自由は自らを疑い・否定する自由を内包しているという観点から、ドイツにおける憲法忠誠に伴う教授の自由への制約には否定的な筆致である。

については続く小林直樹(1921年生)の論文の参照を求めている⁷³。

小林直樹は、高柳と同じ1921年に生まれである。そ小林が「学問の自由」についてどのような見解を抱いていたかを、論文「学問の自由と大学の自治」⁷⁴、著作『日本国憲法の問題状況』⁷⁵から見ていこう。

小林の議論の主眼は、東大ポポロ事件最高裁判決⁷⁶への批判に置かれていると言っても過言ではない。大学内の集会が、「学問的な研究と発表のためのものか」、「政治的社会的活動」に当たるか否かの認定等は、「大学の自主・自律的な範囲に含められるべき」であるのにも拘らず、最高裁はそう判断しなかった。それは小林からすれば、「戦前の大学人がどれほど苦難のみ途を歩まねばならなかったか、また大学の学問の自由がねじ曲げられたために、国民がどういう被害を蒙ったか」を忘却することに他ならなかった⁷⁷。

小林の批判のもう一つの矛先は1960年代前半の大学管理法案である。小林からすれば、「教育の中央集権的統制への」動きの中⁷⁸で登場した大学管理法案は、「保守エリート特有のふたつの観念」(革命過敏症と祖国中心の教育観)⁷⁹に裏打ちされた政治的意図の露出を避けて、「大学の社会的責務」や「大学自治の責任の明確化」という抽象的言辞を覆ったものであった⁸⁰。

ここで小林の憲法23条に関する解釈を見ていこう。それによれば、憲法23条が「学問の自由」を保障しているのは、「それなくしては人類の福祉や国家・社会の発展のために担う学問の使命が果しえないから」であり、権力による学問の研究への歪曲による進歩の阻害と国民の不幸は「ほかならぬ戦前の日本で、骨身にしみる歴史的経験を通じて実証」されたためである。この意味で、「大学の自治」は、学問の使命と性格から不可欠な「自由」の要請の「当然の帰結」となる⁸¹。

小林の23条解釈の最大の特徴は、「まさに『国民に対する大学の責任』を果すためにこそ、学問の自由と大学の自治が絶対に必要」であり、大学の自治の形態が「時代の進展に即

⁷³ 「現代においては、一方、基本的人権にたいする懐疑と挑戦は増大し強化され、他方、その擁護の要求は[基本的人権の：筆者注。以下、同じ]宣言の当初には予想されなかったような広い諸階層によって、多様な意義づけをもってうちだされてきている。この『現代国家と人権』という問題の全貌とその本格的考察は次章において扱われる」(高柳信一「近代国家における人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』(東京大学出版会、1968年)10頁)。次章とは、小林直樹「現代国家と人権——立憲制の人権保障機能の検討」同133頁以下である。

⁷⁴ 小林直樹「学問の自由と大学の自治：大管法問題と『ポポロ座』事件判決に関連して」法律時報35巻7号(1963年)4-11頁。

⁷⁵ 小林直樹『日本国憲法の問題状況』(岩波書店、1964年)。

⁷⁶ 最大判昭和38年5月22日刑集17巻4号370頁。

⁷⁷ 小林『問題状況』・前掲注(75)242頁。同244頁では、美濃部(亮)・前掲注(3)、家永三郎『大学の自由の歴史』(塙書房、1962年)、田中ら・前掲注(2)が引かれている。

⁷⁸ 小林『問題状況』・前掲注(75)246頁。

⁷⁹ 小林『問題状況』・前掲注(75)247頁。

⁸⁰ 小林『問題状況』・前掲注(75)247頁。

⁸¹ 小林『問題状況』・前掲注(75)249頁。

応」することを認めるにしても、「自由な学問による『国民への貢献』」を歪めるような権力的統制に道を拓くことは、大日本帝国憲法時代の道を繰り返すことを意味する、という点にある⁸²。

我々は既に、こうした主張が高柳説の中に見出されることを確認している。真に国民(社会)に対する責任を果たすためにこそ「大学の自治」が必要であるという主張は、東大社研編『基本的人権』(1968年)所収の論文に顕著だが⁸³、ここでは小林の主張が1964年のものであることが見過ごされてはならない⁸⁴。この時期、高柳が「学問の自由」について記した論稿は、1963年から1964年にかけて雑誌・思想に掲載された論稿⁸⁵である。小林の『日本国憲法の問題状況』は1964年6月刊、高柳の論稿が掲載されたのは思想469号(1963年7月号)と同477号(1964年3月号)である。

接近しているのは、刊行時期にとどまらない。先に第2章で記した通り、高柳の上記論稿は森戸辰男らへの批判を念頭に置いたものであった。そして、『日本国憲法の問題状況』において、小林が批判を試みた対象も「文部当局ならびに行政権力にコミットした一群の知識人」としての「小泉信三・森戸辰男らの旧大学人」らによる「大学の(新しい)責任体制」論であった⁸⁶。

以上から、小林直樹と高柳信一の間には高度の連関があったと見做してよい。特に両者は、大学管理法案を巡る森戸辰男らへの批判、「国民に対する責任」を果たすには「大学の自治」、「学問の自由」を必要とするという発想において共通している。この事実を踏まえれば、高柳説は決して何もないところから生じたのではなく、小林直樹のような同世代と共通の発想や認識の中から形成され・彫刻された理論と理解するのも、不当ではなからう。

第4款 小括に代えて

ここまで『註解日本国憲法』、宮沢俊義、そして小林直樹の見解を確認し、それらと高柳説との相違について検討をした。

まず『註解』や宮沢説との関係では、高柳説は共通する部分も少なくない。具体的には、前提としてのプロフェッショナルリズムや学問・研究者の自律性(autonomy)である。

ただ当然ながら、細かな理屈や理論的帰結には論者毎のニュアンスの差も存在する。学問研究・教授と政治的表現の自由の間に、比較的厳格な峻別を試みる宮沢、それに次ぐ『註解』

⁸² 小林『問題状況』・前掲注(75)250頁、傍点原文ママ。

⁸³ 高柳・前掲注(1)参照。

⁸⁴ 小林『問題状況』・前掲注(75)xi頁によれば、「学問の自由」を扱う第5章は書き下ろしである(ただし正確には、小林・前掲注(74)からの引用もある)。

⁸⁵ 高柳信一「大学の自治——比較行政法的視角から——上・下」思想469号、同477号(1963—1964年)：後、高柳・前掲注(1)第IV章。

⁸⁶ 小林『問題状況』・前掲注(75)250—251頁参照。小林は「憲法第15条にいう公務員を選定罷免する国民固有の権利」による「大学教官の人事」統制についても批判を加える(同251頁)。

に対し、高柳は一見両者の差を相対的と理解しているようである⁸⁷。

その一方、第2章で見たように財政的自治権や学生の参加を提唱する高柳説は、この点で『註解』や宮沢説に先んじている。結局の所、学説受容者がどの部分を重視するかで、評価や解釈は変わり得る。

そして小林直樹の議論からは、小林説・高柳説の間には共通の認識・発想が存在することが確認された。とりわけ森戸辰男らへの批判、「国民への責任」を果たすための「大学の自治」、「学問の自由」という論法が共通していることは、高柳説が当時どのような文脈を有し成立したのかを如実に物語る。

以下では節を改め、1968年すなわち大学紛争・学生叛乱以降の言説と高柳本人の多様な活動との交錯を概観する。

第3節 高柳説の周辺(2)

第1款 多様な「文脈」の中で

先に第3章の冒頭でも触れたが、1956年6月の憲法調査会、58年6月の憲法問題研究会、そして1965年には全国憲法研究会が設立されると共に、同時期には家永教科書裁判が提起された。そして1968年1月には医学部でのストライキを契機に、一連の東大紛争(闘争)が生じる。いわゆる大学紛争・学生叛乱である⁸⁸。

最も、東大紛争あるいは「1968年」全般において、既に(1965年以降)東京大学社会科学研究所の教授となっていた高柳がどのような形で関わっていたのかは、本稿執筆時点の筆者

⁸⁷ 参考までに、芦部信喜は東大ポポロ事件最高裁判決に対して、「学問的活動と非学問的な政治的社会的活動の区別はきわめて微妙であり困難である。……理論と実践を截然と区別することは不可能にちかい。したがって学問的か非学問的かの判断は、大学の責任と良識にゆだねられているとみるべき」と論じる(芦部信喜「大学の自治と警察権：東大ポポロ劇団事件の判決の問題点」世界211号(1963年7月)180頁)。少なくとも、この当時は「学問的/政治的の区別」を厳格に見るか相対的に見るかではなく、それを大学(ないしは研究者集団)が判断することに力点が置かれていた(問題の力点は、「学問の自由」か「(政治的)表現の自由」か否かの問題ではない)。

⁸⁸ 東大紛争および一連の大学紛争・学生叛乱については、多くの重要な先行研究が存在し、近年でも当事者による回顧や「語り」を含め、盛んな研究が行われている。大学紛争のみならず、60年代の安保闘争や主に60年代の知識人論までを視野に収めようとするれば、関連文献は枚挙に暇がない。ここでは、その一部を挙げるにとどめたい。

小熊英二『<民主>と<愛国>：戦後日本のナショナリズムと公共性』(新曜社, 2002年)、同『1968：若者たちの叛乱とその背景 上下』(新曜社, 2009年)、山本義隆『私の1960年代』(金曜日, 2015年)、小杉亮子『東大闘争の語り：社会運動の予告と戦略』(新曜社, 2018年)、大窪一志ほか『歴史の中の東大闘争：得たもの、残されたこと』(本の泉社, 2019年)。

には明らかとすることはできなかつた⁸⁹。

しかしその一方で、1960年代前半の大学管理法案以後、全国憲法研究会の結成や家永教科書裁判、そして大学紛争・学生叛乱が生じた60年代後半から70年代にかけて、高柳の学術活動は著しく目立つようになる。

しかし、その前にまずは一連の大学紛争・学生叛乱に際しての大学関係者らの反応を取り上げることとしよう。

第2款 「紛争」の渦中で

東大闘争については、視点や立場あるいはそれを見る論者の違いに応じて異なる像を結び得るし、扱われる事例やエピソード自体が論者の関心を反映する鏡となる。この点、本稿は、少なくとも一つの可能性として「我が内なる帝国大学の解体」(山本義隆)⁹¹を内包していた東大紛争、ひいては大学紛争・学生叛乱全般に接して、その当時大学関係者は何を思ったのかに着目する。

とはいえ、この当時の言説は、学生側の立場の違い(例えば「代々木系」・「反代々木」)、教員の立場や認識の違いが直接・間接を問わず反映されている傾向は否めない。本来は、本稿にもそうした行間を読むことや多様な立場に基づいた言説の参照が求められるべきかもしれない。しかし、本稿はあくまで特定学説を内在的に理解する上で、これらの言説を参照する。実際に1968年から70年代前半にかけて、「学問の自由」や「大学の自治」に関連する書籍・論稿等が多数著された。その中からここでは雑誌『世界』を中心に、高柳説との比較・対比に有益と思われるものを取り上げよう。

⁸⁹ 1977年発刊の「社会科学研究所の30年」所収の「座談会 社会科学研究所の30年」によれば(参照：東京大学社会科学研究所 Web サイト「社会科学研究所の30年」[<https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/overview/30year.html>] 2022年5月20日最終閲覧)、高柳は1972年3月から74年3月という「紛争」から「平時」への段階において、社研所長を務めていた(66頁以下、85頁参照)。

なお、1965年に「奄美大島の行政と司法」という原稿を著したものの、東大紛争により消失したという(「高柳信一教授履歴・業績」専修法学論集第55・56合併号(1992年)672頁)。

⁹⁰ 1968年11月に大河原一男の後を受けた加藤一郎「総長代行」の下に組織された「大学改革準備調査会」および「同報告書」に関する光本滋の研究によれば、同調査会には法学部からは田中英夫・芦部信喜・溪内謙・塩野宏・星野英一が、社研からは大石嘉一郎が参加している。この点については、光本滋「東京大学『大学改革準備調査会報告書』：戦後大学改革論の中での位置と意義」『歴史の中の東大闘争』・前掲注(88)270頁以下参照。

⁹¹ 山本・前掲注(88)275頁参照。吉野源三郎(1899年生)は、親しい知人でもあった山本義隆(1941年生)らの心理を次のように推測している：「山本君たち自身にとっては、自分の東大生であることによる特権的な立場や、東大出身者として現在の社会に迎え入れられる特権的利益を自ら拒否し、自分自身を超克して、一切の特権をもたず一切の特権を求めない存在にまで自分を変革していくことを意味していた」(吉野源三郎「山本君に言いたかったこと」世界280号(1969年3月)46頁)。

第1項 先行世代の悔悟

我妻栄「大学紛争についての二つの反省」は、元々は憲法問題研究会主催の「憲法記念講演会」での我妻の開会の辞を、活字化したものである⁹²。

表題にある二つの反省のうち、一つは「戦争直後の大学の事情」⁹³、もう一つは「大学と外部すなわち政府や社会との関係」である⁹⁴。

前者について、我妻は昭和10年代の大内兵衛、美濃部亮吉(1904年生)、有沢広巳(1896年生)、脇村義太郎(1900年生)らの追放、それだけでなく追放されなかった者たちも自由な研究と教育はできなかったこと、そして、終戦と共に追放された学者らが大学に復帰し、自由に研究や講義が可能となったことに「われわれは快哉を叫んだことを回想する。「学問の自由を取り戻したことは、「敗戦という大きな犠牲を払って獲得した替えがたいもの」であった⁹⁵。

しかし敗戦に伴う変革は、治者と被治者、雇用者と被雇用者、親子夫婦関係すら変えた。いわんや、教える者と教えられる者の関係をや。

「われわれは、失った研究と教育の自由を回復しただけでは、これらの変革に対応することができなかったはず。教育のやり方についてはもちろんのこと、研究の機構についても、いや大学の管理運営自体について考えなおさなければならなかったはず。しかし、われわれはこのことに十分気がついてはいなかった、と私は反省するのです」⁹⁶。

我妻の悔いとは、研究・教育に関する「従来の制度に根本的な吟味を加えるべき」という所にあった。戦争中の遅れを取り戻そうと必死の研究をした。新しい学問にも意欲を燃やして取り組んだ。「しかし、そこにも施設の構成と運営の上に根本的に考え直すべきものがあったことを見おとしていたようです」⁹⁷。

このとき、1962年の座談会「大学の自治」から7年程経過している。かつて老朽若朽の者をいかに排除するかを考えていた我妻(第1節第2款参照)は、今や「しからばどう改めるべきかとなると、今日でも私に成算はありません。ただ、昔ながらのやり方ではだめだということに気がついております。それが反省の一つであります」、と述懐する⁹⁸。

もう一つの反省について、我妻は占領下の回想をする。1949年9月に設置された「国立

⁹² 我妻栄「大学紛争についての二つの反省」世界284号(1969年7月)68頁以下。

⁹³ 我妻・前掲注(92)71頁。

⁹⁴ 我妻・前掲注(92)72頁。

⁹⁵ 我妻・前掲注(92)71頁。

⁹⁶ 我妻・前掲注(92)71頁。

⁹⁷ 我妻・前掲注(92)71-72頁。

⁹⁸ 我妻・前掲注(92)72頁。

大学管理法草案起草協議会」の委員長に我妻は就任する⁹⁹。我妻は、このとき GHQ および CIE は「それぞれの大学にボード・オブ・トラスティーズ、またはボード・オブ・ディレクターズ」を設け、それに「当該大学の管理運営に関する最高の権限を与え、同時に最終的な責任を負わせ」、ボード(委員会)が適任と思われる学長を選び、学長に教授の任免・カリキュラム等を任せ、「ボードは教育の大方針と重要事項に口を出さない」という構想を抱いていた、とする¹⁰⁰。ボード(委員会)は、「適任者を選んで学長を委嘱することが最大の任務」で、委託した以上は学長に自由にさせ、自らはこれを妨げる外部からの防壁となり、資金調達に尽力する。学長のやり方が注文に適合しないならば、学長を交替させる。そこに「ボードの権限と責任」がある¹⁰¹。

しかし、GHQ および CIE の考える構想は、当時「われわれのもっていた大学のイメージとは、まったく合わないものであった、と我妻は振り返る。「われわれ」にとって学長(総長)は「大学のシンボルで、いわば神聖不可侵」。大学の卒業生や地域の学識経験者からボード(委員会)が構成されるとしても、学長がそれに雇われ、その方針を実行し、気に入らなければ免職されるなど到底考えられないことであつたし、「学問の自由の体现者」である教授が、「総長と契約によって雇われる者などとすべきではない」¹⁰²。

要するに、当時の我妻含む「われわれ」にとって「大学のイメージ」とは、「教授の構成する教授会が大学を管理運営する本体であり、総長はこれによって選ばれるいわばシンボル」であり、「CIE の構想は大学の尊厳を冒瀆するもの」と見做された¹⁰³。

当時我妻らは、当該構想を「わが国の事情に適合するよう換骨奪胎」を試みた¹⁰⁴。結局の所、この当時の「国立大学管理法」は国会内外の批判を受けて、審議未了、廃案となる。この渦中成立した教育公務員特例法は、本来国公立大学の管理については他に独立立法が果たされることが予定されていたが、成し遂げられることはなかった¹⁰⁵。

1969 年時の我妻は、かつての構想を「いかにもアメリカ式」、「われわれの大学のイメージ」と相容れないものであつたのは「当然」としつつ、「しかし、いまにして考えてみますと、このボード構想には、大学について今日問題とされている多くの問題に対する一応の答が含まれていることを発見」する¹⁰⁶。

教授会と総長が考えることは正しく、「それが学問の独立尊厳を保つ本体だとする思想」が今や教授会の独走、大学の独善と批判に晒され、大学は社会に開かれるべきと言われる¹⁰⁷。

⁹⁹ 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革 第9巻 大学教育』(東京大学出版会、1969年)610頁。

¹⁰⁰ 我妻・前掲注(92)72頁。

¹⁰¹ 我妻・前掲注(92)72頁。

¹⁰² 我妻・前掲注(92)72-73頁。

¹⁰³ 我妻・前掲注(92)73頁。

¹⁰⁴ 我妻・前掲注(92)73頁。

¹⁰⁵ 海後・寺崎・前掲注(99)612-614頁参照。

¹⁰⁶ 我妻・前掲注(92)73頁。

¹⁰⁷ 我妻・前掲注(92)73-74頁。

言うまでもなく、「ボードによる大学の管理という構想の与える回答が唯一のものではない」。「アメリカで成功する制度だとしても、わが国に移ってきて、果して根付くものか」¹⁰⁸。我妻は至極当然の疑問を述べる。その上で、我妻は語る。

「しかし、従来われわれの考えていた大学のイメージ、CIEの示した構想がこれとあい容れないものだと感じたとき、われわれは、もっと真剣にわれわれのもっていたイメージそのものについて反省すべきであったと、私はいまにして考えておるのであります」¹⁰⁹。

それでは、こうした反省の上に我妻は何をなすのか。「新しい大学のあるべき姿」を考えているのか。「正直のところ私には成案はありません」、我妻は率直にそれを認める¹¹⁰。

我妻は、最後に次のような所感を述べている。曰く、自分は自民党のやり方を初めから毛嫌いしているわけでもなく、中教審の答申の中に真理と考えるべきものがあることも認める。しかし、最も大切と考えていることは、「あるべき大学の姿」を明確にし、それについて学生を納得させる努力をしなければ、問題の根本的解決はできない。まずは秩序を乱す者を罰し・騒ぎを収めて、それからあるべき大学の姿を考えるということは、「学問の自由、研究教育の自主性の芽が枯れてしまうおそれがある」、そこに大学の特殊性がある¹¹¹。

病身であった我妻¹¹²の脳裏には、ひとえに自らの過去ひいてはこれまでの在り方に対する反省があった。

雑誌『世界』1969年3月号は、特集として「試練に立つ大学の自治」を組んだ。同特集には大内兵衛(1888年生)、川上秀光(1929年生)、有倉遼吉(1914年生)、吉野源三郎(1899年生)、小田実(1932年生)らが寄稿している。

大内兵衛は「東大を滅ぼしてはならない」の中で、機動隊による安田講堂落城をテレビで視、「暴力からの解放」と「これで東大は滅びない」という思いを抱いたと語る¹¹³。大内は、加藤総長代行と学生間の1969年1月10日付「確認書」¹¹⁴を、「ある程度、スチューデント諸君の大学への発言の機会と方法とを拡大しようという要求に応ずるものであり、まさにこ

¹⁰⁸ 我妻・前掲注(92)74頁。

¹⁰⁹ 我妻・前掲注(92)74頁。

¹¹⁰ 我妻・前掲注(92)74頁。

¹¹¹ 我妻・前掲注(92)74-75頁参照。

¹¹² 我妻・前掲注(92)68-69頁参照。

¹¹³ 大内兵衛「東大は滅ぼしてはならない」世界280号(1969年3月)8頁。

¹¹⁴ 参照、加藤一郎『『最終確認書』についての説明(昭和44年3月9日東京大学総長代行加藤一郎)』ジュリスト420号(1969年4月)146-158頁参照。

確認書の内容は、例えば世界280号(1969年3月)76頁以下の「東大紛争の経緯」に掲載されている(同89頁以下参照)。

ここにこそ新しい時代の大学の『自由』がある」と評価する¹¹⁵。

その一方、大内の「スチューデント・パワー」に対する見方には冷ややかものがある。「事実彼らが主張しているところは、多くは空想的な幻影……この運動そのものの本質が反社会体制的」、「日本のスチューデント・パワーも……系統的に考えればこれは極めてふるい伝統である、こんな思想、それにもとづく社会主義は社会主義の未成熟な奇形(畸型)としていろいろの形で昔から出没した」¹¹⁶。「要するにスチューデント・パワーは彼らの父母、彼らの教育者、彼らの将来の雇主、そういう人々の作っているエスタブリッシュメント……が全く希望しない雛児」となり、「不逞にも彼らのエスタブリッシュメントを奪取して」、その出資者を攻める(責める)砦とする「不逞の野心」を持つようになった¹¹⁷。欧米各国のそれは教授と学生との一対一の徹底的討論という形での闘争であるのに対し、日本の闘争は「当局者を軟禁したり、面罵をしたりする場面」ばかりであると大内は嘆く¹¹⁸。

しかし大内の中に、捻れた形での後悔や忸怩たる思いがあるのも確かであった。

大内は言う。「東大に『ゲワルト』がゲワルトとして大きく侵入するようになった歴史」の過程で¹¹⁹、東大は「日本のエリートの登り階段」と見做され、入学者志望者という「特殊な病人」、その父母らの「奇妙なノイローゼ」から形成された「社会的な虚像」が、東大を「妖雲の中の殿堂」としてしまったという所感も抱いていた¹²⁰。「今にして感ずることはあの暴力の一つ一つを小さい芽のうちにつまんでいたならば、あるいはおそくとも昨年[1968年：筆者注]6月 はじめて安田講堂にゲワルトが入って来たあのとき……暴力に対しては警察力によって対抗し、退学・停学、家宅侵入や建造物損壊などの刑罰的処分をもって臨む姿勢、「それを正しくまもっていたならば」。「この点において警察力導入に対する学生の反感と誤解は大学の見識と処置が完全にあやまっていたことに由来する」、と¹²¹。

それ故、大内が、高い授業料、日大のような経理上の不正の中で、学生間の不平・不服が「社会体制的不備を契機として大学の当局に向けられるのは決して不思議ではない」、「わたくしはすべてのクレームについて学生の方に理由がないとはどうしても思わない」¹²²と思うことも当然であった。その意味で大内は、現今を「生みのくるしみの最中」と捉え、やがて形成される「学生の大学の管理参加」を「新しい大学の自由の拡張」とする¹²³。

大内の中には、一方で、「『話せばわかる』世界」の崩壊、「わたくしのふる里があんな無思想で野蛮な暴力にあんなに長く蹂躪されていたことに対するはしたなき怒り」が、他方で、東大が秩序紛乱の学生処分の能力を欠き、組織・管理・教育面での能力不足に「ゲワル

¹¹⁵ 大内・前掲注(113)11頁。

¹¹⁶ 大内・前掲注(113)13頁。

¹¹⁷ 大内・前掲注(113)14頁。

¹¹⁸ 大内・前掲注(113)15頁。

¹¹⁹ 大内・前掲注(113)15頁。

¹²⁰ 大内・前掲注(113)16頁。

¹²¹ 大内・前掲注(113)16-17頁。

¹²² 大内・前掲注(113)17-18頁。

¹²³ 大内・前掲注(113)19-20頁。

トは不合理でも彼ら[学生のこと：筆者注]の批判には一理」があると認める心理が同居していたのである¹²⁴。

大内の危惧は最終的に、大学改造に向かう。「いまの欠点の多い腐朽してボロボロ」、「図体ばかり大きくて機動力の乏しい東大」、「特権ばかりをもっていてその上にアグラをかいてねむっている東大」、「そういう批難をすべて露骨に解剖して自己批判の種」とし、自ら「大学改造案」を示すべきである。さもなくば、「政府・自民党その他その息のかかった教育研究機関の具体案」の前に東大は屈服する他ないだろう、大内はそのように事態を理解していたのである¹²⁵。

吉野源三郎も似たような所感を表明する。吉野は、知人でもあった山本義隆による東大への批判、学問の在り方・研究の在り方を問いただしその腐敗を剔抉したこと、そしてこれらの批判が資本主義体制と権力への批判を避けて通れないことを認め、「行動をもって権力との対決に迫った誠実」へ敬意と尊敬の念を抱いていた。しかし、「この動機から展開された政治的行動を肯定する」ことは吉野にはできなかつた¹²⁶。

その一つには、たとえそこまで学生を追い詰めたものに責任の一半があるとしても、建物や研究室への損害ひいては、研究資料(史料)といった文化的損失があつた。人命を救うためならともかく、「こんどの場合、失われたものによって何が救われたのだろうか」、吉野は嘆く¹²⁷。

しかし何よりも吉野を悲嘆させたのは、学生と機動隊の間の衝突であつた。多くが生活の苦勞を知らずに育ち卒業後の進路と昇進が恵まれていた東大の学生は、自らその特権を拒否し打破しようとした。しかし、石を投げられる機動隊の若者もまた日本の青年であり、指揮する上級の警官や役人から将棋の駒のように動かされる「下積みの階層」に属す者たちであつた。学生たちが「下積みの運命にある若者たちを傷つけ、若者たちは棍棒をふるってその学生たちに襲いかかっている、学生たちが対決すると称した権力は、これによって微動もしない」という「痛ましいアイロニー」がそこにはあつた¹²⁸。

我妻にしろ、大内にしろ、彼らの胸に去来していたのは、自身を含めたこれまでの在り方に対する後悔や反省、あるいは悔悟であつた。山本義隆の動機に率直な称賛と敬意を込めつつ、その行動については肯定できなかつた吉野にも、自らより若い世代からのこれまでに對する批判に接して、自身を省みるという心理があつてのものという推定をすることは、不当ではないだろう。

その一方で、小田実は、安田講堂落成時、テレビに映った加藤総長代行ら執行部の表情に、本能的な恐怖と茫然自失、そして計算違い・見込み違い、自分のすべきことをなさなかつた後悔の色、それらを強引にねじ伏せる「これしか仕方がないじゃないか」、「誰かが泥をか

¹²⁴ 大内・前掲注(113)21頁。

¹²⁵ 大内・前掲注(113)23頁。

¹²⁶ 吉野・前掲注(91)51頁。

¹²⁷ 吉野・前掲注(91)50頁。

¹²⁸ 吉野・前掲注(91)49頁。

ぶらなくてはならないのだ、その責任は引き受けるという倫理」を読み取る¹²⁹。

「彼らの体内の権力批判の論理と、その眼前の状況」の乖離、それは「一つの巨大なギマンの塊からはほど遠いものでありながら……、一つ一つは小さなギマンが積み重なり、ついには自分もまたギマンの網の目のなかにとらえられて、ギマンの一部となってしまった」様であると小田は論じる¹³⁰。

加藤一郎(1922年生)とは10年の年齢差を持つ小田のこの評は、大内や吉野、あるいは先に見た我妻の抱く後悔や反省、悔悟を裏面から見たものであった、と言えよう。

第2項 あるべき理想を求める後続世代

朝日ジャーナル1968年12月22日号は、「東大3教授」連名による「『学生参加』と『学生自治』」を掲載する。執筆者の村上淳一(1933年生)・石井紫郎(1935年生)・三谷太一郎(1936年生)は、当時助教授の立場にあった¹³¹。

村上・石井・三谷ら三名は、自らの主張を「教官の領域と学生の領域を区別し、おのおのの権利と義務を明確化することを基本理念」に据えるものと形容する¹³²。

彼らによれば、従来大学において教官側が担っていた学生処分は「本来学生自治に属することがら」、すなわち「主体的責任を負っている……学生自身の手によってこれを処罰するのが自治の論理」であると主張する¹³³。それでは「学生自治」とは、具体的に何を指すのか。

ここで、村上らは「学生参加」の要求に見られるカリキュラム編成・教官人事に対する参加論を取り上げる。村上らが判断基準とするのは、「職業的研究者」ないしは「『職業としての学問』を担う……職業人としてのその固有の責任」である¹³⁴。村上らは、かつての大学管理法案や「参加」論に底流する「納税者参加」の論理に、上述の「職業人としての責任の論理」「研究者の職業倫理」を対置させ、「参加」により後者を崩すことに警戒心を見せる。しかし、学生を単なる批判者にとどめることもまた不適切であることから、「カリキュラム編成への『参加』……一定の限度内で学生に完全なカリキュラム編成権を認めるべき」と論じる¹³⁵。

仮に教官側から学生に対して一方的な処分がなされた場合や見解の不一致の際には、「徹底的に討議」することが求められ、例え教官側が学生よりも学問的・社会的経験から豊かであるとしても学生が盲従すべきことにはならない。その意味で、学生は教官側の決定・措置への抵抗権を有する。ただし、当該抵抗権は、「学生をコミュニケーションの手段とする大

¹²⁹ 小田実「自分に立ちかえる：運動のなかから」世界280号(1969年3月)54頁。

¹³⁰ 小田・前掲注(129)

¹³¹ 村上淳一・石井紫郎・三谷太一郎「『学生参加』と『学生自治』：大学共同体の解消を」朝日ジャーナル1968年12月22日号109頁以下。

¹³² 村上ら・前掲注(131)111頁。

¹³³ 村上ら・前掲注(131)109頁。

¹³⁴ 村上ら・前掲注(131)110頁。

¹³⁵ 村上ら・前掲注(131)110頁。例として、110単位中20単位を学生の自主カリキュラムとする、という具合である。

学の本質に照らして」暴力的なものによる行使は認められず、ストライキによる不信任が最大限度とされる(同時に、ストライキは学生全員の意見を民主的に反映する手続を要求する)¹³⁶。教官側と学生側の領域を可能な限り区別する観点から、総長選挙においても学生への投票権ではなく、このような抵抗権の行使による意思表示という方式が採用される¹³⁷。

こうした論理の帰結として、大学秩序についての規則制定とその執行を学生に委ね、例えば自主カリキュラムについて学生の自治を認めることは、従来は間に存在していた教官というクッションが消失し、学生自治と国家権力が直接的関係に立つことを意味する。これは、一方で、例えば懲戒処分に対する司法審査を学生が要求することを、他方で、大学の秩序が維持されない場合に権力の発動(警察権の導入・介入)を要請・拒否する権限と責任を意味する点で「ドラスティック」なものであった(学生が責任を果たさないことは、学生間の秩序維持責任が教官の側に移り、大学閉鎖もあり得ることとなる)¹³⁸。村上らの提案は、「重い責任と危険負担」と表裏一体の「学生自治」であり、伝統的^{レガ}大学像への執着や「大学共同体」の中での教官による学生への「保育」、教官の保護の下での権力への抵抗を試みる学生らにとって都合の良い「学生参加」を拒否するものであった¹³⁹。

これに対し、樋口陽一(1934年生)「学問と大学」¹⁴⁰は、専ら「大学人」に焦点を絞る。樋口は、ドイツでもアメリカでもなく、フランスの事例すなわち中性的大学の自治が近代市民革命(フランス革命)により特権の牙城として一度破壊され、近代立憲主義の確立期(第三共和制)に近代的意味での大学の自治が成立したという経緯から、大学の自治の内容には「明確な歴史的断絶」があることを指摘する¹⁴¹。

ここで、樋口が問題とするのは、「大学が徹頭徹尾、学問主体によってになわれなければならないという原則」に対し、「学問主体によってになわれる大学自治によって学問の自由が実質的にそこなわれるとき」である¹⁴²。

筋道は、明確である。「近代の大学自治はそれ自体が自己目的なのではなくて、学問の自由につかえるための手段である」。そのような手段=形式があって「学問の自由」(実質)を守ることができるという認識に立つ。とすれば、重要なのは「形式」である¹⁴³。

「大学自治という形式」を重視する樋口は、特定ケースにおいて「学問の自由」という実質を救うために形式を否定することを極力避けるべきと論じる。

この意味において、大学構成員には、大きく二つが要請される。一つは、国家機関の力を借りて「学問の自由」を守ろうとしてはならない。政党に援助を求める、あるいは裁判的機

¹³⁶ 村上ら・前掲注(131)111頁。

¹³⁷ 村上ら・前掲注(131)112頁。

¹³⁸ 村上ら・前掲注(131)112頁。

¹³⁹ 村上ら・前掲注(131)112頁、傍点原文ママ。

¹⁴⁰ 樋口陽一「学問と大学」社会科学の方法 1968年3月号(東北大学)(御茶の水書房, 1968年)10頁以下。

¹⁴¹ 樋口・前掲注(140)10-11頁。

¹⁴² 樋口・前掲注(140)11頁、傍点原文ママ。

¹⁴³ 樋口・前掲注(140)11頁。

関や他の国家機関による権利や利益の救済ではなく、大学の場合そのものを「最後の戦場」とすべしという要請が働く¹⁴⁴。

もう一つは、「象牙の塔」や「大学人の独善」に「国民」を対置させることである。一方で、大学管理法案の発想であるところの国民代表の国家に責任を負う文部大臣の大学に対する権限、という考え。他方で、大学は民衆・民主政力に結びつかなければならないという考えである。ここで樋口が問題とするのは、二番目である¹⁴⁵。

まず思想や表現の自由一般が存在しないところに、「学問の自由を保障する形式としての大学自治が存立できるわけではない」。しかし、「学問の自由」は社会からの大学の自治の孤立による敗北(例：滝川事件)よりも、「大学自体の恥ずべき墮落」によって売り渡されたことの方が過去も現在も多い¹⁴⁶。

もっとも、民衆・民主勢力との結びつきが慎まれるのは、単に大学がそれらの分裂抗争に巻き込まれないための自衛手段の問題に限らない。「学問の自由が必要なのは、何よりも、およそ学問は既成の一切のものを疑い批判する精神なしにはなりたたないもの」であるところ、社会科学においては「一切の価値に対する批判の自由」と「特定の価値に奉仕しない自由」が要求される。それは何よりも、「その社会における支配層のイデオロギー(=現実隠蔽的な観念)に抗するもの」を意味する¹⁴⁷。

イデオロギー批判とはすなわち、体制イデオロギーや民衆のコモンセンスからの自由である。民衆の幸福への念願とは、実在する民衆の要求に応ずることではなく、学問に徹することを通して民衆の幸福を実現しようとする「大学人の、内なるエートス」においてのみ妥当する。この意味において、大学は「すべての学問主体の研究者としての対等性と、大学人としてのなみはずれたエートスによって」成り立つ「学問主体間のきびしい相互批判の場」としての、民衆から超越した「象牙の塔」であることを求められる¹⁴⁸。

それは、教員は無思想・無行動であるべきことを意味しない。「大学人がかれの学問になくってはならぬ思想」を持ち(場合によっては、人間として要請される行動を)しながらも、それとの間位に意識的緊張関係を作り出すことで学問を貫徹させる。その意味で最も鋭い現実批判としての学問が成立する。——このような大学人の平均的な実情からは「敢えて現実ばなれした要求を大学人自身につきつけ」、「そのような要求に耐えることのできない大学人は、大学人であることをやめるべき」ほかない¹⁴⁹。

このような樋口の主張は、後の批判的峻別論やコオル論の先駆と評価し得るだろう¹⁵⁰。

¹⁴⁴ 樋口・前掲注(140)11－12頁、引用は12頁。

¹⁴⁵ 樋口・前掲注(140)12頁。

¹⁴⁶ 樋口・前掲注(140)13頁。

¹⁴⁷ 樋口・前掲注(140)13頁。

¹⁴⁸ 樋口・前掲注(140)13頁。

¹⁴⁹ 樋口・前掲注(140)14頁。

¹⁵⁰ 樋口陽一『近代憲法学についての論理と価値』(日本評論社, 1994年)第1章、同「知とモラル そして知のモラル」同『憲法 近代知の復権へ』(平凡社, 2013年)34頁以下、同「”コオル(Corps)としての司法”と立憲主義」『憲法 近代知の復権へ』190頁以下。

ともあれ、田辺の論稿にしる、村上ら三教授の論稿にしる、樋口の論稿にしる、それらは現状・現実に対して「あるべき理想・理念」に立ち戻る、(再)確認する、あるいは再構成を試みたものと評価できる。これらの中では、樋口が最も理念に傾斜し(その分、最も対または抗現実的である)、次いで理念から教員と学生層の棲み分けを探った村上らの論稿、そして理念から現実への対策考究を試みた田辺の順に、現実への対応・改革という色彩が強まる。

そして、次項で見る永井道雄の議論は、改革(これから)を考えるためこれまでを省みるといふ点で、おそらく類を見ない存在であった。

第3項 改革(これから)を考える

永井道雄(1923年生)は、1965年に『日本の大学』¹⁵¹を、そして1969年には『大学の可能性』¹⁵²を出版する。永井柳太郎の次男、鶴見俊輔の小学校以来の友人¹⁵³、思想の科学研究会会員、京都大学助手在籍時の1949年のOhio州立大学大学院への入学(1952年Ph.D取得。53年帰国)、57年から70年まで東京工業大学教員、70-74年まで朝日新聞社員、三木武夫内閣(1974-76年)時は文部大臣に就任、という多彩な顔¹⁵⁴を持つ永井の大学(改革)論を今日どう評価するかは、一つの難問である¹⁵⁵。本稿は、文部大臣経験者という肩書を括弧にくくり、永井の大学論そのものを見据えることとしたい。

永井は、新制大学設立直後のイールズ博士の「理事会案」、1962年の池田内閣の大学管理法案を巡る対立や論争について、「これらの問題をめぐる中心点は“管理運営”であったと指摘している¹⁵⁶。

そして、学生運動が大学に要求しているのは“学生参加”であり、「これに対して大学が最近まで一貫して主張してきたのは、自治とは“教授会の自治”にはかならないという立場」であった。永井は、「大学は、“教授会の自治”を守り、権力の介入を排するという。しかし、その立場をとることによって、よりすぐれた管理運営を行うことができるのか。これに対して大学側は明確な答えを示していません」、と指摘する¹⁵⁷。

¹⁵¹ 永井道雄『日本の大学：産業社会にはたす役割』(中央公論社, 1965年)。

¹⁵² 永井道雄『大学の可能性：実験大学公社案』(中央公論社, 1969年)。同書の内容は、後掲注(155)に再録されているので、引用はそちらから行う。

¹⁵³ 鶴見俊輔『思い出袋』(岩波書店, 2010年)14-16頁、99-100頁参照。

¹⁵⁴ 以上の経歴は、永井道雄、山岸駿介(編)『未完の大学改革』(中央公論新社, 2002年)385頁以下参照。

¹⁵⁵ 永井『未完の大学改革』・前掲注(155)は、天野郁夫・喜多村和之・荒井克弘・山岸駿介らによる座談会二本を掲載しているが(197-216頁、364-383頁)、文部大臣でもあり研究者・ジャーナリストでもあった永井の大学論が、その後の「大学改革」の中にどう位置づけられるのか(より直截に言えば、永井の議論はいわゆる「大学改革」の先駆けなのか否か)は、評価が定まっていない印象を受ける。

¹⁵⁶ 永井・前掲注(155)42頁。

¹⁵⁷ 永井・前掲注(155)42頁。

永井が問題視するのは、大学の構造が歴史的に変化していることが十分に認識されていない点である。すなわち都市や国家、企業と同様に大学の構造も数世紀にわたる歴史の中で変化し、構造の変化に応じて、「これを規正する社会的なルールも変わるものであり、その点では大学の自治といえども例外ではありません」¹⁵⁸。

その上で、永井は「大学の自治」について論じる。

そもそも大学の自治とは、19世紀のはじめヴィルヘルム・フォン・フンボルトによって理論的根拠を与えられたものである。それは、「小さな大学のなかで、『三つの自由』——研究する自由、教授する自由、そして学習する自由を確保しようとするもの」だった¹⁵⁹。

すなわち13-14世紀にかけて西洋に誕生した大学(ユニフェルジタス)は、「真理をただ真理のために研究する機関」であり、「きわめて規模が小さいものであり、少数のエリートが集まる研究機関だった」¹⁶⁰。

この種の大学を、永井は『『古典的大学』』と呼ぶ。その原型は産業革命の後まで生きながらえた¹⁶¹。フンボルトの構想した大学とは、当時ドイツで台頭してきた「実用的な専門学校という新しい学校を前にして、古典的な大学の重要性を再確認したもの」であった¹⁶²。

「大学の古典的な自治とは、まさにこのような大学のもので……そういう大学では、教師も学生もすべての構成員が大学の運営に参加して」いた。「学生の参加は一応別として、今日の日本で“教授会の自治”というとき、通常、頭に描かれるのは、こういう古典的自治でしょう」¹⁶³。

「ところが、古典的な自治を成立させていたものは特定の条件だったことを記憶しておくことが重要です。……それは、第一に規模が小さく、第二に真理の探求という一致した理想をもっていました。第三に、……今日みられるような細分化した領域の専門家ではなく、教養ある知的探求者とでも呼ぶべき人たちが大学を構成していました。第四に、人々の研究や教育をうながすために何らかの強制力を必要としていたのではなく、真理のために献身するという道徳的な権威が人々を拘束する。すぐれた学者たち自身の自律性、……協同体的な拘束力が学問の場としての大学の秩序を維持していた」¹⁶⁴。

永井によれば、こうした古典的自治が我が国で長らく理想とされたのには、「相応の理由」があるという¹⁶⁵。まさしく「後進国として出発した日本の大学は、はじめから世界よりもむしろ国家に、真理よりもむしろ実用的な知識に傾いたものでした。したがって、ヨーロッパ

¹⁵⁸ 永井・前掲注(155)42-43頁。引用は、43頁。

¹⁵⁹ 永井・前掲注(155)43頁。

¹⁶⁰ 永井・前掲注(155)44頁。

¹⁶¹ 永井・前掲注(155)44頁。

¹⁶² 永井・前掲注(155)44頁。

¹⁶³ 永井・前掲注(155)45頁。

¹⁶⁴ 永井・前掲注(155)45頁。

¹⁶⁵ 永井・前掲注(155)45頁。

では近代国家の成立以前につくられた古典的大学の自治が、日本では近代国家成立ののちの課題であ」った¹⁶⁶。

しかしながら、「今日の日本の大学には、古典的な自治を成立させる条件はほとんどないといってよい……大学の規模は大きく、専門は細分化され……大学の多くの学部は、真理のための真理の探求よりも実用的な知識や技術の開発に力を注」ぐのみならず、金儲けの手段であることさえある。「大学は一つの理想ではなく、多くの目的に仕えることを余儀なくされてい」る¹⁶⁷。

永井は、今日の大学を村落よりも都市と見做す。仮に村落をうごかすルールによって都市生活を営もうとすれば、著しい混乱に陥るばかりか、人々は激しく争い、利己的な行動を規正することもできない。「今日の大学において、古典的な自治だけを唱えるのは、じつはこの比喩にひとし」く、「蜃気楼をさがし求めるユートピア論」であるばかりではなく、自己欺瞞的であるために利益擁護の口実としての役割を果たす結果を招く。故に、永井は「産業革命後の大学とその自治」を見る必要があると言う¹⁶⁸。

そこで永井が参照するのが、特に 19 世紀半ばから現代にかけてのアメリカの経験である¹⁶⁹。

1840～1860 年にかけての産業革命後、アメリカでは 1862 年の Morrill Act(あるいは Land-Grant College Act)により、地域の人々への門戸開放、機械工学・農学といった学科の拡大を目的として、州立大学が設立される。アメリカはヨーロッパから離別した一方、ヨーロッパ的伝統の下にあった。Yale、Harvard、Princeton のような英国式の古典的教養主義の伝統を持つ大学、19 世紀ドイツの科学研究をモデルとする Johns Hopkins 大学。Morrill 法に基づく州立大学、英国的古典主義、ドイツ的科学研究の「三つの異なった歴史的背景」が、アメリカの大学にはある。その中でも永井は、州立大学をこそ「アメリカの大学を特色づけるもの」と見做す¹⁷⁰。

ここに永井が見出したのは、産業革命後の新しい社会構造の中で登場した「新しい大学」である¹⁷¹。すなわち、「真理の探求という一つの目標に向かってすすむ“ユニバシティ(総合大学)”ではなく、多数の目的をもつ“マルチバシティ(多元的の大学)”(クラーク・カー)である¹⁷²。

そうした大学では真理を探求する者(探求者)・学問を体系づけようとする者(知識の組織者)・既成の知識を普及する者(普及者)・特定の価値を鼓吹し啓蒙する者(聖者)・既成の知識

¹⁶⁶ 永井・前掲注(155)45-46 頁。

¹⁶⁷ 永井・前掲注(155)46-47 頁。

¹⁶⁸ 永井・前掲注(155)47 頁。

¹⁶⁹ 以下、永井・前掲注(155)47-50 頁参照。

¹⁷⁰ 永井・前掲注(155)48 頁。

¹⁷¹ 永井・前掲注(155)55 頁。

¹⁷² 永井・前掲注(155)51 頁。

の実現を工夫する者(技術者)など、雑多な人間が雑多な目標に向かって研究と教育に従事している。

更に、大学は真理や救済だけでなく有用性を知識の価値と考えるようになり、有用性に比重を置くようになり、大学のマンモス化は年ごとに強まっていく¹⁷³。永井によれば、この大学の構造変化はアメリカだけでなく、世界史的なものである¹⁷⁴。

永井は、古典的な自治をこうした新しい大学において生かすこと自体は可能、と考える。「しかしそれだけでは、新しい大学を統御し、その発展を統御することはできない」。

そこで必要なのが「管理運営」である¹⁷⁵。永井によると、管理運営という課題に対して、アメリカは次のような結論に到達したという。

まず学問の研究・教育に関するかぎり教授たちにはできる限り古典的な自治を残し、学習者である学生にも学習の自由・学生生活の設計については、できるかぎり自治を確保する¹⁷⁶。

しかし今日の大学では、(1)大学の移転・統合はもとより、巨大な大学の総合的運営、研究や教育のための環境整備、建物や施設・学寮などの拡充、カリキュラムの構成、その他財政的裏付けや規則の起案など、広く「計画および経営」ないしは「教育行政」を担当する組織をつくり、これを強化する必要がある。加えて、(2)大学の管理運営においては、誰が大学の最高の意思決定を行い、決定されたことに責任を持って執行するのも問題となる。その最高裁意思決定を行うのが、素人(学外者)で構成される理事会である¹⁷⁷。

このような管理運営は、協同体から利益社会に移行したことで大学の目的が多様化したこと、教授の仕事が専門化するにつれ総合計画の必然性が増大したこと、複雑な機構を動かす経営者が欠かせない、という大学の構造変化に対応している¹⁷⁸。

ここで永井は、1969年当時の日本に視点を移す。この時期は、東京教育大学(当時)を始め移転や統合に直面した大学はほとんどすべて混乱に陥り、教授会自治の下では教授たちの既得権に関する問題(例えば、学部間の争い、学閥、講座制)を審議し、規制することは不可能に近かった¹⁷⁹。

このような結果を招いた理由について、本来は「戦前にまでさかのぼって検討すべき」であるものの、射程を戦後に限り、次のように指摘される¹⁸⁰。すなわち、戦後の日本がアメリカ型の新制大学を受け入れた一方、イールズ博士提案の理事会を批判して採用せず、「しかも何の代案もつくらなかったこと」が今日の混乱の一因である¹⁸¹。

無論、アメリカの大学の理事会も完全なものではない。理事会構成員が企業家や弁護士な

¹⁷³ 永井・前掲注(155)50-51頁。

¹⁷⁴ 永井・前掲注(155)51-52頁参照。

¹⁷⁵ 永井・前掲注(155)55頁。

¹⁷⁶ 永井・前掲注(155)55頁。

¹⁷⁷ 永井・前掲注(155)55-57頁。

¹⁷⁸ 永井・前掲注(155)59頁。

¹⁷⁹ 永井・前掲注(155)59-60頁。

¹⁸⁰ 永井・前掲注(155)60頁。

¹⁸¹ 永井・前掲注(155)60頁。

ど既存の秩序を代表するものが多いため、大学の基本方針が既存の秩序維持に向かう傾向があるのも事実である。少なくともこの点において、日本の大学がほぼ同じ理由で、イールズ案を批判したのは正しい。「けれどもそれに代わるものは何か。それは古典的自治だけであるという考え」は「ロマンティック」なものに過ぎない。かつて我妻栄らによる大学法案、池田内閣の大学管理法案が管理運営の問題も取り上げようとしたが、その都度古典的自治の思想による強い反撃に遭い、この問題が正面から取り上げられることはなかった。「その結果、教育行政は弱体であり、”万能”をめざす教授会の自治が混乱のなかでとまどっている」¹⁸²。

永井は、その解決策として、専門家としての教育行政者の養成、大学職員の地位の向上を必須としつつ「管理運営の最高機関を定めることが必要」と指摘する¹⁸³。「理事会案や管理法案に反対であるならば、どのような代案があるのか」を示す必要がある¹⁸⁴。

この点永井自身が、池田内閣の大学管理法案に対して提示したのが「大学公社」案であった¹⁸⁵。

永井によれば、1948年以來の大学を巡る議論には、対立の中に「一貫した論理のルールがあった」という。それは、「一定の価値、つまり“大学の自治”の理念」には、意見が対立する双方とも疑問を抱いてはいなかったということである¹⁸⁶。しかし、同時に「大学が達成すべき目的」、「大学が置かれている状況の認識には相違があった」¹⁸⁷。

この点、永井が提唱する「公社」案は、1948年GHQ/CIEの勧告に基づく文部省案、1951年の大学管理法案、60年代大学管理法案に対する日本学術会議や国立大学協会の勧告・報告といった従来の多くの文書とは「大学自治の理念」を共有しつつも、「大学がおかれている状況に対する判断を異にする」ものであった¹⁸⁸。

ここでいう「公社」とは、「文部省にふくまれている大学関係の事務機構をすべて移した独立の組織」であり、予算は国費である。従来のように一般会計かつ文部省の監督を受けず、特別会計として計上し自主的に管理する。「公社」は中央の機関を置き、各大学はこれに属する。大学代表者・学外の学識経験者による20名を超える大学審議会が最高機関として、「公社」を運営し、「公社」の長を選出する。審議会は、学術教育の長期計画、予算配分、大学基準の決定・実施、各大学への助言・指導を行う。各大学の教職員・事務職員は、すべて公社員とされ、相応の資格を要求されると共に、その権利を保証される¹⁸⁹。

「公社」案の目的は、第一に、事務と財政を共に掌握した独立の組織を設立することで、現

¹⁸² 永井・前掲注(155)60-61頁。

¹⁸³ 永井・前掲注(155)p61-p62

¹⁸⁴ 永井・前掲注(155)62頁。

¹⁸⁵ 『大学公社』案の提唱(永井・前掲注(155)180頁以下参照)。元は、世界202号(1962年10月号)に掲載されていた。

¹⁸⁶ 永井・前掲注(155)181頁。

¹⁸⁷ 永井・前掲注(155)181-182頁。

¹⁸⁸ 永井・前掲注(155)183頁。

¹⁸⁹ 永井・前掲注(155)183-184頁。

在の「大学の自治よりも、はるかに強い実質的基礎をもつ自治の権威を確立」し、第二に、「責任ある研究・教育計画の実施、能率的運営、独善化の排除」にある¹⁹⁰。

ここには、現状の教授会自治のみでは大学の自主的運営をすることはできない、という永井の認識が存在する。すなわち、現状の教授会は、自らが及び知れない遙か彼方で立てられた予算とこれと組み合わさった教育計画に制約され、更に事務職員は大学内にいながら文部省案の説明をする立場に置かれ、両者の間に立場上・意識上・事実上の分断が生まれてしまう。それ故、抜本的な改革が求められる¹⁹¹。

より具体的に言えば、まず予算が独立会計でないことは文部省による監督・統制下にあることを意味する。自主的な財政を大学が持たないことは、大学の財源としての産業界の役割が益々増大する中で、各企業と個々の研究者が個別的に繋がり、大学の研究が一企業の利益に奉仕し、企業とは異なる大学独自の研究体制を喪失する恐れを生む。また、大学の事務職員の扱いを他の官庁の一般職員と同様に考えることは、職業上必要な資格を基準とした採用・訓練を行わず、それに相応しい権利を保証していないことが問題となる。こうした理由から、先の「公社」案が求められる¹⁹²。

永井は、歴代の管理法案(GHQ/CIE案、51年管理法案、62年管理法案)を次のように評する。すなわち、GHQ/CIE案は一つの社会的勢力が独立することは腐敗・墮落・独善が生まれうるから外部の勢力(すなわち理事会)による牽制で均衡を保とうとする。次に51年管理法案は、外部から入った勢力(理事会)が公平さを欠いていれば自治が喪失されると見做し、外部の意見は参考程度とし、中央に審議委員会をつくることで組織の独善化を防ごうとする。

これに対し、政府案(62年管理法案)は、政府こそが公平であり、その監督の下で均衡ある自治が保たれるという発想をもち、これに学術会議は大学だけの責任で自治を行うと反対し、国立大学協会は更に中央の大学運営委員会の設立を訴える¹⁹³。

永井は、自らの「公社」案を、(学術会議や国立大学協会よりも)政府は不公平な要素を有し、既に財政・事務の面から大学への支配がなされている。そのため、「財政と事務を管理してこそ大学の自治は確保され」、大学内部の自治を侵食する要素(割拠主義、計画不足、独善)を警戒するからこそ大学自身による自己規制を説くものである¹⁹⁴。

大学が置かれている状況に目を向け、制度の改善という語り口をもって、「大学」の方へ批判の矢を向けることこそ、永井の議論の特徴であった¹⁹⁵。

¹⁹⁰ 永井・前掲注(155)184-185頁。

¹⁹¹ 永井・前掲注(155)185-187頁参照。

¹⁹² 永井・前掲注(155)187-189頁。

¹⁹³ 永井・前掲注(155)194-195頁参照。

¹⁹⁴ 永井・前掲注(155)195頁。

¹⁹⁵ 永井の「大学公社」案については、天野郁夫が次のように指摘している。

「永井先生の論文の絶妙さは、批判の矢を文部省に向けているように見えて、実は大学の方に強く向けているところにある。大学側は文部省が自治を侵していると受け止めているが、それだけではだめだ。大学は本当に守るに値する自治を確立しているのか。それが問

第4項 新たな潮流

寺崎昌男(1932年生)は、自らの人生を振り返る中で、自身の研究者としてのキャリアの形成期にあたる1960年代についても証言をしている。寺崎が「戦後大学改革の研究に没頭していた1962年から63年にかけて」は、中央教育審議会の答申「大学教育の改善について」が出されると共に、度々名前の挙げる大学管理法案を巡る対立のときであった¹⁹⁶。寺崎は、その当時を顧みて次のように語る。

「私も管理法の立法については『大学は自治の場だ、それを侵すことは許されない』という大学側の立場に深くコミットし、立法には反対していた。しかし他方で執拗に浮かぶ疑問は、この大学側の論理に確かな根拠があるだろうかというものであった。『大学は、今そんなに自由なのですか。それほど自治的に運営されているのですか』という疑問が消えなかった。アカデミック・フリーダムの理念を下降させ『大学自治の抑圧』を訴えて行くだけでよいのだろうか。

『自治は大学にとって不可欠なものである。大学はそれを守るために闘ってきた。自治的条件を保障するのが国家社会の務めだ。従って立法に反対する』という大学側の論理が普遍的な説得力を持つとは思えなかった。『大学の自治』は昔から今まで一本の丸太のように転がっているものなのか。実は時代によってレベルや形態の上で大きな違いを見せ、時代ごとに強弱を含んで成り立ってきたのではないのか。いったい何をメルクマールとして大学の『自治的状态』をつかむことが出来るのか¹⁹⁷。

こうした疑問や考えは、寺崎をして「大学自治の歴史的研究」へと導く¹⁹⁸。1966年9月に提出した博士論文執筆に際して、寺崎はRichard Hofstadter & Walter Metzger, *Development*

われなければならない。自治を確立するには、重要な条件がある。財政と事務を自ら管理してこそ大学の自治が確保される、と永井先生はいわれるのですね。この二つを問題にしないで、学問の自由だとか大学の自治だとかいっても、あまり力にならないと先生はいいたかったのだと思います。……当時、戦後日本の大学改革については、占領下で大学の徹底した民主化が進められ、それを否定しようとする政治の力に対抗して自治を守らなければならないというのが支配的な考えだった。ところが永井先生はそうではない、改革は中途半端だった、何が中途半端かといえば、管理運営の問題がすっぱり抜けているではないか、と言う。……管理運営の問題は、大学自治の根幹である財政と事務の問題に関わっているわけで、そこを見落としたまま反対していたのでは、いつまでたっても埒があかない。この際、そうした大学の抱えている問題を抜本的に打開するために、管理運営機構をきちんとしたらどうかそれが『大学公社』案という形で提起されたのだと思います(「座談会1 大学公社案の現代的価値」永井・前掲注(155)198-199頁(天野発言))

¹⁹⁶ 寺崎昌男『大学研究の60年』(評論社, 2021年)70頁。

¹⁹⁷ 寺崎・前掲注(196)71頁。

¹⁹⁸ 寺崎・前掲注(196)72頁。

of the Academic Freedom in the United States¹⁹⁹から影響を受けたことを明かす。「これまでの日本の大学自治史はまさに『事件から事件へ』の病理史であった。しかし本当に明らかにしなければならないのは、『大学の自由と自治』が、どのような歴史的構造の中に構築されてきたかという歴史ではないか」²⁰⁰。

寺崎の問題意識は、1968年以後、結実することとなる。既に1960年前半には、第1節で扱った座談会『大学の自治』や家永『大学の自由の歴史』が、1965年には伊ヶ崎暁生(1930年生)の『大学の自治の歴史』が刊行されている²⁰¹。この時点で、その機運は生じていたが、1968年を境に「大学の自治」や「高等教育」関連の研究が相次いでなされていく。

実証研究・歴史研究では1969年には海後宗臣(1901年生)と寺崎昌男による浩瀚な研究書、『大学教育』が刊行される²⁰²。他には、梅根悟(1903年生)が監修を務めた世界教育史研究会編の『大学史 I』(1974年)²⁰³も挙げられよう。

寺崎は、横尾壮英(1922年生)と中山茂(1928年生)との出会いから、1968年に後の大学史研究会に発展する研究会を開くようになる²⁰⁴。皆川卓三(1923年生)、上山安敏(1925年生)、麻生誠(1932年生)、潮木守一(1934年生)、天野郁夫(1936年生)、喜多村和之(1936年生)といった面々が関わった「大学史」という分野は、大学紛争と時を同じくする1968年に生成され、1960年代前半には15%を超えた大学進学率が、1975年には38.4%にまで達する²⁰⁵という高等教育のエリート化からマス化への移行(マーチン・トロワ)²⁰⁶とも相まって発展していく²⁰⁷。

それ以外でも、既に1962年および1968年には高木英明(1933年生)によるドイツ・アメリカ

¹⁹⁹ RICHARD HOFSTADTER & WALTER METZGER, DEVELOPMENT OF THE ACADEMIC FREEDOM IN THE UNITED STATES(Columbia University Press, 1955). 邦訳として、R. ホフスタッター(著) 井門富二夫・藤田文子(訳)『学問の自由の歴史I カレッジの時代』(東京大学出版会, 1980年)、W. P. メツガー(著) 新川健三郎・岩野一郎(訳)『学問の自由の歴史II ユニバーシティの時代』(東京大学出版会, 1980年)がある。

²⁰⁰ 寺崎・前掲注(196)75頁。

²⁰¹ 伊ヶ崎暁生『大学の自治の歴史』(新日本出版社, 1965年: 新版 1985年)。後、伊ヶ崎暁生『学問の自由と大学の自治』(三省堂, 2001年)として事実上の復刊(ただし新たに収録された内容もあれば、旧著から省略された部分もある)。

²⁰² 海後・寺崎・前掲注(99)。

²⁰³ 梅根悟(監修)、世界教育史研究会(編)『世界教育史体系 26 大学史 I』(講談社, 1974年)。後に第二次世界大戦後を扱う、同『世界教育史体系 27 大学史 II』(講談社, 1981年)が刊行。

²⁰⁴ 寺崎・前掲注(196)77頁以下参照。

²⁰⁵ 文部科学省 Web サイト「中央教育審議会大学分科会『我が国の高等教育の将来像(審議の概要) [3-2] 高等教育の発展とユニバーサル・アクセスの実現(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04091601/005.htm)』参照(2021年12月15日最終閲覧)。

²⁰⁶ 参照、マーチン・トロワ、天野郁夫・喜多村和之(訳)『高学歴社会の大学: エリートからマスへ』(東京大学出版会, 1976年)II章。

²⁰⁷ 寺崎・前掲注(196)80頁以下参照。

カの「大学の自由」研究²⁰⁸や、大学紛争を契機に Hofstadter & Metzger やラシュドールの著作²⁰⁹等に出会い、1970年代以降「学問の自由・大学の自治」の研究を開始した酒井吉栄(1920年生)²¹⁰等の存在は、見過ごされるべきではない。」

法学一般では、既に1965年には日本公法学会が「学問の自由と大学の自治」を総会報告のテーマとしていた(『公法研究』第29号[1966年]²¹¹参照)。1968年以後は、日本法学会の『大学問題の法社会学的研究』(1970年)²¹²や、2年間の法学セミナーでの連載をまとめた渡辺洋三(1921年生)の『大学改革と大学の自治』(1971年)²¹³も刊行された。

あるいは、成文堂の出版した全4冊の「大学改革シリーズ」(1969-1970年)のように、『学問の自由と教育権』²¹⁴、『大学改革と学生参加』²¹⁵、『大学の自治と学生の地位 I & II』²¹⁶とこの時期焦点となったテーマを特集した論文集もあれば、法律時報の特集『大学の自治』(1970年)²¹⁷、『憲法と教育』(1972年)²¹⁸などもある。

今挙げた法学系の書籍の執筆者を見ると、やはり公法(特に憲法)と教育法関係者が目立つ。その中でも特に目立つのが渡辺洋三、星野安三郎(1921年生)、永井憲一(1931年生)である。常連とすら言える彼らの積極的な活動と比べれば、この時期の高柳は、「学問の自由」や「大学の自治」については(あくまで相対的であるが)控えめである。大学における学生の立場や権利、あるいは教育の自由について盛んに論じていたのは、むしろ渡辺や永井(憲)の方であった。

それにも拘らず、なぜ今日「学問の自由」において高柳説ばかりが引き合いに出されるのか。次款では小括も兼ねて、その点を論じよう。

²⁰⁸ 高木英明「ドイツ大学の法制的本質：『大学の自由』との関係において」京都大学教育学部紀要第8号(1962年)155-171頁、同「アメリカの大学の法的地位について：『大学の自由』の観点から」研究論叢(山口大学教育学部紀要)第13巻第3部(1968年)133-144頁など。高木の研究成果をまとめたものとして、同『大学の法的地位と自治機構に関する研究：ドイツ・アメリカ・日本の場合』(多賀出版,1998年)。

²⁰⁹ ヘースティングス・ラシュドール、横尾壮英(訳)『大学の起源：ヨーロッパ中世大学史上・中・下』(東洋館出版社,1966-1968年)

²¹⁰ 酒井吉栄『学問の自由・大学の自治研究』(評論社,1979年)1頁参照。酒井の著した論稿は多数あるため、ここではその集大成である上掲書のみを挙げる。

²¹¹ 公法研究29号(1966年)。

²¹² 日本法学会(編)『大学問題の法社会学的研究』(有斐閣,1970年)。

²¹³ 渡辺洋三『大学改革と大学の自治』(日本評論社,1971年)。

²¹⁴ 鈴木安蔵・星野安三郎(編)『学問の自由と教育権』(成文堂,1969年)

²¹⁵ 有倉遼吉(編)『大学改革と学生参加』(成文堂,1969年)

²¹⁶ 伊ヶ崎暁生・永井憲一(編)『大学の自治と学生の地位 I』(成文堂,1970年)、同『II』(成文堂,1970年)。

²¹⁷ 法律時報臨時増刊『大学の自治』(日本評論社,1970年1月)。

²¹⁸ 法律時報『憲法と教育』(日本評論社,1972年6月)。

第4節 高柳の戦略：生き残りの理由？

第1款 先行世代と後続世代の狭間

ここまで、主に大学紛争・学生叛乱に着目し、当該時期の大学人による言説を見てきた。本来であれば、本章全体のまとめを為すべきであるものの、本節の内容から「なぜ高柳説は生き残ったのか」という点を考察することで、第1部全体のまとめとして代えることとする。

簡潔にまとめれば、紛争に際してかつて座談会『大学の自治』に参加した、我妻栄や大内兵衛は内心に悔悟(あるいは後悔や反省)を抱えていた。我妻は、戦後の解放の際に積み残した「大学の管理運営」という課題、あるいはかつてアメリカ式大学改革を拒んだことが、今日の事態をもたらしたのではないか、との思いを捨てきれなかった。

それはスチューデント・パワーに否定的な大内の中にも存在している。一方で、学生の行動とその帰結は批判しつつも、大内は自身も含めた「これまでの大学の在り方」に対する批判に対して向き合っていた。それは山本義隆に対する吉野源三郎の態度からも窺える。

このように大内や我妻、吉野の世代には、大学紛争に対して暴力等は否定しつつも、そこで突きつけられた根源的批判に対しては、大なり小なり自らを省み悔悟するという傾向があった。同時にそれは、彼らとは相当の年齢差のある小田からすれば、個人としては良心的な彼らが、いつの間にか壮大な「ギマン」の中に取り込まれている様相でもあった。

大内や我妻らの悔悟に対し、あるべき理想を見出し、(再)解釈し、これをもって現実を捉え対峙しようとしたのが、樋口陽一や田辺振太郎、村上淳一・石井紫郎・三谷太一郎らであった。具体的な組織・制度論に向かう田辺、教員団と学生層のあるべき棲み分け、敢えて現実離れした要求を大学人に突きつけることに意味を見出す樋口、と彼らの見ていた方向性は当然異なっていた。しかし、現実を前にして、立ち返るべき理念(原点)を見出し、そこから現実の改革、現実との対峙を志向していたという点で、彼らには共通する部分があったとも言える。

その意味において、世代的には我妻や大内らの世代、樋口らの世代の間に位置していた永井道雄は、先行世代・後続世代の中でもとすれば、個別的に見出されていた要素、すなわち、これまでへの反省・これから(改革)への志向・あるべき理想(原点)・そして現状認識(現点)の全てを見据えていたという点で、独自の立場にあった。

第2款 立場を分けたもの(1)：過去から見るか、現在から見るか

永井の議論は、共にアメリカを素材とし、そこにあるべき原点を見出したこと、改革の方向性として大学財政に着目したという点で、高柳に近い面がある。

しかしその一方で、両者には無視できない相違がある。一方で高柳は、当時理念の争奪戦として争われていた「学問の自由」と「大学の自治」の問題に対して、正面から挑み、19世紀後半からのアメリカの歴史を、私立大学を中心に詳細に掘り下げそれを法的理論として構築する。いわば現状の課題を、改善するために過去を「再構成」して援用する。それに対

し、永井は現在の要請から柔軟に過去を「発見」する。

更に言えば、いわゆる財政自治権に着目するのは共通しているが、高柳は受給の面に、永井は財政の独立性に力点がある。学生に着目する高柳に対し、永井はむしろ事務職員の方に重きを置く²¹⁹。

高柳と永井の違いに対して、導きの糸となるのが Hofstadter & Metzger の邦訳者でもあった井門富二夫である。彼は同書を「古典」と評した上で²²⁰、次のような証言をする。

「今日の巨大社会における大学の自由と自治については、このコロンビア大学の創立記念事業にかかわる二冊の業績は、何も語っていない。1965年から67年頃にかけて、T・パーソンズやD・リースマンらに井門が教えられたのは、クラーク・カーの『大学の効用』と、J・A・パーキンスの『大学の未来像』……が、そういうテーマについては最もよいということであった」²²¹。

1960年代半ばの時点で既に Hofstadter & Metzger は「古典」であった。それは一方では、同書の先行研究としての重みを、他方で同書が「現代」的な課題について何も語っていないことを意味する。

この点、永井はクラーク・カー『大学の効用』を筆頭に、現代の観点から問題を論じていた²²²。永井は高柳ほどには歴史に深入りせず、州立大学にこそアメリカ的大学の典型を見出す。「大学の自治」の理念の争奪戦ではなく、「現状認識の方法」にこそ力点を置く永井は、マス化する現代的な大学像の典型として州立大学に着目した。

これに対して、高柳の意図は明白である。第2章で明らかにしたように彼は、森戸辰男や高坂正顕らが用いたアメリカや英国モデルの歴史・実体・慣行を逆手に取って、改革に対抗していた。それ故、改革を持ち出す側に対して「古典」である Hofstadter & Metzger を用い、歴史的経緯と経験から議論を展開したのである。しかし、それは現代的問題、例えば財政面で高柳の議論に欠陥をもたらす可能性があった。高柳は財政的自治権については、Hofstadter & Metzger も MacIver も一切引用していない²²³。そこは「古典」に頼れないと理解していたのだろう。

²¹⁹ もっとも、高柳信一「学問の自由と教育」『教育権保障の理論と実態(日本教育法学会年報第1号)』(有斐閣, 1972年)29頁のように、「学生・事務職員等を含めた全大学構成員の相互批判の態勢」が要請される、という言い方がされる場合もある。

²²⁰ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱユニバーシティの時代』前掲・注(199)694頁[井門富二夫]。

²²¹ 「解説」『学問の自由の歴史Ⅱユニバーシティの時代』前掲・注(199)740頁[井門富二夫]。

²²² 永井・前掲注(155)参照。

²²³ 高柳・前掲注(1)101-118頁参照。

第3款 その後の展開

大学紛争の前後、高等教育の歴史、とりわけ大学史や実証研究が萌芽する。度々名前を挙げている寺崎昌男の研究や、彼が関わる「大学史研究会」などはその好例である。

この点、『学問の自由』刊行時に寺崎が好意的な書評を著していることは、興味深い²²⁴。両者は互いに交流を持っていたという²²⁵。その意味で、「ホフスタッターやマッキーバー、バッツなどの大学論を相互にバラバラに読んだことのある者」として、同書が「それらを明晰な問題意識をもって駆使し」たことは、「まさに清新の一語に尽きるものであった」と述べていること²²⁶の意味は、軽く見られるべきではない。当時知る者が少なくなかった Hofstadter & Meztger を用い、「学問の自由」、「大学の自治」の理論として彫刻したことはそうした意味合いを持っていた。

もっとも、寺崎の書評には、他にも挙げるべき点がある。例えば、寺崎は「著者の研究は、私たち大学史、教育史の研究をなす者との対話の可能性を含んでいる」²²⁷と評する。この点について、別の箇所寺崎は次のような説明をなしている。

「大学『紛争』以降、科学、技術について、また科学プロフェッション(ないし専門職者集団)について、科学者、科学史家による新しい考察が加えられていることを私たちは知っている。トマス・クーンのパラダイム論、中山茂、広重徹らによる internal な科学史・科学社会史……しかしこれらの問題提起において、なお不十分なし欠落しているのは、科学および科学者を規制する近代国家権力そのもののあり方への注目であり、また科学の担い手としての一般民衆の力量に対する信頼ではないか。これからみると、科学プロフェッションの財政的基礎についての注目を怠らず、かつ『人民の科学的営為への評価を忘れない著者の見解は、きわめて妥当なものと考えられる』」²²⁸。

寺崎の高柳評は、当時高柳説がどのように受容されたかの示唆を与えうる。寺崎のような教育学(より正確には、当該ディシプリンの中で孤独を抱えていた者²²⁹)にとって、高柳説はいわば近さと遠さを併せ持った隣人のように思えたのではないだろうか。大学史・教育史の専門家として「対話」の可能性を見出した寺崎が、「教育の自由と学問の自由の異同と連関の問題」に「法学者との共同思考」を期待し、「学問の自由と近代官僚制の問題」に「法理論と科学論の接点」を見出したのは、決して不思議なことではなかったと考えられる²³⁰。少

224 寺崎昌男「書評 高柳信一著『学問の自由』」社会科学研究第36巻1号(1984年)219-226頁。

225 寺崎「書評」・前掲注(224)219頁以下。

226 寺崎「書評」・前掲注(224)221頁。

227 寺崎「書評」・前掲注(224)221頁。

228 寺崎「書評」・前掲注(224)223頁。

229 寺崎・前掲注(196)79頁参照。

230 寺崎「書評」・前掲注(224)225-226頁。

なくとも、教育学からは『学問の自由』がそのように受け取られる下地があったことは、指摘されるべきであろう。

他方、当時は法学においても、「学問の自由」、「大学の自治」といったテーマは多くの論者が関わり、積極的に論じるものであった。しかし、その一方でこの時期「学生の権利」や「教育の自由」といった論題を盛んに論じていたのは、憲法学では渡辺洋三や永井憲一らであった。もちろん、高柳がそうしたテーマに不熱心であったわけではなく、研究に対する方針からそうした選択を取っていたと思われる。それが示唆されるのが、次に見る学生の扱いである。

第4款 立場を分けたもの(2)：学生の扱い

ここまで瞥見した各論者の議論においては、大学における「学生」の扱いが焦点となる傾向にあったと言える。第2章で見たように、高柳はそれを学問研究共同体(academic community)内で「学問の自由」が現実に伴う種々の弊害を、緩和・解消するための対抗手段として位置づけた。もっとも、高柳説は、学生や当時の教授会非構成員(院生・助手層など)の批判や率直な意見を聴くことを求めるものの、具体的な制度や方法を提示したわけではない²³¹。

その意味で、村上・石井・三谷の「学生参加」ではなく、権限と責任を伴う「学生自治」としてのカリキュラム編成権・抵抗(ストライキ)権の提唱のような議論とは異なる。

もっともここでの問題とは、具体的な制度や方法が提示されないことそのものではなく、評価軸である。すなわち、この当時は、一方で「学生参加」を求める(主に)学生たちからの突き上げがあり、他方で旧来の(伝統的)大学像を維持する論者もいれば、大学の外には政府や一般国民・ジャーナリズム等と多様なグループが存在し、各論者や集団も必ずしも一枚岩とは言えない面はあった。

例えば、高柳や小林直樹は森戸辰男らに批判的であったが、その森戸と生年が近い田中耕太郎は、1952年に雑誌『心』で学生の暴力的行動と、戦前の青年将校と同一視していた²³²。無論、矢内原忠雄のように、「学生は教授会の監督者たるべきである。教授会に対する最大の刺激は学生より来る」と述べる者がいたのも確かであった²³³。

しかしながら、矢内原のような態度は例外的と言っても過言ではない²³⁴。久野収(1910年

²³¹ 高柳・前掲注(1)130-133頁参照。

²³² 参照、田中耕太郎「政治について とくに学生のために」心1952年7月号。上田美和は、雑誌『心』グループに集うオールド・リベラリストたちが、1950年代前半の学生運動を二・二六事件や青年将校と結びつける傾向にあったことを指摘する(上田美和「知識人の戦争責任論：当事者意識の視角から」北河賢三・黒川みどり編著『戦中・戦後の経験と戦後思想 1930-1960年代』(現代史料出版, 2020年)10-11頁、14頁参照)。

²³³ 矢内原忠雄「学内社会問題」『矢内原忠雄全集 第21巻』(岩波書店, 1964年)354頁。

²³⁴ 憲法調査会「憲法調査会第41回総会議事録」(大蔵省印刷局, 1960年)は、参考人として呼ばれた滝川幸辰(1891年)の発言と質疑応答を記載する(同1-30頁)。今日純理論的な観点から見た場合、支持を集めるように一見思われる滝川の見解であるが、同時に「政治」

生)は自らの学生時代と滝川事件を振り返り、研究と教授の自由だけが保障されていても、学ぶ側の自由や市民的自由の確立と支えがなければ権力への抵抗は困難であると述べ²³⁵、「日本の職能的自由主義者の大部分」は「国家的自由主義者」であっても、「ほんもののリベラル」ではなかった²³⁶と厳しい目を向ける。そうした視線が向けられる程には、戦前の「学問の自由」における「学生」の不在は問題視されていた。

そうでなくとも、火種はあった。たとえ森戸自身に信念があり、一貫した哲学・教育論があったとしても²³⁷、その言説や行動は強く時代や政治に規定されざるを得ない。ましてや、憲法調査会の場と呼ばれた森戸は、(素直に読めば支持されうるであろう)「学問の自由」、「大学の自治」観を語る傍らで、自身の見解を殊更に「一文化人としての良識的な、あるいはむしろ常識的な考え」と強調し²³⁸、対立者・反対者の動機は「それが学問的な動機によるよりも、政治的、イデオロギー的理由にあつたように思われた」²³⁹、日本学術会議のは委員会の議題を「厳密な意味での学問の研究に関するものであるよりも、むしろ、左翼的な政治

や「時代」の文脈を度外視した言説単独では成り立たない。特定言説を評価することの困難さを窺わせる。試みに、いくつか例示しよう。

「教官と学生の、何と申しますか、コミュニケーション、交流、話し合いは必要だと思うのです。必要であります、いやしくも大学がどういう方針をもつて学生を教育していくかということ、これは教える立場の人がやるべきことであつて、一々教えられる人の意見を聞いて、それを採用しなければ大学の自治にならない、学問研究の自由は破られるということは、私には信じられないことであります」(同 18 頁)。

「戦後の大学自治、学問の研究を擁護するところの大学の自治というものの主張が大いに歪曲されておる……と申しますのは、……学生がしきりに大学行政に干渉してくる……たとえば大学に警官が侵入したとなると、直ちに、それは大学の自治の破壊だといつてくつてかかってくる」(同 16 頁)。

「大学教授は教える自由を持つておりますが、……真理を探究した結果を学生に教えることでありまして、自分の一個の考え方、あるいは思想、まあイデオロギーといつていいでしょうが、それを学生につぎ込」むのは、「これは私は卑劣な人間だと思つています」(同 24 頁)。

「大学がいかなる処置をとるかということは、これは大学独自の立場できめることであつて、……文部省の人々が大学に対してそういうことを要求することは大学の自治に関する干渉だと思ひます。ただしそういうことをいわれるのは大学のやり方が手ぬるいからだと思ひます。……秩序を破つた人間に対しては大学は大学なりに相当の処置をとるということは当然だろうと思ひます。ところが、……いわゆる進歩的教師……それが学生と一緒になつて大衆運動に出て、真の正論をもつておるような人々の議論を圧迫するような傾向にあるのではないかと思ひます。……しかし文部省の通達自体は大学の自治に関する干渉だと思ひます」(24-25 頁)。

²³⁵ 久野収「市民として哲学者として」『久野収集V』(岩波書店、1998年)18頁以下、特に26-29頁参照。

²³⁶ 久野収『ファシズムの中の1930年代』(リポレポート、1986年)7頁。

²³⁷ この点、小池聖一『日本における大学の自治と政策』(現代史料出版、2021年)、同『森戸辰男』(吉川弘文館、2021年)の参照を乞う。

²³⁸ 憲法調査会『憲法調査会第48回総会議事録』(大蔵省印刷局、1961年)13頁。

²³⁹ 憲法調査会『憲法調査会第48回総会議事録』・前掲注(238)14-15頁。

活動と関連する大学の自治の問題」²⁴⁰と見做す。

森戸は、戦後において自らの関わった問題を「大学の自治に関する問題」としつつ、それを悉く「厳密な意味における学問研究の問題が中心であるよりも、むしろそれにかからませた左翼的思想および政治的運動と直接間接に関連するもの」と捉えていた²⁴¹。森戸本人に信念があろうと、対立者・反対者に対するそうした形容が反発を招くのは必然である。伊ヶ崎暁生のように、森戸辰男の戦前と戦後の行動を対比して「変節」と激烈な調子で非難する者が生じるのは、森戸自身の行動の帰結であろう²⁴²。

よしんば伊ヶ崎ほどの激しさを持たずとも、森戸に象徴されるような特定世代の中の特定の傾向に対して、高柳らが一定の隔意を持っていたであろうことは想像に難くない。

それは、理念・理論からは「学問の自由」や「大学の自治：を巡る議論の中で、先行世代が掬い切れなかった要素としての「学生」が焦点となった争いである。同時に、永井道雄が看取したように、その争いは理念レベルでの断絶ではなく、現状に対する認識の反映であった。あるいは、言説そのものよりも、それを取り巻く「時代」や「政治」といった環境の違いの反映であった。

そうした文脈において、高柳説は恐らく相当戦略的であった。まず理論的な歴史的側面から「学問の自由」と「大学の自治」の議論を展開しつつ、大学管理法案という未だ記憶に新しい事例を素材に現実を批判する。その点で、高柳説はこれ以上ない程の抗現実性を有している。

高柳は、「学問の自由」の「原理」を語る場面では、あくまでも、旧来の大学像への反省と時代的状况への対応という形で、総論レベル・理念レベルとしての学生参加の打ち出す。同じ時代的状况への対応と「学問の自由」の再解釈という面で共通している大学財政においては、相当程度具体的な話を取り入れているにも拘らず、こうした叙述を行っているのは意図的であろう。すなわち、1968年段階で提唱した原理論では学生参加の議論に必要な以上に踏み込まず、紛争が沈静化した70年代に「学生参加」の議論を行う。結果、理念としての学生参加が前向きな形で見据えられているという構造が出来上がる²⁴³。この構図は、『学問の自由』においても維持されている。

²⁴⁰ 憲法調査会『憲法調査会第48回総会議事録』・前掲注(238)16頁。

²⁴¹ 憲法調査会『憲法調査会第48回総会議事録』・前掲注(238)16頁。

²⁴² 伊ヶ崎(1985年)・前掲注(201)50-51頁参照。

²⁴³ 和田英夫の次の指摘は、示唆的である。高柳・前掲注(1)は、「近視眼的な大学改革や大学紛争収拾にとりかかる前に、一読すべき論文であろう。ただ、私自身、その渦中において、責任者につらなる一人として体験した感じからすれば、紛争の主役となった学生とその行動については、殺人にまでいたる内ゲバ、無限に分裂するセクト等、その現実はいまにも幼稚で、低次元にみちたものがあり、高柳論文の高い格調とは似ても似つかぬ数々の現実が多かったのである」(和田英夫『『基本的人権』のはじめての総合的研究』社会科学第23巻1号190頁)。

この点、興味深いのが上山安敏による書評である。上山は、高柳説を「じっくりと年月をかけて一つの情熱の下に彫刻した大作」にして、その「動機といえば当時のアカデミズムに強烈な刺激を与えた大学紛争であった」と指摘した上で、次のような所感を述べる。長文であるが、我々にとってはこれ以上ないほど重要な指摘である²⁴⁴。

「本書……各章が、歴史、比較、背景、法理論構成と独立しているのではなく、それぞれの章において、豊かな歴史的感覚と法解釈の厳密な論理性とが融け合っている。だがそれだけに歴史学に偏ってしまった筆者から見れば、法律家の眼で組み立てられているという感が強い。ポポロ事件、学生懲戒を、大学問題として15年前に感じとった緊迫性は、今日薄れている。この本がもし十年前に出版されておれば、もっと大きい衝動をもって受け取られたに違いない、と思う。そのためこの書評も今日の大学問題全体を考えるさいに有効な学問の自由と大学の自治の基礎的歴史的部分に重点をおきたいと思う」²⁴⁵。

上山は、高柳説が「歴史的感覚」と「法解釈の……論理性」から成り立っていることを指摘する。最もこれ自体は既に第1章等で示された通りである。ここで重要なのは、傍点を付した部分、すなわち歴史学者の上山からすれば高柳はあくまでも「法律家」として映ったという点である。さしずめ法学の眼からは歴史学の要素が特徴として現れ、歴史学の眼からは法学の要素が特徴として現れてくる——この両義性は、歴史と法的議論が、互いを支え合い説得力を与える根拠となり、両者が一体となったストーリーを構築していることを意味する。

そして、上山が『学問の自由』出版時(1983年)には、既に当時の「緊迫性」が失われていると述べ、書評では「基礎的歴史的部分」に重点を置いたことそのものが、我々に答えを示している。当初有していた「緊迫性」あるいは「時代性」が失われたことで、却ってその理論的側面・歴史解釈が強調されて読者に提示されるようになった。

例えば、針生誠吉(1927年生)は、『日本憲法科学(全)』(1989年)の中で、高柳『学問の自由』を「誠にすぐれた参考書」と好意的に取り上げて、その理論と歴史解釈を紹介している²⁴⁶。針生は、講義において小林直樹の『憲法講義 上』²⁴⁷、恩師・清宮四郎の統治機構論『憲法 I』²⁴⁸を特に参考としたという。「私の社会科学、憲法科学研究は……今日の学界では少数説であろう。しかし私はそれを恐れない。数年後、数十年後には必ず多数説となるであろう。今日の多数説に異をとらえ、未来を創造する所にこそ、……日本の社会科学者の主

²⁴⁴ 上山安敏「書評 高柳信一著『学問の自由』」法律時報第55巻10号(1983年)87頁。

²⁴⁵ 上山・前掲注(244)87頁、傍点筆者。

²⁴⁶ 針生誠吉『日本憲法科学(全)』(敬文堂, 1989年)162頁以下。

²⁴⁷ 小林直樹『新版 憲法講義 上』(東京大学出版会, 1980年)

²⁴⁸ 清宮四郎『憲法 I 第3版』(有斐閣, 1979年)。

体的任務がある」と信じた針生は、高柳の著作を伊藤正己・川島武宜・芦部信喜の著作と並べ、「古典的名著」と激賞する²⁴⁹。

既に、この時点で『学問の自由』内における総論部分(I およびII)と各論部分(III、IV、V、VI)のうち、主に個別具体的な政策や事例・制度を念頭に置く後者が「時代性」と共に捨象され、総論部分すなわち原理論の理論的側面・歴史解釈が受容されている。

元々、『学問の自由』の「I」と「II」は1960年代前半の大学管理法案を除いて、個別具体的な話をしていない。読む者の解釈次第でいかようにも議論を展開できるポテンシャルを有していた議論が、時間の経過と共に更にその理論的側面・歴史解釈に特化して受容されるに至る。それ故、高柳説は、学説として「生き残った」のではないか。

²⁴⁹ 針生・前掲注(246)iii-iv頁参照。

結論 高柳説とは何であったのか

第1節 本稿の議論のまとめ

最後に、本稿のこれまでの議論を簡単に振り返りつつ、若干の考察と展望を述べることにしたい。

序論では、まず問題の所在ならびに問題関心として、公法学者・高柳信一の「学問の自由」論(高柳説)に対する近時の批判・再検討の流れを確認し、同説に対する理解が散在・多様化していることを確認し、同説の内在的読解の必要性を指摘した。

続く第1章では、公法学者・高柳の経歴や初期の研究を検討した上で、論文の内容を確認した¹。第二次世界大戦での徴兵経験、そして終戦後「偶然」の作用で研究者としてのキャリアを歩むこととなった高柳は、自らの人生そのものを「偶然」の所産と捉えつつ、早くから「学者としての在り方」、「社会における存在意義」に煩悶していた。1957年から1960年にかけての英米留学を期に高柳は、その後の公法学研究と並び「学問の自由」を終生の研究テーマとする転機を得る。

論文「近代国家における基本的人権」では、歴史学、経済学、政治学などの社会科学の議論に立脚した視座から、「歴史の中における人間開放の要求と市民的自由の相関」について叙述がなされていること、社会を前提・基本とした国家観、そして意思自由の原則を核に、「近代国家における基本的人権」を定式化した高柳が、その延長線上に「思想の自由市場」を原理とする市民的自由概念を見出したことを確認した。併せて、初期の研究で示されていたように、高柳の問題意識には、(1)歴史への関心、(2)ネガとしてのドイツ(および日本)に対する英米モデル、(3)学問への憧憬とその裏返しとしての特権意識への忌避感が、同論文でも残っていることを指摘した。

第2章ではそして主著『学問の自由』²を手がかりに、高柳説を検討した。検討の結果、高柳にとって、日本国憲法23条「学問の自由」とは、思想の表明や言論活動を理由として、大学設置者・管理者が大学教員に懲戒解雇権その他一切の処分を発動可能である大学という場に対して、市民的自由(思想の自由市場を前提)を妥当・貫徹させるものとして捉えられ、理解された。その意味で、市民的自由と「学問の自由」は同質的とされる。これは、思想の表明や言論活動という側面では市民的自由と「学問の自由」との間に差異を認めない一方で、実際の機能(制度面)では、大学の財政的自治権や教授会自治論を正当化するという点で戦略的ともとれる議論であった。高柳は、そうした相反する要素を、理論的正当化における「同質性」でまとめ上げていた。

¹ 高柳信一「近代国家における基本的人権」東京大学社会科学研究所編『基本的人権1 総論』(東京大学出版会, 1968年)。

² 高柳信一『学問の自由』(岩波書店, 1983年)。

こうした高柳説は1950年から1960年代にかけてのアメリカのアカデミック・フリーダムの議論、特に留学時代に接したと思われる Ricahrd Hofstadter & Walter Metzger³、Robert MacIver の著作⁴に依拠している面が大きく、同説の内在的理解のため上記文献の内容と高柳説の比較参照を行った。

第3章では、Hofstadter & Metzger の内容を確認した。本書は、ヨーロッパの伝統・植民地期の College から書き起こし、南北戦争以前を対象にした Hofstadter 担当の第一部と、南北戦争以後からドイツの「学問の自由」の輸入とアメリカ独自のアカデミック・フリーダム概念の形成、1915年の全米大学教授協会の結成と第一次世界大戦での「忠誠」を巡る問題を扱った Metzger 担当の第二部からなる。

このうち Hofstadter 担当の第一部では、植民地期から19世紀半ばまでのアメリカの大学・カレッジの生成と発展の歴史を通じ、この時期のアメリカの高等教育は宗派との戦いが軸であったことを確認すると共に、それが高柳説にもベースラインとして受け継がれていることを指摘した。特に、宗教改革や経済発展から精神的自由の主張が生成・展開されていく様を描く Hofstadter の議論が高柳に大きく影響を与えた可能性があること、それが市民的自由と「学問の自由」の同質性を強調する見解にも繋がっていることを論じた。

その一方で、Hofstadter の叙述との相違点から、高柳はアメリカのアカデミック・フリーダムを Hofstadter & Metzger の記述そのままではなく、「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式で一貫して描こうとしていたことが明らかとなった。

特に、Metzger 担当の第二部では大学とビッグ・ビジネス、進化論を巡る論争が取り入れられているのに対し、Metzger の議論の主要な要素として扱われている、ドイツの「学問の自由」理念とアメリカへの輸入、教員の「教授の自由」と学生の「学習の自由」のうち、後者が切断されたこと。全米大学教授協会(AAUP)の声明やその活動に触れていないことが高柳の意図である可能性が高いことを指摘した。

同様の傾向は、第4章で MacIver の議論との比較参照を行った上で、一層明らかとなった。

マッカーシズムの記憶がいまだ新しい時期のアメリカを背景にした MacIver の議論は、Hofstadter & Metzger の扱った時代よりも、大学に対する世論や外部勢力による攻撃が活発になされた時期であり、民主主義とアカデミック・フリーダム・大学との関係を論じていた。高柳は、MacIver の叙述から、「専門職的自由」論や理事会管理体制に対する「教授団の自律(autonomy of faculty)」の勃興、そして「機能的自由」など多くの点を依拠している。それに加えて、大学内での学生の発言の自由を肯定している点や、「俗流化せしめられた民主主義」について論じた点も、MacIver からの影響と考えられる

³ RICHARD HOFSTADTER & WALTER P. METZGER, THE DEVELOPMENT OF ACADEMIC FREEDOM IN THE UNITED STATES (Columbia University Press, 1955).

⁴ ROBERT M. MACIVER, ACADEMIC FREEDOM IN OUR TIME (Columbia University Press, 1955).

しかし、同時にいくつかの点で差異もある。例えば、「専門職能的自由」論で高柳は、アカデミック・フリーダムの中から市民としての「大学外での発言と行動の自由」を除外した。また、学生についても前述 Hofstadter & Metzger の方では言及せず、MacIver の方で言及したのは、そちらの方が「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式を主張する上で、論理的な首尾一貫性の面から適切と考えたためではないか、と指摘した。

以上を踏まえ、本稿は再び日本に戻り、高柳が「学問の自由」について論じた時代背景や同時代の言説との比較を通じて、同説の掘り下げと再度の検討を行った。第5章では、1960年代を中心に、宮沢俊義ら先行世代だけでなく、同世代の小林直樹や後続世代の樋口陽一らの議論との比較を行った。最終的には、永井道雄の議論との対比から、高柳は「大学改革」を打ち出す勢力に対して意図的に「古典」である Hofstadter & Metzger を中心に議論を展開して対抗しようとしたこと、その場合大学の財政問題などは射程外になってしまうため、そこでは Hofstadter & Metzger や MacIver の議論は用いなかったこと、今日まで高柳説が学説として継承された要因には、時代や状況に対して憲法23条の議論を原理論レベルで展開するのか、具体的な制度論まで話を広げるのかを選択していたことが考えられるのではないかと論じた。

第2節 高柳の限界？

既にこの点については、第5章で言及したが、本稿全体の内容を踏まえた上で次の点を指摘すべきであろう。

高柳説は、全体的には Hofstadter & Metzger の描いた歴史、MacIver の現実との格闘、そこから見出されたあるべき理念としてのアカデミック・フリーダムを継承した学説と言える。もっとも、彼らの議論をそのまま流用したのではなく、自らの提唱する「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式に沿う形で議論を構築している。

しかし、その代償と言うべきか、同説はアメリカのアカデミック・フリーダムの観点から見た場合、歴史的経緯としては必ずしも整合しない点を有している。ドイツから輸入された「学問の自由」概念から、学生の「学習の自由」が切断されたことに言及がないのは、その一例である。

また高柳説においては、アメリカのアカデミック・フリーダムの構成要素の一つである大学教員の「学外での発言と行動の自由」⁵の位置づけが不明確である。第4章で指摘したように、高柳は MacIver の記述から「専門職能的自由」を提示したが、MacIver の挙げていた教員の自由の中から教員の一般市民としての政治的自由・市民的自由を落としている。市民的自由の同質性を前提とする高柳説であれば、そのままでも問題はないはずであ

⁵ 盛永悠太『学外言論 (extramural speech)』と学問の自由:専門と無関係な市民としての大学教員の言論は、学問の自由の行使といえるか』北大法政ジャーナル第25号(2018年)61-88頁。

るのに対し、そうした処置を行ったのは「理事会に対する専門職としての教員側の対抗」という図式において、「大学教員の専門職意識の高まり」という要素が不可欠であり、専門職能的自由はそこに関わっていたためであろう。

以上からすれば、今後高柳説を先行研究として扱う際は、同説がアカデミック・フリーダムの概念を相当程度意識的に彫刻して日本の公法学に提示したことを踏まえるべきであろう。

第3節 高柳の可能性？

以上は、公法学的に見た高柳説に対する本稿の結論である。それに対し、以下では現実の「政治」に向き合った一人の学者としての高柳に焦点を当てる。

高柳が格闘した1960年代の日本は、大学管理法案や大学紛争・学生叛乱が生じ、同時代の大学人のみならず、広く社会一般で「学問の自由」や「大学の自治」が問われていた時期であった。

この時期、独自の改革論を提唱した永井道雄は、「大学の自治」といった理念のレベルではなく、現代の大学に対する認識にこそ対立点があると指摘していた。それを踏まえれば、事実として高柳の議論が特定の論者への批判であったことも否めない。具体的には、中央教育審議会等に関わった森戸辰男らの改革論である。

この点、大学紛争期に佐藤栄作内閣のブレーンを務めた山崎正和(1934年生)は⁶、自身の経験を踏まえた上で次のような証言を残している。曰く、「私たちの世代になって、やっと政府に関わることのアレルギーが少し薄れたんですね。ですから佐藤政権における学者の政治参加は、少し上の世代から私たちまでで初めて実現したわけです」⁷。

この発言は、自身の活動の意義を肯定する面が否めないものの、60年代の大学紛争を巡る知識人間の対立を理解する上では、事の一側面を突いているようにも見える。

永井・山崎の言に準えれば、高柳は森戸のような振る舞いを認められなかったのではないだろうか。森戸や高坂正顕らに対する高柳の態度は、理論・理念レベルではなく、「現実の政治」を巡る振る舞いに起因するように筆者には思えてならない。特に憲法調査会で森戸が自身の対立者を「左翼」と称したような振る舞いが、同時代人にあまり良い印象を与えなかったのは確かであろう。

そうであるとすれば、1960年代末の「大学」を中心として学者たちの対立・分断は理論ではなく、「政治的」なものであったということに過ぎないのだろうか。筆者はそれを必ずしも否定しない。ただ、今後の公法学において、高柳は一つのあり方を示していたのも確かである。

⁶ 御厨貴・阿川尚之・苅部直・牧原出編『舞台をまわす、舞台がまわる：山崎正和オーラル・ヒストリー』(中央公論新社, 2017年)126頁以下参照。

⁷ 『舞台をまわす、舞台がまわる』・前掲注(6)336頁参照(山崎発言)。

例えば、大学紛争期には森戸のように対立者を「政治的」であることを理由に攻撃する者がいた。森戸に対する高柳の批判は、激しい憤りを表出させる場面すらあった。日本国憲法 23 条の解釈を展開した高柳が、「学問の自由」を論じた背景には、森戸らの用いるアメリカや英国の大学モデルを逆用して、むしろ「古典」に帰ることで日本にあるべきモデルを示そうとした側面があった。その意味で、高柳説にも「政治的」な面はあった。ここまで述べた点は、ともすれば「政治的」であった過去の時代の遺物に過ぎないと解釈され得るかもしれない。しかし、果たして本当にそうであろうか。

かつての司法制度改革のように⁸研究者が、政治の場に入っていく可能性は今後も増え続けると思われる。筆者はそうした流れやその必要性そのものを否定しない。しかし、今後大学教員を含めた知識人の役割として、「批判的知識人」⁹以外の役割が問われていくとすれば、研究者の行いや振る舞いはどこまでが「学問の自由」でどこまでが一般市民としての行為と言えるのか、が問われることになる。

その場合、1960 年代当時、公法学者・高柳が「政治」に対しあくまでも日本国憲法 23 条の解釈や歴史でもって対抗しようとしていたことを、政治への「アレルギー」と切って捨てるのは余りにも惜しい。「学問」と「政治」の狭間を前にして、あくまで「学問の自由」の実践であろうとした高柳の行為は、一つの選択として評価に値すると思われる。

⁸ 佐藤幸治・竹下守夫・上正仁『司法制度改革』(有斐閣, 2002 年)。

⁹ エドワード・W・サイード(著) 大橋洋一(訳)『知識人の役割』(平凡社, 1995 年)